

令和三年三月 三 日開会
令和三年三月 三十 日閉会

令和三年第一回定例会会議録

西之表市議会

令和三年第一回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 三月三日（水）

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	五
一、会期の決定	六
一、提出議案の一括上程	六
一、市長の施政方針並びに提案理由説明	六
八坂市長	六
一、議案審議	一三
議案第二号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について	一四
森企画課長説明	一四
議案第三号 令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十二号）	一四
奥村財産監理課長説明	一五
一、予算特別委員会の設置及び構成	二〇
一、予算特別委員会委員の選任	二〇
一、予算特別委員会の正副委員長選出結果報告	二〇
一、休 憩	二〇
一、再 開	二〇
一、議案審議	二〇
議案第四号 令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）	二〇
長野健康保険課長説明	二〇

議案第五号	令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第二号)	一一
川畑市民生活課長説明	．．．．．	一一
議案第六号	令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)	一二
下川高齢者支援課長説明	．．．．．	一二
議案第七号	令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)	一三
長野健康保険課長説明	．．．．．	一三
議案第八号	令和二年度西之表市水道事業会計補正予算(第四号)	一四
高橋水道課長説明	．．．．．	一四
一、鹿兒島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	．．．．．	一四
一、日程報告	．．．．．	一六
一、散会	．．．．．	一六
第二号 三月十二日(金)		
一、開議	．．．．．	三一
一、議案審議	．．．．．	三一
議案第二号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について	三一
竹下総務文教委員長報告	．．．．．	三一
議案第三号	令和二年度西之表市一般会計補正予算(第十二号)	三三
議案第四号	令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)	三三
議案第五号	令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第二号)	三三
議案第六号	令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)	三三
議案第七号	令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)	三三
議案第八号	令和二年度西之表市水道事業会計補正予算(第四号)	三三

長野予算特別委員長報告	三三
議案第九号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について	三九
柳田税務課長説明	三九
議案第一〇号 西之表市国民健康保険条例及び西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	三九
長野健康保険課長説明	四〇
議案第一一号 西之表市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	四〇
柳田税務課長説明	四一
議案第一二号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	四一
柳田税務課長説明	四一
橋口美幸さん質疑	四三
下川高齢者支援課長	四三
議案第一三号 西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	四四
下川福祉事務所長説明	四四
議案第一四号 種子島森林組合運営資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	四四
中野農林水産課長説明	四五
橋口美幸さん質疑	四五
中野農林水産課長	四五
議案第一五号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	四五
下川高齢者支援課長説明	四六
橋口美幸さん質疑	四九
下川高齢者支援課長	四九
一、休 憩	四九

一、再 開	四九
一、議案審議	四九
議案第一六号 令和三年度西之表市一般会計予算	五〇
奥村財産監理課長説明	五〇
議案第一七号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計予算	五六
長野健康保険課長説明	五六
議案第一八号 令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算	五八
川畑市民生活課長説明	五八
議案第一九号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計予算	五八
中野農林水産課長説明	五八
議案第二〇号 令和三年度西之表市介護保険特別会計予算	五九
下川高齢者支援課長説明	五九
議案第二一号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算	六一
長野健康保険課長説明	六一
議案第二二号 令和三年度西之表市水道事業会計予算	六二
高橋水道課長説明	六二
一、日程報告	六四
一、散 会	六四
第三号 三月二十五日(木)	
一、開 議	六九
一、一般質問	六九
杉 為昭君	六九

八板市長	．．．．．	七〇
中野農林水産課長	．．．．．	八〇
一、休 憩	．．．．．	八四
一、再 開	．．．．．	八四
一、一般質問	．．．．．	八四
下川和博君	．．．．．	八四
八板市長	．．．．．	八五
上妻建設課長	．．．．．	九〇
中野農林水産課長	．．．．．	九二
一、休 憩	．．．．．	九三
一、再 開	．．．．．	九三
一、一般質問	．．．．．	九三
河本幸男君	．．．．．	九三
八板市長	．．．．．	九四
森企画課長	．．．．．	一〇三
中野農林水産課長	．．．．．	一〇五
一、休 憩	．．．．．	一〇七
一、再 開	．．．．．	一〇七
一、一般質問	．．．．．	一〇七
橋口好文君	．．．．．	一〇七
中野農林水産課長	．．．．．	一〇八
八板市長	．．．．．	一〇九
吉田教委総務課長	．．．．．	一一四

上妻建設課長	．．．．．	一七
大瀬総務課長	．．．．．	一九
一、日程報告	．．．．．	二二
一、散会	．．．．．	二二

第四号 三月二十六日(金)

一、開議	．．．．．	二七
一、一般質問	．．．．．	二七
濱島明人君	．．．．．	二七
奥村財産監理課長	．．．．．	二八
大瀬総務課長	．．．．．	二九
森企画課長	．．．．．	三二
八板市長	．．．．．	三四
中里社会教育課長	．．．．．	三六
一、休憩	．．．．．	三九
一、再開	．．．．．	三九
一、一般質問	．．．．．	三九
渡辺道大君	．．．．．	三九
岩下経済観光課長	．．．．．	四〇
中野農林水産課長	．．．．．	四〇
八板市長	．．．．．	四二
森企画課長	．．．．．	四三
上妻建設課長	．．．．．	四五

第五号 三月二十九日(月)

一、休憩	一四九
一、再開	一四九
一、一般質問	一四九
橋口美幸さん	一四九
森企画課長	一五一
八板市長	一五二
内学校教育課長	一六二
岩下経済観光課長	一六四
一、日程報告	一六四
一、散会	一六五
一、開議	一七一
一、一般質問	一七一
宇野裕未さん	一七一
八板市長	一七三
長野健康保険課長	一七三
岩下経済観光課長	一七五
大瀬総務課長	一七七
森企画課長	一八〇
一、休憩	一八五
一、再開	一八五
一、一般質問	一八五

長野広美さん	一八五
八板市長	一八六
柳田税務課長	一八六
大瀬総務課長	一八七
中野副市長	一八九
中野農林水産課長	一九〇
岩下経済観光課長	一九三
上妻建設課長	一九六
松元地域支援課長	一九九
森企画課長	二〇二
一、日程報告	二〇四
一、散会	二〇四

第六号 三月三十日(火)

一、開議	二〇九
一、諸般の報告	二一〇
一、議案審議	二一〇
議案第九号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について	二一〇
竹下総務文教委員長報告	二一〇
議案第一〇号 西之表市国民健康保険条例及び西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	二一一
渡辺産業厚生委員長報告	二一一
議案第一一号 西之表市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	二一二
渡辺産業厚生委員長報告	二一二

議案第一二二号	西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	二二三
渡辺産業厚生委員長報告	．．．．．	二二三
橋口美幸さん反対討論	．．．．．	二二五
議案第一三三号	西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	二二六
渡辺産業厚生委員長報告	．．．．．	二二七
議案第一四四号	種子島森林組合運営資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	二二八
渡辺産業厚生委員長報告	．．．．．	二二八
議案第一五五号	西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	二一九
渡辺産業厚生委員長報告	．．．．．	二一九
橋口美幸さん反対討論	．．．．．	二二一
議案第一六六号	令和三年度西之表市一般会計予算	二二三
議案第一七七号	令和三年度西之表市国民健康保険特別会計予算	二二三
議案第一八八号	令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算	二二三
議案第一九九号	令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計予算	二二三
議案第二〇〇号	令和三年度西之表市介護保険特別会計予算	二二三
議案第二一一号	令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算	二二三
議案第二二二号	令和三年度西之表市水道事業会計予算	二二三
長野予算特別委員長報告	．．．．．	二二三
一、休 憩	．．．．．	二二八
一、再 開	．．．．．	二二八
一、議案審議	．．．．．	二二八
渡辺道大君原案に賛成討論	．．．．．	二二八

下川和博君原案に反対討論	一二九
宇野裕未さん原案に賛成討論	一二九
遠藤建次郎君原案に反対討論	一三〇
橋口好文君原案に賛成討論	一三〇
濱島明人君原案に反対討論	一三一
橋口美幸さん原案に賛成討論	一三二
杉 為昭君原案に反対討論	一三三
鯨島市憲君原案に賛成討論	一三五
河本幸男君原案に反対討論	一三五
一、休 憩	一三六
一、再 開	一三六
一、議案審議	一三六
橋口美幸さん反対討論	一三八
竹下秀樹君賛成討論	一三八
渡辺道大君反対討論	一三九
竹下秀樹君賛成討論	一四〇
一、議案追加上程・議案審議	一四一
議案第二三号 西之表市監査委員の選任について	一四二
八板市長説明	一四二
議案第二四号 西之表市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	一四四
河本議会運営委員長説明	一四四
議案第二五号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	一四五
奥村財産監理課長説明	一四五

一、休憩	二四六
一、再開	二四六
一、議案審議	二四六
議案第二五号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	二四六
竹下総務文教委員長報告	二四六
一、閉会中の継続審査	二四七
一、市長挨拶	二四八
八板市長	二四八
一、議長閉会挨拶	二四九
川村議長	二四九
一、閉会	二五〇

令和三年第一回西之表市議会定例会

一、会期日程

月	日	曜	種別	内容
三・三	水	水	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の施政方針並びに提案理由説明、議案審議（令和二年度関係議案審議、質疑・委員会付託）、予算特別委員会の設置及び構成、委員の選任、正副委員長選出報告、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
四	木	木	委員会	令和二年度関係付託案件審査 総務文教委員会
五	金	休	休	
六	土	休	休	
七	日	休	休	
八	月	委員会	委員会	令和二年度関係付託案件審査 予算特別委員会
九	火	休	休	
十	水	休	休	
十一	木	委員会	委員会	議会運営委員会

二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金
休 会	委 員 会	委 員 会	休 会	休 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	休 会	休 会	本 会 議
	各特別委員会、議会運営委員会、全員協議会	令和三年度関係付託案件審査 予算特別委員会			令和三年度関係付託案件審査 予算特別委員会	令和三年度関係付託案件審査 予算特別委員会	令和三年度関係付託案件審査 産業厚生委員会	議会運営委員会	令和三年度関係付託案件審査 総務文教委員会			議案審議（令和二年度関係議案審議、総務文教委員長報告・質疑・討論・表決、予算特別委員 長報告・討論・表決）、議案審議（令和三年度関係議案審議、質疑・委員会付託）

			二十九	二十八	二十七	二十六	二十五
			月	日	土	金	木
本 会 議	委 員 会	本 会 議	本 会 議	休 会	休 会	本 会 議	本 会 議
議案審議（総務文教委員長報告・質疑・討論・表決）、閉会中の継続審査、閉会	付託案件審査 総務文教委員会	諸般の報告、議案審議（令和三年度関係議案審議、各常任委員長報告・質疑・討論・表決、予算特別委員長報告・討論・表決）、議案三件追加上程、議案審議（提案理由説明・質疑・委員 会付託省略・討論・表決）、議案審議（提案理由説明・質疑・委員会付託）	一般質問			一般質問	一般質問

一、付議事件

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 二 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について	委員会付託	三月 十二 日原案可決
議案第 三 号	令和二年度西之表市一般会計補正予算(第十二号)	委員会付託	三月 十二 日原案可決
議案第 四 号	令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)	委員会付託	三月 十二 日原案可決
議案第 五 号	令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第二号)	委員会付託	三月 十二 日原案可決
議案第 六 号	令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)	委員会付託	三月 十二 日原案可決
議案第 七 号	令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)	委員会付託	三月 十二 日原案可決
議案第 八 号	令和二年度西之表市水道事業会計補正予算(第四号)	委員会付託	三月 十二 日原案可決
議案第 九 号	西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月 三十 日原案可決
議案第 一〇号	西之表市国民健康保険条例及び西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月 三十 日原案可決
議案第 一 一 号	西之表市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月 三十 日原案可決
議案第 一 二 号	西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月 三十 日原案可決
議案第 一 三 号	西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月 三十 日原案可決
議案第 一 四 号	種子島森林組合運営資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月 三十 日原案可決
議案第 一 五 号	西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月 三十 日原案可決
議案第 一 六 号	令和三年度西之表市一般会計予算	委員会付託	三月 三十 日原案可決
議案第 一 七 号	令和三年度西之表市国民健康保険特別会計予算	委員会付託	三月 三十 日原案可決
議案第 一 八 号	令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算	委員会付託	三月 三十 日原案可決
議案第 一 九 号	令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計予算	委員会付託	三月 三十 日原案可決

議案第 二〇号	令和三年度西之表市介護保険特別会計予算	委員会付託	三月三十日	原案可決
議案第 二一号	令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算	委員会付託	三月三十日	原案可決
議案第 二二号	令和三年度西之表市水道事業会計予算	委員会付託	三月三十日	原案可決

一、付議事件（追加分）

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 二三号	西之表市監査委員の選任について	即決	三月三十日 同意
議案第 二四号	西之表市議会議規則の一部を改正する規則の制定について	即決	三月三十日 原案可決
議案第 二五号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	委員会付託	三月三十日 原案可決

本会議第一号（三月三日）

本会議第一号(三月三日)(水)

◎出席議員(十三名)

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員(一名)

一三番 田添 辰郎 君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	中野 哲男 君
教 育 長	大平 和男 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬 浩一郎 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	川 畑 利昭 君
財産監理課長	奥 村 裕昭 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	柳 田 さゆり さん
健康保険課長	長 野 望 君
高齢者支援課長	下 川 昭代 さん
経済観光課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

農林水産課長	中野賢二君
建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	小園啓太君
書記	和田帆波さん

令和三年三月三日午前十時開会

△開 会

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより令和三年第一回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（川村孝則君） ただいままでの出席議員は十三名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 提出議案の一括上程
- 日程第四 市長の施政方針並びに提案理由説明
- 日程第五 議案第二号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

日程第六 議案第三号 令和二年度西之表市一般会計補正予算（第一二号）

日程第七 予算特別委員会の設置及び構成

日程第八 予算特別委員会委員の選任

日程第九 予算特別委員会の正副委員長選出結果報告

日程第一〇 議案第四号 令和二年度西之表市国民健康保険特別

会計補正予算（第四号）

日程第一一 議案第五号 令和二年度西之表市交通災害共済事業

特別会計補正予算（第二号）

日程第一二 議案第六号 令和二年度西之表市介護保険特別会計

補正予算（第四号）

日程第一三 議案第七号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保

険特別会計補正予算（第四号）

日程第一四 議案第八号 令和二年度西之表市水道事業会計補正

予算（第四号）

日程第一五 鹿兒島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

△会議録署名議員の指名

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、三番議員橋口美幸さん、四番議員渡辺道大君を指名いたします。

△会期の決定

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る三月一日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から三月三十日までの二十八日間とし、配付してある日程表のとおりしたいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から三月三十日までの二十八日間とし、配付してある日程表のとおり決しました。

△提出議案の一括上程

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

議案第二号から議案第二二号までを一括して上程いたします。

△市長の施政方針並びに提案理由説明

○議長（川村孝則君） 次は、日程第四、市長に施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和三年第一回西之表市議会定例会を招集しましたところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

西之表市長として二期目を迎えるに当たり、これからのまちづくりのかじ取り役を任せられましたことは、その責務の重大さに身の引き締まる思いであります。市民の皆様への信託と期待に沿えるよう、議会との連携を大切にし、市民御一人御一人の声を傾け、市政運営に全力を尽くしてまいることをお誓い申し上げます。

それでは、私の市政運営に対する所信の一端を申し上げ、市民の皆様並びに市議会の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、初めに、馬毛島問題について私の決意を述べたいと思います。

さきの市長選挙で、この問題は大きな争点となりました。選挙期間中、市民の皆様様々な声をお聞きいたしました。市政発展を願うそれぞれの心の内をおもんばかるとともに、選択の岐路に立つ市民の道標となるべく、責任の重さを改めてかみしめたところであります。

米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）施設の設定計画に対する私の考えは、失うものが大きく、同意できないというものであります。このことを西之表市民に、鹿児島県民に、そして日本国民に理解してもらうまで、私は粘り強く交渉をいたします。

防衛省をはじめ関係機関等に足しげく通い、地元の声を届けます。

一方で、この計画に賛成されている方々にも納得していただけるよう、地域の豊富な資源を生かしたあらゆる振興策を講じ、基地経済に頼らない自立への道筋を立ててまいります。

豊かな歴史、文化、自然を力に、市民の皆様の力を集結し、持続可能な地域社会づくりに努めていくことが、今を託された私の責任であり、未来につなぐ私の役割であると肝に銘じ、今後の市政運営に取り組んでまいります。

さて、市民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症につきまして、その感染拡大防止に向けて御協力いただいていることに心から感謝を申し上げます。中でも、人命を守るため、現場の最前線で献身的な努力をされている医療従事者の皆様をはじめ、感染症対応に御協力いただいている全ての方々に敬意を表します。

今後の感染状況など、先行きは不透明でございますが、引き続き感染防止対策に万全を期してまいります。特にワクチン接種につきましては、接種希望者が速やかに接種を受けられるよう、鹿児島県、医療機関と協力して接種体制の構築を図るとともに、大きな影響を受けている産業の復興に全力で取り組んでまいります。

昨年、急激に被害が拡大したさつまいも基腐病により、さつまいも農家の経営は危機的状況となっております。市独自の経営支援に続き、国の基金事業を活用の上、次期作に対しての経営支援対策を進めてまいります。また、本市独自の対策として、さつまいも重要病害虫防除支援員を設置し、巡回指導等により防除対策の励行を徹底

し、基腐病の発生率の軽減を図り、収益確保に努めてまいります。

西之表港の耐震強化岸壁整備についてでございます。先月、二月五日、鹿児島県地方港湾審議会に出席してまいりました。西之表港は、種子島における生活物資取扱量の九割を占めており、大規模災害が発生した際にこのルートが断たれることは、島民の死活問題となります。このたびの審議会で、洲之崎地区に新たに耐震強化岸壁を配置するとして港湾計画の変更が決定されました。海上からの物資や人員の輸送ルートが確保されることになり、防災拠点としての位置付けも可能となります。

また、西之表港の利便性が向上することにより、新たな経済活動を展開していくことが期待されます。例えば、農林水産品の集荷や加工、冷蔵・冷凍施設などの整備をすることで、より付加価値の高い品目を島外に出せることとなります。

国は既に整備に向けた調査を行っております。洲之崎地区の埋立てや接続する港湾、道路整備など大型の公共事業が行われることは、地域経済の浮揚につながりますし、現在取り組んでいる港町再生のまちづくりを進める上でも大きな後押しとなるものであります。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大により、社会構造は非接触型・非集合型社会へと変化しました。幅広い分野でオンライン化やリモート化が進展し、新しい生活様式の実践など、新しい常識や常態が定着しつつあります。ウイズコロナの時代において、これまで以上に、市民の生命と健康、安心・安全な生活を守るとともに、地

域経済の活性化を目指さなければなりません。

そのために、私は市民の皆様にも三つの約束をいたします。

一つ目は、安心安全な暮らしの実現、二つ目に、人にやさしい社会創り、三つ目に、ふるさとの産業振興であります。コロナ後の時代も見据えながら、この三つの約束を基本に、活力に満ちた次代の西之表市を創造してまいります。

それでは、令和三年度の具体的な取組につきまして、政策分野ごとに述べてまいります。

まず、くらし分野です。

市営住宅においては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、五か年計画で桜が丘団地の整備を進めております。一号棟から三号棟までの外壁や給湯設備等の改修を終えましたので、引き続き汚水処理施設の改修を行います。鴨女町住宅については、老朽化した榕城校区内の住宅を集約する形で建替えの基本計画を策定し、住環境改善の取組を進めます。

水道事業では、将来の理想像を実現するための道筋を示す水道ビジョンと経営の健全化へ向けた経営戦略を策定しました。引き続き健全な事業経営を目指すとともに、安全で安心な水を安定的に供給することに努めてまいります。

道路事業については、市道四路線の改良事業と橋梁補修を計画に沿って実施するとともに、安全・安心な通行を確保するために区画線の設置や通学路の危険箇所解消など安全対策を強化します。ま

た、港湾長寿命化計画に基づく改修や急傾斜地崩壊対策のほか、県営事業との調整を行い、国土強靱化の取組を積極的に進めてまいります。

環境衛生対策の推進についてです。自然環境、市内海岸線の保全として、海岸漂着物地域対策推進事業をまちづくり公社と連携を図り通年で実施します。生活環境の向上と公共用水域の水質保全のために、引き続き合併処理浄化槽の普及を推進するとともに、施工困難場所への対応策を検討します。西之表斎苑、西京苑については、各施設設備機器保守点検を実施し延命化を図るとともに、適正な施設管理に努めてまいります。

公共交通については、コロナ禍において、航路・航空路の利用が激減し、便数の減少など利便性の低下が見られます。運行の維持確保に向け、関係機関との連携を強化してまいります。

計画的な土地利用の推進に当たっては、立地適正化計画を策定して、都市計画区域内における健全なまちづくりと秩序ある整備を図るための方針を示します。

防災・危機管理の充実を図るため、各校区へ防災倉庫などの施設整備を進めるとともに、話し合い活動により防災体制の確立に努めます。

交通安全の推進については、警察等の関係機関や団体と連携し、交通安全室等を実施いたします。カーブミラーの設置や改修は、地域の要望を踏まえて取り組んでまいります。

高齢化の進行による介護需要の増加と介護の担い手不足に対応していくため、令和三年度からスタートする第八期介護保険事業計画の下、サービス提供体制や介護人材の確保に事業所や関係機関と連携して引き続き取り組んでまいります。また、制度の安定運営のため、給付内容の点検・分析により、給付の適正化に努めます。

国民健康保険については、被保険者の高齢化、医療の高度化による医療費の増加が見込まれることから、制度の安定運営のため、収入の確保及び給付の適正化に努めます。

地域力の向上については、区長をはじめ地域の方々の日々の努力により、継続的な地域活動を行っていただいているところであります。一方で、人口減少や高齢化、地域を支える担い手の不足、さらにはコロナ禍における各種行事の縮小等、地域運営に様々な課題を抱えているところであります。これらの課題に対応するため、コロナ禍にも対応した移住定住の推進と地域を見守る共生・協働の推進、また、地域ごとの考え方・状況に応じた取組が求められます。集落支援員制度等の活用により、地域の声が届き、主体的な取組が形成しやすい環境を整えつつ、女性団体等、多様な主体との連携・協働を推進し、支え合う地域づくりに努めるとともに、移住者を含めた地域の担い手づくりに努めます。

次に、しごと分野であります。

農業の振興についてです。本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化と担い手不足によって、五年後、十年後の地域農業の

存続が危ぶまれております。

今後とも農業環境の整備、産地づくりによる流通の整備等の事業を行い、各種補助事業の活用で農家と生産組織を引き続き支援します。農業の収益性向上と担い手の確保を図り、地域農業の維持・発展を見据えた施策を展開いたします。

基盤整備では、現在継続中である県営事業の畑地帯総合整備事業「横山・西京南地区」、並びに中山間地域総合整備事業「西之表創生地区」の事業進捗の向上を図ります。さらに、農地整備事業、現和地区の令和四年度事業採択を目指します。

多面的機能支払交付金事業では、各地域の組織拡充を図り、農村地域の持つ多面的機能の維持を図ると同時に、農地など農業用施設等の保全向上や農業農村を支える体制の強化を図ります。

有害鳥獣対策では、引き続き農作物等への被害状況の把握に努め、捕獲と防除の両面の対策を講じてまいります。

次に、産地づくりであります。

基幹作物であるさとうきびについては、高齢化や担い手不足、さらに近年の台風被害により面積減少が続いていることから、反収向上の取組や作業受託組織の育成など持続可能な生産体制整備を推進し、生産拡大を目指します。

園芸作物等については、引き続き輸送コスト支援を継続します。安納いもについては、ブランド推進本部と連携し、他産地との差別化を図るため、種子島安納いもとして地理的表示（GI）の登録を

目指します。

畜産では、優良血統による肉用牛繁殖基盤の確立と、購買者の求める子牛づくりによる経営安定化に努めるとともに、後継者育成に努めます。

続いて、多様な担い手育成であります。

新規就農者には、引き続き農業次世代人材投資資金や新規就農定着促進事業で支援いたします。経営状況及び課題を把握し、関係機関と連携の下、栽培管理等を指導し、経営の早期安定化を図ります。

規模拡大を志向する農家には、生産組織等の経営の安定化を図るため、各種補助事業による機械施設等の整備や農業労働力の確保に努めます。

また、五年後・十年後、地域の農業が生き残るために地域の話し合いで作成した人・農地プランに基づいて、今後、地域の中心となる担い手農家に対して農地の集積・集約化を推進します。

林業の振興については、林産品の島外出荷に係る輸送コスト支援による流通活性化を図ります。また、引き続き市有林の整備を進めるとともに、民有林整備を推進すべく、担い手の育成・確保を図られるよう支援してまいります。

水産業の振興については、離島漁業再生支援交付金を活用し、漁場の維持管理、産卵場の整備、魚食普及など各漁業集落の実情に応じた取組活動を支援いたします。また、活魚・鮮魚の島外出荷を推進するために海上輸送費の支援を継続するとともに、漁業経営の安

定化を図るため経営支援を実施し、併せて、漁業者が共同で利用する施設の整備を支援いたします。

商工業の振興については、西之表港の耐震強化岸壁の整備等も踏まえつつ、港町再生の基本構想及び実施計画に基づき、商店街における既存施設の活用や魅力的な道路空間の詳細検討を行うなど、市民の方々と共に西之表港と中心市街地が一体となったまちづくりを進めます。同時に、歴史や文化などの資源を活用した魅力づくりに取り組みます。

商店街の集客力向上のため、新型コロナウイルスの感染防止対策の強化及びキャッシュレス決済の推進等を図ります。

消費の低迷に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域経済への影響を緩和するため、中小企業及び小規模事業者の事業継続を支援するとともに雇用の維持・確保に努めます。また、個人消費の下支え対策や、商工会等と連携し、企業活動及び創業の支援を充実するとともに、利子補助などの経営基盤の強化を図ります。

地場産品の振興については、島の販路構築を強化するため、インターネット販売サイト等の活用やPRに努めるとともに、ふるさと納税の寄附促進により、返礼品である地元特産品の活性化を図ります。

観光・交流の振興については、ヨガやサーフィンなど地域資源を生かした観光を創出するため、関係機関や企業等と連携し、ウェルネスツーリズムやワーケーションを推進します。また、新型コロナウイルス

ウイルスの収束後を見据えた滞在型観光を推進するとともに、種子島火縄銃保存会の設立五十周年を記念した火縄銃大会等、鉄砲伝来の歴史的つながりを生かした情報発信や交流人口の拡大に努めます。浦田海水浴場の施設整備等により北部観光地域の魅力を高めるとともに、既存施設の改修による利便性向上を図ります。

東京オリンピックを契機にしたポルトガルのホストタウン交流については、大会実施の動向を踏まえて対応してまいります。

新たな産業振興を図るため大学や企業等との連携を推進し、交流人口の拡大や企業誘致、将来を担う人材の育成に努めます。

有人国境離島法の交付金を活用し、創業又は事業の規模拡大を支援することで雇用機会の拡充を図るとともに、雇用確保のための人材のマッチングに取り組みます。多様な働き方を推進するための広報やセミナー等を通じて労働環境の改善を図るとともに、労働力の確保に向け、IT企業の誘致等の取組を推進いたします。

また、種子島高校の魅力化を支援し、担い手の育成に取り組みるとともに、将来的な離島留学の推進を図ります。

次に、ひと分野についてであります。

子ども・子育て支援の充実については、これまでも積極的に取り組んでまいりました。全国的な少子化傾向に歯止めがかかっておらず、本市も例外ではありません。引き続き既存の取組を着実に実行しつつ、子ども医療費の窓口負担の無料化など子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。施策の変化に遅滞なく対応し、子育て世帯の

支援を充実させ、環境を整備し、出産、子育てへの機運を高め、子育てにやさしいまちづくりを進めてまいります。

令和二年度から開始した産婦健診事業については、健診結果に基づいた支援を強化するため、専門職による支援の体制づくりに取り組みます。

学校教育の充実については、熱中症対策のため、昨年度に引き続き、残る小学校四校の普通教室等に空調設備を整備します。その他学校施設については、長寿命化計画に基づき、年次的な補修・維持管理に取り組みます。給食センターにおいては年次的な調理設備の更新を行うとともに、感染症対策及び熱中症対策等、調理作業場の環境整備に取り組みます。

また、全ての小学校に配置したテレビ会議システムや、全児童生徒分を整備した一人一台のタブレット端末等のICTを積極的に活用し、確かな学力や豊かな社会性を育成してまいります。あわせて、引き続き新型コロナウイルス感染症対策と授業や学校行事等の教育活動の両立を図りながら、子どもたちの健やかな学びを保障してまいります。

社会教育の充実については、老朽化する施設について年次的に整備改修等に取り組むとともに、引き続き市民講座や寿大学などの充実に努めます。また、ふるさとまなび隊事業など体験型の学習活動を展開して、青少年の豊かな心やたくましく生きる力を育みます。

社会体育の充実については、現有施設の整備充実について、市民

の皆様が安全・安心に利用できるよう、また、利便性が向上するよう改修整備等に取り組みます。なお、感染症対策及び熱中症対策として、市民体育館に空調設備を整備することとしております。大規模な施設整備については、優先順位を決めた上で慎重に検討してまいります。

生涯スポーツや競技スポーツの推進、スポーツ合宿誘致によるスポーツ交流についても、引き続き取り組んでまいります。

芸術文化活動の推進については、新型コロナウイルス感染症の状況にも注視しながら、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供に努めます。

中世の埋葬址が発見された馬毛島葉山王籠遺跡など、地域に残る貴重な文化財については調査を実施し、その保存・保護・公開・活用に努め、さらに、現在進めている文化財保存活用地域計画の策定に引き続き取り組んでまいります。

市史の編さんについては、執筆の基礎となる資料収集等が順調に進んでいます。市民が本市の歴史文化資源の魅力に触れ、郷土への愛着と誇りの醸成にもつなげていけるよう、工夫を重ねながら事業を推進してまいります。

健康づくりの推進については、市民が自身の健康について自ら考え、管理できるよう、生活習慣病の予防や疾病等の早期発見のための各種健（検）診の重要性について、知識・情報の普及啓発を図ります。

コロナ禍においては、高齢者が外出を自粛し、閉じ籠もりがちに

なることによる運動機能や認知機能の低下が懸念されます。今後は、コロナとの共存を見据えた健康維持・介護予防のため、感染症対策を前提とした地域での見守り活動や高齢者の社会参加活動を支援し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアのさらなる推進に努めてまいります。

多様化・多重化した市民の困りごとに対し、自助、共助、公助の連携を図りながら包括的に支える仕組みづくりを進めます。そのため、地域における高齢者、障害者、児童その他の各分野における共通的な事項を記載した、福祉分野の上位計画に位置付けられる地域福祉計画の策定に取り組みます。

最後に、ぎょうせい分野についてであります。

自律的に効果的な施策を展開するためにも、持続可能な行財政運営が必要です。自主財源確保のため、市税の収納率向上に努めるとともに、ふるさと納税の寄附拡大を推進してまいります。

公有財産の更新や維持管理のための経費の適正化が求められます。施設の規模縮小化更新や複合化、長寿命化を進めるため、固定資産台帳等を用いた更新費用の推計を行うとともに、更新優先度判定なども行いながら、公共施設に係るコストの平準化・縮減を図ってまいります。

第六次長期振興計画につきましては、二〇一八年度から二〇二二年度までの前期計画が最終年度を迎えることから、後期計画の策定を行います。また、計画の実効性を担保すべく、第五期行財政改革

大綱及び組織体制等につきましても見直すことといたします。さらに、組織力と職員力の向上のため、国等の機関への派遣研修を行うとともに、各種研修の充実に努めます。

それでは、本定例議会に提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

議案第二号は、辺地計画の変更に係るもの、議案第三号から議案第八号は、令和二年度補正予算関連の議案であります。

議案第九号は、身体障害者等に対する軽自動車税の種別割について、対象者の利便性の向上を図るため、条例の一部を改正しようとするもの、議案第一〇号は新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う国民健康保険関連条例の一部改正であります。

議案第一一号は、後期高齢者医療保険料の延滞金の割合を地方税と同様にしようとするもの、議案第一二号は、介護保険関連計画の策定に伴う保険料基準額の改定及び延滞金の割合を地方税と同様にしようとするものです。

議案第一三号は、西之表市子ども医療費助成条例の対象者の拡大に伴う条例の一部改正、議案第一四号は、種子島森林組合運営資金の貸付けについて、基盤整備と資金繰り軽減のための条例の一部改正であります。

議案第一五号は、介護保険法関連省令の公布に伴い、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正しようとするものであり

ます。

議案第一六号から議案第二二号は、一般会計など令和三年度当初予算関連議案であります。

以上、計画関連議案一件、法令の改正等に伴う条例の一部改正議案が七件、令和二年度補正予算関連議案六件、令和三年度当初予算関連議案七件の合計二十一件であります。

なお、後日、議案の追加を予定しておりますので、御審議のほどよろしく願います。

終わりになりますが、第六次長期振興計画においては、「人・自然・文化―島の宝が育つまち」を市の将来像に掲げております。私は、「ここに暮らすひと」と「ここにある資源」が地域の力であり、宝だと考えております。この宝を守り、磨きをかけるため、人口減少対策と地域経済の好循環に向けた取組を強力に推進してまいります。皆様方の一層の御理解と御協力をお願いし、令和三年度の施政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（川村孝則君） 市長の施政方針並びに提案理由の説明は終了いたしました。

△議案審議

○議長（川村孝則君） 次は、令和二年度関係の議案審議を行います。

△議案第二号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変

更について

○議長（川村孝則君） 初めに、日程第五、議案第二号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） 御説明いたします。

議案書一ページをお開きください。

議案第二号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてでございます。

二〇一六年度から二〇二〇年度までを対象としました西之表市辺地に係る総合整備計画につきまして、辺地対策事業債の予定額が計画額を超える変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

変更点につきまして、別添の総合整備計画書で説明いたします。なお、変更部分はアンダーラインで示してございますので、その部分を御覧ください。

一ページ目でございます。上から三行目、辺地の人口につきまして、令和二年十二月末現在の人口に変更してございます。

三ページをお開きください。

公共的施設の整備計画につきまして、事業費の変動等に伴う変更を行っております。このうち議会の議決対象となる変更につきましては、計画期間内において、施設ごと、事業主体ごとに予定額の範囲を超える変更を行う必要が生じた場合とされております。

よって、表の一番右の欄、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額の欄に記載する金額のうち、下段の額より上段の額が上回っている部分となります。ちなみに、下段が前回までの計画額、上段が今回の予定額となります。

したがって、表中、施設名で、上から五行目になりますけれども、へき地集会室の額がこれまでの計画額を上回ったことから議決要件となったところでございます。

増額の主な要因につきましては、中学校プール整備事業の総事業費の増加に伴いまして、辺地債も増額となったものでございます。

なお、本計画の変更には県との協議が必要ですが、既に県には異議のない旨の回答をいただいているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第三号 令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十二

号)

○議長（川村孝則君） 次は、日程第六、議案第三号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十二号）を議題といたします。議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

本案は、議案第三号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十二号）であります。

別冊の予算書を御覧ください。また、参考でお配りをしておりま
す、財政係が作成しました詳細説明書についても御覧いただければ
と思います。

一枚めくっていただきました。条文です。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八千二十一
万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百三十三
億二千二百七千円とするものであります。

六ページをお開きください。

第二表は、繰越明許費についてであります。繰越明許費は二十三
件で、総額五億千八百八十六万六千円となっております。

その内訳について、上から読み上げて御説明申し上げます。

二款総務費、三項戸籍住民基本台帳費の戸籍管理事務六百四十二
万四千円については、社会保障制度と税番号制度システム整備費補
助事業、いわゆるマイナンバー関連ですが、これらについて、事業

の年度内完成が見込めないことから繰り越すものであります。

その下、五項統計調査費の地籍調査事業二千四百万円については、
国が通知した令和二年度第三次補正予算について、県から各市町村
に要望調査があり、令和三年度予算の前倒し要望として申請をいた
しましたところ、国から要望額の同額の内示があり、令和二年度三
月の補正予算として計上したことにより繰り越すものでございます。

その下、四款衛生費、一項保健衛生費のワクチン接種緊急促進事
業三千四百五万円については、新型コロナウイルスのワクチン接種
の事業実施が年度を越えるの見込んでいるため繰り越すものでござ
います。

その下、保健センター空調機器改修工事業二千五十六万二千円
については、新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、施設
を利用する際の換気と空調を目的として、保健センターすこやか
の空調設備を更新するものですが、事業の年度内完成が見込めないこ
とから繰り越すものです。

その下、六款農林水産業費、三項水産業費の漁港維持補修事業九
百七十六万五千円については、国上湊漁港の浚渫工事で採取した砂
を同漁港の一角に仮置きし、塩分濃度を低下させてから運び出すよ
う作業を進めておりましたが、塩分濃度の低下に相当の日数を要す
ことから年度内完成が困難となり、繰り越すものです。

その下、七款商工費、一項商工費の新しい生活様式で商店街で買
物しよう意識啓発事業九百八十八万一千円については、旧榕城分団跡

地に、市民が憩える場として整備を予定していたユニットハウスなどについて、港町再生基本計画との整合性や地域の意見聴取に時間を要したことから、また、コロナの影響により設置資材の調達に不測の時間を要することが見込まれ、年度内完成が困難となり、繰り越すものでございます。

その下、八款土木費、二項道路橋梁費の道路橋梁維持補修・環境整備事業八百四十二千円については、工事予定箇所隣接する土地所有者の現地立会いにおいて、立会人の都合により立会いができなくなったことから年度内完成が困難となり、繰り越すものです。

その下、道路メンテナンス事業千二百六十万円については、橋梁の補修工事において、当初計画より損傷が進んでいる箇所が発見され、補修工法の検討が必要となったため年度内完成が困難となり、繰り越すものです。

その下、交通安全施設整備事業百五十万円については、工事の予定箇所に公安委員会の信号機撤去の箇所があり、撤去後に施工する必要が生じ、年度内完成が困難となり、繰り越すものです。

その下、社会資本整備総合交付金事業（安城平松線）五千四百四十八万七千円については、計画箇所が国有林と隣接しており、営林署との協議に時間を要したため年度内完成が困難となり、繰り越すものです。

その下、西町上之原線三千五百九千円及び、その下の現和下之町石堂線三千五百七十二万七千円、並びにその下の城上之原線四

千四万四千円については、用地買収において地権者との協議に不測の時間を要したため年度内完成が困難となり、繰り越すものです。

その下、地域振興推進事業（沖ヶ浜田地区水路整備事業）九十五万三千円については、水路の放流箇所の位置について地元との協議に不測の時間を要したため年度内完成が困難となり、繰り越すものです。

その下、五項港湾費の港湾改修（離島・統合補助）事業千七百六十三万四千円については、工事予定箇所隣接する施設が台風十四号により被害を受け、その災害復旧を先行して実施する必要が生じたため年度内完成が困難となり、繰り越すものです。

その下、六項河川海岸費の県単急傾斜地崩壊対策事業千五百万円については、今年度の内示時点において要望額の半分程度であったこと、その後、県との工法検討の中で、新年度予算と合わせて一体的な施工が適当であると判断したことから繰り越すものでございます。

その下、九款消防費、一項消防費の災害避難所感染症対策事業三千七百五十二万一千円については、令和二年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、災害避難所における感染症対策備蓄品及び備品の購入費として予算を計上しますが、購入予定の資機材等について年度内の納品が困難であるため繰り越すものです。

その下、十款教育費、一項教育総務費のコロナ感染対策に伴う給

食センター空調設備設置事業七千三百三十六万九千円については、当該事業が学校の休業に合わせて施工されるため、年度内の事業完了が困難なことから繰り越すものです。

その下、二項小学校費、学校教育活動継続支援事業（教育委員会総務）四百万二千円については、市内小学校における新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、必要な保健衛生用品等を購入し設置するものでありますが、国の第三次補正予算に伴うものであり、年度内執行が困難なため繰り越すものです。

その下、学校教育活動継続支援事業（学校教育）四百四十万円については、小学校教職員の資質向上のための研修等を支援する事業でございますが、国の第三次補正予算に伴うものであり、年度内執行が困難なため繰り越すものです。

その下、三項中学校費の学校教育活動継続支援事業（教育委員会総務）四十万二千円、並びにその下の学校教育活動継続支援事業（学校教育）八十万円については、それぞれ先ほどの二項小学校費で説明した内容と同じ理由となっております。

次の十一款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費の現年発生の発生が十月で、災害復旧査定が十二月末であったため年度内完成が困難となり、繰り越すものです。

七ページを御覧ください。

第三表、債務負担行為補正は、変更一件であります。

定住促進事業（住宅賃補助）（令和二年度申請分）で、期間を一年延長し、限度額は百一万二千円に変更してございます。

八ページをお開きください。

第四表、地方債補正は変更四件であります。

まず上から、辺地対策事業は五千二百二十万円の増額です。こちらは、辺地債の一次申請時点で県より六千七百九十万円の減額調整がされておりましたが、二次申請で五千二百二十万円の同意予定をいただきましたので、今回計上してございます。

その下、過疎対策事業は二千三百七十万円の増額です。こちらも過疎債の一次申請時点で県より三千四百七十万円の減額調整がされておりましたが、二次申請で三千万円の同意予定をいただきましたので、そのうち必用額を今回計上してございます。

その下、緊急自然災害防止対策事業債は、県単急傾斜地崩壊対策事業三百五十万円の減額です。こちらは、同事業の補助金が三百五十万円増額になったことによるものとなっております。

その下、災害復旧債は、現年発生農林水産施設災害復旧事業五百万円の減額です。こちらは、災害査定及び激甚災害指定により補助率が増となったことによるものでございます。

それでは、詳細について、目の金額の大きいものや特徴的なものについて、歳出から御説明いたします。

一六ページをお開きください。

中ほどになります。二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理

費は千九百二十万一千円減額しております。主なものは三節職員手当等千四百四十七万六千円の減額で、このうち説明欄に記載の下から三行目、市町村総合事務組合退職手当負担金の負担額確定に伴う千二百七十万六千円の減額であります。

一七ページをお開きください。

下から二段目になります。二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費は二億二千八百五十九万六千円増額しております。主なものは二十四節積立金二億二千八百六十一万一千円で、説明欄にございますように、財政調整基金へ一億一千三百一万九千円、その下、減債基金へ一億円、西之表市ふるさと応援寄附基金へ一千五百五十九万二千円、それぞれ計上してございます。

その下になります。二款総務費、一項総務管理費、十二目企画費は千七百四十三万円の減額しております。主なものは三節職員手当等、説明欄の時間外勤務手当七百九十八万五千円の減額などで、こちらは、昨年実施した国民一人当たり十万円を給付する特別定額給付金給付事業に伴う経費の執行額確定によるものでございます。

二一ページをお開きください。

最下段になります。二款総務費、五項統計調査費、三目地籍調査費は二千百万四千円増額しております。主なものは二一ページ上段、十二節委託料千五百五十四万九千円の増額です。こちらは、国における令和三年度予算の確保は厳しくなるとが想定されることから令和二年度の第三次補正予算として出されたもので、これにより令和

三年度の事業費を確保しようとするものです。

二三ページをお開きください。

最下段になります。三款民生費、一項社会福祉費、七目後期高齢者医療費は二千四百四十六万六千円の減額です。主なものは二四ページ一番上、十八節負担金補助及び交付金の説明欄、負担金の療養給付費負担金二千三十八万七千円の減額で、こちらは県広域連合からの負担金の確定通知によるものでございます。

二七ページをお開きください。

中段より下になります。四款衛生費、一項保健衛生費、十一目保健センターすこやか管理費は二千五十四万六千円増額しております。主なものは十四節工事請負費一千九百二十六万二千円の追加で、こちらは新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、施設を利用する際の換気と空調を目的として、保健センターすこよかの空調設備を更新しようとするものでございます。

三一ページをお開きください。

一番上になります。七款商工費、一項商工費、二目商工振興費は五千九百七十四万四千円減額しております。主なものは十八節負担金補助及び交付金、説明欄の一番下、事業持続化支援金五千七百四十七万二千円の減額で、こちらは事業の実績に伴う減額です。

三三ページをお開きください。

最下段になります。九款消防費、一項消防費、四目災害対策費は三千六百九十七万九千円の増額です。主なものは三四ページの十七

節備品購入費三千五百七十八万八千円の増額で、こちらは災害復旧避難所における感染症対策に対応した備品を整備しようとするものでございます。

続いて、同じページの中ほどより下になります。

十款教育費、一項教育総務費、三目教育振興費二千四百七十七万五千円減額してございます。こちらは、十七節備品購入費、説明欄の庁用器具費で、小中学校児童生徒用タブレット端末の購入に係る実績に伴うものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

一二ページをお開きください。

十三款国庫支出金、二項国庫補助金、五目総務費国庫補助金は千七百二十一万六千円減額しております。主なものは一節総務費補助金、説明欄の一番下、特別定額給付金事業千六百六十二万九千円の減額で、こちらは補助金確定によるものでございます。

続きまして、中ほどより下になります。

十四款県支出金、二項県補助金、一目総務費県補助金は千九百六十四万七千円増額しております。こちらは、二節地籍調査事業費補助金千九百六十四万七千円の増額で、令和二年度地籍調査事業実施市町村間の流用及び令和二年度の国の第三次補正予算採択によるものでございます。

一三ページを御覧ください。

下から二つ目になります。十六款寄附金、一項寄附金、一目寄附

金は千五百五十九万一千円増額しております。こちらは、一節寄附金の説明欄に記載しております西之表市ふるさと応援寄附基金千五百五十九万一千円で、寄附件数や寄附額の増によるものでございます。

一四ページをお開きください。

十七款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金千二十六万四千円減額しております。こちらは一節基金繰入金、説明欄のふるさと応援寄附基金千二十六万四千円の減額で、充当事業の事業費減少によるものでございます。

その下、十九款諸収入、四項雑入、一目雑入は千百十二万九千円増額しております。主なものは二節民生雑入千二百一万八千円の増額で、説明欄に記載しております上から四つ目、教育保育給付費国庫負担金前年度追加交付金七百二十六万八千円の追加や、その下の教育保育給付費県負担金前年度追加交付金三百三十六万八千円の追加などによるものでございます。

下段になります。二十款市債、一項市債、三目辺地債は五千二百二十万円増額しております。こちらは、二次申請による同意と事業費の増減に対応しております。

その下になります。二十款市債、一項市債、四目過疎債は二千三百七十万円増額しております。こちらも二次申請による同意と事業費の減額に対応しております。

説明は以上でございます。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

△予算特別委員会の設置及び構成

○議長（川村孝則君） ここで、日程第七、予算特別委員会の設置及び構成についてお諮りいたします。

本案につきましては、議長を除く十三人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第三号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十二号）は、議長を除く十三人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

△予算特別委員会委員の選任

○議長（川村孝則君） 次に、日程第八、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第八條第一項の規定により、議長が指名いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員は、議長を除く全議員十三名の諸君を指名いたします。

△予算特別委員会の正副委員長選出結果報告

○議長（川村孝則君） 次は、日程第九、予算特別委員会の正副委員長選出結果について御報告いたします。

予算特別委員会委員長は長野広美さん、同副委員長は竹下秀樹君。以上のとおりであります。よろしくお願ひ申し上げます。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十一時十五分頃より再開をいたします。

午前十時五十八分休憩

午前十一時十五分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第四号 令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一〇、議案第四号、令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第

四号)です。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ六千二百四十九千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億九千四百十九万八千円とするものです。

補正の主なものについて歳出から御説明します。

予算書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費百二万九千円の減額は、人件費、旅費、需用費の決算見込みによる減額がその主なものでございます。

七ページを御覧ください。

二款保険給付費、一項療養諸費六千七万八千円の減額は、決算見込みによる減額補正でございます。

同款、四項出産育児諸費百二十六万一千円の減額は、出産見込みの減少による補正です。

五款、一項保健事業費、一目疾病予防費三百五十一万五千円の減額は、八ページの十八節負担金補助及び交付金二百八万七千円の減額がその主なもので、人間ドック等の施設利用補助金の決算見込額の減少による補正でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款国庫支出金、一項国庫補助金、二目災害等臨時特例補助金百

五十五万二千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免分に対応した国庫補助金の追加補正でございます。

四款県支出金、一項県補助金、一目保険給付費等交付金、一節普通交付金六千六万五千円の減額は、歳出の保険給付費の補正に伴う普通交付金の補正でございます。

同目、二節特別交付金二百四十六万九千円の減額は、歳出の交付対象経費の補正額に基づく交付額の再計算による補正及び交付決定通知に基づく補正でございます。

六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金二百十九千円の減額は、歳出の人件費及び出産育児一時金の補正に伴い減額をするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(川村孝則君) 説明は終わりました。

質疑については、議長を除く全議員十三人をもって構成する予算特別委員会のため省略いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第五号 令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計

補正予算(第二号)

○議長(川村孝則君) 次は、日程第一一、議案第五号、令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第二号)を議題と

いたします。

議案説明を求めます。

「市民生活課長 川畑利昭君」

○市民生活課長（川畑利昭君） 御説明いたします。

議案第五号は、令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号）であります。

予算書条文を御覧ください。

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第一表、歳出予算補正によるものです。

補正について御説明いたします。

三ページをお開きください。

一款事業費、一項事業費、一目事業費の一節報酬二十九万二千円の減及び四節共済費、労働保険料一千円の減は、会計年度任用職員の見込みによる減額で、四款予備費、一項予備費、一目予備費に二十九万三千円を追加し、予算調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第六号 令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算

（第四号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一二、議案第六号、令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

す。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 下川昭代さん」

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 御説明いたします。

本案は、令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）であります。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一千六百九十二万九千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億六千九百二十九万二千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして歳出から御説明いたします。

予算書七ページをお開きください。

下段の二款保険給付費、一項介護サービス等諸費、三目地域密着型介護サービス給付費で、十二月までの給付実績を踏まえた見込みにより一千五百二十四千円を減額しております。

続きまして、九ページをお願いします。

上段の三款地域支援事業費、二項一般介護予防事業費、一目一般介護予防事業費で二百七十七万三千円を減額しています。内訳としましては、予定していた会計年度任用職員の採用がなかったことによる人件費の減額と、介護予防事業の実績見込みに伴う事業費の減額です。

続きまして、九ページの下段から一〇ページ上段にかけて、

三款地域支援事業費、三項包括的支援事業・任意事業費全体で三百五十三万円を減額しています。いずれも実績見込みによる事業費の減額です。

続きまして、一一ページの上段、四款、一項基金積立金四百三十四万二千円の増額は、本補正予算の財源調整によるものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款国庫支出金から六ページにかけての七款繰入金まで、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の補正に伴い再算定したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第七号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会

計補正予算（第四号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一三、議案第七号、令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）です。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ七十一万九千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億四千七百八十九万八千円とするものです。

補正につきまして歳出から御説明します。

六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費二十七万一千円の減額は八節旅費十四万四千円の減額がその主なもので、決算見込みによるものでございます。

四款諸支出金、二項繰入金四十三万五千円の減額は、一般会計で実施している人間ドック等施設利用補助金の利用見込み数の減少により、繰出金を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明します。

五ページをお開きください。

三款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金二十四万七千円の減額は、歳出の繰入れ対象経費の補正に伴う繰入金の補正でございます。

五款諸収入、四項、一目雑入四十三万五千円の減額は、人間ドック等施設利用補助金の利用見込み数の減少により特別対策補助金を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第八号 令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一四、議案第八号、令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）を議題といたします。議案説明を求めます。

〔水道課長 高橋英樹君〕

○水道課長（高橋英樹君） 令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）について御説明いたします。

予算書一ページをお開きください。

第二条は、収益的収入及び支出の補正です。収入の事業収益を三百七十三万七千円増額して四億八千七百六十七千円に、支出の事業費を百六十二万九千円増額して四億七千八百二十八万一千円に改めるものです。

第三条は、資本的収入の補正です。資本的収入を九十万円増額し、四千二百六十三万二千円に改めるものです。

内容につきましては、一四ページをお開きください。

収益的収入及び支出の執行計画書です。

収入の第一款事業収益、一項営業収益三百六十九万三千円の増額は一目給水収益、一節水道使用料で、実績による増額です。

二項営業外収益六千円の減額は、二目他会計補助金、一節一般会計補助金で基礎年金に係る公的負担に要する経費で、実績による減額です。

三項特別利益五万円の増額は三目その他特別利益で、保険料の差益分です。

支出の第一款事業費百六十二万九千円の増額は、一項営業費用、一目原水及び浄水費の二節手当、三節賞与引当金繰入額、五節法定福利費、六節法定福利費引当金繰入額をそれぞれ実績により減額とし、二十節特別修繕引当金繰入額を二百万円増額するものです。

一六ページをお開きください。

資本的収入の執行計画書です。

収入の第一款資本的収入、五項保険金、一目保険金九十万円の増額は建物総合損害共済保険金で、落雷等による共済保険金収入です。

二ページにお戻りください。

第四条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費を三十万七千円減額して九千二百四十一万一千円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 本案は予算特別委員会に付託いたします。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一五、鹿児島県後期高齢者医

療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分六人、市議会議員区分六人、町村長区分四人、町村議会議員区分四人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち市議会議員から選出する議員について一人の欠員が生じているため、広域連合規約第九条第三項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える二名の候補者がありましたので、広域連合規約第八条第二項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第四項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告する

ことに決しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（川村孝則君） ただいまの出席議員数は十三名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（川村孝則君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会事務局長氏名点呼・各員投票」

一 番 長 野 広 美 議 員
二 番 鮫 島 市 憲 議 員
三 番 橋 口 美 幸 議 員
四 番 渡 辺 道 大 議 員
五 番 宇 野 裕 未 議 員
六 番 杉 為 昭 議 員

七番 川村孝則議員
八番 河本幸男議員
九番 濱島明人議員
一〇番 下川和博議員
一一番 遠藤建次郎議員
一二番 竹下秀樹議員
一四番 橋口好文議員

○議長（川村孝則君）

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の出入口を開きます。

「議場開鎖」

○議長（川村孝則君）

これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に長野広美さん、
鮫島市憲君を指名いたします。

よって、兩名の立会いをお願いいたします。

「開票・点検」

○議長（川村孝則君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数十三票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
ます。

そのうち

有効投票十三票

無効投票ゼロ票

有効投票中

森山良和君八票

大園たつや君五票

以上のとおりであります。

なお、本会議結果は、議長から鹿児島県後期高齢者医療広域連合
議会議員選挙選挙長に報告するものとし、当選人は県下十九市議会
の選挙終了後に決定することになります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君）

明日四日は総務文教委員会、五日から七日

まで休会であります。八日と九日は予算特別委員会、十日は休会で
す。十一日は議会運営委員会、十二日は午前九時三十分から全員協
議会、午前十時から本会議を開きます。

日程は議案等審議であります。

△散会

○議長（川村孝則君）

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前十一時三十八分散会

本会議第二号（三月十二日）

本会議第二号（三月十二日）（金）

◎出席議員（十三名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（一名）

一三番 田添 辰郎 君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	中野 哲男 君
教 育 長	大平 和男 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬 浩一郎 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	川 畑 利昭 君
財産監理課長	奥 村 裕昭 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	柳 田 さゆり さん
健康保険課長	長 野 望 君
高齢者支援課長	下川 昭代 さん
経済観光課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

書	書	次	局																			
記	記	長	長																			
				和	小	古	松															
				田	園	市	下															
				帆	啓	善	成															
				波	太	哉	悟															
				さん	君	君	君															
								中	内													
								里														
								千	健													
								秋	史													
								君	君													
										吉												
										田												
										孝												
										一												
										君												
										上												
										妻												
										誠												
										一												
										君												
										園												
										博												
										己												
										君												
										下												
										川												
										法												
										男												
										君												
										高												
										橋												
										英												
										樹												
										君												
										上												
										妻												
										敏												
										男												
										君												
										中												
										野												
										賢												
										二												
										君												

令和三年三月十二日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

- | | | | |
|-------|--|-------|---|
| 日程第 一 | 議案第 二号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について | 日程第 七 | 議案第 八号 令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号） |
| 日程第 二 | 議案第 三号 令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十二号） | 日程第 八 | 議案第 九号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 三 | 議案第 四号 令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号） | 日程第 九 | 議案第一〇号 西之表市国民健康保険条例及び西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 四 | 議案第 五号 令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号） | 日程第一〇 | 議案第一一号 西之表市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 五 | 議案第 六号 令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号） | 日程第一一 | 議案第一二号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 六 | 議案第 七号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号） | 日程第一二 | 議案第一三号 西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について |
| | | 日程第一三 | 議案第一四号 種子島森林組合運営資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について |
| | | 日程第一四 | 議案第一五号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| | | 日程第一五 | 議案第一六号 令和三年度西之表市一般会計予算 |
| | | 日程第一六 | 議案第一七号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計予算 |

日程第一七 議案第一八号 令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算

日程第一八 議案第一九号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計予算

日程第一九 議案第二〇号 令和三年度西之表市介護保険特別会計予算

日程第二〇 議案第二一号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算

日程第二一 議案第二二号 令和三年度西之表市水道事業会計予算

△議案審議

○議長（川村孝則君） これより議案審議を行います。

△議案第二号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

○議長（川村孝則君） 初めに、日程第一、議案第二号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 竹下秀樹君登壇」

○総務文教委員長（竹下秀樹君） おはようございます。

それでは、本委員会が付託を受けました議案第二号、辺地に係る

公共的施設の総合整備計画の一部変更について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、二〇一六年度から二〇二〇年度を対象とした、辺地に係る公共的施設の総合整備計画に一部変更が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第三条第八項において準用する同条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主なものは、まず、計画書記載の人口を直近の人口に変更していただきます。

また、議会の議決を必要とする予定額が計画額を上回る変更については、施設名でへき地集会室の一件です。

増額の要因は、中学校プール整備事業の附帯工事等の追加により、総事業費が増加したためとの説明を受けました。

本計画を変更することにより、財政的に有利な起債である辺地債を活用することが可能になります。

また、この変更については、県とも協議済みとのことでした。

本委員会では、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） これより質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

補正予算（第二号）

△議案第六号 令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算

（第四号）

△議案第七号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会

計補正予算（第四号）

△議案第八号 令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第

四号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二、議案第三号、令和二年度

西之表市一般会計補正予算（第十二号）、日程第三、議案第四号、

令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）、日

程第四、議案第五号、令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会

計補正予算（第二号）、日程第五、議案第六号、令和二年度西之表

市介護保険特別会計補正予算（第四号）、日程第六、議案第七号、

令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四

号）、日程第七、議案第八号、令和二年度西之表市水道事業会計補

正予算（第四号）の議案六件について一括して議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 長野広美さん登壇」

○予算特別委員長（長野広美さん） 御報告いたします。

議案第三号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十二号）

について、委員長報告をいたします。

議案第三号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八千二十

一万七千円を追加し、歳入歳出それぞれ百三十三億二千二百七千円とするものです。

それでは、当委員会で新たに示された主な点及び委員から出された意見などの主な点を御紹介いたします。

繰越明許費は、二十三件で総額五億一千百八十八万六千円ですが、中でも、社会資本整備総合交付金事業の道路改良事業に係る用地買収交渉など、年度内完成が困難になった点についての質疑があり、速やかな執行を目指してさらに努力するとの回答を得ました。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費の減債基金一億円を増額は、防災無線デジタル化事業に伴う返済を目的とし、これによって返済額四億円に対応することになります。

また、新型コロナウイルスによる移動制限やイベント、研修会などの中止に伴い、報償費、旅費、役員費、委託料などが全般的に減額修正されていますが、中でも総務費の一般管理費中、ウイルス・ド・ビスポ市との交流事業も中止となり、減額されました。

四款衛生費、一項保健衛生費、十目予防費の女性特有のがん検診及び子どもインフルエンザワクチン接種に係る委託料は減額されたものの、いずれも接種者数は増加しており、子宮がん検診は、今年度から種子島産婦人科医院で個別受診も対応可能にする体制をつくったとの説明でした。

六款農林水産業費、一項農業費について、三目農業振興費のグリーンツーリズム受入れ体制整備助成のトイレ改修に係る補助金一基

分が追加補正されたことに関し、委員から、補助を受けた世帯からの受入れ協力を明確にすることが重要だとの意見が出されました。また、茶生産持続化支援事業の減額については、一番茶の出荷量は前年より増加したものの、鹿児島県平均の単価との差異が生じたため減額となったとの説明でした。

七款商工費、一項商工費、二目商工振興費の補助金については、事業持続化支援金の大幅減額は、新型コロナウイルス感染の影響を理由に、前年対比二〇%以上五〇%未満の減収があった事業者を対象としており、市内事業者数の三〇%の申請を見込んだ予算を計上していましたが、実際の申請件数は八十三件で、約一〇%にとどまり、国でも支援策が投じられていることなども影響しているとの説明でした。

九款消防費、一項消防費、四目災害対策費では、各分団にAEDを配置し、また、市内十五か所の指定緊急避難所における感染症対策備蓄計画に基づいた各種消耗品の購入を行うとのことでした。具体的な事業実施は、来年度担当職員を配置し、各自治会組織との連携強化の下、取り組むとの説明でした。

十款教育費、一項教育総務費、二目事務局費の奨学資金は、申請申込者が予測を下回ったための減額であるものの、新型コロナウイルス感染症による影響に対応できるよう、募集期間を例年より延長した対応であったとの説明を受けました。

同款、三項中学校費、一目学校管理費の委託料スクールバス運行

業務の減額は、昨年四月に入札執行されたものの、新規業者を指名したことなど不測の事態も勘案して本補正での対応となったこと、中学校プール整備事業では、プールの水を災害時に利用できる給水設備を追加的に整備すること、また、同款、四項社会教育費、一目社会教育総務費については、主に市民会館ネットワーク回線敷設工事の完了による減額で、これにより、一〇一号室、二〇一号室、二〇二号室、三〇一号室及びホールでWiFi環境が整備されたとの説明でした。

当委員会では、各課からの説明に対し、質疑や意見が以上のほかにも多数出され、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続きまして、議案第四号、令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）について報告いたします。

本案は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ六千二百十四万九千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ二十二億九千四百十九万八千円とするものです。

それでは、当委員会の審査の中で出された主な審査内容を御報告します。

旅費や研修費負担金などの減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による減額です。

二款保険給付費、四項出産育児諸費の出産育児一時金は、二十一件の見込みに対し三件減少したこと、また、五款保健事業費、一項

保健事業費の各施設利用補助金については、利用者数の実績等に関して質疑があり、島内での新型コロナウイルス感染症発生後に申込みのキャンセルが増えたとの説明を受けました。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続きまして、議案第五号、令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号）について報告いたします。

本案は、一款事業費中、報酬を見込額に合わせて減額し、同款を予備費で補正しようとするものです。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続きまして、議案第六号、令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）について報告いたします。

本案は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ一千六百九十二万九千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ二十二億六千九百二十九万二千円とするものです。

主な補正は、十二月までの地域密着型介護サービス給付の実績を踏まえた決算見込みによる減額、そのほかには、予定していた会計年度任用職員、歯科衛生士ですが、の採用がなかったこと及び介護予防事業の実績見込みによる減額となっています。

なお、歯科衛生士の不在に関しては、令和元年度から鹿児島大学医学部からの協力体制を整え、他課との連携を図りながら、口腔ケ

アに係る事業の充実を図っているが、引き続き募集をかけたなどの報告がありました。

また、市の要綱に基づき還付する保険料延滞金の過徴収分返還に係る予算も計上されているとのことでした。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続きまして、議案第七号、令和二年度西之表市後期高齢者医療特別会計補正予算（第四号）について、委員長報告をいたします。

本案は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ七十一万九千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ二億四千七百八十九万八千円とするものです。

主な補正は、新型コロナウイルス感染の影響により、人間ドックに対する利用者数の減少や、旅費など必要経費の実績見込みによる減額との説明でした。

また、市の要綱に基づき還付する保険料延滞金の過徴収分返還に係る予算も計上されております。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続きまして、議案第八号、令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）について報告いたします。

本案は、第二条収益的収入及び支出で、事業収益と事業費支出を実績見込みとして増額し、第三条資本的収入で落雷に伴う建物総合

損害共済保険金が増額されています。

第四条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、実績見込みによる減額となりました。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 予算特別委員長の報告は終わりました。

予算特別委員会は議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略いたします。

議案第三号から議案第八号の六件は、議案ごとの採決をいたします。

初めに、議案第三号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十二号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第四号、令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いた

します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第五号、令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第六号、令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予

算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第七号、令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第八号、令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第九号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

○議長（川村孝則君） 次は、日程第八、議案第九号、西之表市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 柳田さゆりさん〕

○税務課長（柳田さゆりさん） 御説明いたします。

議案書の二ページをお開きください。新旧対照表は一ページになります。

議案第九号、西之表市税条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由は、身体障害者等に対する軽自動車税の種別割について、

減免から課税免除に変更し、対象者の利便性の向上を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

第九十条の身体障害者等に対する種別割の減免を課税免除に改め、現在、毎年減免申請をしてもらい、減免決定をしておりますが、課税免除と変更することで、初回の申請のみで、車両の変更等がない場合、毎年申請が不要となります。対象者の手続の簡素化が図られることとなります。

附則として施行期日を定め、令和三年四月一日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第一〇号 西之表市国民健康保険条例及び西之表市国民

健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第九、議案第一〇号、西之表市

国民健康保険条例及び西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書の三ページをお開きください。

議案第一〇号、西之表市国民健康保険条例及び西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

四ページをお開きください。提案理由についてでございます。

本案は、新型インフルエンザ等特別措置法の一部が改正されたことに伴い、関連する二つの条例の一部を改正しようとするものです。それでは、改正内容について御説明します。

説明については、配付しています新旧対照表のほうで行いますので、対照表三ページをお開きください。

まず、第一条、西之表市国民健康保険条例の一部改正についてです。

附則第二条は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金についての規定ですが、ここに新型コロナウイルス感染症の定義が規定してあります。

改正前の条例では、新型コロナウイルス感染症の定義を「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項に規定するもの」としておりました。今回の特別措置法の改正で附則第一条の二の規定は削除されましたので、附則第一条の二に規定されていた条文の規定ぶりを用いて、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に云々である感染症）」という表現に改

めてございます。

四ページをお開きください。

次に、第二条、西之表市国民健康保険条例の一部改正について御説明します。

附則第十五項は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免についての規定ですが、ここにも新型コロナウイルス感染症の定義が規定してありますので、第一条による国民健康保険条例の一部改正と同様の改正を行うものでございます。

議案書の三ページにお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一一〇号 西之表市後期高齢者医療に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一〇、議案第一一〇号、西之表

市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

てを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 柳田さゆりさん〕

○税務課長（柳田さゆりさん） 御説明いたします。

議案書の五ページをお開きください。新旧対照表も五ページになります。

議案第一一号、西之表市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由は、後期高齢者医療保険料における延滞金の割合を地方税における延滞金の割合と同様にするため、条例の一部を改正しようとするものです。

第六条及び附則第四条は延滞金について定めていますが、地方税法の規定による税の延滞金の額との均衡を失しないことが適当であると行政実例に準じ、年四・五％を年七・三％に改正しようとするものです。

附則として、施行期日を定め、令和三年四月一日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一二号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例

の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一一、議案第一二号、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 柳田さゆりさん〕

○税務課長（柳田さゆりさん） 御説明いたします。

議案書の六ページをお開きください。

議案第一二号、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由について、七ページを御覧ください。

西之表市高齢者福祉計画、第八期介護保険事業計画及び地域介護・福祉空間整備計画の策定に伴い、保険料の基準額を改正するため、また、延滞金の割合を地方税における延滞金の割合と同様にするため、条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、改正内容について御説明いたします。

新旧対照表のほうで説明いたしますので、対照表六ページをお開きください。

第二条は保険料率を定めていますが、介護保険の保険料率は三年を一期とした介護保険事業計画に基づき介護サービス給付費を算出

し、そのサービス費を賄うことができるよう、保険料率を算出します。

令和三年度から第八期介護保険事業計画が開始になるため、第二条中、平成三十年から令和二年度までを令和三年度から令和五年度までに改め、同条の第一号から第三号における市民税非課税世帯の所得段階においては、第一号中の保険料三万七千八百円を三万八千四百円に、同条第二号及び第三号中、五万六千七百円を五万七千六百円に、同条の第四号から第五号における本人が市民税非課税での所得段階においては、同条第四号中、六万八千円を六万九千円に、同条第五号中、七万五千六百円を七万六千八百円に改めるものです。

次に、同条の第六号から第九号における市民税課税世帯の所得段階においては、第六号中の保険料九万七千七百円を九万二千円に、同条第七号中、九万八千二百円を九万九千八百円に、同条第八号中、十一万三千四百円を十一万五千二百円に、同条第九号中、十二万八千五百円を十三万五千円に改めるものです。

第二条第二項、第三項、第四項におきましては、消費税引上げに伴う低所得者の保険料軽減強化として軽減割合が拡大されていますので、読み替えて、第一号の保険料は二万三千元、第二号の保険料は三万八千四百円、第三号の保険料は五万三千七百円と改めるものです。

七ページを御覧ください。

第五条につきましては、令和二年度税制改正において、個人が令和二年七月一日から令和四年十二月三十一日までの間に低未利用地の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から百万円を控除することができますとされました。それに伴い、所要の見直しを行うものです。

第九条附則第六条は延滞金について定めていますが、地方税法の規定による税の延滞金の額との均衡を失しないことが適当であるとする行政実例に準じ、年四・五％を年七・三％に改正しようとするものです。

附則第七条は、新型コロナウイルス感染症に関して、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症と規定していましたが、今回の特別措置法の改正により附則第一号の二が削除されましたので、他の法令の規定に合わせて、新型コロナウイルス感染症の定義をしております。

議案書七ページにお戻りください。

附則で、第一条で施行期日を令和三年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定及び附則第七条第一項第一号の改正規定については公布の日から施行することを定め、第二条で経過措置を、改正後の第二条及び第五条の規定は、令和三年度以後の年度分の保険料について適用し、令和二年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によると定めています。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「三番 橋口美幸さん」

○三番（橋口美幸さん） 介護保険料全般についてお伺いしたいんですけども、すごく幅が広くて、なかなか理解できないんですけど、ちよつと単純な質問をしたいと思います。

このコロナ禍の中で、例えば市内の事業所でも、コロナ禍の中で、利用者が少なくなったり運営が大変になったということの中から、介護保険料がかなり大幅に、第二段階九百円、そして九段階に行くのと二千円という保険料のアップになるんですけども、これは全国的なコロナ禍の中での状況によるものなのかどうなのか、根拠をお示しくください。

「高齢者支援課長 下川昭代さん」

○高齢者支援課長（下川昭代さん） お答えいたします。

保険料の基準額を定めているのが第八期の介護保険事業計画になりますので、所管が高齢者支援課ということで、こちらのほうから説明をさせていただきます。

介護保険料につきましては、今後三年間のサービスの見込み量を基に必要な給付費を見積もるわけですけども、今後のサービスの見込み量については、高齢者数の増加、要介護認定者数の増加等も踏まえて見込んでおります。居宅サービスで、令和二年度と比較して五%ほどの伸び、また、地域密着型施設サービスについては、三年間でおおむね二%程度の伸びを見込んでいるところです。

こちらにつきましては、特にコロナ禍というところの影響というところで見込んで、そこまでの影響を見込んでいるわけではございませんが、やはり高齢化率の上昇、介護認定者、要支援者数の増加というところで給付の見込みを見込んでいるところです。

そのサービスの見込み量を基に全体の給付費を算出をしまして、そこに第一号の被保険者の負担割合を乗じまして、あと、国の調整交付金や基金の取崩しなども加味をして、保険料に必要な収納額を算出をしております。

第八期の計画においては、基金の取崩しを一千八百万円見込んでおりまして、三年間で、第一号被保険者が負担すべき費用として、保険料の必要収納額を十一億一千八百万円程度と見込みました。そこに保険料の収納率を九八・六%、あと、被保険者の延べ人数を一万四千七百六十二人と見込んで基準額を算定をした結果であります。第八期の保険料につきましては、月額の見込み額が六千四百円となりまして、現在の七期計画の月額六千三百円から月額にして百円の増額となったところです。

ちなみに、県下の状況でいいますと、現在の状況ではございますけれども、県下十九市中、ちよつど中ほどの、十一番目程度の設定になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑はございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

以上で質疑を終結いたします。
本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一三〇号 西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正
する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一二、議案第一三〇号、西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） 議案第一三〇号、西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書八ページを御覧ください。併せて、新旧対照表は一〇ページを参考に御覧ください。

この条例は、現在、市町村民税非課税世帯の小学校就学前乳幼児に対して行っている医療費の助成に係る現物給付、いわゆる窓口負担無料の給付方式を高校生まで拡大することとなったため、条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、具体的に条例に沿って御説明をいたします。

第二条は用語の定義を規定しています。第二項の助成対象の子どもの定義中、西之表市重度心身障害者医療費助成条例及び西之表市

ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の対象者である子どものうち、市町村民税非課税世帯の子ども以外の子どもを子ども医療費の助成対象から除くと規定することで、市町村民税非課税世帯の子どもを子ども医療費の対象に含め、現物給付を可能とするため、「乳幼児」を「子ども」に改める改正でございます。

同条第七項は乳幼児を定義する規定ですが、条例中、乳幼児を定義する必要がなくなったため、同項を削る改正でございます。

第四条は助成を規定しています。第一項のただし書は、市町村民税非課税世帯の助成対象の子どものうち、乳幼児が受けた保険給付に係る一部負担金を現物給付とする規定ですが、対象の拡大に伴い「のうち乳幼児」の文言を削る改正でございます。

附則第一項として、この条例は令和三年四月一日から施行するものと規定しています。

附則第二項として、経過措置を規定し、施行の日前の診療に係る医療費については、改正前の条例と例によることとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一四〇号 種子島森林組合運営資金貸付条例の一部を改

正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一三、議案第一四号、種子島森林組合運営資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） 議案書の九ページをお開きください。

議案第一四号、種子島森林組合運営資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、種子島森林組合が森林資源造成と林産事業の積極的な推進に向けた基盤整備を行い、また、資金繰りの軽減を図るため、種子島森林組合の運営資金の貸付けについて、短期資金貸付けから長期資金貸付けに変更するものでございます。

条例改正の内容について御説明いたします。

改正条文は二条から成っております。

別添の条例の新旧対照表で説明しますので、一一ページをお開きください。

第一条は目的で、条文の「毎年度予算の範囲内で資金の貸付けを行い」の部分の「毎年度」を削除するものでございます。

次に、第五条は償還期限で、条文の「償還期限は、一年度を超えない範囲内において」の部分の「一年度」を「十年度」に改めるも

のでございます。

議案書の九ページにお戻りください。

附則として、この条例は令和三年四月一日から施行します。以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔三番 橋口美幸さん〕

○三番（橋口美幸さん） 単純に、この条例の中で、一年を超えないのと十年、変えた根拠を教えてください。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

長期資金の貸付けのメリットとしましては、金融機関からの短期資金借入れ本数を減らすことで、支払い利息の軽減が図られるからでございます。

以上です。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を結びます。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一五号

西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一四、議案第一五号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 下川昭代さん」

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 御説明いたします。

議案書の一〇ページをお開きください。

議案第一五号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものです。

介護サービスに係る基準については、国において、三年に一度、介護報酬に係る改定と併せて見直しが行われており、介護保険法に基づき、市町村条例で定めることとされている基準についても国の基準を踏まえて改正することとしています。

今回の改正では、関係する四つの条例を改正しておりますが、個別の改正内容の前に、全体に共通する改正内容について御説明いたします。

主な改正点としましては、一つ目に、感染症や災害への対応力強

化として、全ての事業者に業務継続計画の策定や研修、訓練等の実施を義務づけること。

二つ目に、各種会議等において、感染症防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等のICTを活用しての実施を認めること。

三つ目に、事業者の業務負担の軽減等の観点から、記録の保存や交付等について電磁的な対応を認めること。

四つ目に、事業所におけるハラスメント対策の強化。

五つ目に、高齢者虐待防止の推進などが盛り込まれております。

また、認知症対応の強化の観点から、訪問系を除く介護サービス事業者において、医療や介護の資格を持っていない介護職員に対し、認知症介護の基礎研修受講の義務づけなども規定されております。

それでは、個別の改正内容について、別途配付いたしております新旧対照表のほうで御説明いたします。

新旧対照表の一二ページをお開きください。

まず、第一条による改正は、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正であります。

この条例は、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村において、地域の実情に応じて提供されるサービス、地域密着型サービスの基準を定めるものですが、厚生労働省令の一部改正に伴う改正となります。

目次の改正は、先ほど申し上げました事業所における記録の保存

や交付等について、電磁的な対応を認める規定を追加することに伴うものです。

第三条は、事業の一般原則に、第三項で、利用者の権利擁護、虐待防止のために必要な措置を講じることを、第四項で、国が運用する介護関連のデータベースを活用した科学的介護の取組を推進することを追加する改正となります。

第六条から一六ページの中段、第四十条の二までの改正は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスに関する改正で、先ほど申し上げました全体に共通する改正項目をそれぞれ追加してあります。

その下の第四十七条から二〇ページの中段、第五十九条までの改正は夜間対応型訪問介護のサービスに関する改正で、全体共通の改正項目のほか、利用者やその家族からの通報に随時対応するオペレーターについて、併設施設等の職員との兼務を可能とするなどの配置基準の緩和や事業の一部委託、また、複数の事業所間での通報受付の集約化を可能とする規定などを追加しております。

続いて、二〇ページの中段、第五十九条の十二から二四ページの中段、第五十九条の三十八までは、地域密着型通所介護のサービスに関する改正です。

その下の第六十四条から二六ページの第八十条までの改正は認知症対応型通所介護のサービスに関する改正で、全体共通の改正項目のほか、管理者の配置について、人材の有効活用を図る観点から、

管理上支障がない場合は、ほかの職務や同一敷地内にあるほかの事業所等の職務に従事することを認めるなど、基準を緩和する規定を追加しております。

続いて、二六ページ後段の第八十二条から二九ページの第八十条までは小規模多機能型居宅介護のサービスに関する改正で、全体共通の改正項目のほか、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設を併設する場合において、事業者の管理上支障がない場合、管理者、介護職員の兼務を可能とする人員配置基準の見直しや、過疎地域におけるサービス提供の確保対策として、二八ページ、第一百一条になりますが、事業所の効率的運営のため必要であると市が認めた場合に、介護保険事業計画の計画期間内、最大三年間に限り、登録定員、利用定員を超えてサービス提供を行うことを可能とする規定を追加しています。

続いて、二九ページの後段、第一百十条から三四ページ上段の第一百八条までは認知症対応型共同生活介護のサービスに関する改正で、全体共通の改正項目のほか、三〇ページの中ほどになりますが、第一百十条の後段において、グループホームにおいて夜勤の職員体制の基準を緩和する規定や、三一ページ後段の第一百三十三条において、居住スペースとなるユニット数の弾力化の規定を追加しています。

また、三二ページの中ほどになりますが、第一百七条第八項では、外部評価について、外部の評価機関による評価のほか、事業所の運営推進会議を活用できる旨の改正を行っています。

続いて、三四ページの上段、第三百二十八条から三五ページの第四十九条までは地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスに関する改正です。

その下の第百五十一条から四三ページの第百八十九条までは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービスに関する改正で、全体共通の改正項目のほか、栄養ケアマネジメントの充実のため、管理栄養士の配置や入所者の栄養管理の計画的実施を求める規定、また、口腔衛生管理の計画的実施を求める規定などを追加しています。

また、三九ページの中ほど、第百七十五条においては、介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化として、事故発生防止のための安全対策の担当者の配置を義務づける規定を追加しております。基準緩和に関する部分については、前に戻りますが、三五ページの第百五十一条第一項及び第三項において、人員配置基準の見直し規定のほか、四〇ページ中ほどの第百八十条において、個室ユニット型施設におけるユニットの定員を拡充する改正も行っています。続いて、四三ページの上段、第百九十一条から四四ページ上段の第二百二条までは看護小規模多機能型居宅介護のサービスに関する改正です。

その下の第十章雑則、第二百三条は、最初に説明をいたしました事業所における電磁的記録の取扱いについての規定を追加するものです。

次に、新旧対照表の四六ページをお願いします。

第二条による改正は、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正です。

こちらも第一条による改正と同様、厚生労働省令の一部改正に伴うもので、主な改正の内容は先ほどの改正と同様になりますが、こちらは予防給付に係る部分ですので、要支援認定を受けた方を対象にしたサービスについて同様の改正をしております。

次に、新旧対照表の六五ページをお願いします。

第三条による改正は、西之表市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正です。

この条例は、要支援認定者に対して自立支援等の介護予防ケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業者の事業についての基準を定めたものですが、こちらも厚生労働省令の一部改正に伴うもので、主な改正の内容は、最初に説明をいたしました全体に共通する改正内容と同様になります。

次に、新旧対照表七一ページをお願いします。

第四条による改正は、西之表市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正です。

この条例は、介護を必要とする方、要介護認定者が適切にサービ

スを利用できるようにするため、利用者の依頼を受けてケアプランの作成を行う居宅介護支援事業者の事業についての基準を定めたものですが、こちらも厚生労働省令の一部改正に伴う改正となります。

この条例については、第三条において、条例で定める基準は厚生労働省令で定める基準の例によると規定をしております、基本的には改正を必要としないところではありますが、現行の第四条の利用者に対する虐待の防止等に関する規定については、これまで市が独自で定めていたものであり、今回の改正において厚生労働省令の中に虐待防止の規定も盛り込まれたことにより、内容が重複することから削除するものであります。

最後に、議案書に戻っていただきまして、三三ページをお願いいたします。

附則の第一条において、条例の施行日を令和三年四月一日としております。

なお、第二条から第十一条においては、一部の改正規定について、三年間の経過措置を設ける旨を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「三番 橋口美幸さん」

○三番（橋口美幸さん） すいません、これもちょっと簡単に、多いですけど、簡単に質問したいと思えます。質疑したいと思えます。基準の緩和ということがよく言われていますけど、例えば介護制

度の中で、認知症予防だったり、要支援の人たちの重度化しない対策というものが基準の緩和の中で図られていくのかどうかという見解を求めたいと思います。

○高齢者支援課長（下川昭代さん） お答えいたします。

今回の改正では、全体に共通する改正の内容の中に、認知症対応の強化の観点ということで盛り込まれております。

訪問系を除く全ての介護サービス事業所において、認知症介護の基礎研修の受講を義務づけるといったような改正、あと、認知症の部分にしましては、グループホームにおいて、夜勤の職員体制の基準、配置基準を実情に応じて緩和をするという形の改正も盛り込まれているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十一時十五分頃より再開をいたします。

午前十時五十八分休憩

午前十一時十五分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第一六号 令和三年度西之表市一般会計予算

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一五、議案第一六号、令和三年度西之表市一般会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

当初予算でありますので、多少時間かかりますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。また、お手元に財政係が作成いたしました詳細説明書も配付してございますので、参考に御覧いただければと思います。

それでは、予算書条文をお開きください。

本案は、令和三年度西之表市一般会計予算であります。

第一条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百六億五千五百万円と定めるものであります。前年度の当初と比較いたしますと、六千百万円、率にして〇・六％の増額予算となっております。

七。ページをお開きください。

第二表、債務負担行為は一件であります。定住促進事業（住宅家賃補助）（令和三年度申請分）で、期間は令和四年度から令和六年度まで、限度額は百四十四万円であります。

八。ページをお開きください。

第三表、地方債であります。起債の目的については、一番目の臨

時財政対策債以下、全六件であります。限度額もそれぞれお示ししているところで、合計で八億千三百八十六万三千円と定めるものであります。

条文のページにお戻りください。

第四条は、一時借入金 の最高額を三十億円と定めるものであります。

続きまして、各予算事項別の明細について、款、項、目のうち、前年度に比べ、目の増減の大きいもので、その差が一千万円以上のものや特徴的なものを中心に、本年度の欄、比較の欄、説明の欄の順で歳出から御説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。初めに、三三。ページをお開きください。

一款議会費、一項議会費、一目議会費は一億一千五百五十四万四千円、対前年度比四千十三万五千円の減額です。

主な要因は、三四。ページをお開きください。

十七節備品購入費で、議場の映像音響設備の更新が令和二年度に完了しましたことによる減額や、そのほか、市議会議員の定数削減に伴う経費などの減額によるものでございます。

次は、その下になります。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費は七億四百九十一万三千円で、対前年度比二千五十七万八千円の増額です。主な要因は三節職員手当等で、説明欄の下から二番目、採用から一年を経過した会計年度任用職員の市町村総合事務組合退職手当負担金の増額

によるものでございます。

三九ページをお開きください。一番下になります。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費は二億四千九百一十六千円で、対前年度比三千五百四十八万九千円の増額です。主な要因は二十四節積立金で、四一ページの説明欄の一番上、西之表市ふるさと応援寄附基金を、昨年度の実績を踏まえ、増額したことによるものでございます。

四四ページをお開きください。最下段になります。

二款総務費、一項総務管理費、十九目あつぽくらんど管理費は四千九百二十二万八千円で、対前年度比二千四百四十三万円の増額です。主な要因は十四節工事請負費、説明欄のあつぽくらんど施設整備工事で、こちらは、多目的グラウンドのフェンスの取替工事や、四五ページの十七節備品購入費、説明欄の機械器具費で、乗用芝刈機の購入などとなっております。

五二ページをお開きください。上段になります。

二款総務費、四項選挙費、三日衆議院議員選挙費は千百七十七万八千円の追加です。こちらは、本年執行される衆議院議員の選挙に係る経費を計上しております。

五三ページを御覧ください。最下段になります。

二款総務費、五項統計調査費、三日地籍調査費は五千五百九十二万五千円で、対前年度比一千五百一十五千円の減額です。主なものは、五四ページをお開きください、十二節委託料の減額です。こち

らは令和二年度国の第三次補正予算により、令和三年度事業の前倒し予算として配当があったため減額をさせていただきます。

五八ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費、六目介護保険事業費は四億三千四百二十万一千円で、対前年度比二千二百六十二万一千円の増額です。主な要因は二十七節繰出金で、説明欄に記載のとおり、介護保険特別会計への繰出金を増額したことによるものです。

五九ページを御覧ください。

三款民生費、一項社会福祉費、七目後期高齢者医療費は三億千三百七十五万円で、対前年度比一千八百八十九万六千円の減額です。主な要因は十八節負担金補助及び交付金で、説明欄の負担金、上から三つ目、療養給付費負担金について、県広域連合からの通知により減額されたことによるものです。

その下、三款民生費、一項社会福祉費、八目障害者福祉費は七億七千二百四十二万三千円で、対前年度比七千四百九十一万五千円の増額です。主な要因は、六一ページから六二ページに記載の十九節扶助費の増額によるもので、各種サービスの利用増加を見込んだことによるものでございます。

六六ページをお開きください。最下段になります。

四款衛生費、一項保健衛生費、一目保健衛生総務費は一億二千九百三十五万円で、対前年度比二千七百六千円の増額です。主な要因は六七ページの十八節負担金補助及び交付金で、種子島産婦人科

医院組合への負担金が増えたことによるものです。

八三ページをお開きください。最下段になります。

六款農林水産業費、二項林業費、二目林業振興費は四千七百七十四万一千円で、対前年度比千二百六万九千円の増額です。主要要因は、八四ページをお開きください、二十節貸付金二千万円で、貸付資金を一千万円増額したことによるものです。

八五ページを御覧ください。最下段になります。

六款農林水産業費、三項水産業費、二目水産振興費は三千八百八万六千円で、対前年度比二千七百三十九万八千円の減額です。主要要因は、八六ページをお開きください。十八節負担金補助及び交付金で、令和二年度に実施した種子島周辺漁業対策事業について、本年度は実施予定がないことによるものでございます。

八七ページを御覧ください。中ほどです。

七款商工費、一項商工費、二目商工振興費は一億四千八百三万五千円で、対前年度比九千六百二十八万四千円の増額です。主要要因は、八八ページをお開きください。十八節負担金補助及び交付金、説明欄の一番下になります、事業継続対策支援金一億九百四十四万円で、こちらは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い業績の悪化した市内事業者に対し、事業継続に必要な支援を行うおとするものです。

八九ページを御覧ください。

七款商工費、一項商工費、四目観光費は九千七十七万八千円で、

対前年度比千八百九十六万九千円の増額です。主要要因は、九〇ページをお開きください。中ほどの十四節工事請負費で、浦田シーサイドハウスの改修工事に伴うものです。

九一ページを御覧ください。

七款商工費、一項商工費、五目産業創出費は五千五百五十三万二千円で、対前年度比三千八百三十三万九千円の減額です。主要要因は、十八節負担金補助及び交付金、説明欄の一番下、雇用機会拡充事業で、令和二年度事業実施の実績見込みに基づく減額です。

九三ページをお開きください。

八款土木費、二項道路橋梁費、二目道路橋梁維持費は一億三千八百六十一万一千円で、対前年度比千七百九十三万一千円の増額です。主要要因は、十四節工事請負費、説明欄の交通安全施設整備工事や、九四ページをお開きください。説明欄の一番上に記載しております道路改良工事や橋梁補修工事などが増額となっているためでございます。

続きまして、その中段になります。

八款土木費、二項道路橋梁費、三目道路新設改良費は二億千八百一万五千円で、対前年度比六千四百三十七万二千円の減額です。主要要因は、十四節工事請負費、十六節公有財産購入費、二十一節補償補填及び賠償金で、それぞれ社会資本整備総合交付金事業の減少によるものでございます。

九六ページをお開きください。中ほどになります。

八款土木費、四項住宅費、一目住宅管理費は一億六百五十七万円
で、対前年度比千四百二十三万円の増額です。主な要因は、九七ペ
ージを御覧ください。十二節委託料で、昨年度に引き続き実施する
市営住宅（桜が丘）改修事業の実施設計、並びに新規の鴨女町住宅
団地建替基本計画策定業務の実施に伴う増額です。

九九ページをお開きください。

九款消防費、一項消防費、一目常備消防費は二億八千四百八十九
万六千円で、対前年度比二千六百六十七万三千円の増額です。主な要
因は、十八節負担金補助及び交付金、説明欄の上から三つ目、熊毛
地区消防組合への負担金増によるものとございます。

一〇七ページをお開きください。

十款教育費、二項小学校費、一目学校管理費は二億三千八十九万
二千円で、対前年度比四千八百八十三万三千円の増額です。主な要
因は、十節需用費、説明欄の光熱水費で、こちらは市内小学校六校
に空調設備を整備したことによる電気料の増額と、一〇八ページを
お開きください。十四節工事請負費、説明欄の小学校空調整備工事
の増額によるものであります。

一〇九ページを御覧ください。中ほどになります。

十款教育費、三項中学校費、一目学校管理費は六千六百四万三千
円で、対前年度比二億二千二百四十一万八千円の減額です。主な要
因は、昨年度実施した中学校空調整備工事に並びに中学校プール整備
工事の完了によるものです。

一一八ページをお開きください。下段になります。

十款教育費、四項社会教育費、一目文化財発掘費は二千八十九
万四千円で、対前年度比千四十一万五千円の増額です。主な要因は、
県営農政事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等に係る人件費や、重機及
び機材の借上料などの増額となっております。

一二一ページをお開きください。最下段になります。

十款教育費、五項保健体育費、五目体育施設管理費は四千二百五
万九千円で、対前年度比千七百二十一万九千円の増額です。

一二二ページをお開きください。

主な要因は、十節需用費、説明欄の一番下、修繕料で、市民体育
館の屋上防水補修、並びに十七節備品購入費で、コロナ感染防止と
熱中症対策の観点から実施する空調設備整備に伴う増額であります。

一二三ページを御覧ください。中ほどより下になります。

十二款公債費、一項公債費、二目利子は四千二百四十四万二千円
で、対前年度比千七百七万三千円の減額です。主な要因は、説明欄の
地方債償還利子が四千八百八十九万円、前年度比一千五十六万五千円
となっております。

この償還につきましては、元利金等償還払いを主に用いております
ので、償還終了が近づくにつれ、償還額に対する元金の割合が多
くなってまいります。こちらに対応して利子分が減額していること
ろです。

その下になります。

十三款予備費、一項予備費、一目予備費は二千四百七十六万二千円で、対前年度比千五十三万六千円の増額です。主な要因は、令和二年度の執行見込額を考慮し、新型コロナウイルス感染症拡大や不測の災害に対応するため、増額をしております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

一四ページをお開きください。下から二段目になります。

十款地方交付税、一項地方交付税、一目地方交付税は四十四億三千百三十六万円で、対前年度比一億四千六百五十八万二千円の増額です。主な要因は、地方財政計画に基づき、伸び率等を考慮し算出した額を計上しております。

一五ページをお開きください。中ほどになります。

十二款分担金及び負担金、二項負担金、四目土木費負担金は二千四百六十七万九千円の追加です。主な要因は、市営桜が丘団地と県営深渡瀬団地との共同浄化槽更新に伴う県の負担金です。

一八ページをお開きください。

十四款国庫支出金、一項国庫負担金、一目民生費国庫負担金は十二億千四百三十九万三千円で、対前年度比四千九百五十二万四千円の増額です。主な要因は、一節社会福祉費負担金の説明欄、上から二つ目の障害者自立支援給付事業と五節低所得者保険料軽減負担金の増によるものがございます。

その下、十四款国庫支出金、一項国庫負担金、二目衛生費国庫負担金は四千五百十一万三千円で、対前年度比四千四百六十六万三千

円の増額です。主な要因は二節予防接種費負担金で、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種対策費によるものがございます。

一九ページをお開きください。

十四款国庫支出金、二項国庫補助金、二目衛生費国庫補助金は二千二百六十九万九千円で、対前年度比千六百七十三万二千円の増額です。主な要因は一節廃棄物処理施設整備事業補助金で、合併浄化槽設置事業の国庫補助の増と、三節の予防接種費補助金で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を追加したことによるものがございます。

その下になります。

十四款国庫支出金、二項国庫補助金、三目教育費国庫補助金は三千九百七万三千円で、対前年度比二千九百四万二千円の減額です。主な要因は六節公立学校施設整備費交付金で、種子島中学校の空調設備や、中学校のプール整備事業の完了によるものがございます。

二〇ページを御覧ください。一番上になります。

十四款国庫支出金、二項国庫補助金、五目総務費国庫補助金は一億三千五百九万五千円で、対前年度比一億千五百三十三万円の増額です。主な要因は一節総務費補助金で、説明欄の一番下に記載の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

その下になります。

十四款国庫支出金、二項国庫補助金、六目土木費国庫補助金は一億八千九百六十万四千円で、対前年度比六千六百七十七万八千円の減

額です。主な要因は一節道路建設費補助金で、社会資本整備総合交付金と四節の公営住宅建設費補助金の減額です。

二一ページをお開きください。

十五款県支出金、一項県負担金、一目民生費県負担金は四億五千八百四十三万四千円で、対前年度比二千七百七十五万五千円の増額です。主な要因は、一節社会福祉費負担金の障害者自立支援給付事業や、五節低所得者保険料軽減負担金の増額によるものです。

その下、最下段になります。

十五款県支出金、二項県補助金、一目総務費県補助金九千八百四十六万二千円で、対前年度比四千二百四十九万九千円の減額です。主な要因は、一節総務費補助金、説明欄の一番目、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金や、二二ページ、二節地籍調査事業費補助金、地籍調査事業費の減額によるものです。

二三ページをお開きください。

十五款県支出金、二項県補助金、四目農林水産業費県補助金は一億五千七百五十一万七千円で、対前年度比二千六百三十万二千円の減額です。主な要因は、二四ページを御覧ください。一番上です。四節水産業費補助金において、種子島周辺漁業対策事業が令和三年度では実施予定がないことによる減額です。

二七ページをお開きください。最下段になります。

十七款寄附金、一項寄附金、一目寄附金は一億八千二百五十万一千円で、対前年度比三千四十万円の増額です。主な要因は、ふるさ

と応援寄附金の見込みを前年度実績により増額したことによるもの
でございます。

二八ページを御覧ください。二段目になります。

十八款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金は二億七千八百三十八万三千円で、対前年度比二億三千六百六十八万二千円の減額です。主な要因は、財政調整基金からの繰入れを減額したことによるものです。

その下になります。

十九款繰越金、一項繰越金、一目繰越金は五千六百六十二万三千円で、対前年度比二千六百六十二万三千円の増額です。主な要因は、令和二年度の都市計画税のうち、事業への未充当額を繰り越して基金に積み立てるため繰り越すものがございます。

続いて一番下になります。

二十款諸収入、三項貸付金元利収入、二目林業振興資金貸付金収入は二百万円で、対前年度比一千万円の減額です。主な要因は一節林業振興資金貸付金収入で、種子島森林組合の経営改善を図るため貸し付けていた運営資金について、十年間で償還する長期貸付金に変更したことにより、収入が償還の一年目分のみの計上となったことによるものがございます。

三一ページをお開きください。中ほどになります。

二十一款市債、一項市債、一目臨時財政対策債は三億千七百九十六万三千円で、対前年度比一億三千三百六十五万七千円の増額です。

主な要因は、令和二年度の地方財政計画に基づき、伸び率等を考慮し算出した額を計上しております。

その下になります。

二目辺地債は二億二千四十万円で、対前年度比九千六百六十万円の減額です。主な要因は、種子島中学校のプール整備事業の完了によるものであります。

三二ページを御覧ください。

三目過疎債は二億二千四十万円で、対前年度比二百九十万円の減額です。主な要因は、中学校の空調整備事業の完了によるものがございます。

その下、四目土木債は五千五十万円で、対前年度比一千万円の増額です。主な要因は二節公営住宅建設事業債で、市営住宅（桜が丘）改修事業が増額になったことによるものがございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第一七号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計予

算

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一六、議案第一七号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計予算です。

予算書条文を御覧ください。

第一条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億八千八百万円と定めるものです。

第二条は、地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金（借入れの最高額を三億円と定めるもの）です。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書九ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費には、職員十人分の人件費や物件費、電算委託料など、合わせて六千三百二十四万九千円を計上しております。

一一ページをお開きください。

二款保険給付費、一項療養諸費は、県が推計した普通交付金額を案分して求めた療養給付費及び療養費額を参考に、本市の過去三年の実績等を勘案して求めたそれぞれの医療費推計額に審査支払手数料の見込額を加えまして、十二億七千七百三十七万円を計上いたしております。

一二ページにかけまして、同款、二項高額療養費も同様に、県の推計した普通交付金額を案分して求めた高額療養費額を参考に、本市の事情を勘案して計上しており、二億二千七百九十五万五千円を計上しております。

一三ページを御覧ください。

同款、六項、一目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症の患者又は疑い患者への傷病手当金を支給する目的で令和二年度に創設されたもので、百十六万九千円を計上しています。

三款国民健康保険事業費納付金は市町村が都道府県に納める国民健康保険事業運営のための納付金で、一項医療給付分として三億六千六百五十四万千円、二項後期高齢者支援金等分として一億二千六百三十一万千円、三項介護納付金分として四千九百九十八万六千円を計上しております。

一四ページをお開きください。

五款、一項保健事業費、一目疾病予防費は、疾病の早期発見や重症化予防のため、訪問指導に係る経費や人間ドック等施設利用補助金など、合わせて一千三百七十八万六千円を計上しております。

一五ページを御覧ください。

同項、二目医療費適正化費は、レセプト点検、医療費分析など、医療費適正化に関する経費といたしまして一千二十六万三千円を計上しております。

一六ページにかけまして、同款、二項、一目特定健康診査等事業費は、四十歳から七十四歳までの被保険者等を対象にした特定健診及び特定保健指導に係る経費で、二千六十三万二千円を計上しております。

六款、一項基金積立金、一目準備積立金は、前年度に比べ一千二

十万二千円減の千円を計上しております。これは令和二年度決算剰余金が減少する見込みであることによるものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款、一項国民健康保険税は、令和二年度の調定額、収納率、被保険者数の見込み等を基に、前年度比一千三百四十二万九千円減の三億六千六百二十三万六千円を計上しております。

七ページを御覧ください。

四款県支出金、一項県補助金、一目保険給付費等交付金、一節普通交付金は、歳出の保険給付費のうち普通交付金を財源とするものの合計額、十五億二百九十九万四千円を計上しております。

二節特別交付金は、県の示す額及び過去の実績等から、七千八百八十五万九千円を計上しております。

六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金は、法定内の繰入金として二億三千四百七十九千円を計上しております。内訳については、付記説明欄のとおりでございます。

同款の次の項の基金繰入金については、繰入れの予定がないことから廃項といたしております。

八ページをお開きください。

七款、一項繰越金、一目前年度繰越金は、前年度比二千四百六千円減の七十四万一千円を計上しております。これは、令和二年度決算剰余金が減少する見込みであることによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第一八号 令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会

計予算

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一七、議案第一八号、令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算を議題といたします。議案説明を求めます。

〔市民生活課長 川畑利昭君〕

○市民生活課長（川畑利昭君） 御説明いたします。

本案は、議案第一八号、令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算であります。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百六十五万八千円とするものです。

歳出の主なものから御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款、一項、一目事業費に百五十七万五千円を計上しています。

そのうち、一節報酬委員報酬及び八節旅費費用弁償は、西之表市交通災害共済審査会に係るものであります。

七節報償費は、共済掛金の取りまとめに係るものです。

十節需用費のうち印刷製本費は、圧着はがき八千五百枚作成にか

かる費用です。

十八節負担金補助及び交付金は、共済見舞金で七十九万五千円を見込んでおります。

二款、一項、一目基金積立金の八千円は、基金積立てに、立てるものです。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款、一項、一目共済会費収入は百六十五万円で、会費納入加入者の五千五百人分を見込んでおります。

二款、一項、一目利子及び配当金の七千円は、交通災害共済基金の運用利息であります。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第一九号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計予

算

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一八、議案第一九号、令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） 議案第一九号、令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計予算について御説明いたします。

予算書条文を御覧ください。

第一条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十六万一千円とするものであります。

歳出から御説明いたします。

予算書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費は、前年度より三千円増の四十六万円を計上しております。

主なものは、十節需用費が十万三千円、これは、施設管理のための燃料費と施設維持のための修繕料でございます。二十四節積立金が、地方卸売市場基金に十万円でございます。二十七節繰出金が、一般会計に十万円を繰り出すものでございます。この結果、市場基金の令和三年度末現在の見込額は三百七十万二千円となる見込みでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

主なものは、一款使用料及び手数料、一項使用料、一目使用料、一節市場使用料で、面積割が三十七万六千円、売上高割が八万一千円で、前年度より三千円の増額でございます。

以上で、議案第一九号、令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（川村孝則君） 本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第二〇号 令和三年度西之表市介護保険特別会計予算

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一九、議案第二〇号、令和三年度西之表市介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔高齢者支援課長 下川昭代さん〕

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 御説明いたします。

本案は、令和三年度西之表市介護保険特別会計予算であります。予算書条文を御覧ください。

第一条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億六千四百万円と定めるものでございます。

第二条は、地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの最高額を五千万円と定めるものでございます。

それでは、予算の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書の一〇ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費は、職員九名分の人件費のほか、介護保険事業計画の進行管理等に係る事務経費など六千四百六十六万二千円を計上しております。前年度と比較して六百三十二万二千円減少しておりますが、要因としましては、人件費の減によるもの、また、令和二年度において介護保険事業計画の策定が完了したことにより、その経費が減少しております。

続いて、一一ページの二段目になります。同款、三項介護認定

審査会費は、介護認定審査業務を種子島地区広域事務組合に委託するための負担金として三千八百八十九万四千円を計上しています。

一 一ページの下端から一二ページにかけて、二款保険給付費、一項介護サービス等諸費では、第八期の介護保険事業計画において見込んだサービスごとの給付見込額を基に、十七億五千六百二十四万八千円を計上しています。

一 二ページの下端から一三ページにかけて、同款、二項介護予防サービス等諸費につきましても、第八期の介護保険事業計画における給付見込額を基に、二千七百六十六万六千円を計上しています。

一 三ページの下端から一四ページにかけて、同款、四項高額介護サービス等費で六千八万五千円を、同じく五項特定入所者介護サービス等費で八千九百八十三万三千円を計上しています。

五項の特定入所者介護サービス等費については、前年度と比較して一千百十四万三千円減少しておりますが、令和三年八月からの利用者負担限度額等の見直しを加味した額となっております。

続いて、一四ページの下端から一六ページにかけて、三款地域支援事業費、一項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援の認定者等を対象に通所型や訪問型のサービス提供を行うものですが、サービス利用の増加を見込んで、全体で、対前年度比七百四十九万七千円増の八千四百五十一万五千円を計上しています。

続いて、一六ページの下端から一七ページにかけて、同款、

二項一般介護予防事業費には、元気度アップ・ポイント事業や地域サロンの推進など、地域での介護予防活動の支援に係る経費として二千五百六十九万九千円を計上しています。

続いて、一七ページの下端から二〇ページにかけて、同款、三項包括的支援事業・任意事業費では、全体で、対前年度比三百八十三万八千円増の五千六百十三万三千円を計上しています。

続きまして、二〇ページの下から二段目。

四款、一項基金積立金、一目準備積立金は六十三万三千円を計上しています。歳入のほうに基金繰入れを五千六百六十万六千円計上しておりますが、これにより、令和三年度末の基金残高は二千九百二十五万一千円になる見込みです。

続いて、二一ページの二段目です。

七款諸支支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金は、介護給付費等の国、県及び支払基金交付金の前年度精算返納金として四千五百六十二万八千円を計上しております。例年、実績確定後の補正予算で対応してきたところですが、返還期限の関係から、令和三年度より当初予算で計上することとしたものです。

次に、歳入について御説明いたします。

七ページをお願いいたします。

一款、一項介護保険料、一目第一号被保険者保険料は、第八期の介護保険事業計画において算出した基準額を基に、被保険者数の見込みと過去三年間の平均収納率、さらに低所得者の保険料軽減措置

等を勘案し、対前年度比八百八十五万三千円減の三億二千八百八万

三千円を計上しています。

続いて、三款の国庫支出金及び四款の支払基金交付金、また、八ページにかけての五款県支出金につきましては、歳出で見込んだ給付費等にそれぞれの交付率を乗じて計上しております。

続いて、八ページの下段になります。

七款の繰入金、一項一般会計繰入金で、一目から三目までは介護給付費及び地域支援事業に対する市の負担分として、それぞれの負担割合により算定した額を計上しております。

四目の低所得者保険料軽減繰入金は、第一号の被保険者保険料の軽減分について、国、県の補填分も含めた額を一般会計から繰入れをするものです。

五目その他一般会計繰入金は、法定内の繰入れ分を計上しております。

続いて、九ページの一番上、同款、二項、一目基金繰入金は、本予算の財源調整のためのものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 本案は予算特別委員会に付託いたします。

ここで、議長からお願いをいたします。

間もなく正午となりますが、このまま議案審議を続行いたします。

△議案第二一〇号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計予算

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二〇、議案第二一〇号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算を議題といたします。議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 本案は、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算です。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億四千八百万円と定めるものです。

予算の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書七ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費には、職員二名分の人件費、物件費など一千二百十九万三千円を計上しております。

八ページをお開きください。

二款、一項、一目後期高齢者医療広域連合納付金には、後期高齢者医療広域連合からの通知により、保険基盤安定分担金及び保険料等負担金、合わせて二億二千五百二十万六千円を計上しております。

三款保健事業費、一項健康保持増進事業費、一目健康診査費には、長寿健診対象者の受診券郵送料や健診委託料、健診データ管理システムの委託料など七百十三万四千円を計上しております。

四款諸支出金、二項、一目繰出金は、一般会計で実施している人

間ドック等施設利用に係るもので、百二十万円を計上しております。

次に、歳入について御説明します。

五ページをお開きください。

一款、一項後期高齢者医療保険料、一目特別徴収保険料には九千二百二十二万円を、二目普通徴収保険料には、現年度分四千五百十二万六千円、滞納繰越分三十万一千円の、合わせて四千五百四十二万七千円を計上しております。

三款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金は、歳出一款総務費及び歳出三款保健事業費に係る人件費や物件費などを一般会計から繰り入れるもので、一千六百五十三万一千円を計上しております。

同項、二目、保険基盤安定繰入金八千七百七十二万八千円は低所得者に係る保険料軽減分で、歳出二款、一項、一目の後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分担金に対応するものでございます。

六ページをお開きください。

五款諸収入、四項、一目雑入は、健康診査補助金及び人間ドックに係る交付金など、合わせて五百七十一万三千円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第二二号 令和三年度西之表市水道事業会計予算

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二一、議案第二二号、令和三

年度西之表市水道事業会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 高橋英樹君〕

○水道課長（高橋英樹君） 令和三年度西之表市水道事業会計予算

について御説明いたします。

予算書一ページをお開きください。

第二条は、業務の予定量です。

給水件数は、前年度から五百六十六件減の十万二千七百三十件を予定しています。

総配水量は、百九十五万三千七百七十二立方メートル、一日平均配水量は、五千三百五十三立方メートルを予定し、主要な建設改良事業は、前年度から三千九百五十一万五千円増の一億五千二百五十万円を予定しております。

第三条は、収益的収入及び支出の予定額です。収入の事業収益を四億七千八百七十一万円、支出の事業費を四億六千五百七十九万五千円としております。

第四条は、資本的収入及び支出です。資本的収入を三千九百万八千円、二ページをお開きください。資本的支出を三億一千八百三十八万一千円と予定しています。

不足する額につきましては、一ページにお戻りください。

第四条の括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額二億七千九百三十七万三千円は、過年度分損益勘定留保資金二億六千五百六十四万一千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額一千三百七十三万二千円で補填するものとします。

第三条と第四条の内容について、前年度と増減の大きなものについて御説明します。

一九ページをお開きください。

収益的収入及び支出の執行計画書です。

収入の一款事業収益、一項営業収益、一目給水収益は四億一千九百二十万円で、前年度から三十九万七千円の減を見込んでいます。

二項営業外収益、二〇ページをお開きください。二目他会計補助金では、統合簡易水道に要する経費で、企業債の利子が減少しています。

二一ページ、支出の第一款事業費、一項営業費用、一目原水及び浄水費で、会計年度任用職員の雇用が二年目となり、二節手当を満額支給するほか、退職手当負担金の発生、五節社会保険から市町村共済へ移行するため、法定福利費が増加となっています。

二二ページ、十六節委託料で、急速ろ過機のろ過材入替のため増額しています。

二十節特別修繕引当金繰入額については、阿曾浄水場急速ろ過機活性炭更新に三千万円程度必要であり、十年間で費用を積み立てるため増額しています。

二八ページをお開きください。

六目減価償却費は、償却終了に伴い減少しています。

二八ページから二九ページにかけて、二項営業外費用では、一目支払利息と二目消費税及び地方消費税が減額となります。

三〇ページをお開きください。

資本的収入及び支出の執行計画書です。

三一ページ、資本的支出の一款資本的支出、一項建設改良費、一目施設改良費の五節工事請負費では、漏水事故率の高い送配水管の布設替や、橋梁、道路改良工事に伴う配水管の布設替、浄水場の設備更新等を予定しております。

六節機械及び装置購入費では、機能診断や故障に伴うポンプ更新や営業事業の負担金を予定しています。

三二ページをお開きください。

二目営業設備費では、今年度、システム更新をしたため、四節ソフトウェアが皆無となっています。

二項企業債償還金は、今年度分元金償還金です。

二二ページ、条文にお戻りください。

第五条、一時借入金限度額を一億円と定めます。

第六条、予定支出の各項の経費の流用ができるのは、営業費用と営業外費用の消費税及び地方消費税に限るとします。

第七条、議会の議決を経なければ流用出来ない経費は、職員給与費九千七百九十七万円と定めます。

第八条、一般会計から補助を受ける金額は九百五十九万八千円です。

第九条、たな卸資産の購入限度額を三百十四万八千円と定めます。以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 本案は予算特別委員会に付託いたします。以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日十三日、十四日は休会です。

十五日は総務文教委員会、十六日は議会運営委員会、十七日は産業厚生委員会、十八日、十九日、二十一日は予算特別委員会、二十三日は各特別委員会、二十五日は午前十時から本会議を開きます。日程は、市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後零時八分散会

本會議第三号（三月二十五日）

本会議第三号（三月二十五日）（木）

◎出席議員（十三名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫 島 市 憲 君
三番 橋 口 美 幸 さん
四番 渡 辺 道 大 君
五番 宇 野 裕 未 さん
六番 杉 為 昭 君
七番 川 村 孝 則 君
八番 河 本 幸 男 君
九番 濱 島 明 人 君
一〇番 下 川 和 博 君
一一番 遠 藤 建 次 郎 君
一二番 竹 下 秀 樹 君
一四番 橋 口 好 文 君

◎欠席議員（一名）

一三番 田 添 辰 郎 君

◎地方自治法第二百一一条による出席者

市 長	八 板 俊 輔 君
副 市 長	中 野 哲 男 君
教 育 長	大 平 和 男 君
会計管理者兼 会 計 課 長	下 川 由 喜 さん
総務課長兼 選 管 書 記 長	大 瀬 浩 一 郎 君
企 画 課 長	森 真 樹 君
市民生活課長	川 畑 利 昭 君
財産監理課長	奥 村 裕 昭 君
地域支援課長	松 元 明 和 君
税 務 課 長	柳 田 さ ゆ り さん
健康保険課長	長 野 望 君
高齢者支援課長	下 川 昭 代 さん
経済観光課長	岩 下 栄 一 君

令和三年三月二十五日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第一 一般質問

六番 杉 為昭 議員

一〇番 下川 和博 議員

八番 河本 幸男 議員

一四番 橋口 好文 議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、杉為昭君の発言を許可いたします。

〔六番 杉 為昭君登壇〕

○六番（杉 為昭君） 皆さん、おはようございます。自由民主党の杉為昭でございます。

本日の質問は、令和三年三月三日に行われました令和三年第一回市議会定例会における市長の施政方針の中の馬毛島問題の市長の決意についてでございます。

現在、西之表市民が一番関心を持っており、非常に西之表市民におきまして重大な問題でございます。それゆえ、市民は、市長の考え方また方向性を非常に注視をしております。市長におかれましては、そのことを十分わきまえていただき、明確かつ具体的な御答弁をいただきますようお願いを申し上げます。

質問に入る前に、まず、馬毛島問題に関する私見を述べさせていただきます。

馬毛島は、米軍空母艦載機離着陸訓練、いわゆるFCLPの移転候補地として、平成二十三年（二〇一一年）六月、日米安全保障協働委員会（ツー・プラス・ツー）の共同文書で明記をされました。

これは、空母艦載機の陸上基地が厚木から岩国に移転したことによる硫黄島でのFCLPの訓練効率の低下を是正するために、日米の価値観が一致したものでございます。

その後、馬毛島の自衛隊基地開発のための国の用地取得がほぼ実

現しました。現在、馬毛島の大部分が国有地となったわけでございます。

馬毛島の基地開発は、日米安全保障体制をより深化させ、自衛隊と米軍の絆と連携を深め、我が国日本全体の防衛力の充実に寄与するばかりではなく、南西諸島方面防衛のための訓練・補給拠点として、我が国独自の防衛体制の強化になります。

私たち西之表市民としては、地域振興、経済発展、所得向上等々、様々な分野において有利と考えております。

また、特定水域、いわゆる国際海峡である大隅海峡を注視することも含めると、種子島はもとより大隅半島、薩摩半島、近隣海域に点在する無人・有人諸島の有事、大規模災害における住民の安全・安心を確保する上でも、大いに意義あることと私は考えております。

なぜなら、いまだ解決されていない北朝鮮による拉致事件問題、同じく北朝鮮の工作船による侵入銃撃事件、本日、昨日と行われた北朝鮮からの発射された短距離巡航ミサイル、また遡ると、ソ連の原子力潜水艦の火災漂流事件、最近では、尖閣諸島においては、中国が海警法を施行し、武器を装填し、領有化しようとしている問題、我が国を取り巻く安全保障環境をかいま見、種子島、鹿児島県、我が国における馬毛島の重要性、必要性は不可欠であると考えております。

それでは、通告書に従いまして、市長の施政方針について質問を

させていただきます。

まず最初に、さきに行われた市長選において、「馬毛島問題は大きな争点となり、市民の皆様から様々な声を聞いた」と述べられておりますが、様々な声とは、賛成、反対それぞれのどのような声を市民から聞いたのか伺いしたいと思います。

市長におかれましては、冒頭でもお話をさせていただきましたが、市民、県民、国民が関心を持つておる事案でございます。理解、納得のゆく誠実な御答弁を重ねてお願いいたします。

なお、後の質問につきましては、通告書に従い、質問席にて質問をさせていただきます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 杉議員の御質問にお答えをいたします。

お尋ねの、馬毛島に米軍訓練の移転を主目的とする施設を造る計画につきましては、賛成の方々からはですね、基地経済による地域振興を求める声をいただいております。また、反対の方々からは、安心・安全、それから豊かな自然環境を生かしたまちづくり、そして平和な暮らしを求める声などをお聞きしたところであります。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

賛成方の声もたくさん聞かれたと思います。そのことを踏まえまして、次の質問、質問二と三は関連がございますので、一括して質問をさせていただきます。

二番、賛成の方々へはどのような返事をし、理解をどのように求

め選挙を行ってきたのか、及び三番、賛成を訴える市民に対し、十分な説明をなされたのかをお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

賛成の方々へどのようなことを述べたかというようなお尋ねであります。

基本的には、選挙公報に記載した内容、私の選挙に臨む、二期目に臨む政策を中心とした内容であります。

基本的に、馬毛島問題に関して、賛成、賛否に関係なく、理解を求めたところであります。

その上で申しますと、馬毛島は、豊かな自然を生かし、基地経済に頼らない持続可能な社会を目指すこと、そのために待ったなしの課題への対応、それから三つの約束を中心にお話をさせていただき、理解を求めてきたところであります。

それと、賛成の方々にはですね、いろいろ選挙ではあるだろうけれども、選挙が終わったら、また一緒にまちづくりをしていこうじやないかと、そういうお話もいたしました。

それで十分であったかは分かりませんが、全力でそうした私の考えを申し述べ、訴えてきたつもりでございます。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

市長、市長の思いを伝える、訴えるということに関しては別に問題はございません。ただし、市民に正確な情報を伝えなければなりません。市長は誤った情報を市民に伝えた可能性がございます。

これ、重要な問題でございます。

お願いします。

はい、これは、三年二月七日、南日本新聞朝刊の記事でございます。基地整備に伴う再編交付金をもらえば、ほかの交付金が受けられる可能性もあるということと、それからその前、正しい情報に基づかずに基地容認に傾いた選択が相当数あったと見ている、あらゆる場面で対話を重ね、十分な情報に基づく判断、選択を考えていくと。

こう申し上げておりますけれども、この、ほかの交付金が基地整備に伴えば、基地交付金、ほかの交付金が削られる可能性もあるということとでございますけれども、これは非常に間違った考えだというふうに思われます。全く方向性、用途につきまして全然違う交付金でございますので、基地再編交付金が出る代わりにほかの交付金、例えば農業関係、漁業関係の交付金が削られる可能性もあるということは全く想定外であるという情報でございます。

そして、この言葉にも度々出てこられますけれども、市長は米軍基地というふうに述べられております。防衛省に確認しましたところ、皆さんも御存じのとおり、米軍施設ではなく自衛隊基地として整備され、米軍はFCLPの際に一時的に利用するとの事実ということでございます。これに反するということ、少なくとも米国、米軍人が常駐するとは考えられないということとでございます。この誤解を市民に伝えている可能性があるということを指摘したいと思えます。

それから、真つさらな土地に初めて造られる可能性がある。この部分ですかね。米軍施設ができれば、真つさらな国土に初めて造られる施設になるというふうに市長が南日本新聞の取材に対して申し上げておりますけれども、確認をしましたところ、真つさらな土地というところに初めてということではなく、新たに土地を取得して、日米地位協定第二条第一項（a）の規定により米軍が使用する施設、区域として提供したものは、岩国飛行場や経ヶ岬通信所の施設、区域がある旨、回答をいただきました。これもまた全くの事実と異なるということでございます。その認識を市長はしっかり受け止めて、正確な情報を市民の方に対して説明をしていただきたいという思いがいたします。

市長、市長は市民の代表ですから、確かな情報を持って、勉強して市民に示してほしいものです。このことは、まあ、置いときましよう。

続いで質問に参ります。質問四、市民の反応はどうであったのか、市長は選挙戦の手応えをどのように感じたのか教えていただきたい。

○市長（八板俊輔君） 今の質問の前にあったことについては、また機会を捉えて私の考えを述べさせていたただきたいと思っております。今、質問の前におっしゃった認識については、その認識は、杉議員の認識は正確ではないと思しますので、今の前段のところは独り歩きしないように、この議論については、しっかり場を設けて、ここでも

結構ですし、やっていただきたい。言いつ放しのことはやらないうでいただきたいと思えます。

その上で、御質問にお答えをいたします。

手応えをどういうふうに感じたかということでございます。馬毛島問題に対する立場はいろいろありますけれども、手応えということではですね、選挙戦中、私はいろいろ市内を回りました。その中で、男女を問わず、涙ながらに私に近寄り、私が近寄り、相手も近寄りですけれども、静かな島あるいは平穏な日常を守ってくれというような訴えをされる方が非常に多うございました。それから、赤ん坊を抱えてた若いお母さんが、頑張ってくれというふうに言うてくさいました。

そういう有権者の方々の私と直接お会いしたときの訴えというのは、前回の四年前の選挙とは全く異なる、力強い、強い支持が、私、期待が向けられている、そういうことで、この選挙の手応えとしてはそれが一番大きなものと感じております。

○六番（杉 為昭君） それでは、市長は選挙の結果を民意という言葉で表したということでございます。市長が当選を民意と言うのであれば、市議選の民意はどうなるのかという疑問も湧いてまいります。そういう市議選の選挙の結果も踏まえた上で、よくまた考えていただきたいということもあります。賛成を唱えた得票数が上回っているということも現実であるということをお承知いただきたいと思えます。

次の質問に参りましょう。「市政発展を願うそれぞれの心のうちをおもんばかるとともに、選択の岐路に立つ市民の道しるべ」と述べましたが、現状の西之表市の市政をどのように認識しているのかをお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

産業振興や大字地域の活性化など、多くの課題をこの西之表市は抱えております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大がこれらの課題の足かせとなっております。また、昨年蔓延いたしましたさつまいも基腐病が経済的な打撃を深刻なものにいたしました。そういう中で、この馬毛島の問題と向き合っていかなければなりません。

厳しい状況の下にある今こそ、ぜひとも皆様、市民の皆様方の力を結集して、市民の皆様方と共に市政発展に向けて取り組んでいく必要があると考えております。馬毛島の問題に対する考えというのは様々ございますけれども、賛成の方もそれから反対の方も、市政の発展を願う心根は同じだと、共通しているというふうに思っております。その気持ちに応えるように、懸命に努力してまいりたいと考えております。

○六番（杉 為昭君） 続いての質問、要旨の六と七についても、関連がございますので、続けて質問いたします。質問事項がちょっと多くて、時間の配分が厳しくなりますので、ちょっとすみません、御理解をお願いします。

六番、市長が思い描く理想の市政発展とはどのようなものか、また七番、市長が考えている馬毛島問題への認識、方向性は、本当に西之表市民全員の道しるべになり得ると考えておられるのか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

まず、本市の有する西之表港は、種子島の来島者のおよそ八割が利用する海の玄関口であります。赤尾木港と呼ばれた古くから国内外に開かれた拠点として、海の玄関口であり、これまでも多くの交流を生み、島の活気の中心になりました。

西之表港の後背地には、赤尾木の町並みが残る商店街も形成されております。この種子島の中心商店街として機能しているところを取っかかりにして発展したわけでありますから、そのことが根幹にあると思えます。

理想の市政発展ということで、どのようなものかというお尋ねでありますけれども、一言で言えば、地域本来の資源を生かした発展であろうと思えます。

本来の資源と申しますと、例えば、自然であります。生活環境であります。それと、二番目が歴史、文化、三つ目がこの地域に住む人々の力、人間力と。この三つの資源を有効活用、有効に結びつけて、産業発展ですとかそういうものにつなげていきたいと、そういうふうを考えております。

議員も含めて市民それぞれ様々な御意見をお持ちでありますけれ

ども、これまで以上に多様な考えに耳を傾け、尊重しながら、市政を運営していく必要があると判断をしております。

市民の皆様が迷わないような判断材料となる正確な情報を提供して、それを基に、また市民と協力して市政発展を考えていくと、そういうことを肝に銘じていこうと考えております。

○六番（杉 為昭君） すみません、通告書にはないんですけど、今市長が御発言した中で、地域本来の資源、歴史、文化、これを活用してやるということでごさいますけれども、この資源、歴史、文化だけで西之表市の経済は発展するとお考えでしょうか。それとも、それで市民全員が本当に豊かになると市長は考えておられるのでしょうか。通告書にはありませんけど、一点だけ。

○市長（八板俊輔君） 今申し上げたように、歴史、文化、それから自然、それと、まあ、自然というのにはですね、島の産業の根幹となるのは一次産業であります。農業、漁業、それから林業もございます。それに関連して商工業も発展してきております。例えば農業でいえば、さとうきびやさつまいも、それから畜産も古くから土地に合った産業として脈々と受け継がれてきているわけです。

それに加えて、この種子島には、代表的な鉄砲伝来の歴史もありますけれども、黒潮が南西諸島を上り、日本列島の入り口にあるところと、昔から漂着船が多かったり、あるいはいろんな文化がここに上陸したり、そういう文化の結節点でもあるわけです。そういう位置的なものも踏まえて、これまでの種子島の発展というの

はあったわけです。

そういうものを考えながら、組み合わせながらやっていくということであって、ただ歴史だけということではございません。

○六番（杉 為昭君） はい、分かりました。農業と第一次産業のことをお話しされましたけども、農業の、第一次産業の件については、私も農家でございますので、後の質問書に出てきますから、このことについては改めてお伺いをしたいと思います。

続いての質問です。八番目、今回の施政方針や様々な場面で、市長は「失うものが大きく」と述べておられますが、何をどのような形で失うとおっしゃっているのか教えていただきたい。

○市長（八板俊輔君） 失うものが大きい、この失うものは何かというお尋ねであります。

先ほど申し上げた地域本来の資源というものと関連してまいります。三つ、やはりあるかと思えます。

やはり一つ目が、この種子島しかない、ほかにはない地域資源、これは自然であり、歴史であり、文化であります。

それから、二番目、二つ目としては、この地域固有の資源が持っている、生み出すべきその産業の持続力、それから発展力、そういうものを損なう可能性があるということでもあります。それと、人間の力、つまり、例えば移住・定住やUターンがこの島を支えてきた大きな力があります。その人口の復元力というものをこの基地が損なうおそれがございます。

三つ目は、基地の被害と引換えになつてゐるメリットですね、それは基地経済に通じるものでありますけれども、その被害と引換えのメリット、補償的受益により、この地域の地域社会をつくつていく人の心、つまり自立の意欲というものを損なうおそれがあると考へております。

繰り返しますけれども、一つ目が、ほかにはない自然、歴史、文化、そういう地域資源を損なう、失うおそれがあるということ、二つ目は、この資源に伴う産業の持続力、あるいは発展力、そして人口の復元力、人間の力に伴う、人間性に伴うものですが、それを損なうおそれがあるということ、それと三つ目は、自立の地域社会を地元の住民が持続させる、その自立の意欲を損なう。

そうしたものを、これら三つの側面から見た、その我々が持つてゐるものを失う、そういうおそれが、この今回の馬毛島の基地の整備に伴つて失う可能性があると。それに比べて、得るものと比較したときに、こちらのほうが大きいのではないかという、そういう考へであります。

○六番（杉 為昭君） 非常にちよつと矛盾というか、馬毛島の基地問題とこの地域資源がそれに関係するのかなど。それから、自力での生き方を失うということについても、これはもう市民のモチベーション、考え方、生活力、それぞれ考えれば、さほど馬毛島の基地が影響するために失うものではないんじゃないかなという考へも出ますけれども、そこら辺を、通告書にないんですけども、そうい

う認識はないんですか。

○市長（八板俊輔君） そのことが、なかなか私の考へてゐることを市民の皆様にも、また議員の皆様にも分かつていただくための時間がかかつてゐるといふふうに思います。これから、今申し上げたことへの御意見等をいただきながら論議して、皆様方の御理解をいただきたいと思ひます。

○六番（杉 為昭君） 市長が理解を求めるといふことにつきましては、発言につきましては、また後ほどの質問にも出てきますので、それをまた後でお話をさせていただけます。

次の質問に行きます。九番目、もう既に西之表市は様々な分野において失つてゐる、失いかけてゐるといふ認識はないのか。これは、市民の生活、市民の暮らし、行政、それに至るまで市長の御答弁をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） 既に西之表市は様々な分野で失つてゐる、失つたものがあるのではないかというお尋ねであります。

議員御指摘のとおり、全国の地方が抱える人口減少の問題、それから地域衰退の問題がございます。これは、議員のおっしゃる、失つてゐるもの、失いかけてゐるものというものに当たるのではないかと、そういうふうにお考へております。

○六番（杉 為昭君） 市長は、あらゆる場面で、昨日の馬毛島対策特別委員会の中でも、お話の中で、「市民と共に汗をかき」とおっしゃいますが、我々市民はもう既に血のにじむ汗をかいてきてお

ります。今もかいております。

私たち市民は、一円、十円、百円、千円を稼ぐのにどれだけ苦労、難儀をしているか、市長は御存じでしょうか。小雨の降る、寒い北風が吹く中でも、照りつける暑い中でも、十円、百円、千円を稼ぐために、子どものために、家族のために、老後のために、かわいい孫のためにと、私たちは一生懸命、農家、一次産業、商店街、皆さん働いております。それでも余裕はないんですよ、市長。何とかしていただきたい。

市長、市民が豊かになるために、市長もぜひ汗をかいていただきたい、これが私の思いでございます。市長が汗をかくということは、市長のあなたが一番分かっているはずです。県、国と様々な交渉パイクを持つことでございます。どうかよろしく願います。

コロナ、西之表市への影響を考えますと、コロナ真つただ中、私たちは、今日、明日を生き抜くための経済的な支援策と終息した後のアフターコロナ時代に生き残る施策を並行して進めていかなければならないというふうに思っております。

国や県が経済支援策をどこまで打ち出せるかも未知数の中、独自の行政自体、今現在の西之表市では体力がないというふうに思っております。

今西之表市がすべきことは、やはり私的に、一番目に安全性の最優先、二番目に施設による資産の活用と施設利用による収入の最大化による収益の確保、三番目に環境及び社会的な持続可能性、四番

目に基地交付金による地域の活性化、五番目に基地を観光としての活用、これしかないと思っております。

続きましての質問に参りたいと思います。十番目、「同意できないことを西之表市民に、鹿児島県民に、そして日本国民に理解してもらおうまで」とありますが、西之表市民に理解を求める機会も設けてこなかった。各地区に出向き、市民の声、考え方も聞いていないのに、理解が果たして求められるのか。そのような状態であるのに、鹿児島県、日本国民にどのような形で、どのような方法で理解を求めたいこうと思っているのか、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

厳しさと不確実性を増す安全保障環境の下において、島嶼防衛のための施設を馬毛島に整備しようとしております。平たく言えば、敵に占領されることを前提に訓練を行おうとする施設が造られるということになります。

私自身は、昨今の国際情勢の中で、防衛問題は非常に重要であると認識しております。しかし、占領を言うのであれば、される前に、占領されないために、住民を守る手だてが必要であります。ところが、少なくとも日米地位協定や航空法特例法など、国民の安全・安心が守られる環境下にないことが大きな問題であります。このことは、直接この課題を突きつけられている私たちだけでなく、広く県民そして国民が認識すべき大きな問題だと捉えております。

そのような状況の中で、軽々に施設整備を認めることは、市民の安全・安心を預かる市長として、到底できないと考えております。

一期目の任期中でも、校区との語る会や広報紙あるいは雑誌への寄稿等で、市民や国民に対して私の考えを伝えるべく、努力はしてきております。引き続き、これらの手段、手法を用いて理解を求めるとともに、県や国に対しましても発言を強めてまいりたいと、そのように考えております。

○六番（杉 為昭君） よく分かりました。

確認なんですけども、最初に市長が冒頭で、敵に占領される基地ができる。馬毛島のことを、敵に占領される基地を造ることになるとおっしゃいましたけども、そのように発言されましたか。

○市長（八板俊輔君） いや、そのようには申し上げたつもりではないんですが、ちよつと確認をしましょうか。発言を確認して、後ほどお答えしたいと思います。

○六番（杉 為昭君） よろしくお願いします。非常に重要なところでございますので。私の聞き間違いじゃなければ、そのような発言をされたように聞こえたんですけれども、よろしくお願いします。

そしてまた、校区の説明会等々で、市長は説明、理解を求めてきたとおっしゃいましたけれども、市長は、市長の考え、この馬毛島に対する賛成、反対の言葉を、去年の十一月でしたかね、方向転換の言葉に変えられました。同意できないという言葉、これに方向転換してから、市長は各校区、大字、小字、各市民に回って説明

してこられたのか非常に疑問に思います。

対話なしに理解が得られまずでしょうか。夜、部下の職員と一緒に焼酎を飲む時間があれば、各大字、小字を回って、一人一人の市民と膝を寄せ合って話し合いをしていただきたいというふうに切に願います。よろしくお願いします。

続いて、一一番、一二番まで続けて質問いたします。

「この計画に賛成されている方々にも納得していただけるよう、地域の豊富な資源を生かしたあらゆる振興策を講じ、基地経済に頼らない自立への道筋を立ててまいります」とあるが、具体的かつ現実的な振興策、いわゆる代替案があるのかをお願いします。

それと一二番も関連でございます。振興策の成果は、市長が多分述べられると思いますが、振興策の成果は市長在任中に実現可能で、全市民の暮らしに直接その効果が答えとして出てくるのか、確実なものと考えておられるのか御回答をお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

これまでの本議会定例会でも繰り返し申し上げてきていることでもございますけれども、本市においては、これまで、まちづくりの方針といたしまして、基地経済に頼った形での振興策は掲げておりません。

本市においては、長期振興計画や各種計画に基づいて市政運営を行っており、議員や市民の御意見を賜りながら進めていく必要があると判断をしております。

来年度、第六次長期振興計画の後期計画の策定を予定しておりますので、具体的にはその中で明らかにしていきたいと考えております。

また、任期中の実現についてのお尋ねでありますけれども、その実現に向けて、任期中に最大限の努力をしまいたい、そのように考えております。

○六番（杉 為昭君） よろしくお願いします。市長の任期は四年ですから、三年目にはもう結果が出てないとおかしいと、もう既に動き出しとかなければおかしんじゃないかという疑問も抱きますので、具体的な政策、方針、方向をいち早く示していただくようによろしく願います。

一三番目、「持続可能な社会づくりに努めていく」とありますが、持続可能な社会とは何なのか。今のままでは、市政が、市民の暮らしが持続不可能になっていくという可能性の認識は持っていないのか。持続不可能となり得る要因、原因を認識しておられるのか、市長の考えをお伺いします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

人口減少の問題ですとか、急激な高齢化の問題、地球温暖化、課題先進国である日本、さらに進んでいる我々種子島が置かれている現状においてですね、インフラが老朽化しております。それから、市街地の活力ももっと欲しいところであります。農地の遊休化がございます。財政は社会保障全般で非常に苦しい状況でございます。

人材育成の困難、そしてまたその流出、様々な課題がございます。これらの課題は、物質的な豊かさを達成した先進国ならではのものであり、また地方が遅かれ早かれ直面する課題でございます。

こうした課題を乗り越えるため、解決するために、種子島の特性や種子島の資源を活用した持続可能な社会システムを目指すスマートエコアイランド種子島構想というものもございますけれども、これは大学等との連携により取り組んできているところであります。

まちをつくるのは、そこに暮らす住民であります。基地経済に頼らない自立を意識することが何より重要であり、このことが持続可能な社会につながっていくものと考えております。

杉議員も左胸につけていらっしゃるそのSDGsのバッジ、私も今日をつけてまいりましたが、思いは同じであります。目指すところは共通しているのかなと思います。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

市長、私たち市民の仕事と生活は、離島というハンディを背負っているということを忘れてはならないと思います。簡単に言い換えると、海を越えなければ、本土と肩を並べられないということです。お金と時間をかけなければ、本土とはつながらないということ、これが現実でございます。

私たち西之表市民は、一次産業、それから商店街、観光にしても、土俵の隅っこで相撲を取っている状態でございます。どうかこれをひとつ様々な環境整備を整えて、少なからずとも土俵の真ん中で本

土の方たちと一緒に相撲が取れる、そういう状況を、市長、つくっていただきたい。切実に市民の代表として願うところでございます。よろしく願います。

続きまして、馬毛島問題最後の質問でございます。一四番、「未来につなぐ私の役割」とありますが、今後四年間、市長が考えている振興策について成果が出なかった場合、そしてまたこの馬毛島の問題が、市長の努力もむなしく、自衛隊基地化及びFCLP訓練が進んだ場合、市長としての責任を取る覚悟、その重責を考えておられるのか質問をお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

一月の選挙で、四年間の新たな任期をいただいたところであります。この任期に成果を出すべく、全身全霊で、市長として全力で取り組んでいく、そういう覚悟でございます。

○六番（杉 為昭君） もう市長も御存じのとおり、もう令和二度の入札関係で、もう建設、外周道路の入札は終わっております。地元の業者それからJVも入札を終えております。総額にしてもものすごい額でございます。もう入札が終わった事態で、これを地元が覆してそれを撤回できるのかという、非常に疑問も抱かれます。そういうところも踏まえてぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

市長、私が言うことでもありませんが、市長は市民の代表であり、かじ取り役でございます。かじ取り役、かじ取り役と市長はよく口

に出しますけれども、船はかじを取るだけでは進みません。エンジン、いわゆる行政、油も入れないと走らないし、オイルも差さなければ滑らかに動かない。水も入れなければオーバーヒートしてしまう。船が汚れていては速度も出ない。そういう様々な考えがございます。

そういうところを総体的に含めまして、ちゃんと方向性を確かめ、市民という宝物を明るく未来へと導いていただきたというふうに思いを込めまして、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、施政方針のしごと分野における農業の振興についてでございます。

農業に限らず、本市を取り巻く農林水産業は非常に厳しい状況にある。様々な要因の一つに、担い手不足、後継者不足について、行政としてどのような認識を持ち、どのような対策を考えているのかということでございます。

農業の担い手不足、後継者不足についてでございますけれども、西之表市では、高齢者の離農が進んでいる上に、新規就農者も伸び悩み、農業の担い手減少に歯止めがかからない状況が続いております。

さきの施政方針演説でも触れられておりましたが、五年後、十年後の地域農業の存続が非常に危ぶまれております。農業集落は、食料の安定供給のみならず、豊かな自然等をもたらすなどの多面的機能を有して、これらの機能を維持するためにも、農業の担い手の確

保は極めて重要な課題でございます。

本市にとりましても農業は基幹産業であり、今後とも持続的な発展、これをさせていくためには、認定農業者など、効率的かつ安定的な経営を目指す担い手の確保が重要でございます。私が言うまでもなく、市長をはじめ皆様一番よく御存じのことと思っております。そこでお伺いをします。担い手不足、後継者不足の現状にどのような認識を持たれ、五年後、十年後を見据えた対策をどのように取り組みになられるのかをお示しいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

本市の農林水産業における担い手、後継者につきましては、人口減少に伴いまして、年々減少傾向にあります。農林水産業はもとより、ひいては地域活動の衰退につながる深刻な問題であると認識をしております。

その対策としまして、市と農業委員会、JA、熊毛支庁、県酪農業協同組合の機関で組織されております西之表市担い手育成総合支援協議会を中心に人材の確保、育成、それから人・農地プラン、そして機械・施設整備を大きな柱として支援を行ってまいります。詳細につきましては、担当課のほうからお答えをいたします。

「農林水産課長 中野賢二君」

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

本市の農林水産業における担い手、後継者に関する現状でございます

ますが、農業につきましては、担い手となる認定農業者数が、平成二十二年度の百九十七人をピークに減少傾向にあり、本年度末では百五十三人となる見込みでございます。

本市農業の持続的発展を図るためには、新規就農者の確保や認定農業者、農作業受託組織などの多様な担い手の育成が重要であると考えております。

人材の確保、育成につきましては、新規就農希望者に種子島営農大学校を紹介しまして、そこでの営農研修で基礎知識を身につけてもらい、二年後の就農時における機械、施設の導入支援などをいたします。

また、認定新規就農者への認定を促しまして、農業次世代人材投資資金や各種農業制度資金の活用できるよう支援いたします。

さらに、各関係機関と連携し、プロジェクトチームによる巡回や面談による技術指導及び経営指導を行い、早期の経営安定に資するよう支援を行っております。

人・農地プランにつきましては、市内二十八区で作成している五年後、十年後の地域農業の未来設計図であるプランの実行に向けて、アドバイスを行ってまいります。

機械・施設設備につきましては、各種補助事業を活用し、営農機械・施設等の整備を支援いたします。

今後とも、農地利用最適化の取組を強化する農業委員会をはじめ、熊毛支庁、JAなどの関係機関・団体と一体となって、農業がＩタ

ーン・Uターン者の受皿になれるよう、そして農業に意欲のある人を支え、本市農業の基盤となる多様な担い手の確保、育成に努めてまいります。

以上です。

○六番（杉 為昭君） 非常にありがたいお取組をされているということで、感銘を受けました。

ところが、担当課長にも市長にもぜひお伺いしたい。後継者が、農業、漁業にしても、後継者がいないわけじゃないんですよ。担い手がいないわけではないんです。継がせられないという現状があるんですよ。足元が悪過ぎて。農業一本だけでは飯が食えない。漁業一本だけでは飯が食えない。だから、後継者をつくらずに、外に出す。現金を稼ぐに外に出す。そういう悪循環、負の連鎖にはまっついているというのが西之表市の現状でございます。

まず、足元を正す、足元をしっかり基盤を固める、こういう取組をまず最初にやっていたら、農業で飯が食える、漁業で飯が食える、こういうスタイルをまず構築する、そういう努力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、最後の質問でございます。

農業委員会の調査では、遊休農地面積は、令和二年度見込みではありますが、二十・一ヘクタールが解消され、六十七・八ヘクタール確認されました。その耕地面積に対する割合は二・一%、〇・六ポイント減少いたしました。

また、遊休農地の解消目標を令和十二年度にゼロヘクタールと掲げました。

再生利用が困難と見込まれる荒廃農地は、平成二十四年度十五・七ヘクタールから令和二年度十六・九二ヘクタールと、一・二ヘクタール余り増加しております。特に大字国上・西之表など、基盤整備等が遅れてる地域に多く分布をしております。

この対策として、遊休農地解消対策事業を創設していただきました。農業委員、推進委員が積極的な事業推進を行っているところでございますが、事業活用実績は伸び悩んでおります。

これは、ひとえに、そこに畑があっても農道が狭い、この農道の整備の遅れ、それから圃場が狭い、この遅れ。圃場が狭い、農道が狭いために大型機械が入れないということから、担い手が賃貸、賃借を敬遠しているということも原因でございます。そうではないかなというふうに考えております。

また、市と連携しながら、農地中間管理事業を活用して担い手への農地集積を行いまして、その面積は年を重ねる毎に年々増えておりますが、担い手が減少しますと、農地を借りる方も少なくなり、遊休農地が増えて、その後は再生利用が困難と見込まれる荒廃農地が増えるということでございます。そこを私は非常に心配しております。

農業委員会でも、それこそ山になって、これはもう農地として復活はできないということについても、これはもう非農地ですよとい

うような通知をして、使えるものと使えないものを区別しつつ、農地の有効利用を進めております。

地域の実情もあると思いますが、私は、やはり一番好ましいのは、農地整備を含めて遊休農地の対応方をぜひともお願いしたいというふうに思っているところでございます。

そこで、質問でございます。遊休農地について、対策をどのように取っているのか、それから今後、市として農家とどのような連携を取っていくかと考えているのか、西之表市の施策としての考え方をお尋ねいたします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

遊休農地化の対策としましては、遊休農地の解消と発生防止が主なものとなります。

遊休農地の解消につきましては、農地に復元し再生利用をするという視点で、耕作可能な農業振興地域内の農地は重点的に再生利用していくのが基本的な考え方であります。農業委員会と連携しながら、簡易な整備で復元可能な農地にする市単独の遊休農地解消事業の活用などを推進しています。

また、一方で、農業委員会の非農地判断により、農地として利用できるものとできないものを区分して、守るべき農地を明確にすることで農地の有効活用に取り組んでおります。

次に、遊休農地の発生防止についてでありますけれども、市では、遊休農地の発生防止を図るために、土地改良区等と連携しながら、

現在、三十二地域で組織を設立し、地域資源である農用地、水路、農道等を守る活動を支援する多面的支払い交付金を活用しております。

また、高齢により離農する農家等の農地につきましては、五年後、十年後の地域農業の未来設計図である人・農地プランに基づき、地域の中心的経営体に農地を集積するため、農業委員会とさらに連携を強めて、農地中間管理事業の活用などを推進しているところでございます。

圃場整備も、遊休農地の発生防止、解消を図るためには有効な手段でございますけれども、高齢化の進展や土地持ち非農家の増加に伴い、工事負担金への理解が得られにくいこと、また不在地主や相続未登記農地が存在し、工事同意が得られにくいことなどが事業推進上の課題となっております。

このため、市としましては、担い手への農地集積率などに応じて追加交付される助成金や農家に費用負担を求めずに実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業の導入を検討してまいります。

引き続き、関係機関・団体と一体となって、遊休農地の解消や発生防止を図るとともに、農地の有効活用に取り組んでまいります。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

先ほどから遊休農地解消事業というふうに出ておりますけれども、話に出てきますけれども、御存じない方も多いということで、遊

休農地解消事業について、これはたしか期限が限られているということ、通告書にないんですけども、ここの期限のことについて、ちよつと質問、お願いします。

○議長（川村孝則君） 杉議員、それはちよつと通告外ですから、ちよつと。

○六番（杉 為昭君） はい、分かりました。

遊休農地解消事業、非常にありがたい事業でございますので、来年まででしたかね、事業が存続ということで、また次も、また存続していただきますようによろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

私も農業委員でございますので、農林水産振興においては、市長と地域農業の情報等を共有しながら、協力し合つて多様な担い手をつつかり確保し、そして育て上げたいと思つております。

そのためには、農業そのものが、しっかりと農業で飯が食えることが大事でございますので、地域農業の維持発展を見据えた政策展開にさらに努力していきたいと要望をいたします。

最後に、私は、これから四年間の貴重な時間の中で、やる気、本気、勇気を持った行動と施策提言を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

これで、私の質問。

○議長（川村孝則君） 杉議員、通告時間が余っているようですので、先ほど杉議員が馬毛島の問題で市長から明快な答弁が得られな

かった点について、もう一度、趣旨を、質問の趣旨をおっしゃっていただけますか。

○六番（杉 為昭君） というと。

○議長（川村孝則君） えつと、何番目でしたっけ。

○六番（杉 為昭君） 何番目ですか。

○議長（川村孝則君） 占領の、馬毛島が占領をされる云々とか、

そういう形で杉議員が発言されましたけど。

○六番（杉 為昭君） はい、はい、はい。いや、それはもう市長の答弁の中で、その馬毛島基地。

○議長（川村孝則君） よろしいですか。いや、だから、確認の意味で、もう一度おっしゃっていただければということですよ。

○六番（杉 為昭君） はい、はい、はい。市長の、私の質問した中で市長の答弁の中で、私的には、馬毛島の自衛隊基地の発言について、えつと、何ておっしゃいましたかね。あ、敵に占領される基地を造ることと、馬毛島の基地の問題、基地をそういうふうには市長が発言をされたということについて、そのように本当に発言をされたのですかということでございます。

○議長（川村孝則君） よろしいですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

私の先ほどの答弁の中身についてのお尋ねでありますけれども、私の答弁の趣旨はですね、こういうふうに申し上げております。防衛省が島嶼防衛ということ掲げているわけですから、そのこ

との説明として、以下のようなことを述べたと思えます。

それは、島嶼防衛のための施設を馬毛島に整備しようとしているということ、そしてこのことについて、どういうことかということ、敵に占領されることを前提に訓練を行おうとする施設が造られるということであると。このことは、島嶼防衛の、防衛省が目指している島嶼防衛についての説明のことで、そういう表現をしたということでございます。

○六番(杉 為昭君) 島嶼防衛の段階でのこういう発言だということ、これが適正なのか、適正でないのか、それは私もまた今から調べてみますけれども、分かりました。ありがとうございます。

○議長(川村孝則君) 以上で杉為昭君の質問は終了いたしました。ここで暫時休憩をいたします。おおむね十一時二十分頃より再開をいたします。

午前十一時四分休憩

午前十一時二十分開議

○議長(川村孝則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、下川和博君の発言を許可いたします。

「一〇番 下川和博君登壇」

○一〇番(下川和博君) 皆さん、おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

東日本大震災からはや十年が過ぎました。犠牲になられた皆様方に心からお悔やみを申し上げます。また、被災を受けられた皆様方にも心からお見舞いを申し上げます。

十年前の三月十一日、午後二時四十六分でしたけれども、本市議会は三月の定例会中でありました。ちょうど、亡くなられましたけれども、瀬下さんの一般質問の時間でありました。津波警報が出されたために、本会議は中断をし、そのままその日は閉会となったところであります。

私はすぐに帰宅をし、下西分団員でありますので、分団員は詰所に招集をされ、私は、からいも神社の先の地藏さんのところで津波の警戒に当たっております。当時、ちょうどトイレの建設中で、作業員もおりました。また、自動車も普通に通っております。

津波については、三回ほど引き潮があったわけですが、今考えれば、あれが津波だったのかなと思っております。

その場に二時間ほどおりまして家に帰ったわけですが、帰ってテレビをつけたところが、東北地方の津波の映像が出ておりまして、本当に言葉が出ないような悲惨な状況であったと思います。

災害というのはいっ来るか分かりませんので、ぜひundanから災害への備えは十分に整えておいたほうがいいと思います。

それでは、質問に入ります。まず、馬毛島問題についてでありますけれども、これについては先ほど同僚議員のほうからも質問がありました。施政方針の中で、市長が「失うものが大きく、同意で

きない」ということを言われました。

先ほども質問があつて重なるところもありますけれども、聞いていて私自身よく理解ができなかったところもありますんで、もう一度、できればもう少し具体的に詳しく、例を挙げていただきたいと思います。市長のほうから説明をいただければありがたいと思います。以下については質問者席から質問をいたします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 下川議員の御質問にお答えをいたします。

「失うものが大きく、同意できない」という言葉の中での失うものについてのお尋ねであります。

昨年の十月七日の所見でも示したところでありまして、基地経済に頼つた地域の発展は、基地機能の強化の度合いに比例し、同時に、他の地域資源、すなわち自然、歴史、文化等の資源の利用を妨げることもなります。ですから、一度踏み入れれば、引き返せなくなるおそれがあると考えております。

基地が設置されることによる軍事的な軍事環境被害は様々なものがあります。例えば、騒音などの生活環境の悪化は、本市が力を入れていく移住や定住の施策に影響を及ぼすことが想定されます。

また、基地経済に依存する補償的受益、被害に代わつてもたらされる利益ということですが、それが、補償的受益により、地域社会の将来を自己決定できなくなる可能性があることも否めないところでありまして。

これに伴いまして、市民の間に諦めが広がり、地域社会の未来を自分たちの意思と行動でつくり上げていく、そういった地元市民の意欲が失われ、住民から主体性を奪おうとするような地域社会構造がつくられてしまうことにもなりかねないわけであります。

これは、これまでの事例等も参考に、日本国内のほかの事例ということでありますけれども、そうしたものを参考に、避けなければならない大きな課題だと捉えております。

ですから、だからこそ、この基地経済に頼らない自立を意識することが何より重要と考えているところであります。

以上です。

○一番（下川和博君） ただいま、基地経済に頼ると自己決定ができなくなるおそれがあると、市民の意欲もなくなっていくというふうなことを言われましたけれども、そうですね。ですよね。

私自身は推進をしている立場なものですから、市長が言われることがどうも理解ができません。基地を受け入れた、自衛隊の基地というところで言わせていただきますけれども、自衛隊の基地を受け入れると、市民の意欲がなくなつて、自己決定ができなくなるというのがどうも理解ができないんですけれども、具体的に何かありますかね。どういうところが自己決定ができなくなるのか、市民の意欲がどういうところになくなつてくるのか、もう少し具体的にお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

自己決定できなくなるということは、頼る気持ちが強くなると、要するに、基地経済に頼ることがそういうことを招きかねないと、そういうことであります。

○一〇番（下川和博君） 頼っていけないのかなと思うんですよ。頼るところは頼りながら、自分たちでできるところはできるようにしていく、そういうのも一つの方法ではないかなと私は思うんですけども。そうでないと、今の西之表市の現状を見たときに、市長は自然とかいろんなのを生かしてと言いますけれども、現実には、後でも出てきますけれども、なかなか稼がないと思うんですよ。ですから、やっぱり頼るところは頼っていく、そういうところが大事ではないかなと私は思います。

それから、その後に、同意できないということがありますけれども、市長は、二十三日のときに、反対ではないんだと、同意ができないんだということを私どもに説明がありました。この反対でないというのと同意できないとはどう違うんですかね。

○市長（八板俊輔君） 二十三日の馬毛島対策特別委員会での私の発言についてのお尋ねだと思います。

この中で、反対ではなく、同意できないという言葉を使っているという趣旨を申し上げました。それは、反対という言葉を使うよりも、いや、使うのではなく、同意できないというこの背景を述べたということでありまして。反対ではないのではなくて、反対という言葉を使うのではなく、同意できないという言葉を使っている、その理由について、背景について申し上げたところでございます。

○一〇番（下川和博君） まずまず分からなくなってきました。何で、反対を使っているんじゃないですか。同意できないっていうんですから。反対という言葉には、違和感が、市長、持たれてるんですかね。いかがですか。

○市長（八板俊輔君） 先ほどの答弁の中でも、それからこれまでも繰り返し申し上げたことでもありますけれども、市民の中には、この問題に関して様々な意見がございます。それを、例えば賛成と反対と、そういうふうに分けずということが、そういう方向に走ってしまいがちなわけですけれども、私は市長として、その反対の立場の市民、それから賛成の立場の市民、それぞれのその意見に至る思い、理由というものを勘案した上で、どちらかの代表とかどちらかの肩を持つとかそういうことではなくて、市民全体のことを考えた上での言葉として、また地元としての、地元の首長、市長としてのこの問題に対する対応というのは、同意するか不同意かということに尽きるわけでありまして、そういう意味で申し上げているところであります。

○一〇番（下川和博君） よく理解できませんけれども。何かこう言葉で遊んでいるような感じがするんで、できればもうはっきり言ったほうがいいじゃないかなというふうに思います。

次に行きます。次に、「賛成されている方々にも納得していただ

けるよう、地域の豊富な自然を生かしたあらゆる振興策を講じ、基地経済に頼らない自立への道筋を立ててまいります」とあります。

これについても先ほど同僚議員のほうから質問がありましたけれども、まずは、納得いただける振興策というのは、先ほどもありましたが、具体的に、具体的に説明をいただきたい。大まかでなくて、例えばという一つ、二つ例を挙げていただいて、こういうことをするんだと、それで基地経済に頼らないんだっていうようなところを説明いただきたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

繰り返しお答えしているとおりでございますけれども、振興策についてのお尋ねであります。

本市におきましては、長期振興計画や各種計画に基づいて市政運営を行っているところであります。議員や市民の皆様の御意見を伺いながら進めていく必要があると判断をしております。

そういう中で、長期振興計画は本年度が前期計画の最終年度でございます。長期振興計画の後期計画の策定を予定しておりますので、具体的にはその中で一つ一つ明らかにしてまいりたいと考えております。

○一〇番（下川和博君） 納得いただける振興策というのは、基本的に第六次の長期振興計画ということで理解をしてよろしいわけですね。

○市長（八板俊輔君） 長期振興計画の中で、後期計画それから実

施計画ということも立ててまいりますけれども、その中に具体的に盛り込んでいくと、実現していくということでもあります。

○一〇番（下川和博君） 今、ちよつと聞き方ですけれども、これから盛り込んでいくということですか。今、盛り込んでいくというような答弁でしたけれども、これから六次計画に盛り込んでいくと。○市長（八板俊輔君） 既に、各年度ごとに実施計画をつくりますけれども、つくり上げたものもあるし、これからそれをローリングという形に変えていくものもある、また新しく盛り込んでいくものもあると。そうしたものを計画の中で一つ一つ実行していくと、そういうことであります。

○一〇番（下川和博君） その新しく盛り込んでいくというのは具体的に何かを聞いてるんですよ。お願いします。

○市長（八板俊輔君） しっかり皆様の御意見を伺いながらですね、検討中でございます。

○一〇番（下川和博君） 検討中ということですね。

市長が当選された後に、どっかの新聞の社説だったと思うんですが、いろんなことを、市長、これからどうしますという、具体的にはなかったですけども、そういうふうな話をされているのに対して、新聞の記事で、やはり基地の経済に頼らないのであれば、それに見合うような市長の考えをしっかりと述べないといけないというようなことを書いてた新聞があったんですけども、やはり私もそう思います。

例えば、これ、次の質問ですけれども、基地経済に頼らない自立への道筋ということですが、例えば、十年ぐらい、十年ちよつと前に鹿屋とか新田原の基地に行きましたけれども、あそこは滑走路があるもんですから、基地の交付金は三億円弱入ってます。

で、今回の馬毛島の場合は、滑走路が二本になって、四千二百メートルぐらいあるので、単純に見積もっても、五億円弱ぐらいは、基地の交付金ですね、基地交付金です、はあるんだろうと私なりに試算をしますが、例えばそういうふうな、例えば五億円というお金が出た場合に、その代わりに何をするのか、何をしてそれだけの経済効果をつくるのか、そういうところを聞きたいんですけども、そういうのはまだ持ってないですか。

○市長（八板俊輔君） 財政が許せば、いろいろやりたい仕事というのはたくさんございます。そうしたものを、今、先ほど申し上げたように、長期振興計画の後期計画を策定する、その中で具体的に作り上げていきたいということがあります。

今、議員、例えば五億円とおっしゃいましたけれども、そうしたものについてもですね、例えばはつきりしたものがございません。そういう中で、一次産業の、例えば農業の食料自給率が非常に高い状況、自給率が非常に高い、そういう資源を持つこの島の中で、自立的な経済を考えていくというのが重要であると思います。

例えば、代替案というようなことをおっしゃいますけれども、例えば、来年度から、西之表港の整備計画が、県の港湾計画の変更に

基づいて、国の直轄事業として始まります。これは、港町の最も重要なところの整備が始まるわけですから、これは公共事業でもあります。それから、その新しくできる港湾用地にどういうものを造るのか、それは港湾を利用する漁協、農協、それから建設業、運輸、エネルギー、あらゆるこの西之表市の産業に係る人たちの知恵と力を合わせて、達成、仕上げていかなければならないというふうにしてあります。例えば港の整備というものがその代替案の一つにはなると考えております。

○一〇番（下川和博君） 一つの代替案ということでお聞きをさせていただきました。

まあ、五億円というのはあくまでも試算でありますんで、これは、調べれば、大体のことが出てくるんだろうと思うんです。新田原だったり鹿屋基地であったりとかですね。これはある程度は出てくると思います。建物の数とかいろいろのをすれば分かるわけですから、ですから、やっぱり、市長、代わり、基地経済に頼らないつちゅうのは非常に市長の考えとしてはいいことですから、何かをするにはやはり財源が必要ですから。どうしても、この財源をどうやって持ってくるかというのは非常に大事なことでと思いますんで、これからはやはりそういうこともしっかり財源も隣に置いてのいろんな検討をしていただきたいと。こういうとをするときには、この財源をこつちから持ってくるんだというのを検討していただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。次は、喫緊の課題についてでありますけれども、さつまいも基腐病について、市の独自の経営支援とありますけれども、これについては、先日ですか、新しい農薬が承認をされました。アミスター20フロアブルという薬品です。

また、産業厚生委員長、産業厚生委員会の中でも、市長のほうに三月二十三日に要請書を送付しております。基本的には、全さつまいもを作る生産者に財政支援をいただきたいというところでありますんで、これは通告にありませんから、このことについては答えはいいですけれども、もしできるのであれば聞きたいです。ただ、無理は言いません。

ただ、この基腐病対策、市の独自の対策ですね、昨年十二月の議会でもいろいろありました。市長も呼んで、市の対策は何をするかというのをとことん二時間、三時間ぐらい意見を聞いたことがあります。

ただ、私は、正直、あのときももう少し生産者が望むような支援をしてほしいというふうに本当に思いましたけれども、中身がどうなったか詳細までは確認をしておりますが、それは幾らかしてもらったんでいいと思うんですが、今回のこの施政方針の中にある市独自の経営支援、これについて具体的に説明をいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

施政方針で述べました市独自の経営支援ということでありませ

れども、これは、令和二年、昨年の十二月議会で議決されましたさつまいも生産者経営支援緊急対策事業のことです。現在執行中の事業であります。

施政方針でのこの「市独自の経営支援に続き」という表現が、意味合いとしては、令和二年度に市独自の経営支援策を実施したいということに続いて、令和三年度においても、国の基金事業を活用しながら経営支援策を進めていきたいということ述べたものであります。

時系列的に申し上げますと、まず、国の支援策というのがありました。それについて早く引き出すということをして、それが決まったわけですけれども、その実施が非常に遅れると。実際、まだ国の基金事業の支援のお金は農家にまだ届いておりません。そういう中で、市独自の経営支援というのを実施して、これはもう既に農家に届いていると思えます。

そういう中で、来年度予算には、そのほかの防除支援員の配置ですとかそういうこともありますけれども、支援の実態の順番として、市の独自の支援策が先に行ってしまったと。で、その後に、本来なら先に行われるべき国の支援策が続くということを踏まえて、施政方針のような表現になったということをお理解いただきたいと思えます。

これから次期作のところがどうなるかというのは、これからやってみないと分からないわけです。その防除策をちゃんと

やると同時に、もし万が一、また同じような被害が生じるといふことになれば、そのときはしっかりと対策を考えていかななくてはならないというふうに考えております。そういうふう整理していただければありがたいと思います。

○一〇番（下川和博君） これについての要望ですが、昨年も、市のこの支援が非常に遅かったです。私はそう感じました。ですから、もし今年と同じような、出た場合は、やはり早急に対策を取っていただきたいというのが一つ。

それから、この新しく登録をされた薬についてですが、これについてもとにかく早急に、もう植付けは始まっていますから、植付け後四週間、五週間後に一回目をまかんといかんというふうなことになると思います、これについても早急に対策を取っていただきたい。

また、この薬を買った人はしっかり領収書を取っていただいて、残していただいて、できれば市のほうでも独自に財政支援をいただきたい。県がしない、どこもしないと言っても、市独自でもぜひやっていただきたいというのを要望したいと思います。

次に行きます。くらし分野についてであります。鴨女町の市営住宅についての基本計画策定とあります。予算の委員会の中でも、課長のほうで説明が幾らかあったわけですが、再度、完成までの工程について御説明をいただきたいと思えます。

「建設課長 上妻敏男君」

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

鴨女町団地の建替えにつきましては、公営住宅等長寿命化計画に沿いまして、老朽化した榕城校区内の住宅を集約する形で、現地建替えの基本計画を新年度に策定いたします。

公営住宅等長寿命化計画で示されたスケジュール案としましては、建設事業に着手する初年度に基本設計、地質調査、実施設計を行います。二年度から工事を行います。集合住宅を何棟建設するかによりまして、例えば四棟建設とした場合は、事業着手から完了まで六年ほど要することになります。

新年度に策定します基本計画において、建物の構造や規模、棟数などを決定しまして、概算事業費を算出することになります。その概算事業費をもって、建設事業をいつ着手するかについて長期振興計画実施計画で検討することになります。

以上でございます。

○一〇番（下川和博君） 事業費がある程度確定しないと、年数は分からんということではよろしいですかね。ただ、四棟建てれば、六年ほどかかると、そういうところでもいいんですかね。

○建設課長（上妻敏男君） 基本計画の中で規模を決定します。その時点で、年数等の目安が出てくると思われま。

以上です。

○一〇番（下川和博君） もうかなり老朽化しておりますので、できるだけ早く建設になるようお願いをしたいと思います。

それでは、最後の分野ですが、しごと分野であります。

この農業の振興について、担い手の確保を図るとあります。これについても先ほど同僚議員のほうからありました。様々な答弁があったわけですが、ぜひ、西之表市の農業をこれから支えていく方たちですから、ぜひ担い手を育てていくようにお願いをしたいと思います。

それと、予算委員会の中でありました、女性の方が種子島宮農大学校に入って頑張るということでありまして、ぜひ、やっぱり貴重な方ですから、市のほうもサポートしていただいて、将来的に農業で、それこそ同僚議員ではありませんけれども、農業で飯が食っていけるように、生活ができるような形で、そして希望としては、自分の子どもたちにまた農業を頑張れと、農業を継いでもらいたい、農業ばかりではありませんけれども、一次産業にしても何、ほかの産業もですけども、やっぱり親の後を継いでいただくような形を取ってほしいなど、私も農業をしている立場として思うところですので、ぜひ市長の意気込みをお願いします。

○市長（八板俊輔君） 農業をしつかり支えていくということについてはですね、議員のおっしゃるとおりでございます。

この一、二年、二、三年を振り返りましても、さとうきびの被害、それからバレイショの被害も、被害というか、低価格といえますか、そういうことで、いろいろ農作物による収入を得るということは非常に不安定なところがございます。

そうした中で、一生懸命その耕作、あるいは畜産もそうですけども、非常に御苦労されている、その農業がしっかりと持続可能な社会、社会を持続させるためにこの農業は不可欠でありますので、それを支えるということはしっかりとやらなくてはいけないと思います。そういう中で、今年はバレイショが少し値段がいいということで、農家の皆さんもですね、少しほっとされたようなところがあると思います。

そういう、その年年で一喜一憂する、そういうようなことが往々にしてあるわけですけども、そういう中で苦労されている農家の皆さんに対してですね、今後とも、しっかりと行政として支えて、担い手の問題も含めてですね、しっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○一〇番（下川和博君） 本当にゼロから農業をするということはもう本当に大変だと思っています。トラクター一台二百五十万円ぐらいするわけですから、半分補助があっても、百二十五万円は手出し、借金になってくるわけですから。また、ほかにいろいろ育てていくためには本当に大変ですけども、やはり農業がないと、この西之表市、種子島は成り立たない島ですんで、ぜひ行政のほうからも後押しをよろしくお願いをしたいと思います。

最後になりますけれども、さとうきびについて、面積の減少が続いていると、反収向上の取組や作業受託組織の育成など、生産拡大を目指すというふうにあります。

さとうきびについては、具体的には後で質問しますけれども、その前に、課長のほうからさとうきびの今の現状、そしてまた次年作の状況等について、時間もありませんので、簡単に説明をいただきたいと思います。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

本市のさとうきびの収穫面積は、直近の五年間で約百四十二ヘクタール減少し、令和元年度産においては約五百五十一ヘクタールとなっておりま。しかしながら、令和二年度産につきましては、夏・秋植えの新植事業などの取組の効果により、昨年度比で約三十一ヘクタール増の五百八十二ヘクタールと見込んでおります。

農家戸数につきましては、ちよつと、元年が四百九十五戸で、二年度は四百八十三戸と、ちよつと減少しておるところでございます。

令和三年度につきましては、ちよつと基腐病の影響もありまして、ちよつと面積自体が約八十ヘクタール、前、アンケートを取ったときに、芋農家の方がさとうきびに転作をするという話を聞いております。で、まだ三年度産につきましては、まだこれから植付けとなりますので、四月下旬に調査をいたしまして、三年度の実質の数字は七月上旬頃に出るかと思われま。

以上です。

○一〇番（下川和博君） 短く、今の、今年のその製糖の状況の平均の反収と平均の糖度を、分かれば。

○農林水産課長（中野賢二君） 今のところ、反収としましては。

○一〇番（下川和博君） 西之表市だけで。西之表市だけ。

○農林水産課長（中野賢二君） 西之表市で反収が五百五十一、ん、ちよつと。

○一〇番（下川和博君） 反収やろ。

○農林水産課長（中野賢二君） あ、反収。

○一〇番（下川和博君） 平均反収。

○農林水産課長（中野賢二君） 五トン五百を見込んでおります。

糖度につきましては、ちよつと台風等のちよつと塩害も影響がありまして、今のところ、十二・九九度であります。

○一〇番（下川和博君） 時間もありませんので質問に入りますが、令和三年度・四年度産については、八十ヘクタールほど増えるということがあります。これは基腐病関係の影響があるということですが、ただ、三年すれば、また元に戻ってくるわけでしょうから、多分からもまた戻っていくんでしょうから、ですから、やはりまた来年の新植から、やっぱり市としても一生懸命頑張つて面積の拡大に励んでいってほしいと思うんですが、そのためにですね、私としては、やはり夏植え、秋植え、これにやっぱりかなり補助を出していただきたいというふうなところがあるんですけれども、市としてはどのような対策を講じようとしているのか、そこをよろしくお願いたします。

○農林水産課長（中野賢二君） 春植えの場合は、ちよつとほかの

作物、水田とかその他と重なることもあるものですから、今のところは、夏・秋植えに対して反収向上、その分長く植えることになり、反収向上となりますので、それを今推進してるところでございますが、引き続きこの事業は続けていきたいと考えております。

以上です。

○一〇番（下川和博君） 具体的に言うと、反当幾らで、昨年したような感じでやろうというふうに考えているわけですよ。

○農林水産課長（中野賢二君） そうです、はい、同様でございます。

○一〇番（下川和博君） ぜひお願いします。また昨年のようにならないように、申込みが多かったから補助金が減るといようなことがないように、いろんなところから持ってきて、最初約束した金額でお願いできるようにと思っております。

最後に、市長にお願いしますけれども、このさとうきびの今後の面積の拡大とかそういうものについて、市長、どのような考えか、お願いいたします。

○市長（八板俊輔君） 面積拡大につきましては、次年度、今年、三年度につきましては、基腐病の影響もあってですね、拡大の目標は以前よりは達成しやすいのかなというふうに考えております。

いずれにしても、このさとうきびが基幹産業の一つ、大きな基幹産業であるということは間違いありませんので、課長からも申し上げ

げましたとおり、夏植え、秋植えの新植助成ですとか、あるいはまたマルチ委託作業の助成ですとか、あるいは中出し料金とかの助成ですとか、そういうことを実施してきておるわけですけども、そういうものを含めてですね、いろいろな農家の事情も、意見も聞きながら施策を進めてまいりたいと考えております。

○一〇番（下川和博君） 今、農家の意見を聞きながらということでありましたけれども、ぜひ農家の意見を聞いて、農家が求めるものを、市としてもいろんな支えをしていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で下川和博君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。おおむね十三時頃より再開いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、河本幸男君の発言を許可いたします。

「八番 河本幸男君登壇」

○八番（河本幸男君） 皆さん、こんにちは。河本幸男であります。一月の市議会議員選挙によって二回目の当選をさせていただきます。

した。選挙において市民の皆様には負託をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。さらに西之表市のために精いっぱい努力をしまいたいと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

今回は、この選挙は私にとって二回目でありましたが、なかなか厳しかったという思いがあります。一回目とまた二回目では全く違うことであります。また、新型コロナウイルスや馬毛島の問題もありまして、複雑な動きがあったと認識をしております。

市長選においても、四年前の数名の乱立の状況から、今回は賛成、反対それぞれ一対一の状況に最終的にはなりましたので、また前回と違ったことがあったと思っております。

あまり振り返りたくない事柄かもしれませんが、市長に対して、市長選を振り返ってどのように感じておられるかをお聞きしたいと思えます。

あとの質問は質問者席で行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 河本議員の御質問にお答えします。

市長選挙を振り返ってどうかというお尋ねであります。

御承知のように、投票率が八〇%を超える、非常に高投票率でありました。それだけ市民の皆さんの市長に対する期待が大きかったというふうに思います。

選挙期間中、行く先々で有権者の皆様と顔を合わせ、言葉も交わ

したところでありますけれども、そういう中で、本当に次の四年間についての期待をこの身に受けて、責任を感じているところでもあります。

特に、馬毛島の問題が大きな争点であったと思います。この問題を通じて、賛成、反対、様々な議論があったと思えますけれども、そうしたことを踏まえて、地元の市長として、市長の立場で、本市の発展、振興のために様々な取組を強力に進めていかなければならない、そういう責任を痛切に感じているところであります。

振り返りたくないかもしれないがとおっしゃいましたけれども、私としては、この選挙戦で有権者の方と話したこと、それをしっかりとこの胸に刻んで仕事を全うしていきたい、そう考えております。

○八番（河本幸男君） 振り返らない、まあ、振り返りながらということでありまして、今後のあれに、お互いにそれぞれの立場です、生かしていけたらなと思っておりますけれども、今回は一対一でしたけれども、前回は三対、容認派が一人ということですね、最終的な選挙においては。そうすると、反対派といえますか、反対をされる方の票を集めると、相当票数、票的にはですね、反対の方が、市民全体を通じて見ればですね、反対派の方が多かったと、そういう認識があるんですけども、今回、結果を見てみると、そうさほど差がないといえますか、そういう状況ではなかったかなと思えますが、この点についてはどう考えていらっしゃいますか。

○市長（八板俊輔君） 前回と違って、候補者の数の問題もありま

すけれども、そういう中で、二人に絞られたということ、そこで大きく違ってきたのは、やはり私に対する得票率といえますか、それはもう格段に増えておりますわけで、そのことについての責任とというのは非常に重く受け止めております。

また、実は、私の本当に支持してくださってる方の中でもですね、私に投票されなかったという方がかなりいらっしやいます。そういう方には、選挙期間中は、選挙が終わったら一緒にまちづくりをやるというふうに話をして別れて、それぞれの立場でこの選挙戦を終えたということがあります。

そういうことも含めて、市民の皆様と、今回の選挙では分かれたわけですが、これからは一緒になって、このまちづくりのために、もう待たなしのことが数多くあるわけですから、一緒になってやろうという事を思っております。そのことをまた今回の選挙では感じたところでもあります。

○八番（河本幸男君） そうですね、やっぱり市長に対する得票率は、得票というのは大分増えたわけで、また投票率も上がっておりますので、非常に市民からの関心が多かったと思っております。

そういう中で、私もマスコミからですね、質問を、投票の前日でしたか、受けました。マスコミのほうの報道では、出陣式の状況について聞かれました、こういう状況の中で、市長選についてはどのように考えていますかということでしたので、私は、出陣式がどうであれ、明日、開票を見てみなければ分からないというようなこと

を述べたと私は思っておりますけれども、その結果、八板市長の再選となりました。

遅くなりましたが、本当におめでとうございます。一生懸命、お互いですね、二期目でありますので、市民のために頑張っていくたいなと思っておりますので、今後ともまたよろしく願います。

次に、伺いますけれども、市長も馬毛島の、先ほども述べましたが、問題は「大きな争点となりました」と施政方針でも述べておりますけれども、大きな争点には間違いなと思えますけれども、この馬毛島だけに市民の関心が行ってしまったというふうな気がしてならないところがあります。

そこで、お聞きしますが、市長選の争点というのは、馬毛島問題だけだったのかということについてお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

市長選の争点というのは、馬毛島の問題は大きいことではありましたが、それだけではなかったというふうに思います。産業の振興ですとか、それから福祉、教育など、そうしたそのほかの分野での候補者の主張を検討し、それぞれ重視することがあって投票をされた方がおられるのだと思っております。

以上です。

○八番（河本幸男君） 本当にこの馬毛島のことだけがですね、表に出てしまっておりますけれども、私もやっぱり市長と同じ、馬毛島だけの問題ではなかったと思っております。産業の問

題とかコロナとか、基腐病の部分もあったでしょうけども、いろんな部分が八板市長のほうに軍配が上がったと思っているところでもあります。

ただ、一つ言えるのはですね、この市長に投票した人、八板さんに投票した人の中には、全て馬毛島に反対だったという思いがありますが、どうですか。

○市長（八板俊輔君） 先ほどの御質問と裏返しのことになるかと思えますけれども、いろんな思いがあつて、いろんな価値判断があつて投票を決定されたというふうに考えております。

○八番（河本幸男君） そうだろうと思えます。

私のほうですね、馬毛島に反対者もおれば、賛成者も、私に投票してくれる人の中にはですね、多くいる、それぞれいるんじゃないかなと考えているところがあります。

それでは、次の質問に移りたいと思えます。今回の市議会議員の選挙について、その結果についてはどう感じられるのかお伺いをしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 選挙結果をどう考えるかということでございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、候補者の様々な公約等を見ながら有権者は判断したところでありますから、その有権者の思いを那辺にあるかということを考えながらですね、しっかりとこの将来の市政の、どうか取り取りしていくかというようなこともしっかりと見据えた上で行動してまいりたいと考えております。

ます。

○八番（河本幸男君） 今回の市議会議員の選挙でもですね、やっぱり市長の得票といいますか、それと同じくしてですね、馬毛島に関して言えば、反対、賛成それぞれ拮抗している状況になったと思っております。前回のですね、選挙とは大分結果が違っています。この点についてはどう考えていらっしゃいますか。

○市長（八板俊輔君） 市議会の。

○八番（河本幸男君） 市議会の話です。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

市議会議員選挙においても、馬毛島の問題もありましたでしょうし、そのほかの、例えば地域的なものですか、個人的なお付き合い、これは市長選もそうですけれども、いろんな観点からのことがあると思えます。

いずれにしても、市民の選択でありますので、それを重く受け止めて、地方自治を担う市政発展のための両輪、車の両輪としてお互いに切磋琢磨し、協力し合いながら、本市の明るい未来を築いていきたいと、そういうふうに考えております。

○八番（河本幸男君） 明るい未来を築いていきたいということでもあります。一緒になって考えていきたいものだなと思っております。次に移りますけれども、私も公務員として、そしてまた議員を一期してまいりましたので、行政の在り方といえますか、これまでの市長の在り方について見てきました。

これまでの市長の皆さんはですね、国とのパイプというか、そういうものをですね、どのように構築をしていくかなという部分で、大きな目標に來たと思つていらっしゃると思います。あらゆるですね、国会議員とかそういう方がおられる中ですね、その時々政権を持った党とのですね、つながり、そういった地元選出の国会議員とのつながりを大切にですね、それぞれの市町村、自治体における課題解決をですね、図つてきたと思つていらっしゃると思います。

そういう意味で、市長については、この点についてどう考えているかお聞きをしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

国とのパイプ、今議員の御発言の中にもありましたように、国会議員とか、省庁の関係者もいると思つていただけます、それについてはこれまでも力になつていただいておりますし、東京に行った折には各国会議員のところを回つたりですね、あるいはそれだけでなく、例えば電話のやり取りとかですね、ですとか、そういうことも日常的にやらせていただいております。

今回の選挙の翌日にもですね、私、在京の国会議員、衆議院議員それから参議院、いらつしやいますけれども、それぞれに電話をして、二期目の報告と今後ともよろしくということを申し上げました。

また、それ以外に、いろんな行事でお会いする機会がありますけれども、例えば森山・国対委員長ですけれども、先日の屋久島の「フェリー太陽Ⅱ」の披露式に私も出席いたしました、そういう

中でも御挨拶をしてですね、「いずれ東京に伺うので、またよろしくお願ひします」と、そういうことも申し上げて、向こうからもこれまで同様応じて、私どものパイプとなつていただくことはですね、引き続きお願ひできるといふ、そういうパイプは、例えばそういうことはですね、できておりますので、引き続きこれまで同様強固に連携をしながら市政発展のために尽くしていきたいと、そういうふうに考えております。

○八番（河本幸男君） 森山先生ともお会いになつて、そういういろいろな話もされたということで、やっぱり本市の課題を見たときですね、やっぱり国とのパイプなくしてですね、この零細な市ではなかなか課題解決というのが難しい部分だろうと思つていらっしゃるであります。

基腐病についてもですね、国の援助についても、県議とか、もちろん市長も動いたと思つておりますけれども、地元選出の国会議員が動いてくれたからこそですね、早めに国からの援助が受けられることになつたと、私はそう思つていらっしゃるであります。

ぜひともこの国とのパイプについてはですね、パイプ役については、西之表市民のためにですね、引き続き構築をしていただいでですね、西之表市民の不利にならないようにですね、ぜひお願ひをしたいと思つていらっしゃるであります。

それでは、次の馬毛島の質問に入りたいと思つています。この馬毛島の問題についてはですね、私も市長に初めて質問をさせていただきました

ておりますけども。

選挙後の施政方針については、これまで六月で行ってきておりましたけども、今回は市長が引き続きしますので三月議会で施政方針を行って、議会としても一般質問をやらざるを得なくなったということが今回の議会でありました。予算審議も終わった後の一般質問ということでありまして、なかなかこの一般質問もやりづらいなという思いがあるわけですけども。

その中で、この馬毛島問題は注目的であり、先ほどももう既に二名の方がですね、質問をされております。時間を短縮したり、また飛ばしたりする部分もあるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。今回の施政方針の中で、先ほども同僚議員からの質問もありましたけども、馬毛島問題の決意として最初に述べられておりますけども、その中で、「米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）施設設置計画に対する私の考えは、失うものが大きくて、同意できない」ということとしますけども、このFCLPの基地としては同意できないということとを述べておりますけども、これは自衛隊の私は施設だと思ってるんですが、どうなんですかね。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

馬毛島に計画されている施設について、自衛隊の施設ではないかということ、お尋ねであります。

まさにその自衛隊の施設であります。ただ、米軍が使うことはあり得ない施設であります。米軍の訓練を使うことが主目的の施設であって、併せて、それは米軍の、いわゆる米軍基地ではなくて、米軍が使う施設。米軍。それを管理するのが自衛隊だからということであります。

付言して、私の自衛隊についての考えを申し上げますと、自衛隊には、国防、防衛のみならず、災害などの緊急時にも出動をしております。国民の生命や財産などを守るために、身を挺して活動されております。そのような自衛隊の活動に対しましては心から敬意を表するものであります。本市におきましても、自衛隊員の募集については積極的に協力しているところであります。

さらに、まあ、自衛隊についての私の考えはそういうことでありますし、施設としては、やはり自衛隊施設ではあるけれども、米軍の訓練の移転が主目的の施設であると、そのように理解しております。

○八番（河本幸男君） そういう意味で、このFCLPのその計画に同意はできないということだと思えますけど。ちょっと、まあ、私はあくまでも自衛隊の基地だと思ってるようなんですけども、市長も御存じのとおり、中種子町にしても南種子町にしてもですね、商工会とか議会とか行政もそうなんだろうと思えますけども、自衛隊施設の誘致に動いているという、関連する施設にですね、動いているということのようであります。

やっぱりこう、私も、そのFCLPがなければですね、非常にいいことだろうとは思いますが、やっぱり国防という、今の中国の動きとかですね、北朝鮮の動きとかそういった部分を考えますと、やはりこの国防施設でありますので、市長が言う、その同意できないということがですね、どうしても納得ができないところであります。

次の質問に移っていきたく思いますけども、先ほどの同僚議員の質問の中にもですね、失うものが大きいと述べていて、自然、歴史、文化を一番先に述べられましたけども、この自然というのは、馬毛島の自然という捉え方なんでしょうか。どうでしょう。先ほどの同僚議員の失うものが大きいという質問に対する答弁の中でですね、自然、歴史、文化、こういったものが第一に失われることが大きいという話でしたけども、その自然の、この種子島の自然、馬毛島の自然、どっち、まあ、両方の部分なのかどうか。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

失うものの中でのその自然というのが、馬毛島なのか、種子島なのかというお尋ねだと思います。

これはもちろん馬毛島の自然が第一であります。それと同時に、周囲の海がありますけれども、ここは馬毛島の自然であると同時に、これは種子島の、あるいはそれにとどまらない、本県の漁業の貴重な漁場となっております。そういう意味では、馬毛島の自然であり、種子島にとって大事な自然であるというふうに考えております。

失うものについて、そのほかのことも言ってよろしいですか。ほかの議員の方のお尋ねがありましたので、省略しながら、要約しながらお話ししますと、失うものとして私が考えて念頭にありますのは、三つに分類すると、一つ目が、固有の自然や歴史、文化であります。二つ目は、それに基づく産業の持続あるいは発展の力、これには人口の復元力などもあると思います。三つ目としては、その基地経済に頼ることによって、地域社会の自立の意欲、つまり心の面で失われるものがあるのではないかとあります。

具体的にそのうちの一つを申し上げますと、この種子島は、例えば移住・定住、もともと外から来島してきた方々が盛り上げてきた島であります。農産物が豊かで、豊かな漁のできる海があり、木材もあります。そういう中で、特殊出生率も高く、子育てに適しております。人口減少は日本全体の課題でありますけれども、もともと、先ほどから申し上げているように、移住の島であり、移住してきた人たちが産業の振興を図り、盛り上げてきたことも事実であります。そういう中で、基地の存在がこうしたもろもろの島にあるものですね、損なう、失うもののほうが大きいのではないかと、そういうことでございます。

○八番（河本幸男君） 私も、昭和四十八年に私は入庁しましたので、馬毛島に五十五年に住民がいなくなったわけですので、その間、何回も馬毛島にはですね、当時、出張という形で行かせてもらいました。

その後も、企画課にもおりました、昔は企画開発係というのがあって、その中で土地利用の担当をしてですね、馬毛島にはその後も何回も伺わせていただいております。

昔の、その当時からするとですね、今の馬毛島はもう全く自然というの残されていないと私は言ってもいいと思っております。ちょうど立石社長がですね、来たときに、私も採石関係の許可関係です、現地調査にも行かせていただきました。もうそのときには既にもう大きなダンプですね、工事がなされておりましたので、もう全く昔の面影というのはなかったなと思っております。

そういった部分で、この自然を守りたいんですけども、もうないんじゃないかなと私は思っています。ただ、今のソテツとかですね、そういった部分は今指定されてる部分もありますので、そういった部分は残って、また学校跡地もですね、そのままに残っておりますけども、ただ、全体的な自然というのはですね、ほほないのかなと、私は、昔のこの家並みといいますかですね、その宅地の跡なんかを見てもですね、そのように感じたところがあります。

そういった、自然についてはそのようなことを思いますけど、そのほかの部分についてもですね、どちらが大きいのかなと、失うものが大きいのかな、得るものが大きいのかなというのはですね、また今後検証していきたいなと思っております。

次に移りたいと思います。市長の「粘り強く交渉をします」ということを述べておりますけども、この日本のみならず、外国も絡む

このツー・プラス・ツーでの協議がなされて馬毛島が明記されたわけですけども、交渉をしていく、いかなければならないと私も思いますけども、この阻止というのができるのですかね。

○市長（八板俊輔君） 粘り強く交渉する、止めることができるかというようなお尋ねでございますけれども、防衛省が昨年八月に示した施設案を見てみますと、本市の考えている有効活用については一切触れられておりません。このことは、私も地元がどう考えているのか、あるいは地元がどのように馬毛島を重要に思っているのかということも全く考慮していないのではないかと、いうふうに思われるわけがあります。

そのことについて私どもの主張が足りないのかなというふうにも思っておりますので、今後、防衛省に対しましては、これについてどう考えているのかというふうなことを含めてですね、言っていかなくちやいけないのではないかと、いうふうに思います。

防衛省が常に地元の理解と協力が必要であると。それがなければ造れないということだというふうには思っております。と同時に、私どもが考えていること、なぜ同意できないと言っているのかということについて、国に対して、しっかり考えてもらいたい。それに対する返答があつた施設案には示されておりませんので、そういうことをしっかりと主張していきたいと考えております。

○八番（河本幸男君） こっちの活用案を主張していきたいと、そこについても今後していきたいということなんですけども、地元の

理解というのがですね、やっぱり必要ということは防衛省のほうも言ってることだろうと思えますけども、岩国とかそのほかの基地のことを考えてみればですね、なかなかその地元の同意といえますか、それがですね、なかなか取れないまま国は進めているのが現状ではないかなと思ってるんですけども、その点についてはどうですか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

今、岩国のことが挙げられましたけれども、先ほどの杉議員の御質問の中で、真つさらの土地というところがありました。今、私どもの馬毛島に造ろうとしている施設というのはですね、米軍の施設でもあるいは自衛隊の施設でもない、それを真つさらの土地と言っているわけですけども、そういうところに造ろうとしているわけです。

で、岩国の場合は、もともと日本軍の基地があり、そこに、戦後、米軍の基地ができたわけです。で、それが今に至っているわけですけども、住民の意思を云々する前に、基地が既に存在していたわけです。そういう中で、もうまちづくりが戦後始まった時点で基地経済の中で生きていかざるを得なかった、そういうことがあります。日本の中で米軍基地があるところは、そういう不本意な歴史の中で基地経済に取り込まれていったわけです。

ここは、西之表市は全くそういうことはありません。我々には、先祖から受け継いだ、この地理的な条件の温暖な土地で、資源の豊かな、そういうものを持つこの島があり、その中で、我々の先輩た

ちがいろんな産業を盛り上げてきたんです。出発点がそもそも違うということも市民にも理解していただきたい。

それから、先ほどの御発言の中で、自然がもうないというふうにおっしゃいましたけれども、報道とかで出てくるのは、非常に荒らされたところが強調されて出てきます。

私が島をつぶさに見て回りましたけれども、本当に自然が、貴重な自然が残っている部分がたくさんあります。で、体験活動を三年間実施いたしました、ごく一部しか回っていない小中学生、高校生たちがその自然を見て感動しております。これをみんなに伝えたいと言っております。

それから、今年になって市史編さん関係の調査が五日間入っておりますけれども、その詳しくは、中身は、まだ報告書を作っている最中でありますので詳しくは分かりませんが、非常に貴重な生物が、意外なものがたくさんあったというようなことを聞いております。

ですから、そういうことを、まだ我々も実は詳しい調査内容を聞いておりませんので分からないところがあるわけですけども、いずれにしても、まだまだ貴重な自然がたくさん残されているということはあると思います。

○八番（河本幸男君） まだまだ貴重な自然が残っているということでもありますけども、確かに海岸周辺についてはですね、私ももう年には四、五回は馬毛島に上陸しておりますので、海岸までは扱っておりますので、海岸はほぼ前のままであります。

しかしながら、中心部、岳之越の麓をはじめですね、もう中心部はほとんど自然なんか残っていないと私はそう思っております。そのところについてはですね、市長と私の認識の違いかなと思っておりますけれども。

次の振興策についてはですね、先ほどから同僚議員が話をしてみましたので、これについてはひとつ飛ばさせていただきたいと思えます。

その次の問題に移っていきたいと思います。今回の当初予算にですね、馬毛島小・中学校の跡地にプレハブ小屋を造つてですね、車を一台購入してと、これは予算特別委員会でも話がなされたんですけども、どのようにして活用をされていくのかなと思つての質問であります。お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島小・中学校跡地の活用についてのお尋ねであります。

これは、馬毛島での体験活動、既に三か年実施しておりますけれども、その体験活動ですとか、それから現在進行中の市史編さんに係る自然部会の現地調査、それから葉山王籠遺跡などの埋蔵文化財などの歴史的、文化的な調査を行うためであります。

数日間の宿泊可能な拠点として、旧馬毛島小・中学校跡地に簡易施設、プレハブを想定しておりますが、簡易な発電機ですとかそういうものを備えたり、あるいは簡単な移動車両を設置することを計画しているところであります。

一言で言えば、学術的な調査を主たる目的としているというところであります。

○八番（河本幸男君） 学術的な調査でプレハブ小屋を、数日間寝泊まりができるということのようですけども、そこにどうしてもプレハブなんだろうかね。例えば、テントとかそういう部分とかですね。また、昔、馬毛島に出張に行くときには公用車をですね、持っていったんです。公用車とっていいか、単車、百二十五ccの単車をですね、持っていったことが何回もあるわけですけども、そういった部分で、プレハブを造つたり、車を購入してまで持つていなくてもできるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島小・中学校には、主に三つの建物が現存しております。一つは中学校、それから小学校、そして体育館。それぞれ無人化してから多年、長年にわたって放置されており、傷みが激しいところがあります。本来なら修復して使いたいところでありまして、修復についても相当な費用がかかると思います。一程度度いいのは小学校跡ですけども、それについても手入れが必要だと思えます。

そういう中で、なぜプレハブかというのはですね、あそこを使うにしても費用がかかるということですね。で、プレハブで数日間泊まる必要があるというのは、例えば早朝あるいは夜間、夜間にしないまでもにしても、一日だけでは済みません。それも春夏秋冬、自然

の場合は、季節を替えて調査しなければならぬ。実際、防衛省の環境調査でも、たしか春夏秋冬予定しているはずだ。そういう期間が必要であるということ、一回の調査でやはり日帰りでは到底できない。短期間、例えば先日も五日間ありましたけれども、これが宿泊できれば、かなりの調査が進むということでもあります。調査の効率を上げるためにも必要でありますし、テントとかいうようなこともありましょうが、そうすると、テントを先方に提供するためには、そういう購入の費用というものも出てまいります。そういうものを考えた上で、プレハブであれば、調査が終われば撤去というのも可能でありますので、いろいろ検討した結果、プレハブということにいたしました。

また、付言しますと、これについては、私が就任した直後に防衛省に行つて、こうしたことを考えているということは了解を得ております。了解を得たんですが、その後、局長さんやら次長さんやら代わられて、実はこれについても事前には防衛省には了解は得ております。ただ、駄目だと言われているわけじゃなくて、向こうの準備が整わないというような話でありまして、ちよつとしゃべり過ぎましたけれども、事情はそういうところがございます。

○八番（河本幸男君） その防衛省からは、この造ること、予算化して造りますよという了解を得てるんですか。来年度、この予算を。実を言うと、今年度も、令和二年度も予算化してましたけども、造れなかったということで、また新年度に新たな予算という。今年度

プラス来年度という部分ではないんでしょう。そういうことではないわけでしょう。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） 私のほうでお答えさせていただきます。本年度、令和二年度同様の予算を計上させていただいたところで

です。で、本年度の、令和二年度の予算につきましては、その前の年、時期でいいますと一月の段階で市長が防衛省に行った際に、防衛省の幹部のほうにプレハブ等の設置について了解をいただいた、内諾をいただいた、それをもって予算計上をしたっていう経緯がございます。

で、ただ、実際に事業を行う段階にいざそうなったときに、防衛省のほうからは、省内調整に時間がかかるのでいましばらく待つてほしいというところで、事業をストップした経緯がございます。

で、さらにちよつとお話しさせていただきましたと、その後、本市としましては、実際に入島をして体験活動、あるいは不動産鑑定評価、あるいは実際の市史編さんの調査であったり文化財の調査、そういういったもろもろの活動もやりたかったわけでしたので、そこをやらせていただいた、防衛省の許可をいただいてやらせていただいた、そういう経緯がございます。

で、防衛省から実際断られたわけではございませんので、引き続き予算計上をしている、そういう状況にあります。

○八番（河本幸男君） 引き続き予算要求をしてるということであれば、その来年度についての許可、新年度になって、三年になってからの許可というのは得てるという認識でよろしいんですかね。

○企画課長（森 真樹君） そこは、来年度、こういう形でやらせてください、はい、いいですよという形での許可はいただいてはいません。

○八番（河本幸男君） 時間もだんだん少なくなってますので次に行きたいと思えますけど、そもそもその許可がまだ得られてない部分ですね、予算要求をされているようでもありますので、この点についてはですね、また機会があるごとですね、質問をしていきたいと思っております。

次に移ります。市長は、今後、この馬毛島をどのようにして活用をしていきたいと考えているんですか。先ほどもちよつと述べられましたけども、ちよつとここんところをもう一回お願いします。

○市長（八板俊輔君） 今後の活用についてのお尋ねでございます。平成二十九年度に馬毛島活用計画を策定し、これまで計画のブラッシュアップやより実現可能な具体案の策定のための協議を重ねてきております。

これまで実施しました学生を対象とした体験活動では、島が育んでいた自然や独特の雰囲気につき魅力了され、感動の声が寄せられたところがあります。

また、馬毛島学習会では、馬毛島の特異な自然環境の保全や活用

をベースにした提案があったところでもあります。

こうしたことを受けまして、この島が教育・観光面で、また研究の面で十分活用できることを再確認しております。したがって、学校跡地など活用可能な資源を用いて、具体的かつ実現可能な教育・研究・観光面での活用策の検討を続けているところであります。

○八番（河本幸男君） 実際に国はこの島を百六十億円では買っている状況の中ですね、そういった活動というのは、この自衛隊基地ができた後でも活用ができるのか、と思われているのか、それとも、もう今のままでないといけないと考えているのか、どうでしょう。

○市長（八板俊輔君） 防衛省が施設の整備についていろんなことを進めておりますので、ひよつとしたら、この基地が全部できてしまつと、こういう活用ができなくなる面がかなり大きいと思います。そういう中で、防衛省に対して、我々の考えていることをですね、しっかりと伝えていかなくてはいけないと思います。

○八番（河本幸男君） 我々の考えを伝えていくということですけど、相手はもう、相手があることでありますので、百六十億円を国がチャラにするかなといえ、とてもできないんじゃないかなと思います。

この馬毛島ですね、この自衛隊基地については、私も様々な課題があるということはですね、承知しております。そう思っておりますけども、これらの課題をですね、少しずつクリアしていくためにですね、市長、いま一度立ち止まって、立ち止まりではな

いんですけれども、市長がこれまで言ってきたですね、ニュートラルに戻すべきではないかなと私は思うんですけど、どうでしょう。

○市長（八板俊輔君） 昨年の八月に防衛省が施設案を示しておりますので、それについての理解、協力をというふうに防衛省が言ってきたとおりです。それに対して、それが我々にどういう、この西之表市にどういう影響があるのかということを考えた上でやり取りをし、その上で、これは失うものが大きいということで同意できないと、そういうふうに申し上げているところがあります。

○八番（河本幸男君） この馬毛島の問題についてはですね、いろいろ様々な課題もありますし、また市長の考えもいろいろあるでしょうから、また今後また議論といえますか、を重ねて、西之表市にとってですね、よりよい方向にですね、行くように行っていききたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。もう時間も余りありませんので早めにいききたいと思えますけど、さつまいもの基腐病について質問をしたいと思えます。このことについてもダブる部分が、同僚議員とですね、ダブる部分があると思えますので、よろしくお願ひします。

昨年の十二月の最終本会議にですね、提案がなされた市独自の経営支援策について質問をいたしたいと思えますけども、よくよく、私は十二月末という、で支払うのかという、思っておりますけれども、よくよく会議録を見ても、一月末までに支給を目

指すということのようでした。

そういった部分で、その予定どおり、一月末までに全ての助成がなされたものかどうか担当課にお伺いします。

「農林水産課長 中野賢二君」

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

事務手続で、スケジュールの都合上、年末の支給がちょっと行うことが厳しく、一月の下旬から支給開始をしております。

現在の状況でございますが、交付者が四百八十六名で、交付額が一億二百二十九万六千円を交付しておるところでございます。執行率としましては九二・九三％でございます。

以上です。

○八番（河本幸男君） 九二・九三％の執行率ということでありまして、大体九割以上の方がもらわれたということですね、あのときはたしか早く農家の皆さんに届けたいということでありましたので、ちよつと遅くなりましたけれども、国からの基金事業の部分がまだということでありまして、市のほうとしては早めにやったかなとは思っております。

それでは、次の質問に移りますけども、既に植付けも始まっているわけでありまして、次期作に対しての、国の基金事業活用の上で支援策を講じるということでありまして、どのような支援策になっているのかお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

令和三年度産の定植が始まっておりますけれども、本年度産に向けて、農家の皆様の基腐病に対する認識や防除方法を熟知していただき、効果のある防除を実施していただくことを目的に、栽培講習会や防除対策リーフレットの配付、育苗ハウスの巡回等を行っております。

具体的に申しますと、昨年の十二月二十一日に、市民会館にて、本年度産に向けた栽培講習会を市さつまいも生産対策協議会主催で実施し、百四十三名の農家に対し、基腐病の概要説明と防除対策指導を行っております。

また、先月の二月十六日には、農協の青果用さつまいも部会主催による栽培講習会が、約百名の参加の下、実施されております。

また、前年度産で被害に遭った圃場の菌密度を減少させるために、被害に遭った芋やあと茎、葉っぱを圃場以外に持ち出して処分することが本年度産にとって非常に重要であったことから、農家が安心して残渣を圃場外に持ち出して適正に処分することができるよう、市で受入れし、市有地においてすき込み処理を行いまして、約三百年のすき込み処理を行いました。

また、市の技連会による育苗ハウスの巡回を行い、育苗段階での早期対策による被害軽減も図っております。

また、三月十日付けで治療剤であるアミスター20フロアブルが登録されたことによりまして、さらなる防除効果が期待できることから、農家に対し、既存の農薬と併用した効果的な散布方法について

て資料を配付しております。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 今、新しい農薬の話も出ましたけども、ぜひその部分の推進についてもですね、よろしく願いをしたいと思っております。

さつまいもの重要病害虫防除支援員を雇うということになっておりますけども、この内容について、その経歴とか活動内容について伺います。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

さつまいも重要病害虫防除支援につきましては、病害虫防除に係る豊富な知識と指導力が必要なことから、公募段階での条件としまして営農指導の経験のある者としまして、四月から支援員二名体制で活動を予定しております。

現在、一名の採用が決定しており、その一名につきましては、農協での技術員としての経歴があり、その豊富な経験を生かした的確な防除支援ができるものと考えております。

もう一人につきましては、可能な限り早い段階で採用できるように努力いたしております。

支援員の活動内容につきましては、重点農家への巡回指導や聞き取り調査、農家向け講習会での防除技術指導、国、県、JAほか関係機関で組織された熊毛地区さつまいも基腐病プロジェクトチームとの連携による基本技術及び新技術の実証試験の実施及び技術普及

活動、国や県が主催する技術員向けの研修会等への参加による技術研さん等、様々な活動を行う予定でございます。

○八番（河本幸男君） もう時間もありませんので、この基腐病です、やっぱり農家にとつては、このさつまいもというのは非常に大切な作物だと思っております。そういった部分です、この病気がですね、ほかに広がらないようにですね、ぜひこの支援員を中心にですね、できれば職員のほうにもですね、現場まで出ていってですね、やっぱりこう、農家の人の声を直接聞くということがですね、大事ではないかなと思っておりますので、ぜひそこをところをお願いしたいと思います。

やっぱりもう既に三月にはですね、定植をもう始めておりまして、もう三月の初めにはですね、もう始めております。そういった部分です、今後、この、ほかに広がらないようにですね、ぜひ一丸になってですね、このさつまいもを育てていくということにですね、していただきたいと思えます。

また、先ほどありましたように、このアミスターですか、これについてですね、普及が図られるようにですね、ぜひとも皆さんを集めてですね、講習までぜひお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（川村孝則君） 以上で河本幸男君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

おおむね十四時十五分頃より再開をいたします。

午後一時五十九分休憩

午後二時十五分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一四番 橋口好文君登壇」

○一四番（橋口好文君） 皆様、こんにちは。橋口好文でございます。

私は、一月の市議会議員選挙で、市民の皆様と共に、市民目線で、市民の皆様を行政へ届けますを第一の選挙公約に掲げ、多くの有権者の御支持をいただき、当選することができました。これから四年間、与えられた年数、しっかりと市民のために頑張ってまいり覚悟でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今、市役所周辺、庁舎周辺の景観は、色とりどりの草花が咲き乱れ、市民の皆様をはじめ来庁される人々の目を楽しませております。私も思わず立ち止まり、このあでやかな花をめることが度々あります。この花壇を通り過ぎて、また振り向き、また花を見ること、がしばしばございます。美しいものは、どこから見てもやっぱり美しいです。

これは、所管課をはじめまちづくり公社のスタッフの皆様の日頃

の努力のたまものであると私は考えております。この場をお借りいたしましたして、スタッフの皆様方にも御礼と感謝を申し上げますと思います。今後とも、このような庁舎周辺のきれいな景観づくりに御尽力されますことを切望いたしますのでございます。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

農業振興についてでございますが、安納いも、でん粉いも、さとうきび作についてでございます。

質問通告書のア、さつまいも基腐病について、今年も病気が発生することが懸念されるが、市としてどう対応して実行していくのかという質問でございます。午前中からも同僚議員が同じ趣旨の質問をされておりますが、かぶるところがございますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以下は質問者席より行います。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

先ほどの河本議員の答弁と重なる部分がありますけれども、二年度産につきましては、育苗段階から収穫時期を通して防除チラスの配付、栽培講習会や各種会議等での、その都度、対策の最新情報を可能な限り提供してきたところでございます。

令和三年度産におきましても、育苗期から出荷に至るまで多くの対策を講じ、被害軽減を図る必要がありますので、市技連会及び防除支援員と連携して、各種会議や研修会等での情報提供及び技術指

導を行っていくこととしております。

また、令和二年度の国の基金事業を活用した令和三年度産における土壌消毒剤・資材購入、増殖用バイオ苗の購入、苗及び苗床の殺菌剤購入、堆肥の購入、他作物への転換等の取組等に対して助成を行う予定でございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 新薬のアミスター20フロアブルについてでございますが、国の令和三年度の甘しよの基腐病に対する支援がございしますが、この国の支援についても、農薬が銅水和剤、炭酸水素ナトリウム、アゾキシストロビン水和剤と。このアゾキシストロビン水和剤は農薬が登録後となっております。アミスター20フロアブルは最近登録が取れた農薬でございます。今後、基腐病が発生したら、これもですね、やっぱりこの対象の薬剤として入れていただきたいということを私は要望したいんですけど、行政としてもですね、これを国のほうにですね、早急に要請していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） アミスターにつきましては三月十日に登録されておりますので、で、今、交付が待ってる分が令和二年度の基金事業でございます。で、その発動自体が十二月十四日、令和二年のですね、に発動、病気が発生したということで発動されましたので、それ以降の分については、ほかの薬、一応、そのときまだ登録された分については対象なんです、アミスターにつき

ましては、令和三年にまた発生したときに、そのときに基金が発動されたときに対象になってくると思いますので。

で、ちょっと、使うのは今今でございませうから、その分に対しては、二年、市の単独で出した、その反当たり一万円又は二万円の分に対応していただきたいと思えます。

また、国の二年度の基金事業においても、次期作支援ということ、同様に反当たり一万円、二万円の交付金が出てきますので、そちらのほうで対応していただきたいと思っております。
以上です。

○一四番（橋口好文君） 先日、産業厚生委員会でも、市長に対して、このアミスター20フロアブルの薬剤費の支援を求める要請書が上がっておりますが、恐らく、私の試算では、面積もまだ分かりません。令和三年度の栽培面積もまだ分かりませんが、昨年度の栽培面積からしたら、恐らく一回当たり五千万円はかかるんじゃないだろうか、支援をする場合ですね。そう私は個人的には試算しておるんですが、この支援をですね、国に対してですね、求めているかということですが、どうでしょうか。市の持ち出しをするんじゃないかと、国に支援していただくという考えは、私はそう考えているんですけど、どうでしょうか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。
基腐病対策ということでは、そうした防除関係のことについては、

次期作、つまり三年度の作付について、費用がかかるであろうからということ、そのために基金を発動してやったということがございますので、まずはそこから、それで対応していくのが第一かなというふうな考えております。

○一四番（橋口好文君） この病気は、やはり何っちゅうんですか、温暖化とか、そういう発生要因がですね、やっぱりはっきり分かってないというようなこともございます。

ですから、やっぱり農家の経営の経済的負担を軽減するためにも、やっぱりこういうのは国に求めていくというのは大事なことで私はそう感じているところでございます。

昨年十二月、市長は第四回定例会で、さつまいも基腐病の被害に遭われた農家に対し、追加補正でたしか一億九百二十七万八千円でしたか、支援を打ち出して、この、まあ、先ほどの同僚議員がちょっと遅れていたんじゃないかという指摘もございましたが、私は農家をずっと市内回ってですね、もうこの農家さんが言うんですよ、非常にありがたいんだと。もう本当に困っていると。それで、農家だけじゃないです。法人の社長さんも本当助かりますという感謝の言葉をいただきました。

そういうことで、今年、基腐病が出ないことをですね、私はもう願うところでございます。

次の質問に入ります。令和三年度のさとうきびの栽培面積は何ヘクタールかですが、これももう同僚議員が先ほど質問されておりま

すので、まあ、もう一度確認のためにお願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） すみません。お答えします。

さとうきびにつきましては、令和三年度につきましては、四月に、農協のほうで調査をしております、それが七月において確定しますので、そのときにまた報告したいと思えます。

令和二年度産につきましては、五百八十二ヘクタールを見込んでおるところでございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） はい、分かりました。

このですね、基腐病の転作として、さとうきびが八十ヘクタールぐらい増反になるようございますが、農家もですね、やむなくさとうきびに転換してやるわけです。さとうきびは、反収、農家の手取りが少ないということ、ほとんどの農家が安納いにも切り替えてきたわけですから、その安納いもが基腐病でできないということ、さとうきびに転換、八十ヘクタールの増反にさとうきびがなるわけですけども、もう仕方なく、やむなく転作するわけですから。

それですね、この質問ですけど、さとうきびの生産者交付金は、トン当たり、もう二年か三年で百三十円しか上がっていないんです。市長は国に対し、生産者が要求している引上げ額を求めるときではないかと、私は質問、もう何回もこの問題は質問してまいりましたが、もうほとんど価格が上がっていないと。

三十年前からしたら千百十四円しか一トン当たり上がっていない

です。三十年前の物価と給料とですね、そういうことを考えたらですね、もうとてもじゃないけども、上がったというもんじゃないと。今回も、二、三年前から百三十円です。前年からは一円も、前年比較上がっていません。

そういうことですね、ここに写真をちよつとお願いします。

これ、昨年十二月の二日です。日本農業新聞の記事なんですけど、甘味資源主産地が集会を、東京、永田町ですね、集会開いてるんですけど、再生産可能な交付金をつてなってるんです。そこでですね、やっぱり交付金の引上げに加え、でん粉原料甘しよの基腐病対策などを要望したとあります。ここでもやっぱり交付金の引上げを、再生産可能な交付金の引上げを求めておるところでございます。

この再生産可能な交付金引上げをということはですね、裏を返せばですね、今の価格では、交付金では、再生産がなかなかできないんじゃないかと、そういう捉え方もできるわけです。

ですから、八板市長にはですね、ぜひですね、前も質問しましたが、お願いもしましたが、ぜひ交付金の大幅な引上げをですね、農家が求めている、言ってる金額、これをですね、東京に行つて言つてくださいよ。そこにね、農家は、千円か二千円、トン当たり引き上げられても駄目だと言ってるんですよ。最低でも一万円は引き上げてもらわんといかんと。中種子町の生産者もそう言ってるんですよ。このこと、私、前も述べましたけど。

そこですね、昨年、第四回市議会の市長の答弁の中で、「さと

うきび農家の経営を安定化させるためには、交付金の引上げだけに
とられず、さとうきび関係の補助事業における補助対象の拡充等
によって経営コストが抑えられ、農家の経営安定が図られると考
えています」という答弁をされております。

農家はですね、この補助事業よりも、直接交付金の引上げを求
めているんです。同僚議員も質問されておりましたが、後継者がいな
いとかそういうのが質問にもありましたが、その原因は何だと考え
たときですね、やっぱり農家の販売する農作物の代金が安いから農
業で飯は食っていけないと。午前中の同僚議員の質問も、そう意見
がございました。本当に飯が食っていかれんですよ、これは。

さとうきび農家が言うんです。行政は、JAにしても行政にして
も経営規模の維持拡大が必要だと言われますが、その前にやること
は、私に言わせれば、農家に言わせれば、経営規模の拡大よりも、
交付金の単価、大幅な引上げが先だと。

それがいいことには、その機械に補助して五割補助とかそうして
も、十年ぐらい使ってきたら、機械、故障が出てきます。そして、
これ、修理代も高いんですよ。そうなったとき、その交付金が上が
っていないと、修理も思うようにできないと、そういうことになる
んですよ。

八板市長、ぜひですね、この農家の思いをですね、金額をしっか
りと、一万円を上げてほしいと、そうでないと農家はやっていけ
ないのだということですね、言ってもらえますか、どうですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

本市農業の基幹作物でありますさとうきびについては、しっかりと
支えていかなければならないということが根本でございます。

議員お尋ねの交付金につきましては、令和二年第三回定例会でも
御説明したところでありますけれども、基準、令和二年産の基準糖
度帯における交付金額について一万六千八百六十円、前年産比で百
三十円増となっております。直近の三か年では、四百四十円の増額
となっております。

この額は、農家のお気持ちからすると、非常に足りないというよ
うなこともあるかとも思います。こうしたことにつきまして、生産
者団体及び関係機関の方々と連携して、積極的な要請活動を地道に
行ってきたり、その成果がそういう金額であるということござ
います。

今後も、生産者団体と連携して、農家の所得向上につなげられる
よう積極的な要請活動を行ってまいります。

その額を一万円とかいうようなことを言えという議員の御指摘で
ありますけれども、これは、例えば、東京に私も参りましたとき
に、国会議員の県選出の農業に詳しい議員、衆議院議員、参議院の
方でもありますね、この問題を話し合うときに、議員おっしゃるような、
もうこれじゃ足りないよと、交付金をもっと引き上げなくちゃいけ
ないんじゃないかという議論はですね、やっておりますし、これか
らも続けていきたいと考えております。

○一四番（橋口好文君） いや、私の要望しているのは、この金額を、農家が求めている金額を東京で言ってきたと、そういうことですから、できますか。

○市長（八板俊輔君） 今申し上げたとおり、これまでも申し上げておりますし、今後とも、今後も話をしていきたいと、そういうふうに考えております。

○一四番（橋口好文君） 今までもやってきているという答弁がございましたが、今までも一万円引き上げてくださいということは言っていないでしょう。私は、それを言うてくさいと、東京で。税金使って、旅費使って行くわけですから、農家の思いを、農家はそこです。そうでないと、さとうきびを作る若者はいなくなりません。そう農家は言っています。

あのですね、市長、牛の、子牛の競り市場に私はよく行くんですが、市長もこの間見えられましたけど、あの競り市場ですね、雰囲気というんですか、生産者の、もうすごく明るいんですよ。もう本当足が軽いんです。走って歩いていますからね、つなぎ場なんかでも。

なぜかという、なぜ明るいかという、子牛価格が高いからですよ。もうけるからですよ。ですから、畜産農家の農家には若い後継者も育っております。私の地区でも三名後継者がおります。やっぱりもうけるから後継者が出るんですよ。

さとうきび作ったって、もうけんでしょう。手取りはないと言わ

れますから、委託したら。機械刈りに委託したら、ほとんど手取りがないと。そういう手取りのない作物をですね、誰が、若者が参入してきますか。そこを考えてください。どうですか。

○市長（八板俊輔君） 一万円ということをおっしゃるんですが、そういうことを言いましたし、これからもまたそういうことも申し上げていきたいと思えます。

○一四番（橋口好文君） いつ言ったんですか。どこで誰に。

○市長（八板俊輔君） えっと、具体的な日付とかいうことは、ちょっと正確には今答弁できないところではありますが、言えるのは、在京の国会議員の方に申し上げたことがございます。これは、前回、生産者と、きび・甘しょ生産部会の会長さんとかですね、そういう方、生産者と共に東京に行ったときに、農林水産省の幹部それから財務省の幹部とお会いしましたが、その過程で国会議員の方にそういうことを申し上げたことがございます。

○一四番（橋口好文君） なかなかこの生産者交付金については、引上げがなかなか厳しいところもございしますが、市長には、ぜひ今後ともですね、頑張って農家のために大幅な引上げを求めているだけだと思えます。

次の質問に入ります。（二）です。川迎のたばこ共同乾燥施設隣のビニールハウス撤去後の跡地の利用について、その後どうなっているかということでございます。

過去の私の質問に対し、農林水産課長は「別の形で農業振興に寄

与できるような活用方法の模索をしながら、その一方で、他分野での有効活用についても、全庁的な御意見、また下西校区及び市民の御意見、要望をいただきながら、活用方法の検討を重ねてまいりたいと考えております」という答弁がございました。

そこで、伺います。まず、この全庁的な御意見とか下西校区及び市民の御意見を聞いたんですか。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

議員も御承知のとおり、川迎ハウス跡地につきましては、令和三年度から、枝物の育苗事業での利用など、農業振興に寄与する形で活用を計画しておりました。

その後、育苗事業についてはフラワーセンターを活用することとなり、準備を進めているところであります。

このことから、川迎ハウス跡地につきましては別の形で、先ほどおっしゃったように、農業振興に寄与できるような活用方法がないか検討してきましたけれども、露地が農地としての活用にはちよつと不向きであるという土壌分析の結果もあることから、所管課としましては、農業振興以外の活用方法を考えていくという判断をしたところであります。

今後についてであります。利活用について庁内において照会をし、関係課協議や関係会議などにおいて活用方法の検討を重ねたいと考えております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） ということは、まだ検討はしてないということでも理解してよろしいですか。

○農林水産課長（中野賢二君） 農林水産課内では検討したんですが、その後、全庁に上げてはこれからしていきます。

はい、以上です。

○一四番（橋口好文君） 今ももう草が繁茂して荒れた状態になっていると思います。農業委員会としては、こういう耕作放棄地じゃないけど、ね、荒れた状態で放置しているのはいけないものだと考えますが、農業委員会としてはどう対応されてますか。

○議長（川村孝則君） そこは通告外というあれです。

○一四番（橋口好文君） そうですね、そしたらですね、もう農地としてちよつと利用が難しいということでしょうか、もう農業委員会にですね、非農地申請を出してですね、もう非農地にしたらどうでしょうか。そういう考えは持たれてないんですか。

○農林水産課長（中野賢二君） 今、管轄は農林水産課になっておりますので、非農地にするには、当然、普通の、行政財産から普通財産に換えてという手順がありますので、そこに換えてからの非農地なりの申請になってくると思います。

以上です。

○一四番（橋口好文君） いや、いや、だから、非農地にしようつちゆう考えは持っていないかということをお答えください。

○農林水産課長（中野賢二君） はい、もう、ちよつと農地として

使えないですので、非農地という形でという考えは持っております。以上です。

○一四番（橋口好文君） 今後の対応をよろしくお願いいたします。次の質問でございます。（三）地産地消の推進についてでございます。

そのアです。昨年六月から、種子島中央青果株式会社も、市場法が改正されてですね、第三者販売が可能になり、昨年七月から給食センターへの青果物の納入が行われております。この実績をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

昨年七月から今年二月までの給食センターへの納入実績につきましては、八月が夏休みですので、七か月での実績となります。納品額が二百九十九万九千九百九十一円、仕入れに係る原価などの経費を差し引いた収益については七十一万四千二十二円となっております。以上です。

○一四番（橋口好文君） えつとですね、この給食センターについては、市外の業者さんもこの青果物を朝納入されております。この比率はどう、分かりますか。

○議長（川村孝則君） 教育委員会総務課長、分かりますか。

「教委総務課長 吉田孝一君」

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えいたします。今私の手元に持っている資料でいきますとですね、比率はちよっ

と早急に出せませんが、例えば、中種子町の青果品を納める業者でいきますと、約、全体、そうですね、青果だけとなると、ちよっと今手元に情報がございませんが、その中種子町の金額でいきますと、中央青果から比べますと、約三割程度多く納められているんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、期間が違いますので、そこを加味しますと、ちよっと正確な数字ではございません。

○一四番（橋口好文君） 要するに、期間が違うわけですけども、中種子町の業者さんのほうがはるかにこの種子島中央青果株式会社よりは給食センターに納品が、多くの青果物が納品されているという現実はあると思います。

そこですね、私、地産地消の推進についてうたっておりますので、市の長期振興計画の中にもこのことはうたっております。ですからですね、前も言わせていただきましたが、地元で生まれたお金は地元で回すというのが地産地消ですから、市外に銭が、お金が出ていって行くわけですから、これは何とかできないでしょうか。

○教委総務課長（吉田孝一君） 議員がおっしゃるように、地元の中ですね、給食センターに納品される青果品が全て調べれば、それは可能なんだろうけれども、現実的にですね、その使う、献立によっても必要な青果品がやっぱり違ってきますし、量も千四百食という大きな量になってきますので、やはりそれを短期間にまた確保する、維持するという意味には、多少困難があるのかなというふう

に思います。

ですので、やっぱり足りないところは、やはり近く、できれば種子町、南種子町、できればその次は県内産、そういった形で供給を求めていっているというふうな状況であります。

○一四番（橋口好文君） 今、教育委員会総務課長の答弁では、量が大きくて、多くて、その対応は、種子島中央青果は対応ができないところもある旨の説明がございましたが、私は全然違うと思うんです。

どれだけ、千四百食ぐらいですか、今、給食センター一日の量はですね。それぐらいできますよ、種子島中央青果は。そういう会社ですから。青果物を取り扱ってる、もう何十年前から取り扱ってる会社ですから、千四百食ぐらいの食材の納入確保はできるんですよ。今、課長は無理があるというようなこと言いました。これ、訂正してください。

○教委総務課長（吉田孝一君） 今、青果市場のほうからは全て地産品で消化できるというふうな御指摘でございましたけども、実際ですね、青果市場から納品されているトン数でいきますと、七月からとなりますのであれですけど、八千四百七十二キログラム納めているうちの地産品が実際は千二百四十七キログラムということで、現実的に、今納められている食材はその程度だということになってございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） これはですね、この数量というのは、見積りを出します。毎月、給食センターにですね、業者さんは。その見積りで負けてるんですよ。はい。見積りで勝てば、中央青果さんは納めることができます。

そこら辺をですね、やっぱり会社の経営も、この中央青果の経営も依然として足踏み状態で、前に進んでおりませんので、地産地消を、言うなれば、やっぱりもうちょっと考えてですね、地元業者には、まあ、種子島中央青果ですけど、割当てをやるとか、何割かはやるとかそういう工夫もあって私はいんじゃないかと思えます。

わかさ公園の、昔避病舎のあった土手には看板があります。西之表市、西之表市商工会と。うたってます。地元で買物はしようとか、ね、仕事は地元の事業所にお願いしようとか書いてますよ。

ですからですね、やっぱり地産地消を推進するためには、そしてまたこの種子島中央青果の経営を安定させていくためにも、そこら辺はもうちょっと工夫をしていただきたいと思えます。

それで、（四）の種子島中央青果株式会社の財政状況を問うというところでございますが、昨年でしたか、西之表市はたしか一千万円、この会社に増資をしております。

それですね、この会社、鹿児島の一仲卸業者に対して、昨年まで二千数百万円の買掛金ございました。現在もですね、市が一千万円増資したお金を返納、返金、支払ったもんですから、この鹿児

島の仲卸業者さんですね、現在、一千二百万円です。昨年の中央青果の決算が八月締めですから、昨年の九月から本年の二月までの財務状況、トータルですね。この鹿児島島の仲卸業者さんに、昨年、やっぱり九月、一千二百万円あったのが、やっぱり今年の二月もそう減っていないと。やっぱり一千二百万円は残っているということ、市長がこの会社の社長になっておりますが、やっぱりこういうこともですね、地産地消を推進してですね、相手方にですね、鹿児島島の仲卸業者さんに、もう長年、累積債務ですから、買掛金ですから、迷惑をかけているわけですよ、この会社は。

だから、そういうことも考えたらですね、やっぱり給食センターの納入をやっぱりちよつと考えていたいただきたい。もうこれしかないんですよ。地元の農産物というのは、取扱高はもう増えませんが、はつきり言つて。ですから、この会社が生き残るには、この給食センターがもう一番だと私はそう考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。どうでしょうか。

○議長（川村孝則君） 橋口議員、今のは（四）のところですか。

○一四番（橋口好文君） はい。

○議長（川村孝則君） これは教育委員会には直接は関係ないと思ひますけど。通告外だと思ひます、これは。

○一四番（橋口好文君） じゃ、質問を変えます。

○議長（川村孝則君） はい。

○一四番（橋口好文君） そして、農林水産課はですね、過去の答

弁ですね、近郊園芸組合とか青果市場、この種子島中央青果ですね、こういうことも話合いをして、地元産の需給率を高めていくという答弁がございましたが、それはどうなっているんですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

中央青果につきましては、一企業のことでございますので、財政状況等の詳細につきましては答弁を差し控えなければならないと考えているところでありますが、西之表市長が社長を務めておりますこともございますので、概要について、少し、経営のことでのお尋ねですので、概要について申し上げます。

生産農家の高齢化ですとか、あるいは人口減少による需要の低下によりまして、年々、中央青果の売上高が減少しており、大変厳しい状況にあると認識をしております。

しかしながら、経営改善の努力によりまして、先ほどの増資の点もございまして、さらに昨年からの給食センターへの供給、それから議員御指摘の出荷者、買受人からの協力金によりまして、令和二年度、これは令和三年八月末という、締めということになりますけれども、単年度の収支はこれまでよりかなり好転するものと思ひ込まれてるところでございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 民間の企業のことですから、これ以上はもう問いませんが、次の質問に入りたいと思ひます。

件名二、建設行政についてでございます。

(一) 建設課は、過去において、里道にコンクリートを打設し、側溝を設置しているが、これは問題はないんでしょうか。また、設置した理由は何でしょうか、お答えください。

〔建設課長 上妻敏男君〕

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

御質問の箇所につきましては、市道桃園竹鶴線の排水処理のために、平成二十五年度に維持工事を行っております。

現地は地形的に水が集中する場所でございます。市道の流末処理のための側溝が設置されておりましたが、今年川川に排水するまでの区間について、側溝の断面不足を解消するために布設替えを行ったものです。

コンクリート舗装につきましては、市道からの取付け部で勾配が急な箇所、里道を横断する箇所、河川への放流箇所付近の洗掘防止と側溝保護のために、一部舗装を行っております。これについては、現地調査を踏まえまして、こういう整備が必要だということで判断して施工をしたことでございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 写真をちょっと見ていただきたいと思います。

これがその現場の写真なんですけど、ここはですね、課長は今、市道の水を集めるために側溝も入れたと答弁がありました。それはそれで結構なんですけど、これ、ここの里道はですね、もうほとん

ど利用する方はいないんですよ。今、一人いますかね。ですから、もう杉のしぼがですね、御覧のとおり、もう積もっている状態です。こういう状態ですよ。それで、これ、里道ですよ。もう先が行き止まりで、もうほとんど一般の方通行しません。

そこですね、私、二年前に浅川城線の住民から側溝を設置してほしいという要望を受けましてですね、建設課にお願いしたんですけど、それ、ありませんでした。

こういうですね、人の利用しない里道にですね、経費投入してですよ、市道にはね、要望があっても設置してくれないと。私、これ、行政としていかなものかと私は思うんですけど。

そしてまた、ほかに、これを打設、コンクリートを打設し、側溝を入れた理由は、ほかに重大な理由があるんじゃないですか。

○建設課長（上妻敏男君） 平成二十五年当時の現場調査におきまして、市道の排水処理の機能が足りていないという判断で布設替えを行っている状況でございます。

で、コンクリート舗装につきましては、先ほど申し上げましたとおり、里道を守る部分もございしますが、目的の第一としましては、側溝の保護をするためのものでもございますので、そういう意味からして妥当な施工をしたと思っております。

○一四番（橋口好文君） そしたらですね、私の近くにも里道があるんですよ。その里道はですね、農家さんが今も使ってるんですよ。三、四人の農家さんが。トラクターを走らせたり、軽トラックを通

行してるんですよ。要望したら、そこにもコンクリート打設もしてもらえますか。人の通らない、ほとんど利用しない里道にこういう施設を設置したわけですから。それ、できますか、そういう要望があったら。私の近くにも里道があるんです。その里道は農家さんが現在も使ってるんですよ、先に畑があるもんですから。そういうところもできますか、要望があったら。

○建設課長（上妻敏男君） 里道で、農道として利用されてるということでございますので、里道の要望をコンクリート舗装の要望とかそういう形で賜った場合でも、こちらとしては、優先度によって対応していきたいと考えております。

それから申しますと、市道整備のほうを優先しなければいけないかなという思いがありますので、現在、そういう形での要望がある箇所につきましては、校区とか集落へ支給するコンクリート、生コンクリートですね、そういう部分で対応していただけないかという形でお願いをしている状況でございます。

○一四番（橋口好文君） はい、もう分かりました。

次の質問に入ります。それから、（二）社会資本整備総合交付金事業は、現在、四路線上がっているわけですが、現在やっている箇所もあります。この用地買収が済んでいない路線があると伺っております。今後、この用地買収に協力いただける可能性ですけど、この可能性についてお尋ねします。また、この用地買収に応じていただけない、その主たる理由は何でしょうか、併せてお願いします。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

道路整備に係る用地取得の状況としましては、安城平松線の平園工区が完了しております。平松工区と現和下之町石堂線、城上之原線につきましては、準備が整ったところから手続を進めている状況でございます。

時間を要しておりますのが西町上之原線です。この路線につきましては、相続関係者が多数おりました、その多くの方々が遠方に居住されておりまして、それもありません。時間も要しております。ほぼ同意を得られておりますが、契約の締結には至っていないという状況でございます。

通学路として道路整備の必要性について、これまで同様、丁寧な説明を重ね、御理解をいただけるよう努力してまいります。

また、関係する地権者の方々の多くの皆さんがこの道路について御理解をいただいていることもありますので、この整備を進めるために、引き続き努力をする気持ちを持っております。

同意されておられない方につきましては、幾度となくお話をしておりますが、その話の中では、いろいろ様々なお話をすることがございます。その折々によって、世間話といえますか、そういう形でいろんな話が出てまいります。それで、これまでの市の姿勢の在り方とかそういうところまで含めての過去の事案とかそういうことも含めてありまして、そういうことに不満を持たれているとかそういう話もされております。

ですから、これから進める道路行政について御理解をいただくよう引き続き努力をしていきたいと考えております。

○一四番（橋口好文君） ぜひですね、早く同意をいただくよう、所管課には御努力をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。三、消防行政についてでございます。

（一）令和三年度一般会計予算書に、消防費（常備消防費）、救急救命士新規養成事業負担金、指揮車購入事業負担金が計上されておりませんが、これについて説明を求めたいという質問でございます。

救急救命士ですけど、これ、今度、一人の職員を専門学校にやって、三百万円かけてやるということだと思いますが、普通は、高校卒業したら救急救命士の専門学校に行つてですね、親が年間に百万、二百万、二百万円負担してですよ、三年間ですか、経費をかけてですね、それで国家試験を取つて、それで就職すると、消防署に。そういうことに大体なつていふと思うんですけども、この個人、一人の職員のために給料を払つて、ボーナスやつて、で、三百万円負担して資格を取らせるというのはいかなものかと思うんですけど、どうでしょうか。

「総務課長 大瀬浩一郎君」

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

救急救命士の資格の話でございますけども、負担金として請求をされておりました、内部の管理的なこととか運用的なことに關しま

しては消防組合の所管になりますので、私のほうでは、負担金として受けた立場のほうでしっかりお答えしたいと思います。

確かに、一般的な感覚としてですね、そういった感覚を持たれる方というのはいらつしやるかなと思います。

都市部のほうの救急救命士の業務のほうでは専門の部署があるようです、そういったところでは、その救急救命士の免許を必要要件としてるところもあるように聞いております。

ただし、地方の場合の、西之表市のような、火事で火も消せば、救急車にも乗る、予防の業務もやる、そういううちっちゃい一般的な消防のほうではですね、標準職務能力というのがございまして、要するに、何でもできないといけないということなんですよね。

そういうことで、消防庁のほうから文書が出てまして、消防職員の公平な採用についてという文書が出ております。その中で、標準職務能力以外の要件をつけて採用するのはいかなものか、それは地方公務員法の十三条の公平採用の原則に反するので注意しましょうというふうな文書が出ておるようです。

その関係で、消防署のほうでは、そういう要件をつけずに採用するというのをやっておるようでございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） その今の説明では、西之表消防署は、特別に救命士枠という枠を設けて募集はしてないということと理解してよろしいですか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 採用の場合に、救命士枠というものをつけてはいないというふうに聞いてございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 全国の消防署で、救命士枠を設けて採用してる消防署もあるんじゃないでしょうか。課長、御存じないんですか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 救命士枠をつけてるところは私のほうは承知はしておりませんが、特殊な事情によりまして救急救命士隊のようなものをつくれれば、そういった組織をつくることは可能だと思いますので、場合によっては、そういったところをつくってるところがあってもおかしくないというふうには思っております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） えっとですね、採用してから三百万円負担するわけですから、高校を卒業して、希望者がおれば、その救急救命士の専門学校に行こうという地元の子どもたちを、言うなれば、市はですね、そこにですね、やっぱり奨学金じゃないけど、幾らかの支援をですね、そして西之表消防に、その学校、専門学校を卒業して国家試験に通ったら、西之表消防に就職するというような条件をつけてですね、最低五年、十年とかそういう条件をつけてですね、そういうこともやってもいいんじゃないでしょうか。地元の子どもたちをやっぱ地元に残すという観点からですね、必要なことだと思うんですが、どうでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えをします。お答えをしますが、非常に答えにくい質問でして、完全に内部管理と運用の話でございますので、消防議会のほうでやっていただく議論ではございますが、消防のほうからはいろんな話を聞いておりますので、私もそういったこともあってもいいんじゃないかなというの考えます。一つのアイデアとしてですね、そういったところは消防のほうとしても検討していただきたい事項だなというふうに考えてございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） それでは、最後の指揮車購入事業負担金です。これ、たしか九百万円計上されておりますが、私、これを取り上げたのはですね、ある噂ですね、私の耳に、西之表消防署に、えっと幾ら、三百万円近い軽トラックが購入されているという話、私、噂耳に入りました、私、見に行っただけです、消防署に。そしたら、ありました。

写真をお願いします。

これです、これ、軽トラック。メーカー、スズキです。これ、ちょっと改造してるんですけど。これがですね、今年の二月、納車されてるんです。これ、価格がですね、購入代金が二百七十一万円です。

市民がですね、これはもうあんまりじゃないかと、高額過ぎるんじゃないかと。そして、私、これ、消防署の職員に聞いたんですよ、何を積むのかと。そしたらですね、小型ポンプを積んで行くんだと

ということなんです。そうしたらですね、小型ポンプ積むんだつたら、普通の軽トラックでいいんじゃないかと。こんな、何、赤色灯、こういうのも要らないんじゃないかという市民がおられました。あまりにも高額過ぎると。普通、軽トラック買ったらすね、今、もうスズキなんか百万円ぐらいであります。チラシも出てましたけど。百万、百万円ぐらい出したらですね、あるんですよ。

私、昨日ですね、中種子町ですね、消防署に行っただです。これ、中種子町の分遣所ですけど。これがですね、指揮車に戻りますけど、これがですね、中種子町の指揮車なんです。これね、トヨタの車なんですけど、ハイラックスですね。これが指揮車で、機材搬送を兼ねてる指揮車です。火事の現場で鎮火して帰ってくる時、ホースが汚れるそうで、そういう汚れたホースをこの荷台に積んで帰ってくるんだと。ですから、中種子町消防署はですね、機材搬送車ちゅうのは持ってないんですよ。これ一台で用を足してるんですよ。指揮車であり、機材搬送車なんです。ですから、年間に車検も一台受ければ済むわけです。

西之表市の場合は、これが西之表市の指揮車です。今度買い換えるというトヨタハイエースです。二千八百CC、ディーゼル車です。これ、買い換えんといかんですか。走行距離がですね、これ、西之表市の指揮車はたしか四万三千キロメートルです、走行距離。

で、これね、南種子町の指揮車なんです。もう一緒なんです。購入した時期も一緒だそうです。南種子町のこの指揮車は、走行距

離が六万七千キロメートルです。

そして、これ、中種子町の指揮車、これね、走行距離十万九百二十四キロメートルでしたか、十万キロメートル走ってるんですよ。

そして、中種子町は、一年後は機材搬送車を買うそうです。それはですね、軽の箱バンだそうです。私、伺ってるんですよ。地元で買うんでしょから、で、買って、塗装も赤く塗るんですかちゅうたら、塗らなくていいんだって。この赤色灯も、緊急車両じゃないから、機材搬送車はつけないいいということです。

そういうことを考えたとき、西之表消防はあまりにもお金の使い過ぎだと、そう市民は言っております。九百万円です。少しは考えていただきたいんですけど。これ、やめてもらえませんか。

南種子町ですね、指揮車は六万七千キロメートル走つとつても、修理しながらまだ使うそうです。西之表市は四万三千キロメートルしか走ってないのに、買い換えるんですか。おかしんじゃないか。そして、この指揮車購入するに、走行試験もすることでしたね。この走行試験をするという根拠はどこがありますか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） まず、走行試験を行う根拠のところからお話したいと思いますが、基本的には、上位のほうの規則でそういった規定があるんだと思いますが、実際上は、仕様書の中ですね、そういった規定が盛り込まれておりまして、今度の指揮車の場合も、走行試験のほうと傾斜角度のほう、車が倒れないようにという傾斜角度の試験と、悪路の走行試験というのが必要

なようです。

で、緊急車両の場合には、県本土の検査が必要なようでして、安く上げるために、消防署のほうでも地元の業者さんにも相談はしたようなんですけれども、その検査を通るのが非常に難しく、地元の業者さんのほうから手を挙げてくれるというのものなかなか難しいような状況だというふうに聞いております。

やはり、緊急車両じゃない場合でも車を活用するということができますように、普通の業務の中で、車に乗っていたときに火災が発生した、そのときに現場に急行しなければならない、そのときには、赤に塗って何なんだろうと思う、私もそう思ってるんですけど、赤に塗って、赤色灯がプー、プー、プーについて、音がパーンと鳴るのじゃないと、緊急車両として走れないという実情があるんだそうです。

そういったものがあるので、金額としても、どうしても特殊車両になってしまつて高額になってしまつと、あ、すみません、あと一分ですね、そういう状況のようです。

○一四番（橋口好文君） もう時間もございませませんが、この走行試験には、消防署の職員も立ち会いますか。

あのですね、横浜市消防局はですね、契約書の中にうたつてるそうです、走行試験するように。そして、その職員がですね、立ち会います。そして、立ち会って、その経費はメーカーが持つそうです。そういう契約書を、消防署、ここは交わしてるんでしょうか

ね。

そして、もう一つ、まあ、いいです。そういうことです。はい。ですから、もう一度ですね、いま一度立ち止まつてですね、この購入については冷静に考えていただきたい。市民はこういう大金を出すのには反対しております。税金も、こんなことやつたら税金も払いたくないと市民は言っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（川村孝則君） ただいまの橋口好文君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日二十六日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後三時十五分散会

本會議第四号（三月二十六日）

本会議第四号（三月二十六日）（金）

◎出席議員（十三名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（一名）

一三番 田添 辰郎 君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	中野 哲男 君
教 育 長	大平 和男 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬 浩一郎 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	川 畑 利昭 君
財産監理課長	奥 村 裕昭 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	柳 田 さゆり さん
健康保険課長	長 野 望 君
高齢者支援課長	下 川 昭代 さん
経済観光課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

農林水産課長	中野賢二君
建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	小園啓太君
書記	和田帆波さん

令和三年三月二十六日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付いたしております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第一 一般質問

九番	濱島 明人	議員
四番	渡辺 道大	議員
三番	橋口 美幸	議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。
発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、濱島明人君の発言を許可いたします。

「九番 濱島明人君登壇」

○九番（濱島明人君） おはようございます。濱島明人です。

私の地元、古田では、三月二十一日からお茶摘みが始まり、朝早くから茶農家が忙しく仕事をしています。

昨日は、市民会館のほうで、夕方ですけれども、小さい留学の終了式がありました。十六名の修了生で、修了証書を受け取っていました。私の家にも二人の留学生が、去年の四月三日から同じ屋根の下で生活をしてまいりました。本日、先ほどですか、九時五十五分の飛行機で飛び立ったと思います。多分この上空を今飛んでるんじゃないかなと思います。

都会から留学生が小規模校に来ることは、島の暮らしや自然体験、また小規模校ならではの教育、地元の人との触れ合いや貴重な体験ができます。また、こちらの小学生も都会から来た留学生から刺激を受け、いろいろなことを学びます。また、地元としても、児童数が増えることは喜ばしいことでもあります。里親としても、実親との交流ができますし、何より留学生から毎日頑張れ頑張れと応援をい戦を戦ったときは、本当に留学生から毎日頑張れ頑張れと応援をいただき、とても心強く選挙戦を戦うことができました。

この留学制度はとてもいい制度だと思っておりますが、一点だけ何とかしてほしいなと思うところがあります。いかんともし難いことなんですけれども、それはやっぱり別れ。とても寂しい。本当

にとっても寂しいです。今日、家に帰ってから、多分あの子たちがいないと思うと、なおさらまた寂しい気持ちが入り込んでくるのかなと思います。また来年度、一週間後ですか、二名新しい留学生を受け入れますので、心を切り替えて頑張っていきたいと思えます。

また、二名の留学生も、一年間この西之表市で学んだことを糧に、今日一歩を踏み出しました。私も議員として初の一般質問で一歩を踏み出します。留学生に負けないよう、一生懸命質問させていただきます。よろしく願います。

長くなりましたが、気を取り直して、それでは質問させていただきます。

まずは、旧古田中学校跡地利用についてです。

二〇〇九年、古田中学校が閉校してから、安納いもを材料に焼き芋や干し芋を製造する業者が五、六年ほど校舎を利用していましたが、二〇一五年から利用されていません。二〇一六年から結の里事業で旧家庭科室、別棟を放課後児童クラブが利用していますが、本校舎はまだ利用されていません。

そこで、まずは、旧古田中学校の跡地の年間維持費を教えてください。

その後の質問に関しましては、質問者席から質問させていただきます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えします。

まず、旧古田中学校の施設の内訳でございますけれども、現在、古田結の里拠点施設として活用している校舎、地域に開放している体育館、そして、財産監理課が普通財産として管理をしております本校舎並びに給食室で構成をされております。

御質問の維持管理費についてでございますけれども、施設利用に伴う電気代が二十万七千円、水道料が三万三千円、浄化槽に係る経費が五万一千円で、合計で二十九万一千円というふうになってございます。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

浄化槽というのは多分トイレのことだと思っておりますけれども、これは児童クラブが使っているトイレの分でしょうか。

○財産監理課長（奥村裕昭君） 申し訳ございません。これは全体に係る経費というふうになってございます。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

それでは、二の質問に移らせていただきます。

市としては、跡地利用の具体的な計画はあるのでしょうか、教えてください。

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

旧古田中学校の跡地施設の具体的な活用方針としましては、現在、古田結の里拠点施設として活用している校舎以外の建物につきましては、今後、古田校区が交流拠点として利用したい意向がございます。

したので、古田校区の利用を優先し、従来の活用方針であります公募等による企業誘致等を行っておりません。また、体育館及びグラウンドにつきましても、古田校区の利用を優先しており、地域開放しているところがございます。なお、体育館につきましては、避難所にも指定されております。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

ということは、自分もうちよつと区長と話をすれば、こういう質問をしなくてよかったのかなと思うんですけども、校区の住民ともちよつと話をしたりするときはあるんですけども、以前のように会社を誘致する考え等、またはあったんですけども、西之表市の市街地から遠いということもあり、また、古田校区民が利用する施設としてはちよつと大き過ぎるということもありました。

具体的な案が出てないんですけども、市街地から離れています、逆に海から離れていて、海拔百十八メートルという地の利を生かした防災拠点として活用してみたいかかと思っております。市も各校区へ防災倉庫を設置すると聞いていますが、今後、南海トラフ巨大地震やスーパー台風など大災害に備える防災拠点が必要であると思えます。

ちなみに、三月二十一日の南日本新聞に、南海トラフ地震が起きて津波が発生した場合、最大十・二七メートルの津波が西之表市に約三十六分で到達すると書いてありました。

写真をちよつと御覧ください。写真をお願いします。

これが今の中学校の周辺の状況です。まずこちらが校舎で、こちらが体育館。こちらが校舎ですね。このすぐ校舎の下のほうなんですけれども、小学校がありまして、ここに海拔百十八メートル、あと、こちらに多目的グラウンド。こちらは防災ヘリコプターの離着陸する場所となっております。あと、この多目的グラウンドのちよつと先のほうなんですけれども、校区グラウンドがありまして、その隣に公園が整備され、トイレもあります。

あと、小学校のほうなんですけれども、プールがあつて、古田小学校のプールは水道水ではなくて川の水をろ過するというところで、もし水道管等が地震とかで破裂しても、川の水を利用した、飲料水まではちよつと難しいと思うんですけども、こういう設備が結構整っておりますので、写真はオーケーでした。すいません。こういうのを利用して、できれば、あと、その校舎のほうにですね、調理室や浴場等を備えていただいて、数日間避難生活が送れる施設を造っていただけたらと思っております。

以上のことから、防災拠点として活用してみたいかかという提案なんですけれども、お答えをお願いします。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

旧古田中学校の跡地につきましては、先ほど財産監理課長からもお話をしましたけども、地元の意見を優先して活用するというふう

に承知しております。現時点では指定避難所になってまして、大規模なものはないんで、あんまり使われないんですけども、あと議員御指摘のとおり、ドクターヘリのランデブーポイントというのにグラウンドがなってます。防災の拠点としてもですね、位置的にも非常にいい位置にあるので、いろんな意味での活用の方法というのは、ぜひ検討はさせていただきたいなと思っております。

それと、自主防災組織の会議のときに区長さんのほうから、津波が来ない位置にあるので、全市的な活用ができる場所として考えてもらえないだろうかという話もありましたので、検討していくということにはなると思います。

来年度から、先ほど御指摘がありましたように、防災倉庫ですとか備蓄品の整備を行いますので、あと長期振興計画も始まりますので、そういったところの中で、地元の意見を聞きながら検討していくということになると思います。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

あとちょっと確認したいんですけど、ちょっと自分のほうでもまだ確認できてなかったんですけど、この校舎の耐震強度とか分かる方いらっしゃいますか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 手元のところに資料がございませんので、後ほどでよろしければ、お持ちして強度の確認をしたいと思っております。

以上です。

○九番（濱島明人君） 後で教えていただくということで、次に四番、西之表市に防災拠点としての機能を持つ施設があるかどうかも教えてください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

都市部にありますような大規模なですね、防災専門の施設というのはありませんで、防災に関係する施設としては、数年前に市民会館を防災用の施設に使えるように補修を行いましたので、今のところ防災機能を一番持つてるのは西之表市民会館かなと思います。ただし、防災専門の施設というのはございません。

以上のような状況です。

○九番（濱島明人君） ちょっと今のに関連するんですけど、関連というか、国や県からこういう拠点をつくったほうがいいとか、そういう話とかはあるんですかね。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 施設整備で具体的なものを整備しないというのはいないんですけども、今のところソフト事業ですとか、南海トラフに対してもそうなんですけど、しっかり備えをしないといけないということ、それについては計画をしっかりとつくってくださいというお話がございます。

拠点の整備も大事だと思うんですけども、今回の今年の台風十号のときもそうだったんですけど、やっぱり各地域ですね、工夫して避難をするっていうことも大切ですので、令和三年度になります

が、そういった計画をつくっていたかやらということになります。

ちよつと長くなりました。すみません。

○九番（濱島明人君） 先ほど市民会館が一番そういう拠点になるかなという話だったんですけども、例えば、あつぼくらんどとか、あの辺の管理棟とか浴室とか泊まることもあるんですけども、駐車場のスペースもかなりあるんですけど、あつぼくらんどとかあまり考えてはいないでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 各種の計画の中で検討していくということになるんですが、今年の場合は新型コロナウイルスの関係で、それに対応する場所が必要だということで、そちらの方面での検討を今年度はいたしました。市全体の中で防災計画はつくっていかないとイケませんので、やはりあつぼくらんどの施設等も含めて検討していくことになると思います。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

あとですね、先ほどの南日本新聞にあったんですけども、一応、西之表市は避難ビル、避難タワー等はないと思うんですけど、高台等の避難場所を確保しているというアンケートに丸があったんですよ。高台等というのはどの辺を場所として指定してるのか教えてください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 場所の指定ですけども、避難所とし

ては二十三か所あるんですが、大体が学校施設が多いです。各校区のところの学校が多くありますので、ほとんどの場合、高台にございますので、そういったところでの確保ということになります。

以上です。

○九番（濱島明人君） 度々ですけど、十・二七メートル、最大津波が来ると予想はされてるんですけども、一応その学校は全て、一応それはクリアできるということで、一応小学校を指定しているんでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 詳細な数字はちよつと確認してみないとあれなんですけども、ほとんどの場合は高台にあります。ただし、若干気になるのは伊関小学校ですとか、あいつたところは若干気にはなりますので、数字の確認はしてみたいと思うんですけども、ほとんどの場合は高台が指定されてございます。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

それでは、次の質問、件名二ですね、の質問に移らせていただきます。

馬毛島への簡易施設と移動車両を備える活動拠点整備についてです。

これも三月三日の南日本新聞に、前年度実現できなかった旧馬毛島小中学校跡地に数日間の滞在可能な簡易施設と移動車両を備える活動拠点整備に約三百九十一万円を計上するとありました。昨日、

先輩議員の話もあり、何度も馬毛島に行ったことがあるという話がありました。私は恥ずかしながら行ったことがないので、映像や写真でしか馬毛島の現状が分かりません。そのようなこともあり、昨日先輩議員も質問していましたが、再度質問したいと思えます。

まず一番です。①ですね。どのような目的の施設を造るのかをお願いします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

馬毛島での体験活動や市史編さんに係る自然部会の現地調査、葉山王籠遺跡などの埋蔵文化財などの歴史的・文化的な調査を行うため、数日間の宿泊可能な拠点として、旧馬毛島小中学校跡地に簡易施設や移動車両を設置することを計画してございます。

以上でございます。

○九番（濱島明人君） 今移動車両とあったんですけども、先ほども言いましたように、私行ったことないので、ちよつと道路がどのような形になってるか把握はしてないんですけども、普通の、一応五十五万円ほどの予算が車両には計上されてあったと思うんですけども、道路を普通に走る車なのか、それとも四WDみたいな特殊な機能がついた車なのか、その辺はどのような車を考えてるんでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

昨日の質問の中でも逆に提案がございましたけれども、かつてバ

イクで移動をされていたということで、今現在、馬毛島内では軽トラックでの移動とも見られているところがございます。そういったことも踏まえまして、どちらかというところで考えてまいりたいと思っております。

○九番（濱島明人君） 先ほど学術的な調査という話もありました。

活動するに当たって、結構荷物があるかどうかちよつと自分も分かんないんですけども、例えば、馬毛島そんなに広くない土地なので、リュック背負って徒歩で調査するというのはいないでしょうか。先日の防衛省のアセスメントの説明会のときに、ある専門家の方が、貴重な植物等があるという話がありました。もしそういうことを考えずに移動車で踏み潰してしまつたらどうなるのかなというのもありますので、ちよつと大変だと思ふんですけども、リュックを背負って徒歩で調査するというのはいかがなんでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

馬毛島もですね、実際歩ける場所というところが限定されてきます。例えば、葉山港から一番南のほうまで行くとなつたら、かなりのやっぱり時間を要するものだと考えておりますので、やはり移動用の車両というのは必要になるんじゃないかと考えてるところでございます。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

それでは、二番に移らせていただきますけれども、今ちよつとどのような活動を行うかというお答えいただきましたので、

ちよつと確認なんですけど、例えば、専門家みたいな方というのは、もう人選はされているんでしょうかね。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

企画課が所管いたしております市史編さんに係る事業につきましては、部会を設けてございます。自然部会という部会を設けてございまして、その中で専門家のほうをお願いをしております。ちなみに、種類としましては、昆虫、甲殻類、両性爬虫類、貝類、植物、植生、地質、マゲシカ、七項目にわたる専門家の方をお願いしている状況でございます。

○九番（濱島明人君） もう一回確認なんですけど、七名の専門家によるんですか。

○企画課長（森 真樹君） 七名でございます。これはちよつと言いつらいんですけども、数はですね、実際は今現在でも十名程度いらっしゃるんですけど、これも調査の度合いによって増えていきます。より専門性が深まってまいりますと、ほかの先生、ほかの先生という形で深まる傾向にございますので、断言して何名ということとはちよつと言えないところでございます。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

あと、この専門家と、また市の職員も同行はされるんでしょうかね。

○企画課長（森 真樹君） 市の職員も一緒に入っておりますし、併せて付け加えますと、防衛省の立入り許可をいただいて入島して

ございますので、防衛省の職員も同行してございます。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

それでは、三番の質問に行きます。

施設整備、活動を行うには、国や防衛省の許可は必要だと思っておりますけれども、この点に関してはどうでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） 三番目ですよ。

○九番（濱島明人君） はい。

○企画課長（森 真樹君） 申し訳ございません。

防衛省からは、基本的に、防衛省が所管する土地の自由な立入りは認めていないというふうに向ってございます。したがって、現時点で馬毛島へ入島する際は、防衛省や地権者の許可を得ているのが実情でございます。

○九番（濱島明人君） この許可を取るときなんですけれども、例えば、期間を定めて許可を取ってるんですかね。どのような取り方をするかちよつと教えてください。

○企画課長（森 真樹君） 具体的に申しますと、防衛省が定めた様式というのがございます。熊本防衛支局に提出をしておりますけれども、それにのっとった書式で申請を出すような形でございます。したがって、いつからいつというような形を防衛省と相談をしながら記載をして、提出をして許可を受ける。そういった流れでございます。

○九番（濱島明人君） 昨年も、この予算はついて許可が下りな

かったというか、実際下りなかったということだったんですけれども、例えば、普通交渉をしていくときには、昨日、市長も答弁されてたんですけれども、例えば、衆議院議員の方、参議院議員の方いらつしゃると、パイプがあるとおっしゃってたんですけれども、その人たちに働きかけていただいて、何とかこの上陸許可を取るということはしないのか、確認なんですけど。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

体験活動の調査に関する防衛省とのやり取りについてのお尋ねでありますけれども、今議員、許可が下りてないと言われましたけれども、下りていないわけではなくて、まだ許可を得ていない段階にあるということでもあります。

昨日の御質問の中でもこの点が触れられていたかと思えますけれども、この調査、先ほどの車両等も含めてですね、全体的なオーケーというのは、あらかじめ予算提案する前に承諾を得ております。その中で、昨日申し上げましたが、具体的な日時、それから調査に参加する人員、これはもう固有名詞をきちんと名簿にしておりますけれども、それを届けた上で申請をしてるわけですが、それに防衛省側の対応、対応といいますが、調整にかかっているということで、まだ、許可がまだ出ていないという段階で、我々としては許可が出るものと考えております。

本年度計上いたしました先ほどの調査のもろもろの費用について

も、今年度ですけれども、計上しておりますが、これについても、防衛省側の体制が整わないということで、まだ出ていないということだと受け止めております。それが年度をまたぐものですから、本年度の分は執行できないということが確実にとなっておりますので、同じものを令和三年度にも計上していると。そういうことであります。事情はそういうところであります。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

何ですかね。許可が下りてないということではなくて、ちょっと時間がかかっているということなんですけど、いつ大体下りる可能性というのがあるのか。また、下りたらすぐその専門家の人たちのスケジュールが合うのかどうか。あとは、簡易施設とか車両とかはもう発注はされてるんですかね。それとも許可が下りてから発注するのか、ちょっと教えてください。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

まず、発注の件につきましては、予算が通らないことには発注そのものができないと認識してございます。

あと、防衛省のほうとは、やり取りを続けながらなるんですけども、その中で、ある程度見通しが立ったら専門家の方々にも打診をする。そういった形でスケジュール調整をする。本年一月の十八日から二十二日にかけて、実際に現地調査を行いましたけれども、そのときも同じような流れで、防衛省とのやり取りを行いつつ、専門家との日程調整をやるような形でスケジュール調整を行った経緯

がございました。

○九番（濱島明人君） ちよつとすいません。ちよつと自分聞き間違えた。ちよつともう一回聞きたいんですけど、一応現地調査は今年は一回してるということでよろしいですか。すいません。

○企画課長（森 真樹君） 本年の一月十八日から一月の二十二日にかけてまして、市史編さん等の現地調査を実施してございます。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

じゃ、先ほど市長もおっしゃったように、全く許可しないというわけではなくて、時々はいいですよという許可は出して、許可というか、上陸していいよということを防衛省、国は言ってるということとよろしいでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 失礼しました。時々はということではなくて、大体年度前に、こういうことをやりたいという相談は防衛省とはしております。その中で、何といたしますか、体験活動というのは、今のところ夏休みのところというふうに決まっておりますけれども、そのほかの市史編さんに係る調査とか、そのほかの調査については、季節的に年間を通してやらなくちゃいけないというようなことがあったりします。それと、防衛省自体がですね、調査を、我々が調査をするという計画の前というか、実施する前に防衛省もしております。詳しくは分かりませんが、防衛省とやり取りする中で、どの調査をやるということ、それから、議員がおっしゃったように、

先生方の都合もありますので、そういう両方との連絡とかいろんな調整の兼ね合いの中でですね、何といたしますか、対防衛省のこと、それから調査に関係する先生方、いろんなこの調整があるものから、それがきちんと整ってから計画を出す。

つまり、計画を出したときは、通常はですね、防衛省の体制が整ってからということがあるんですけども、こちらタイムスケジュールがありますので、それを待たなくて出すという場合もあつてですね、一概に言えないというところがあります。いずれにしても、私も防衛省が許可をしていないという認識はなくて、その調整に、いろんな調整があるものから、それに時間がかかるといふことがあります。そういうふうにご理解いただきたいと思ひます。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

それでは、じゃあ、四番目の質問にさせていただきます。

馬毛島体験活動、今年も行うのでしょうか。昨日も質問された方もいると思うんですけど、もう一度お願いいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

令和三年度も引き続き馬毛島体験活動を実施する方向で考えております。

○九番（濱島明人君） 今まで三回行ったということで、けがとか事故とかなかったと思うんですけども、この体験活動に関しての、例えばけががあったとか、例えば急病が出たとかというときの対応、

また、馬毛島というのは携帯電話等はつながるんですかね。ちょっとそれを確認したいんですけど。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

万が一の事態に備えまして、消防署の職員、それと市役所の保健師も同行いただいております。併せまして、携帯電話のほうもつながる状況でございます。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

件名三番ですね。西之表市の郷土芸能についてです。

種子島は民俗芸能の宝庫と言われるほど多くの芸能があります。

西之表市にも多くの郷土芸能があり、平成三十年十一月には、市制施行六十周年記念として行われた郷土芸能フェスティバルでは、各校区の特徴ある芸能が披露されました。昨年はコロナウイルス感染拡大予防の観点から、各校区の郷土芸能が、奉納披露が中止となりました。その中でも、安城校区の盆踊りが数十年ぶりに復活したと隣の校区ですけれども、本当にすごい。復活させるというのはすごいパワーも要りますし、本当にすごいなと私は思っております。

私も地元の古田で獅子舞保存会に所属して、獅子の後ろですけれども役をして、二週間から三週間練習をして、神社で奉納、披露しています。ほかの地域も同じような練習をしているということですが、しかし、残念なことに、昨年の奉納を最後に、国上の寺之門地域の花踊りが活動休止ということを聞きました。他の地域でも、後継者

不足や踊り手の高齢化、衣装、各種備品の維持管理の問題で、存続が危ぶまれてます。

また、三月六日に市民会館で行われたスマートエコアイランド種子島シンポジウムでは、種子島高校生がこの問題を取り上げていただいたということで、私も聞いてたんですけど、本高校生が郷土芸能に興味を持ってくれて、私は本当にうれしく思っております。

質問です。①市は郷土芸能の保存・保護・活用についてどのように考えてるか教えてください。あと、関連してなので、二番の郷土芸能保存のための予算はどれぐらいつけてるのかお願いいたします。

「社会教育課長 中里千秋君」

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

濱島議員から今ありましたとおり、西之表市の郷土芸能について、まず一番ですけれども、保存・保護・活用をどのように考えてるかというお尋ねでございますが、本市は豊かな伝統文化や民俗芸能を有しており、その文化的財産を保存・保護・活用していくことは、本市の歴史や文化を知る上でもちろんのこと、ふるさとに対する市民の誇りや愛着を深めるとともに、観光面で活用するなど、本市をより一層発展させていく意味からも大変重要なことであると考えております。

具体的には、一昨年の市制施行六十周年記念事業に際し、市内の代表的な保存会による芸能大会を開催し、普及を図ったところです。また、毎月発行の「市政の窓」では、伝統芸能など文化財の紹介を

連載中でございます。さらには、二〇二三年度完成を目指している西之表市史の編さん事業でも、民俗分野を章立て、その中で伝統文化や民俗芸能の保存・保護を位置付けることとしております。

しかしながら、議員おっしゃいますとおり、少子高齢化や生活の様式の変化などで、従来どおりの伝承活動が困難になりつつあった現実もございます。そのため、本市では、古田の獅子舞保存会や盆踊り保存会など十一の加盟団体により西之表市無形民俗文化財保存連絡協議会を組織し、本市の伝統文化や民俗芸能の保存・保護・活用に努めてるところでございます。

昨年は、約十数年ぶりに安城中学校の卒業生を中心に有志二十二人が集結し、盆踊りを復活させるなど、明るいニュースもありました。今後とも、より一層、民俗芸能の保存・保護・活用に努めてまいります。

関連しまして、二番の保存・保護の予算はどれくらいかということでございます。

先ほど申し上げました十一の加盟団体からなる西之表市無形民俗文化財保存連絡協議会に対しまして、保存会活動を支援する目的で、運営補助金として年間総額三十万二千円を支給しております。さらに、本市が主催するイベント等で民俗芸能を披露していただいた保存会に対しては、その都度、謝金をお支払いしております。

また、現在、各保存会で諸道具の所有、それから保管をしていただいておりますが、その修繕費や備品購入などに係る維持経費につ

いて、市内の指定文化財であれば補助金制度もございますが、保存会によっては民間の助成制度を利用しているところもございますので、諸道具の修理や備品購入などを御検討されてる保存会がございましたら、なるべく御希望に沿えるように対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

いろいろと手厚い予算をつけていただいたりとかしてるんですけども、できればアンケート等を各団体にとって、毎年、どういうところが問題なのか。多分各団体によって、ちよつとずつですけど、いろいろ悩みが違ふと思いますし、郷土芸能はちよつと難しいところとして私が思っているのは、例えば、古田の獅子舞に関していうと、例えば、古田校区民じゃないと、今はちよつと緩和されたんですけど、踊れないとか、または奥さんが古田の人だったから踊っていいとか、そういうちよつと何というかな、昔ながらの慣習とかあつて難しい部分も、それを市に言ったところだという話なんですけれども、それ以外の部分で、毎年毎年やっぱり悩みとか出てきますので、アンケートか何かで、それで市が対応できることがあれば、対応していただきたいと思ひます。

それで、次、三番の質問に移りたいと思ひますけれども、郷土芸能を奉納する各神社のトイレ状況を市は把握しているかということなんですけれども、先ほど「市政の窓」もそうですけど、各広報

紙、また防災無線等でよく案内はあるんです。ですけど、行ったときトイレがないという。私も何か所かの神社回ってみました。したら、やっぱり本当にトイレがないところもありますし、あったとしても男子・女子が共用であるところが多々ありまして、女性の声を聞くと、やっぱりトイレがないからちよつと行きづらい、利用はできない、共用のところはというのがありますし、中には、トイレに行きたくないから水分を取らないという女性も結構いらっしやいますので、ここは、できればトイレの状況等をどう考えてるか教えてください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えいたします。

神社にしましてはですね、実は、市役所の中には所管するところがございません。なので、総務課のほうでお答えするわけなんですけども、神社の管理というのは神社庁というところがやっておりますけども、神社庁自体は、庁がつかますけども公共機関ではありませんで、宗教法人です。その関係がありますので、決まり事としての統計とか調査物を公共機関のどこではやっておりますので、一般的には、そういったものの統計物、調査物というのはございませぬ。ただ、それぞれ郷土芸能ですとか、あるいは地域のコミュニティで使うこともございますので、そういったところで修繕が必要な箇所、あるいは必要なところがあるという認識は、各所管あると思います。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。また私が勉強不足なところですいません。

じゃあ、下の市は、四番に移るんですけども、トイレの予算を組むことはできないかということ、組めないと思うんですけども、例えば、ちゃんとしたトイレを造るんじゃなくて、よく工事現場とかにある移動式の簡易トイレがあるんですけども、あれを市が借りて設置して、また終わったら回収するみたいなことはできないでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 先ほども申し上げましたけども、施設物を、構造物をですね、設置するという行為はできないと思います。ただ、その事業の組合せの仕方によって、事業の関係経費の中で一部見るということはできると思いますが、ただ、その事業自体の目的を地域コミュニティの活性化のためですとかそういったことをつくりたいといけませんので、政教分離の原則のところを考えると、なかなかしつかりした事業をつくれれば、物品としての整備というのはできるんだろうと思います。ただ、残念ながら、施設としての整備はできないと思います。

以上です。

○九番（濱島明人君） 確認なんですけど、移動式のやつでも、そこは難しいということでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 目的のほうが大切だと思います。おつきな事業の固まりの中の一部として物品を一時置くということは

できませんけど、そこに設置して施設のように使うという目的で施設を造った場合には、それはもう政教分離に違反すると思います。

以上です。

○九番（濱島明人君）　じゃ、移動できるやつは置いていいということ、確認でよろしいですか。ちよつとすいません。

○総務課長（大瀬浩一郎君）　私が申し上げてるのは、主たる目的が地域の活性化ですとか、大目的がありまして、その行事を行う。その行事を行うときに必要なもので、一時的に物品を調達する。そういう行為はできますが、神社の中のトイレを置く目的として施設を整備するということは、これはもう政教分離の原則に反すると思います。

以上です。

○九番（濱島明人君）　すいません。ありがとうございます。

じゃ、私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（川村孝則君）　以上で濱島明人君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。おおむね十一時頃より再開いたします。

午前十時四十三分休憩

午前十一時開議

○議長（川村孝則君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

〔四番 渡辺道大君登壇〕

○四番（渡辺道大君）　おはようございます。渡辺道大です。

先日の一月に行われました市議会議員選挙で、市民の皆さんから御支持をいただき、再選することができました。ありがとうございます。今後も職員の皆さんと市政発展のために力を尽くしていきたいと思ひますし、少しでも多くの声を形にできるよう努めてまいります。

さて、通告書に従いまして一般質問を行います。

鹿児島県内の最近の景気状況が、生産活動では一部持ち直しておりますが、消費関連や雇用情勢が横ばい、特に観光関連が悪化しており、全体として減速をしているようであります。緊急事態宣言や県の時短要請などの影響により、分野ごとに様々な景気の状況にあるようであります。食品関係では、畜産が肉用牛、豚肉とも生産量が前年を上回り、やや持ち直してるとのことですが、悪化している観光関連については、一月の主要ホテル・旅館宿泊数、鹿児島、霧島、指宿地区は、緊急事態宣言の再発令に伴うG・O・T・Oラベル停止の影響で、全ての地区からの入り込みや、個人、団体客とも落ち込んでおり、二十一か月連続で前年を下回ったとされております。鹿児島地区では入り込み客減少で十五か月連続、霧島地区

では十九か月連続、指宿地区では三か月ぶりに、それぞれ前年を下回る結果となったようであります。また、種子島・屋久島地区は、個人、団体とも減少をし、三か月ぶりに前年を下回っているのとこのことです。

新型コロナウイルス感染症拡大で地域経済にも多くの影響が出ていると感じており、そういった中で、本市においても、新型コロナウイルス感染症対策に伴う支援、子育て、事業者、保険税などの減免など様々な支援策を講じており、市民生活の維持継続に力を入れているところであります。

まず初めに、コロナ禍の下で、一次産業や商工業への支援策をどのように考えているか、お答えをいただきたいと思っております。

以下は質問者席から質問を行います。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○**経済観光課長（岩下栄一君）** コロナ禍の下での支援策についてお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大により、各産業において様々な影響が及んでいると認識しております。こうした中、島内で感染が拡大し、経済活動がストップしてしまうことが最も懸念されることであり、まずは、関係機関とともに感染防止策を徹底することが重要であると考えております。

このため、商工業におきましては、昨年、プレミアムつき商品券登録店舗約二百五十店舗に対しまして、消毒薬やマスク、飛沫防止

用のパーテーションを配布し、安心して市内事業所を利用できる環境整備を図ったところでございます。その上で、国や県の支援が及ばない事業所につきましては、経営の影響を踏まえ、事業持続化のための支援金を支給したほか、全市民への生活支援商品券配布やプレミアムつき商品券を発行するなど、市独自の支援策を実施してまいりました。こうしたことが、直接また間接的に各産業への支援にもつながっているものと考えております。

さらに、緊急事態宣言延長等の影響が出ることを考慮し、新年度におきましても、事業継続対策支援金として、事業の継続と雇用の維持確保を目的に、切れ目なく市内事業所を支援する予算を本議会にて上程しております。引き続き状況を注視しながら対策に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○**農林水産課長（中野賢二君）** お答えします。

コロナ禍における農林水産業におきましては、それぞれの分野で経営継続補助金事業において対応しております。現在、巣籠もり需要もあり、バレイショなど価格が高騰している品目もあります。業種、品目ではらつきがありますので、今後、物流の状況や農家の声を注視して対応していきたいと考えております。

以上です。

○**四番（渡辺道大君）** 今、経済観光課の課長から答弁がありました

たように、今議会でも提案をされております、国の補助を活用した事業である継続対策支援金事業があります。これは新型コロナウイルスの感染症拡大を受けて売上げが減少している事業者、あるいは中小企業者を対象としております。要件についても、令和元年十二月以前から市内で事業を営み、今後も事業を継続する意思のあること、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少していること、令和二年収入が令和元年に比べて二〇%以上減少していることなどが書かれておりますし、支援額についても、法人に対して最大で五十万円、個人事業者で三十万円の上限としております。また、この支援金ですね、事業全般にも使えるという点では、事業者にとっては大変ありがたい支援金になるのではないかなというふうに思っています。

この間ですね、今農業のほう、農林水産課課長ありましたけれども、県も農林漁業者に対して、野菜、花卉、果樹、茶生産者等が活用できる支援策や、畜産、米、麦、豆類、そして林業や漁業に対しても幅広い支援策というものを行っておりますけれども、今回、この新しい事業の事業継続対策支援金事業で農林漁業を対象外としているというのはどういった理由からか、お答えをいただきたいと思えます。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えしたいと思います。

制度につきましては、先ほど議員のおっしゃったとおりの内容でございます。本事業につきましては、新型コロナウイルス感染対応

地方創生臨時交付金の第三次の交付金を活用した事業でございます。市内の約八百八十事業所を対象にしております。その中には農林水産業の法人というのも含まれておりますので、地域経済を支える事業所全体への支援策として取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○四番（渡辺道大君） もう先に予算特別委員会開かれて、農業生産では農業法人というのは対象にしております。しかし、広く捉えていけば、やはり農林漁業者も個人事業者でありますし、先ほど要件の中に取りましたコロナの影響といえ、直接的、間接的に影響を受けているという農家もあるかもしれません。

花卉農家については、卒業式や入学式、あるいは結婚式や葬儀など様々な行事が中止をなる中で減収になっていたり、ほかの生産者でも、島外出荷予定の農産物が、外食産業等がストップになって減収するというようなことがあったりするかもしれません。そういったことは、やはり聞き取り調査をすることによっては、農家であっても、林業者、漁業者であっても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けているということが分かるかもしれないと思っております。

その中で、本年、二月十五日で締切りとなりました国の支援制度、持続化給付金という制度がありましたけれども、二〇二〇年の一月から十二月の間、コロナの影響を受けて、いずれか一月の事業収入

が二〇一九年の平均月収五〇％以下であれば、個人事業者は最大で百万円、法人だと最大で二百万円支給されるもので、これは農業者、漁業者、林業者、農林漁業を営む法人全てが対象となっていた制度であります。この持続化給付金をですね、申請した農家の方も、資材等の支払いに使ったりとか生活資金に使ったりと、大変助かったという声もあります。

しかし、一方で、農業は対象にならないと思っていたということや、インターネットで申請をしないといけないということで、ネット環境がなかったり、パソコンやスマートフォンを持っていない、あるいは操作が面倒であるとか困難なので申請を諦めた事業者というのも多かったのではないかなというふうにして思います。

この事業継続対策支援金事業もですね、様々なことに使えるという点では、支援を求める事業者、多いのではないかなというふうにして私は思いますけれども、全ての事業者を対象とした支援事業にするべきではないかなというふうにして考えますが、今現在の考え方をお答えいただきたいと思います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

このコロナ感染症の拡大についての影響についてのお尋ねであります。

まず大前提として、この問題に対処するためには二つのことがあると思います。一つは、感染の拡大を防止すること、収束に早く向

かわせること。それから二つ目が、コロナによる経済的な影響を抑えること、被害を、影響を受けた方々の救済をするということ、経済を元に戻すことという、その二つの観点が必要だと思います。議員お尋ねのところでは二番目の経済のところでありますが、この問題については、当初から、あらゆる市民のどこにどういう影響があるのかというところは、関係課で聞き取りをするなりして、広く市内の状況を調査しております。

その上で、まず、観光業者についての支援を最初に行いました。その次に、農林業の中でも、お茶の被害が影響があると。需要が低迷して、お茶の価格が非常に低いということでありました。そういう中で、国としてどういう対応を取るのか。国ができないところを地方自治体として、地元の自治体としてやらなくちゃいけないと。

そういういろんな観点がございますけれども、そういう中で、飲食店とか全事業者についての救済というのも随時やってまいりました。

一次産業については、例えば、農業は、基腐病の対応というものもございました。そういう中でですね、別の答弁でも、御質問でもあったかと思えますけれども、法人であれば救済できるといような観点もございました。そういうことで、今議員おっしゃるようですね、次はどこが救済が残っているのかということと、やはり一次産業の特に個人のところですね。そういうところ。農業だけでなくて漁業というのもございます。そういう方々の救済はできないのかということですね、収入の減というのがきちんと把握しやす

いところはできませんし、そういうことからですね、救済が全般に、全域に、全域といえますか、広い範囲で行き届くようにということ
は心がけているところでもあります。

そういう中で、議員のおっしゃる一次産業についての救済はどうか、あるいは全業種をというお尋ねでありますけれども、当初から全業種、市民全般についての救済策は何か考えられないだろうかという視点は持っておりますので、その点を御理解いただきたいと思
います。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

そういったことも理解しながらなんですけれども、やはり市が行っている事業ということで、市の商工会の方々が窓口になっているという点では、申請する人も安心するというふうにしてやっぱり思
うんですね。やっぱり先ほどの持続化給付金の申請手続ではありま
せんけれども、インターネットを使った申請というのは、個人情報
の点とか、相手が見えないというような不安があると思えますし、
今後ですね、そういった相談窓口というのでも設けるようなことも検
討しながらですね、全ての事業者に行き渡る事業に変えていって
いただきたいなというふうにして思っております。

次の質問に入りたいと思います。

離島と本土を結ぶ高速船の路線が全国各地にあります。新型コロナ
ウイルスの影響で、東海汽船や九州商船なども減便が行われて
いるようであります。種子屋久高速船においても、減便やダイヤ改

正など、この間、細かく行われてきており、運行表ではもう確認が
できず、インターネットで調べるほうが確実じゃないかなというよ
うな状況にもなっていたところでもあります。冒頭でも話しましたけ
れども、観光業への影響が大きく、また、帰省する方というのも自
粛の傾向にあったかなというふうにして思います。

そういった中で、コロナ禍の下、航路・航空路の利便性の低下が
見られると施政方針の中でも述べられておりますけれども、利用者
の影響というものをどのように本市として捉えているか、お答えを
いただきたいと思います。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大により人の往来が激減したことで、
航路・航空路の運航会社といたしましては、減便を強いられている
ものだと認識をしております。減便によりまして、当然不便を感
じていらっしゃる方、市民の方多数いらっしゃるものと、これも
また認識をしております。しかしながら、運行会社の厳しい経営
状況を思慮いたしますと、住民の生活に必要な便数は維持をして
いただいているものと、一方では考えてるところでございます。

以上でございます。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

三月二十九日から臨時便運行ということで、種子島鹿児島間が一
便増便というふうになるようです。朝七時の種子島発、土曜日、月

曜日のみが運行と。午後五時鹿児島発、これが金曜日、日曜日みの運行となるということが先日の情報でありました。

新型コロナウイルス感染症の拡大が心配されて、またいつ減便になるかもしれないということもあるかと思えますし、やはり病院に通うということを主に島民の生活航路とするならば、やはり朝七時の便か帰りの便というのは確実に確保しないといけないのではないかなというふうにして考えます。

この間、市も県や会社側に処遇の改善とかダイヤ改正の問題とかも要望も行ってきていると思えますし、市も県も島民の大切な生活航路と認識されていると思えますが、今後、利便性の向上とか運行の維持確保に向けて、関係機関と連携強化をどのようにしていくのかをお答えいただきたいと思えます。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が収まり、コロナ前の状態に戻ることで、便数の回復が図られ、航路・航空路の利便性の向上が図られると考えられますので、引き続き関係機関と連携し、感染拡大防止策を講じ、安心して来島ができる環境を整えていきたいと考えております。特に、観光関連団体等と連携し、GOTOキャンペーン事業をはじめ、観光客誘致等による利用促進を図っていく必要があると考えてございます。

ちなみに、先ほど議員から御紹介がありましたけれども、あわせて、昨日の情報によりますと、三月二十九日月曜日からは、いわゆ

る従前の便体制、六便体制、異動の時期ということもありますけれども、臨時ダイヤが六往復体制にまた戻るということを聞いておりますので、需要に応じた対応を高速船会社はしていただいているものと認識をしております。

○四番（渡辺道大君） 今のところで確認なんですけれども、私も臨時ということで、異動のところでもそうなるのかなと思ったんですけども、ずっと継続してそういうふうなダイヤになるということでいいですか。

○企画課長（森 真樹君） 今回のダイヤ変更につきましては、あくまでも臨時ダイヤということでございますので、やはり需要というのを確認しながら、高速船会社というのは、ちょっとまた随時変更があるものだと認識をしております。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

やはり島民の生活航路として、やはりこの高速船の維持にですね、これからも関係機関と連携を強めていただきたいなというふうにして思っております。

次の質問に入りたいと思います。

市内各地を見ますと、道路の改修工事や、以前よりは中央線・外側線などの白線の整備が進んでいるのではないかとというふうにして感じます。

最近では、種子島中学校校門前の道路白線や、榕城区民会館前の道路及び横断歩道の白線など、安全性の確保ができていますと思いま

す。また、市民体育館前の道路や県道西之表南種子線の道路が、部分的に改修工事が進んでおり、それに伴って中央線・外側線というものが整備をされております。

また、本年度予算においても、道路橋梁維持工事や交通安全施設整備工事などの予算も、前年度より二千九百万円ほどですかね、増額をされて、改修工事の取組も広がるのではないかとというふうにして期待をしているところでもあります。

そういった中で、市内全域における道路の中央線・外側線の整備がどのように進んでいるかをお答えいただきたいと思っております。

〔建設課長 上妻敏男君〕

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

道路の中央線・外側線の整備につきましては、カーブで見通しの悪い箇所や警察の現場診断で止まれなど路面標示が必要と判断された箇所等、優先度の高い箇所から順次整備を行っております。御紹介ありましたように、本年度は古田下西線、中央線、西町上之原線、鴨女通り線等の整備を行っております。

しかしながら、これまでの整備の進捗状況からしますと、安全な通行を確保するためには十分とは言えない状況でございますので、新年度予算におきまして、重点取組として安全施設整備に係る予算を増額計上しております。年次対応を図っていくこととしております。

以上です。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

安全性を確保する面でも、中央線・外側線の整備というものは、随時整備を進めていくと思えますけれども、これもやはり県道についても、やはりこれは同じようなことだと思えます。

そこで、昨年ですね、県との交渉で、県道、国道の改修工事や白線整備の要望を上げたところ、現場を確認して計画的に進めていくとして、幾つか改善されたという県道もありました。

その中で、具体的に示したんですけれども、安納地域における主要地方道、西之表南種子線の中央線整備、基本的には、市から熊毛地区への要望という形になるのかなというふうにして思うんですけども、今現在、そういった整備の計画というものはどのようにされているか、お答えをいただきたいと思えます。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

県道西之表南種子線の中央線整備についてでございますが、熊毛支庁建設課に確認しましたところ、既に安納校区として発注していることであるとのことございました。

以上です。

○四番（渡辺道大君） それでは、いつ着工して、どのぐらいの時期に終わるかというのを分かれば、お答えをいただきたいと思えます。

○建設課長（上妻敏男君） 発注済みでありますので、作業の進捗につきましては業者のほうが行いますので、こちらで今把握できて

いないところでございますが、四月末を目途に完了という形で目指していると考えております。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

やはり中央線・外側線の整備というのは、地域の要望としても上がってくるものだと思いますし、やはり全体的に見て今整備がされているということでは、住民の中でもそういった期待をしているところもあると思います。やはり何といたってもですね、夜間走行の際には本当に危険だというふうにして感じますので、安全性の面からも、早急に実現をしていただきたいなというふうにして思っております。

以上です。ここは以上で終わります。

最後の質問になります。馬毛島問題であります。

市長は施政方針の中で、FCLP施設設置計画に対する考え方を、失うものが大きく同意できないというふうにしております。また、防衛省が環境影響評価のスタートを始めたことについても、停止をするよう求めておりますけれども、その内容においても、やはり地元との理解が得られていない中で、これ以上の計画を進めるべきではないと再三伝えて、国にやるべきことは、一度立ち止まり、地元と真摯に向き合うことだとしております。環境影響評価を行うに当たって、まず、今述べた市長のこういった考え方というのが、やはり前提にされるべきだと思います。

そこで、馬毛島には市有地として旧学校敷地があり、防衛省の計

画では飛行場支援施設等に含まれると、施設全体配置図から見ても見てとれます。しかし、これらの土地については、用地買収、あるいは交渉というものもまだ始まっていないわけですから、また、今年計画されております子どもたちへの体験学習、そして、今回、学術的な調査をするために、簡易的な施設設置や移動車両の予算も組んでいて、馬毛島を有効活用にしようとする市の考え方、姿勢があります。

つまり、事業者、防衛省は、環境アセスメントを執行する以前の問題で、計画を実行可能とすることを前提とした環境影響評価法第一条の目的に照らしても、事業者の地位を私は得ていないと思いますが、この質問の一番目なんですけれども、環境影響評価を行うことについては法律上可能なかをお答えいただきたいと思っております。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

そもそも環境影響評価、環境アセスメントとは、事業を実施するに当たりまして、環境にどのような影響を及ぼすかについて、自ら調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、国民、地方公共団体から意見を聞き、環境保全の観点から総合的かつ計画的に望ましい事業計画をつくり上げていくという制度でございます。

また、環境アセスメントの手続を定め、環境アセスメントの結果を事業内容に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とさせていただきます。

よって、今回の場合、事業者である防衛省が、馬毛島基地、仮称

ではございますけど、馬毛島基地の建設に必要な手続として、飛行場を対象とした第二種事業、滑走路の長さが二千四百五十メートルの環境アセスメントを行ううとしてございまして、これについては、鹿児島県も防衛省との事前相談の中で、その扱いで進めていくことを確認してございます。したがって、今回の環境アセスメントにつきましても、法律に基づくアセスメントで進められていくという認識を持っております。

これらのことを踏まえまして、議員御案内の対象地が用地買収等されていない中で環境アセスメントの法的な実施可否につきましては、信義則上の疑念は抱くところではございますが、法律上は可能だと判断されて実施されるものだと認識してございます。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

やはり、といっても、現実的には調査を行っている。やはりこの環境アセスメントなんですけれども、そもそも国が買い取ったとされる土地に国が環境影響評価を行うということに、まず疑問を持ちますし、絶滅のおそれがあると言われるマゲシカへの影響、滑走路もできていないのに航空機の飛行訓練を行って、どのように騒音を調査するのか、また、基地の施設配置案に含まれていた外周道路についても、アセスメント対象から除外しているということも問題点として挙げられていると思います。

港湾施設についてはですね、港湾計画に係る港湾環境影響評価、その他の手続において、第四十八条以降に示されておりますけれど

も、今回示された方法で環境調査ができるのか、市の見解を求めたいと思います。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

議員御案内の港湾施設につきましては、法的には規模が大きい港湾施設が環境アセスメントの対象となつてございまして、埋立て、掘り込み面積の合計三百ヘクタール以上の規模とされてございます。そもそも港湾施設につきましては、防衛省から施設整備案自体が示されておりません。現状は、その前提とも言える海上ボーリング調査を実施している段階であると認識してございます。

したがって、飛行場建設等に伴う工事の実施により、港湾施設を設置しようとする地点での水の汚れなどの評価は、今回の調査項目として認められますが、そもそも今回の方法書においては、港湾施設自体の評価は対象となつていないという認識でございます。

ちなみに、防衛省におきましては、南種子町におけるアセスメントの説明会において、参加者からの質問に対しまして、係留施設は詳細検討の中で何が必要かを設計していく準備書の段階で評価を示せるとの見通しを示したと新聞報道がなされたところでございます。以上でございます。

○四番（渡辺道大君） 説明会での資料の中でも、港湾施設の係留施設等では、本施設への人員、燃料、資機材等の海上輸送、艦艇の停泊及び補給を目的にした係留施設を設置するというふうにして説明されております。

現時点では、やはり防波堤、一般栈橋、燃料栈橋及び連絡道路を想定しているというふうにして記載されておりますけれども、やはり具体的な内容については、今後の検討を踏まえて決定するということとしております。

こういった説明ではですね、やはり港湾区域や岸壁、防波堤等の位置、構造、延長等が不明のまま、こういったことから、漁場への影響、潮流の変化による資源の変化等の予測などについては、この環境影響調査ではできないのではないかなというふうにして思われます。

また、馬毛島周辺の海域については、漁師の貴重な漁場というふうにしてなっていると思われましても、市は今後、県や防衛省に対して、このことについてどういった対応をするかというのをお答えいただきたいと思えます。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

議員御案内のとおり、現時点では、港湾施設の具体的詳細が示されてございません。したがって、漁場への影響や潮流の変化等様々な影響が予測できない状況でございます。何も示されていない中で対応は困難ではございますが、漁場への影響等につきましても、大変重要な問題だと捉えてございます。県や専門家等の意見等も伺いながら、対応を考えてまいりたいと思えます。

○四番（渡辺道大君） 今、課長答弁ありました。施政方針の中にもありますように、市長が西之表市民、鹿児島県民、そして日本国

民に理解してもらおうまで粘り強く交渉して、地元の声や思いを届けていくよう求めていくというふうにして言っておりますけれども、今現在市長は、こういった今後の対応についてどのように考えているか、最後にお答えいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

この馬毛島の問題で、今議員おっしゃるように、環境アセスメント、それから海上ボーリング調査、それから本体ではないということ、外周道路についての工事の契約というようなことが進んでいくように見受けております。

そうした中で、先般、地元の西之表市長としては、まだ地元の理解が得られている状況にはないということをもって、これ以上全てのことを進めるのはやめてほしいということを防衛大臣宛てに、選挙後、二月であります、申し上げたというか、要請書という形で大臣宛てに出したところであります。

本来であれば、直接大臣と面会して、直接その意向を伝えたいところでありませぬけれども、コロナの状況がございまして見送っているという、少しいらいらするような状況になっております。そのことについては、コロナの状況が許せば、できるだけ早く東京に行つて、その旨を伝えて、こちらの状況についても、こちらの考えですね、現地調査とかそのほかのこともございますが、そういうものも含めてですね、しっかり伝えて、こちらの意図するところを踏まえてですね、防衛省には行動していただきたい。まず立ち止まって、

しつかり対話をして、理解をしながらですね、いきたい。そのことを早く伝えたいというふうに思っております。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

ぜひ市長にはですね、そういった姿勢で粘り強く交渉していただいていただきたいというふうにして思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（川村孝則君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時三十分頃より再開をいたします。

午前十一時三十九分休憩

午後一時三十分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

〔三番 橋口美幸さん登壇〕

○三番（橋口美幸さん） 皆さん、こんにちは。橋口美幸でございます。

今回の選挙、五期目を当選させていただきました。御支援本当にありがとうございます。これからも市民の苦難軽減、そして、皆様と一緒に少しでもいい地方自治をつくるために頑張ってまいります。

どうかよろしくお願いいたします。

では、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、馬毛島問題です。

二〇一一年に日米安全保障協議委員会、ツー・プラス・ツーで、地元の反対の声を無視して、馬毛島をFCLPの恒久的な候補地にするという明記されて以来、私たちは市民と共に一貫して、馬毛島に基地建设を許さないと、十年間になります。声を上げてまいりました。

昨日から同僚議員の馬毛島問題の質問が続いておりますが、馬毛島に計画されている基地は、当初から米軍がFCLP訓練を深夜三時まで行うと説明しているように、単なる自衛隊基地ではありません。紛れもなく、FCLP、NLP、夜間離発着訓練のための米軍施設です。

現在、米軍が岩国から千四百キロと遠い硫黄島で行っているFCLP訓練を、馬毛島のほうが近いからという、これもまた米国の要求で、馬毛島への基地建设が進められようとしております。さらに、中国、北朝鮮の脅威をおおって抑止力が必要だと説明しておりますが、軍事対軍事では平和は守れません。その証拠に、日本国内でも軍用機の数も、そして訓練の回数もエスカレートしております。米軍の低空飛行訓練の被害を訴える住民の声が、国内のあらゆるところでひびくくなっているのです。

一例を申し上げます。高知県本山町では、一九九四年、近くのダ

ムに米空母艦載機が墜落しました。同じ町内に、米軍はオレンジルトと呼ばれる航路を設定しております。低空飛行訓練を繰り返しています。つい最近、三月三日、午前十一時十六分から午後三時三十九分、約四時間半にわたって輸送機や戦闘機七機が飛ぶ。保育所では、食事やお昼寝、おやつの時間などで、ゼロ歳児はびっくりしてお昼寝もできず、泣きわめいてしがみついてくる。五歳児は、戦争の飛行機は嫌だと保育士にしがみついてくる。そして、保育所も揺れます。さらに、夜九時頃も輸送機の音が暗闇いっぱいに広がる。こういう新聞記事が三月二十日にあります。

このように、低空飛行訓練、沖縄でももちろんですが、厚木、岩国、あらゆるところで続いております。この低空飛行訓練、やめてほしいという声を地元の人が出しても、防衛省は、映像を出して見せても、映像だけでは判断できないと認めないということです。このように、米軍に対して物が言えない今の日本政府の姿勢、私たちのこの馬毛島に基地ができてしまったら、どういうことになるでしょうか。想像力を働かせる必要があるのではないのでしょうか。

皆さん、今回の市長選挙、市議選挙では、馬毛島問題の何が争点だったかといいますと、第一に、国が地元無視で十分な説明もせず、馬毛島の土地を国会にもかけず、百六十億円の税金で国のものにしてしまった。そして第二に、その国、防衛省の動きに対する市民の反対の気持ち、子どもたちを含む郷土を大切に作る気持ちが、八板市長を、市政を応援したのではないのでしょうか。

特に今回の選挙では、国がもうどんどん進めるから、交付金をもらったほうがいいのではないかと、そういう声がある一方で、今の自然、歴史・文化、先ほどの質問でも、郷土芸能の問題も質問もされました。そういう郷土芸能をいつまでも子どもたちに残していく。そして、第一次産業を生かした地域経済発展の道か。これが一つの大きな選択肢だったのではないかと思います。失うもののほうが大きいと訴えた八板市長を当選させたことは、私は当然だと思います。しかし、一方の人たちのこの地域の発展、これは方法は違えども、地域を発展させようという気持ちは一緒だと思いますので、地方議員として一緒にこの道を探っていきたいと思っております。今、国は国会で議論もせず進めていることに対して、私たちは地方の声を伝える。この役割が地方議員にはあるのではないのでしょうか。

昨日から一般質問でも、もう国が決めたことだから従うべきではないか、そういう方向の議論がされております。私たち地方議員の役割は、この地方の住民の暮らしが安心・安全にどのようなにしたら守れるのか、そういうことが一番の私たちの役割ではないのでしょうか。国は地方自治体の意見に真摯に向き合ってこそ、法治国家と言えるのではないかと感じています。

さて、市の姿勢として、馬毛島問題、市史編さんに向けて取組が進んでおります。これは基地建設とは全く違う位置付けだとは思いますが、その調査を必要とする貴重な動植物、これは何なのか。これをまずお伺いし、ほかの質問は質問者席より伺います。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

貴重な動植物とはということですが、専門家の先生のお話等踏まえますと、馬毛島が特異な自然環境を有していることは明らかでございます。今後、現地調査を行い、未開の部分解消していく必要があると判断してございます。

御質問の貴重な動植物は多数ございます。この場で全てを申し上げることはできませんが、まず、絶滅危惧種で例を挙げますと、植物ではヒメノボタン、魚類ではミナミメダカ、爬虫類ではニホンイシガメ、鳥類ではミサゴなどが確認されているようです。また、国の天然記念物であるオカヤドカリ類、葉山周辺では、市指定文化財のソテツ自生群落がございまして、馬毛島近海の海藻類は、かつて全国屈指の種類と量とされておりまして、海洋生態系維持や漁業生計を支えていたものと認識してございます。

以上でございます。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

今、馬毛島があのようによ掘されて、そして伐採もされておりまして、そういう中でも、けなげに生きているといえますか、大事な植物があります。ぜひ調査をしていただいて、私たち後世に残していけるような対応をしていただきたいと思います。

そしてまた、二番目に行きますが、歴史的な遺跡、文化的に価値のあるものとはどういうものなのかをお伺いしたいと思います。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

馬毛島には大変興味深い歴史的・文化的資産がございます。例を挙げますと、馬毛島には周知の埋蔵文化財包蔵地が二か所ございまして、古墳時代の貝塚と、中世埋葬地の複合遺跡である馬毛島葉山王籠遺跡、そして弥生時代終末期の埋葬遺跡である椎ノ木遺跡がございます。また、戦争遺構である岳之腰のトーチカや爆弾投下のなど、後世に伝える価値ある資産が多数ございまして、今後も新たに発見されることが期待されております。

以上でございます。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

王籠遺跡も本当に、例えば、戦争のときに戦艦大和が沈んだという近くにあります。そういう意味では、本当に遺骨収集も大事な課題だと思っております。

そしてまた、ソテツ群落もですね、あれは馬毛島に自然に生えたものではなく、上妻家の年表を見て知ったんですが、種子島から持っていったって馬毛島に植えたという、上妻家の年表にもありました。そういう歴史が深く刻まれたものが、私たち、今後世にですね、残す大きな責任があると思っておりますので、ぜひ防衛省と協議をしながらですね、市史編さんの内容の深いものに仕上げていただきたいと思います。

三番目に移りますけれども、それらを保全するための対策について、どのように具体的にしていくのかの答弁を求めたいと思います。

このことについては、市長が以前から指摘しておりましたように、馬毛島は個人の所有から国の普通財産となっております。今こそ馬毛島の利活用については、本市が提案している馬毛島の活用要求を提示できるのではないかと私は思っております。本市が提案している馬毛島の活用要求をして、馬毛島にある貴重な動植物、歴史的な遺跡、文化的に価値のあるものを地方自治体の長として主張すべきだと思います。

防衛省は、もともと事あるごとに、地元丁寧に丁寧な説明をすることになっております。そういう意味では、一緒に協議をしながら、何が大事なのか、地元は何を思っているか、こういうことをぜひ国と交渉をするべきだと思います。市長の覚悟を聞きたいと思えます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島の貴重な歴史・文化財産についての保全をどうするかという対策についてのお尋ねでございます。

まず、このためには馬毛島の現地調査が必要です。馬毛島での現地調査を重ねて、現状を把握した上で、保全策を講じていく必要があるかと思えます。

今議員おっしゃいましたように、様々な既に文化財と指定しているものもございますが、それも含めまして、調査の上で内容をしっかり精査しながら、国に対してまた保全等、あるいは利活用について求めていくと。そういう手順になろうかと思えます。

○三番（橋口美幸さん） ぜひ国にですね、やっぱり地方自治体の意見を国がきちんと聞くということが法治国家の前提なんだ。憲法に照らしているように、私たち一人一人の基本的な権利もあるように、地方自治法では、地方自治の行方を地方自治が決める。自治をしつつかり主張していったら、私たちのこの地元の自治体の方向性は何かを自治体が決めていけるような、そういう方向性をぜひ国にも求めていかなければいけないというふうに思います。

そもそも馬毛島購入の原資はですね、私たちの税金です。百六十億円。最初は、私たち共産党の国会議員が試算したときは七億円という試算が出ました。その後、評価額では四十五億円。それがいつの間にか百六十億円という私たちの税金が積み込まれております。これはもともと辺野古の新基地建設をするための予算が、国会審議も経ずに流用されている経過があります。そういう国会が、私たちの税金を国会審議もかけず、使い方が許されるのか。こういう観点からもですね、ぜひ国に物申していただきたいというふうに思います。

次に、四番目に入りたいと思えます。

基地経済に頼らない経済政策の取組を聞きたいと思えます。

一から三のようにあるように、今、貴重な歴史や文化、保全することが、この地域で今を生きている私たちの大きな役割であると思えます。なぜならば、私たち、これまでの祖先が大事に引き継いで、そして汗水垂らして、この地域を守ってくれております。そういう

地域をどうしたら守れるのかということがあります。馬毛島に基地を造って、その歴史や文化が保存できるということであれば、そういう議論もしていきたいと思うんですけども、馬毛島に基地ができてしまえば、私は、自然が失われ、そして、住む人も平和で安心な暮らしを守るということもできなくなるのではないかと思います。馬毛島を含む本市の貴重な動植物や文化・歴史などを地域の宝や財産として生かして、活用して地域経済を発展させる施策こそ、展望のある道ではないかと思えます。そういう展望のある道を指し示す責任が行政の皆さんにはあると思いますが、どのような構想を持っておられるのかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 基地経済に頼らない経済政策への取組というお尋ねでございます。

この西之表市は、古くから港を中心に、また港を出発点にして栄えてきた町であります。その整備計画が正式に決まったところでもあります。物流、物の流れ、それから人流、人の流れの拠点としての活用、可能性が広がりを見せているわけであり、まずは、港づくりから経済の基盤づくりを進めたいと考えております。

また、古くから、この土地に見合った産業が受け継がれております。私たちの生活を支えてきているわけであり、これに加えて観光など、まだまだ潜在的な力、いわゆるポテンシャルもござい、自分たちの地域の、我々の地域の在り方を自分たちが考え、自分たちで守るとい、そういう市民全体の意識の下で、自然や文化

などの島の宝を育て、市政の発展につないでいきたいと考えております。これには馬毛島自体も含まれるわけであり、来年度、長期振興計画の後期計画の策定を予定しておりますので、具体的には、その中で明らかにしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 人が本当に安心して住める地域ということでは、今が、私たち今安心して、この自然豊かな種子島で住んでおります。第一次産業、農業も漁業も林業も畜産も、これからどう発展させていくか。大きなやり方によっては展望がある第一次産業だと思えます。

しかし、漁業については、馬毛島のボーリング調査が進み、もう既にわりわりを失っている漁民の皆さんもいらっしやいます。そしてまた今後、もし方が一、馬毛島に基地ができてしまったら、畜産の人たちの影響が大変大きくなるのではないかと危惧しております。現に今牛を飼っている皆さんから、普通のドクターヘリの音でも、牛は音に敏感だから、硬直して非常にかわいそうだと、子どもみたくにかわいがっている牛のことを涙ながらにおっしゃっている畜産農家の方もいらっしやいます。牛が本当に影響を受けないような飛行コースになるのか。とっても考えられません。

ですので、私は、やはり第一次産業を大事にする。そして体験活動とか観光を大事にする。そして人口増を図る。イターン、ウター

ン、経済効果を循環させる。そういう方向をぜひ打ち出していただきたいというふうに思います。

それでは、次の五番目にいききたいと思います。

体験活動についてですが、これまでの経過を広く市民に伝える計画があります。また、今後も継続すべきと考えておりますが、市長の見解を聞きたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 体験活動についてのお尋ねにお答えをいたします。

令和三年度も馬毛島の体験活動を実施する方向で、現時点では、小中学生、高校生とその保護者を計画しております。引き続き防衛省の理解と協力を求めてまいりたいと考えております。これまでも体験学習の実施に当たって、安全面の確保の観点から、事前に現地入りし、市道や学校跡地の状況確認や管理作業を行っております。現時点では、これまで同様の対応を考えているところでございます。

それから、ほかの議員からも御質問がございましたけれども、この体験活動の内容ですとか実施の対応について、まだ市民にも周知不足のところがあるような気もいたします。議会でも、議員の顔ぶれも、皆様の顔ぶれも一新といえますか、新たになったこともあり、新たな気持ちです、そうした周知についても心がけてまいりたいと考えております。

○三番（橋口美幸さん） 今の体験活動、これまで三年間実施してきたことは非常に貴重な体験です、それぞれの子どもたちが、私

も部分的に感想文を読ませていただきました。これは本当に全ての市民です、見ていただきたい感想文でした。やっぱこの体験活動の経過、広く市民に伝える。そういう具体策をぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、例えば、冊子で報告するだとか、経費もかかるかもしれないけれども、そういう具体的な対策はまだ検討されていないということでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

これまでの例でいいますと、子どもさん方、参加された方の感想文をホームページに載せたりとか、終了後に学習会というような形で体験活動の体験記を発表していただいたりとかという場を設けてございます。

にしても、市長からありましたとおり、周知不足の点も否めないと考えておりますので、工夫した取組をやっていききたいと思っております。

○三番（橋口美幸さん） ぜひ私も馬毛島、古い、まだ馬毛島が人が住んでいるときに行ったことあるんですけど、本当にいい島なんです。まだまだ知らないことがいっぱい。行ったことのない人のほうが、むしろ多いのではないかと。行ったことのない人の先ほどの学術調査と併せてですね、今の子どもたちが馬毛島でどういう体験をしてきたのか。これを伝えることで、本当に今度の選挙戦の中でもありましたように、やっぱ馬毛島に米軍基地を造っていいと思う人、いや、もうやっぱ残したいと思う人、ほとんど半々

という状況であったので、私個人的には、本当にもっと馬毛島のよき、自然の大切さというものを、やっぱ私たち自身もそうですけど、広報してない部分が多いのではないかとというふうに思いました。やはりふるさとですので、ここをどこも漏らさずですね、多くの子どもたち、そして住民に知らせていく。こういう努力をもっとしていただけるのではないかと。本当にそういう基地経済に頼らなくても、私たちの地元の宝を活用して生きていけるのではないかと。そういう道を選ぶ市民も多くなるのではないかとというふうに私も期待しておりますので、ぜひそこもよろしくお願いいたします。

米軍基地を受け入れるデメリットの代償としてはですね、やはり騒音、事件・事故などによる大きなことがあります。ぜひそこは、今の体験活動の中で馬毛島を大事にする。なるべく、今、外周道路も入札も終わったといえます。環境アセスメント方法書も今出ております。しかし、地方自治体の声は大事にされなきゃいけないと思うので、粘り強くですね、防衛省と国と交渉していただきたいと思っております。

それでは、六番目に行きますが、基地交付金に頼らないまちづくりを私は求めていきます。そういう意味で、再編交付金、交付金の内容が市民の皆さんにどういうふうに伝わっているか。このことが、私自身も知らなかったことがありますので、このことをぜひもう一回教えていただきたいと思っております。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

交付金の種類、大きく二つあるかと思えます。一つが、防衛施設が所在することによる固定資産税の代替的措置となります、いわゆる基地交付金があるかと思えます。地方自治体の自由財源になるものとされてございます。もう一つ、今具体的名前が出ましたけれども、米軍再編交付金につきましては、米軍再編により負担の増える地元市町村に対し交付されるものでございまして、これも自由度の高い交付金だということ認識をしております。

○三番（橋口美幸さん） 特に私は米軍再編交付金についてお伺いしたいと思えます。

米軍再編交付金については、市長が防衛省に質問しました質問三十七ですけど、交付金について、貴省が現時点で想定してる本市への交付金見込みはについて、交付金の種別ごとに示してほしいという質問がありました。

これについて防衛省の回答は、FCLP施設を置く馬毛島が西之表市に存在することから、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づく再編交付金の交付の対象になると考えられますが、同島における米軍再編の円滑かつ確実な実施に資すると認められる場合に交付することになりますというふうに書いてあります。ということですね、いろいろなメリットを、もうデメリットを受けた上で再編交付金を受け取るということではないかというふうに思います。

このデメリットの部分ですね、米軍は、本当に先ほど冒頭でお

知らせしましたとおり、低空飛行訓練、本当に多くなっております。昨年末から沖縄で、かつてないほどの低空飛行訓練が行われている。目撃されております。馬毛島に基地ができて事件や事故があっても、誰も責任取りません。

そして、北富士演習場の火災がありました。二月二十日。陸上自衛隊北富士演習場で行われた在沖縄米海兵隊の実弾射撃訓練では、四日から五日、二日にわたって四時間燃えたそうです。六日も火事です。四時間。そして、十一日も四時間。四回の火災が発生し、六十五・五ヘクターが消失した。そして、原因は実弾砲撃演習ということだそうです。実弾を使ったら必ず火事になるということが分かっていても、米軍はこういう訓練をしております。

そしてまた、米軍機の事故をいいますと、昨年、高知県沖に米海兵隊岩国基地所属のKC130空中給油機とF18攻撃機が接触して墜落事故を起こして、五人死亡しております。

そして、二〇一九年、沖縄で十二月、安部地域の海岸にオスプレイが落ちたことがありますけれども、これは沖縄の人の生の声がありました。このときは、何が起きているんだろうというぐらい大きな音がずっとしていたそうです。突然その音がしなくなっと思ったたら、村中に米兵がどやどやとやってきて、住民はみんな追い払われたそうです。そして、住民が追い払われ、米海兵隊がその調査をして、一日、二日そういうことが続き、そして三日目ぐらいには、後片づけは住民が、海の後片づけ、機種の後片づけね、そういう住

民がやったということも報告されております。

このようにですね、米軍再編経費というのは、一度受け入れたら本当に元に戻らない。こういう事件・事故があっても、先ほどのように超低空飛行訓練があつて映像で映しても、それは防衛省は米側に遠慮をして注意ができない。一体どこの国の防衛省なのか。住民を守らないのではないかという声が聞こえるのは当然ではないでしょうか。

このようにですね、米軍再編交付金というものは、やはり、昨日、米軍基地ではなくて自衛隊基地なんだという議論もありましたけれども、とんでもありませんよね。二〇一一年、FCLPの訓練ですから米軍がするわけです。米軍が訓練をするための基地を米軍自衛隊基地と称して米軍に提供していくわけです。そういう意味では、私たちの上空でどのような危険が待っているか、本当に計り知れないと思います。そういう意味では、ぜひ住民、市民の皆さんにも、この米軍再編経費どういうものかを、ぜひ行政のほうとしてもですね、広げていただきたいというふうに思います。

さらに、この馬毛島の基地を建設するのにどれぐらいの私たちの税金を活用するのかわかるということも、なかなか未知数です。今、外周道路の入札も行われたというふうに言っておりますが、今、農家の皆さんは本当に苦しい。みんな大変。税金を払うのも大変な中で暮らしているということは、私も重々承知しております。だからこそ、今のこの自然を生かした観光、農業、そして畜産を生かした経

済発展、どうしていくのか。外にどうアピールをして、そして種子島に来てくれる人を増やしていくのか。このことが、私たちの後世に借金を残さない、そういう道なのではないかと思えます。

ぜひですね、米軍再編経費、市民にこのような問題があるよということをぜひ広報していただきたいと思うんですけども、担当でも市長でもよろしいです。答弁をお願いします。

○議長（川村孝則君） 橋口議員、今のはちよつと通告外だと思います。

○三番（橋口美幸さん） あ、そうですか。

○議長（川村孝則君） はい。

○三番（橋口美幸さん） はい。分かりました。

ではですね、今のところで、交付金に頼らないまちづくり、こういうところですね、漁民の皆さんが、今ボーリング調査に行つて、いろいろ分断されてる状況もあります。畜産、観光も、今後どういうふうに発展させていくということもあります。再編交付金、交付金を当てにしないまちづくりとはどういうふうなことなのかをお示してください。

○議長（川村孝則君） 今、橋口議員、今のは六番目の。

○三番（橋口美幸さん） 六番です。はい。

○議長（川村孝則君） ちよつと今の質問はあれじゃない。通告外じゃないですか。

○三番（橋口美幸さん） はい。分かりました。

○議長（川村孝則君） これ交付金の内容をお知らせくださいちよつうふうな、六番はなつてますので。

○三番（橋口美幸さん） はい。ですね。まちづくり。

○議長（川村孝則君） ちよつと発言の訂正をお願いします。これ六。

○三番（橋口美幸さん） はい。分かりました。もう時間もありませんので、ごめんなさい。

では、七番に進みたいと思います。

環境アセスメントの問題についてお伺いしたいと思います。

環境アセスメントはですね、本当に今方法書というものが出されておりました。三月十九日まで閲覧をしておりますが、この環境影響方法書というものは、本当にどういう内容かといいますと、あれ、ちよつと待つてください。ちよつと待つてください。

先ほども、環境アセスメントについて市長が見解を述べていただきました。しかし、今度のアセスメントの問題はですね、例えば、十五種類以上の米軍機が訓練をすることもあります。そして、外周道路も、これは対象外ということをやっておりますけれども、環境影響評価というのはですね、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者、これはいわゆる、つまり防衛省が自前でやるわけです。防衛省が環境への影響の調査、予測、評価を行う。なので、正しい調査、公表が行われるっていうのが不安があるのではないのでしょうか。

一番、方法書、二番、準備書、三段目に評価書の三段階で進められております。国民や自治体が意見を出す制度であって、誰でも出せますので、自治体としても意見書を出す方向で検討してほしいというのを、先ほどの同僚議員の答弁で、法にのっとっているから提出は考えていないということでしたが、やはり自治体として、この方法書をちゃんと検索して、自治体として提出をするということに、これは自治体が提出してもいいわけですから、自治体として提出することに大きな意義があると思うのですけれども、このところをもう一回答弁お願いしたいと思います。

○議長（川村孝則君） 七番の質問をまず、市長。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

防衛省が実施しております環境アセスメントについてのお尋ねでございます。

現在、防衛省から、馬毛島基地、仮称ですけれども、建設事業に係る環境影響評価、いわゆる環境アセスメントの方法書の送付があり、縦覧を開始するとの連絡を受けて進められているところであります。

それを受けまして、記者会見の形で、私は次のようにコメントをいたしました。その内容を紹介させていただきたいと思っております。

まず、本市はこれまで国に対し、地元理解が得られていない中で、これ以上計画を進めるべきではないと再三にわたり伝えてきたこと、さらにまた、今国がやるべきことは、一度立ち止まり、地元

と真摯に向き合うことであること、さらに、地元の声にしつかり耳を傾け、対話を重ねて実情を知るべきであるということ、そういうことがあります。よって、少なくとも今このタイミングで、施設整備につながる環境影響評価を開始すべきではない。このままでは地元との溝は深まるばかりであり、危惧を抱くということで、遺憾の意を表明したところであります。この内容につきましては、その前に防衛大臣宛てに要請書の形で出したところであります。

また、今回の環境アセスメントでは、重要なものが見逃されているというふうにも感じております。このまま施設準備が進みますと、漁場への影響が計り知れないこと、二点目には、馬毛島のシンボリック存在である岳之腰、標高七十一メートルございますが、これが喪失すること、三つ目には、施設整備の対象外となる葉山王籠遺跡や椎ノ木遺跡が事実上封印されてしまう、そういうおそれがあるのではないかとあります。

現在の環境アセスメントには、こうした大切なものが、地元にとって非常に大切なものが置き去りにされているというふうにご考えております。ということから、今回の施設整備計画や環境アセスメントに対して非常に危機感を抱いているところでございます。

○三番（橋口美幸さん） ぜひ、防衛省にそういう意見書を提出したということですので、今後も引き続き出していただきたい。

私もアセスメントの説明会にも参加したんですが、滑走路の長さを二千四百五十メートル。二千五百メートルだったら第一種の厳し

い工事になるそうですが、五十メートル少ない二千四百五十メートルとして、簡素な第二種事業としたということにも意図的なものを感じます。

また、訓練で使用する軍用機が十五種類も列記してあるのに、飛行経路についても、その一機一機がどういう速度で走るのか、それもやはりきちんと私たちに提示するべきだと思います。そういう飛行経路についても、検討によって変更するというふうにあります。全く説明が不十分なものであります。

環境に大いに影響があるということは誰が見ても明らかです。環境影響評価、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業ということにもう定義されておりますので、環境に影響を及ぼすということは誰が見ても明らかですので、一人でも多くの国民がですね、この方法書に対する意見書を出すように求めていきたい。役所の皆さんもですね、ぜひお友達にも、この環境評価のことを伝えていただきたいというふうに思います。

次に、これで馬毛島の問題については終わりますが、もう一点、やはり交付金を当てる馬毛島基地建设ということがありますけれども、やっぱりどれだけ私たちの税金が今後使われていくのかということにも、ぜひ思いをはせていただきたいというふうに述べまして、次の質問に移りたいと思います。

二番の市街地巡回バスわかさ姫、どんがタクシーについてお伺いしたいと思います。

まず、わかさ姫の運行について、試験運行をしたと思いますけれども、この試験運行の状況と、それから、ここに表示してありませんが、もし広報をしたのかどうか、これが分かれば教えていただきたいと思います。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

まず、試験運行につきましては、わかさ姫ではなく、どんがタクシーのほうで行っておりますので、その内容をお答えいたします。

どんがタクシーの利用者の方から、校区内の主要な場所で途中下車をさせてほしいであったり、サムズまで行きたいとか、いろいろな要望が寄せられてございました。そういったことから、令和二年十月から今月いっぱいまで六か月を、各校区の郵便局、それからサムズ西之表店におきまして途中下車を可能とする試験運行というのを行っております。運業者との協議におきまして、午前中は通常の利用者が多いことから、午後からの便のみ対応というところで運用してございます。ポスター掲示、広報紙、防災無線による周知を行いました。現在のところ、利用者につきましてはゼロ名でございます。

また、種子島高校より、どんがタクシーで通学できるようにしてほしいという要望もございましたので、全便を対象に種子島高校で乗降できるという試験運行も行っております。二十九名の方に登録はしていただきましたけれども、やはりどうしても朝補習に間に合わないということもございまして、これもまた現時点で利用者数

はゼロ名ということになってございます。

しかしながら、試験運行につきましては、六か月間期間を延長し、また周知の方法等もちよつと工夫を重ねながら、継続して取り組んでみたいと考えてるところでございます。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

私もその試験運行の期間に乗りましたかと聞いたら、知らなかったという方もいらっしゃいました。ぜひ今後広報をもうちよつとしていただいで、期間も延長することですので、広報と一緒に利用者数が増えるように、便利な、もともと要求のあったサムズまでの延長つていうのは、もともと要求のあった延長線ですので、ぜひそこも進めて、今後も進めていただきたいと思います。ウに行きます。

イの試験運行を今後どう生かすのかつていうところでは、六か月引き続き継続するという方向で確認しましたので、ウの高齢者の運転免許証返納についての実態と、その状況への対応と対策はどのよう議論されているかをお伺いしたいと思います。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

種子島警察署によりますと、本市の運転免許証返納件数は、昨年は七十九件でございます。ここ数年は横ばいの状況にあると伺っております。

本市が運行いたします市街地巡回バスわかさ姫と、デマンド型乗り合いタクシー、どんがタクシーにおきましては、運転免許自主返

納カードの提示によりまして、運賃が半額になる割引制度を導入してございます。

運転免許証返納者の増加に伴いまして、公共交通の利用者も増えることが予想されますので、引き続き割引制度の維持拡大を図りつつ、さらに正確な利用者ニーズを把握した上で、利便性の高い公共交通として運行できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

では、エのバス停の実態についてお伺いしたいと思います。

私も二十一のバス停を回ってみましたけれども、それぞれ椅子があったりなかったり、そして日よけもなかったり。ここに高齢者の皆さんや赤ちゃんを抱えたお母さんが、雨の日、そして暑い日、立つてるのはきついだろうなと思いました。椅子がないところが八か所あります。日よけはほとんど特別には造つてないんですけども、代わりになる建物のひさしだとか木陰だとか、そういうものが少しはあるところが、幸いにして活用できるなというふうに思われるんですけども、何もない、屋根も何もない、ただバス停の表紙だけ立っているというところが九か所ありました。そういうところではですね、やはり高齢者の、今報告していただいたように、高齢者の免許返納者の利便性については、やはり椅子が欲しいよとか、暑いとき、雨のとき、ひさしがあつたらいいねという声がよく聞かれております。ぜひ、椅子とかひさしの議論が、これまで結構この一般質問でも要求は出されていると思うんですけども、それ

は議論されたことはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

御指摘のとおり、どうしてもベンチが置けないバス停とか、バス停はもうほとんど雨よけ等ございません。近隣の店舗の軒先とかを雨よけで活用させていただいたりとか、そういった実態があるところでございます。

どうしてもですね、本格的に雨よけ等を、台風対策とかをちよつと考えないといけない観点で、なかなかちよつと手が出せない、これまで状況でございましたけれども、今、先ほどからありますとおり、高齢者等が増えていく中で、どんがタクシー、わかさ姫等利用促進を図る上では、そういったところも検討しなければいけないという認識は持っております。そういうところで、公共交通の協議会の中で、議論を今後進めてまいりたいと考えております。

○三番（橋口美幸さん） 利用促進のためにはですね、やはり利用がしやすい場所になると、高齢者が免許返納しても、趣味の教室に通ったり、買物に行ったり、友達に会いに行ったり、お墓参りに行ったり、いろいろな用事で活用できるような便利な公共交通機関になると、本当に高齢者が生き生きと暮らせる、一日でも家で暮らせるようなまちづくりということにも寄与していくと思いますので、ぜひこの循環バスの対応をですね、充実していただきたいと思えます。

最後のイの質問なんですけれども、これは市街地に住む榕城校区、

下西校区の一部の中で、近いからといって、買物や外出などに困難を来している人が少しいるんじゃないかと思えます。そういう声もよく聞きます。その買物に困難を来している人たちの対応策としては、どのような対応が必要なのか。私は、今民間の商店のですね、買物の車もありますけれども、そういうような形の市の運営ができないものかどうかということを一提案して、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（川村孝則君） 橋口議員、先ほどのわかさ姫の関係の質問で、エとオのこの質問は、もうそれで答弁で了解したちゆうことではないですか。

○三番（橋口美幸さん） はい、はい。大丈夫です。

○議長（川村孝則君） このどんがタクシーの利用状況はいいんですか。

○三番（橋口美幸さん） 先ほど。

○議長（川村孝則君） いいですか。

○三番（橋口美幸さん） はい。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

御質問の件につきましては、高齢者にも買物や外出に困難を来している方がいらつしやるということ、その辺につきましては、公共交通は当然のことですけれども、買物支援も含めて、幅広く今後の高齢者支援の在り方を検討し、対策を講じていく必要もあろうかと考えてるところでございます。どうしても民間業者との絡みもご

ございますので、その辺も考えながら検討を重ねてまいりたいと思います。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

高齢化が進む中でですね、ぜひそういう対応を議論していただきたいと思います。

では、三番に移りたいと思います。

三番の三十五人学級の取組を国に先駆けてしてほしいということなんですけれども、三十五人学級の実現というのは、昨年、本市でも、安心・安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書を国、文部科学省へ提出しております。鹿児島県議会でも全会一致で、この少人数学級の意見書、採択されておりますので、ぜひこの実現に向けて取り組んでいただきたいと思えます。

その後、菅首相もですね、畑野君枝議員への国会答弁で、二〇二五年度までに公立小学校全学年、そして中学校も含め、三十五人学級までは検討をするという方針を出しております。それに先駆けて、北海道や岩手、島根、山口など十五の自治体でも取組が進んでおります。

本市では、種子島中学校、榕城小学校で四十人前後のクラスとなる学級編制となる実情があります。そのことについてどのような、十二月議会で意見書が採択された後ですね、教育委員会ではどのような対策を講じているか、議論されているか、お伺いしたいと思います。

「学校教育課長 内 健史君」

○学校教育課長（内 健史君） （一）のお答えということでしょうか。

○三番（橋口美幸さん） はい。

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

三十五人学級につきましては、令和七年度までに公立小学校の全学年を三十五人学級にするという国の方針が示されておりますが、中学校に関しては、具体的な方針はまだ示されていないと認識しております。

議員御指摘のとおり、中学校に独自に導入している自治体はございます。令和元年度の文部科学省調査によりますと、九つの県で中学校において三十五人以下学級を全面实施しておりますが、鹿児島県では導入しておりません。

本市の現状でございますが、三十五人以上の学級は、榕城小学校で十六学級中四学級、種子島中学校で十一学級中三学級となっております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 全国に先駆けてですね、取り組んでいるところもあります。県の教育委員会に本市の教育委員会として、本市の子どもたちの学ぶ環境づくりを考えたときにですね、やっぱり県内の自治体から声が上がっていくということが、県の教育委員会が各自治体の子どもたちにどういう教育環境を保障するのかという

ことが議論されなければいけないと思いますので、ぜひ受け身じゃなく、西之表市の子どもたちの状況をですね、ぜひ県に伝えていただきたいと思います。

コロナ禍の中で、子どもたちは、私が言うまでもありませんが、行事の中止や縮小など大きな変化が続いていて、子どもたちの鬱症状とか、小学校、中学校、高校生の自殺も相次いでいる中で、子どもたちの心が不安定になっているという、日本全国のコロナ禍の中でですね、状況になっております。だからこそ少人数数学級での早急な対策が求められていると国でも言っております。中学校も、小学校と同じような思いで検討をしていくと菅首相が答弁しております。

ですので、ここでは、本市では、小学校は、大字の子どもたちは小人数で、小集団で本当にきめ細かい対応ができておりますが、榕城小学校の今は高学年、そして中学校に行っても、受験を控えるという大切な年齢の子どもたちが、中学校は大字の子どもたちが全て集まってくるたった一つの、市内で一つの中学校ですので、そういう意味では、中学校もですね、小学校と同じ立場で、ぜひ少人数数学級実現をしていくように県に求めていきたいと思うんですが、そういう思いはいかがでしょうか。

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

先ほど申しましたとおり、中学校の三十五人学級につきましては、政府としての具体的な方針が示されているわけではございませんが、先般、文部科学大臣から、将来的な中学校の三十五人学級の実現に

ついて、道筋をつけていきたいという考え方が示されたところでもあります。

三十五人学級の実現は、きめ細かな指導、不登校対策の面からも有効なことであると考えておりますので、市教育委員会としまして、県の教育長会等あらゆる機会を通じて、中学校における三十五人の実現に向けて働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ぜひ、本市の子どもたちの実情を伝えられるのは、教育委員会の皆さんの役割が大きいと思いますので、ぜひそこらきめ細かく伝えていただきたいと思います。

少人数数学級の利点としては、もう本当これも私も言うまでもありませんが、教師の負担が軽減されることによつて、子どもたちの心の変化に気づいて、きめ細かな学習についても、生活の面についても、きめ細かな対応が保障されていくと思います。

少人数の効果は多くの皆さんが認めております。具体策の検討を、ぜひとも県教育委員会に対して本市の現状を訴えていただき、全県の子どもたちが、早期の少人数数学級ですね、財源的な対応も含めて実現できるように、ぜひ声を上げていただきたいと思えます。教育委員会の皆さんのお力添えをよろしく願いたします。

それで、最後になりますけれども、これは経済観光課のことにも関係しますが、やはり北部観光のですね、充実を私もよく思っています。喜志鹿崎のトイレの完成は本当によかったなあというふう

に思っております。

東海岸のほうを走ると、トイレが少ないという声が市民から上がってまいりました。私は、西海岸のほう、本当にトイレが多くて、観光客にも景色もいいし、環境いいなというふうに思っておりますが、東海岸のほうにトイレが少ないという市民の訴えを聞いて、本当にそうだなあというふうに思います。どこにトイレというふうには、これは私が、あ、この辺にあるといいなと思ったんですけど、カシミア橋の付近に公衆トイレがあると、ちょっとは距離的にもいかなというふうに思いました。ですので、公衆トイレ、ぜひ観光充実、そしてまた地元の皆さんがですね、お客さんと呼んだりするときにも、ぜひ必要なトイレ設置じゃないかと思えます。この点について答弁をお願いいたします。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 公衆トイレの設置についてお答えをいたします。

市内の観光スポットにおける主なトイレの設置状況につきましては、北部地域で浦田海水浴場と喜志鹿崎灯台の二か所、西海岸には石寺サーフスポットと緑の回廊、能野海水浴場の三か所、東海岸には沖ヶ浜田海岸、鉄浜海岸の二か所がございます。

以前から東海岸の道路沿いに公衆トイレが少ないという声はいただいておりますが、現在、現和校区から具体的に要望がありましたので、風本神社入り口付近の県道沿いにトイレの整備ができない

か検討をしているところでございます。ただし、土地所有者との関係や保安林の指定地域にもなっていることから、用地取得の手續や法令等の手續を踏む必要がございます。

また、トイレ設置につきましては、整備に要する財源のほか、設置後の維持経費、管理の在り方についても、県や地元の御協力も得ながら検討を進めていかなければなりませんので、これらの点も踏まえまして、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 風本神社にも地元の要求があるわけですから、ぜひ風本神社にもいろいろ工夫をして建てていただき、そしてまた、カシミア橋付近の検討も引き続きお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（川村孝則君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

ただいまの橋口美幸さんの質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

橋口議員、自席のほうにお戻りください。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日二十七日、二十八日は休会です。二十

九日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦勞さまでした。

午後二時三十三分散会

本會議第五号（三月二十九日）

本会議第五号（三月二十九日）（月）

◎出席議員（十三名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（一名）

一三番 田添 辰郎 君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	中野 哲男 君
教 育 長	大平 和男 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬 浩一郎 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	川 畑 利昭 君
財産監理課長	奥 村 裕昭 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	柳 田 さゆり さん
健康保険課長	長 野 望 君
高齢者支援課長	下 川 昭代 さん
経済観光課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

農林水産課長	中野賢二君
建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	小園啓太君
書記	和田帆波さん

令和三年三月二十九日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第五号のとおりであります。

議事日程（第五号）

日程第一 一般質問

五番 宇野 裕未 議員
一番 長野 広美 議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、宇野裕未さんの発言を許可いたします。

〔五番 宇野裕未さん登壇〕

○五番（宇野裕未さん） 皆さん、おはようございます。一月の選挙にて初当選させていただきました宇野裕未です。ママ世代の声を市政へと訴え、この壇上に上がらせていただきました。改めて応援していただいた皆様にお礼を申し上げますとともに、この職責に対して、これから精いっぱい頑張らせていただきたいと思います。

さて、この一般質問も本日最終日となりました。これまで同僚議員の質疑を聞かせていただき、改めて私の思いを述べさせていただきますと思います。

現在、馬毛島をめぐって賛成、反対の意見が市民の中でも拮抗し、まさにその結果がこの市議会にも反映されております。四年前は反対の立場だった方も、この間、国が馬毛島の土地を九九%買収したという経緯から、反対することを諦め、やむを得ず容認という形で賛成している方もおられると理解しております。それは今の種子島の現状、西之表市の現状に明るい未来を感じることができないことへの諦めであり、国というとても巨大な枠組みに対して、この小さな離島から異論を唱えることへの無力感もあると思います。また、コロナ禍以前から大変厳しい島の経済状況だったことを考えても、国の政策に異議を唱えることははかるのも理解できなくはありません。

それでも私は今回の選挙戦で、諦めないでくださいと訴えてまいりました。先祖代々受け継いできた、この豊かな自然と穏やかな日

常を守り、市民が力を合わせて豊かな地域社会を築いていく。それを子どもたちにもつないでいく責務があると考えているからです。そして、この考えは、この議場にいる私たちが、それぞれの立場を超えて共有できる価値でもあると考えております。

新型コロナウイルスが発生してから今日まで、国のコロナ対応に満足している方はどれほどいるでしょうか。欧米と比べて東アジアは著しく感染者数が少ないですが、ロイター通信がウェブ発表している最新のデータによると、台湾のコロナ感染によって亡くなられた方が十人に対して、日本は九千四十八人となっております。人口比の問題もありますが、中国では四千六百三十六人であり、韓国は一千七百二十二人と、いずれも日本を下回っております。

コロナ対応だけでなく、国の自然災害に対する対応も満足でしょうか。私たちの島では、昨年の台風十号の被害も大きかったです。東日本大震災から十年の節目に、十年たっても復興が進んでいない状況を耳にすることもあります。安納いもの基腐病についても深刻です。それら被害に対する補償や対応が満足にできていると言えるでしょうか。

暮らしに直結する様々なことに対して、離島というハンデも抱えて暮らす私たちは、私たちの生活を守るためにも、国と交渉していかねばなりません。国の決めたことだからしょうがないと受け身で動くのではなく、国に対して積極的に働きかけ、自らの責任で地域の未来を決定していく。それが地方分権であり、これからの地

方自治の在り方です。

そのためにも、馬毛島の問題で市民の意見が分かれておりますが、子どもたちに豊かな未来を残したいと考えている、ここにいる全ての大人たちは、賛成、反対という立場を時には超えて、豊かな未来を築くために、その言葉へのイメージをより具体化し、そして共有し、そして着実に実行するための政策を進めていくことも大切ではないかと考えております。

この小さな島に住む私たちが対立を先鋭化していても、私たちは得をするということはないと考えます。まずは、この島の未来のために共に知恵を出し合い、子どもたちに最後まで諦めずに努力する、そんな大人たちの姿を見せていきたいと思えます。

新型コロナウイルスによる影響は様々な業種に広がり、そして、年々深刻化していく地球温暖化による台風など、自然災害のリスクは上がっていくばかりです。長期的視野に立った政策と今日目の前に差し迫る危機への対策、その両方を効果的に実施していくためにも、この市議会での議論が建設的にかつ具体的な成果を生み出すものになるよう、新人議員ではございますが、努力していきたいと思えます。

では、通告書に沿って、まずは、新型コロナウイルス感染症予防対策と経済活動の両立について伺います。

「市政の窓」四月号でもお知らせされておりましたが、現在、医療従事者の方から順次ワクチン接種が開始されており、六十五歳以

上の一般市民への接種が五月以降という案内がありました。現時点でのこの接種体制についての状況を教えてください。

以下の質問に関しては質問席から行わせていただきます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 宇野議員の質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてですが、まず私のほうから感謝の言葉を述べさせていただきたいと思えます。

本市では、これまでに二件の感染が確認されておりますけれども、いずれも感染が拡大することなく、また、それ以降、新たな感染もないところであります。これは、日々感染防止に努めながら医療の提供を行っている医療従事者の皆さん、それから関係機関の皆様、そして市民の皆様の日頃の努力によりまして、感染予防につながっていると考えております。全ての市民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

お尋ねのワクチン接種につきましても、医療従事者への接種が既に始まっております。今後、ワクチンの供給に合わせてとはなりませんけれども、高齢者、基礎疾患を有する方を順次拡大していくものと思われまます。接種率が六割から七割に達すると、集団免疫の獲得により感染拡大の防止が図られるというふうに言われております。種子島において、なるべく早期にそのような状態となるよう、医療機関や県、他の町と連携しながら取り組んでまいります。

それから、経済対策のことでもありますけれども、事業者、これは

法人事業者があります。それから一般家庭もございます。これについては、影響の大きいところ、それから国や県の施策との関係を考えてしながら、効果的に進めていきたいと思えます。本定例会にも市独自の施策について提案しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以下、詳細につきましては担当のほうから答弁をいたします。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） ワクチンの接種体制につきましてお答えいたします。

ワクチンの接種につきましては、その接種順位が、医療従事者等、六十五歳以上の高齢者、基礎疾患を持つ者というふうにご国において定められております。

御案内のとおり、現在、医療従事者等への接種が一部終わっております。種子島医療センターの職員を中心に、三月十三、十四日に三百四十三名、そのほかの医療機関等に勤められている方につきまして、三月二十、二十一日に二百三十名、一回目の接種を完了しております。

この接種につきましては、三月七日に基本型接種施設である種子島医療センターに熊毛地域分として配送されました一箱、九百七十五回分のワクチンを用いて行われました。一回目を接種済みの医療従事者等につきましては、三月二十七日配送のワクチン一箱を用いまして、一回目から三週間経過後に二回目の接種を行うことといた

しております。

その次のワクチンの配送につきましては、四月二十六日の週に西之表市に一箱の予定となっております。未接種の医療従事者等を優先して接種を行いながら、高齢者につきましては、まず施設に入所されている方から、当該入所施設において接種することを予定いたしております。また、当該施設に勤務されている介護従事者についても、入所者と同時期に接種することを検討しているところでございます。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

ただいまの答弁の中にありました医療従事者等の中に関連しまして、保育施設の職員ですとか消防・救急隊員など、そういったリスクが高いと思われる方も含まれているのでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） 国が示しております医療従事者等につきましては、薬剤師、それから歯科医師、それから公務員等でコロナウイルス対策に従事する者、それから消防等の救急出動、それから海上自衛隊や海上保安庁等の救急等の職員は含まれておりますが、保育士については含まれていないところがございます。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

引き続き、接種体制についての情報提供をよろしくお願いいたします。

では、続きまして、次の二番。現在の状況もまだ予定ということもあって、様々な副作用や変異株の状況、そういったことを考えますと、ワクチン接種頼みの対策にも限界があることと思われませんか。種子島のような離島は医療体制にも限界があり、不安を抱えて生活されている方と、一方で、コロナの影響により経済活動に制限がかかっているために、事業活動に影響が出ている方がおります。このことを考えますと、積極的な予防策を取り入れながら、経済活動も安心して再開していける、そういう取組が必要かと思えます。そういった中で、二番の島外からの来島者に対するPCR検査を実施するなど、市独自の予防策の検討はなされておりますでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

PCR検査につきましては、症状などから医師が必要と判断して行う検査、陽性確定者の濃厚接触者に対して行う検査などのいわゆる行政検査のほかに、本人の希望により自己負担で行う自費検査があります。

来島者に対するPCR検査につきましては、来島する全体的方や希望者に対してPCR検査を実施し、費用について助成を行うことについては考えていないところでございます。

一方で、イベント等を実施する際に、対象者を絞った形で助成を行うというのは考えられますし、実際、今年の成人式については、助成を行う予定でございました。ただ、これにつきましても、PCR

R検査のみの対策ではなく、来島前の健康観察や感染防止対策と組み合わせたものでございました。

PCR検査は、一定以上のウイルス量がないと陽性とならないという特徴がありますので、検査の結果が陰性ということのみをもって安全ということではございません。来島前の感染防止や健康観察、発熱などの症状が出た場合には、来島を中止していただく等が重要であると考えますので、このような広報等に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

そうしますと、引き続き三番も関連しまして、空の玄関口であります空港の利用者に対して、こちらは、ほか一市二町併せての検討の計画をお伺いしたいと思えます。

こちらは、奄美大島で日本航空が希望する予約者に対して、日本航空側が料金を負担する形で実施するという報道がありましたので、そういった取組と併せて、各事業者との連携を含め、検討されているかお伺いいたします。

「経済観光課長 岩下栄一君」

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの島内での感染拡大を未然に防ぐため、現在、鹿児島県におきまして、鹿児島港南埠頭での高速船への乗り込み時や、鹿児島空港からの出発時及び種子島空港到着時におきまして、

サーモグラフィによる検温チェックを行うなど、水際対策に取り組んでいるところでございます。また、地元自治体では、昨年からの感染拡大が広がるたびに、来島者向けへのメッセージをそれぞれのホームページに連名で発信しております。

議員御質問のPCR検査につきましては、費用負担の面や判定に一定の時間がかかることなどから、現時点で他の二町、また事業者等との検討につきましては考えてはございません。

観光客等に対しましては、国や観光関連団体等も感染拡大防止に向けた協力の呼びかけを行っております、また、引き続き本市としまして、旅行連絡会が公表しております新しい旅のエチケットを踏まえまして来島していただくなど、感染防止対策と経済活動の両立に向けて、引き続き対策に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

ぜひ今後、観光分野の持ち直しを図っていくためにも、誰もが安心して島内外を行き来できる独自の取組について、PCR検査に限らず、抗原検査を取り入れるなど、一定の成果を出している事例なども参照にしながら、検討していただきたいと思っております。

では、続きまして、関連して二番、新型コロナウイルス感染症による経済的影響を受けた事業者への支援についてお伺いしたいと思います。

先日、観光協会にも伺いましたところ、単純な入り込み人数だけ

見ても、前年度比五〇％という厳しい状況が示されておりました。長期化する経済活動への影響に対して、これは観光業だけではなく、業種によってはこれまでの支援では追いつかず、特に雇用者を多く抱える事業所などは、雇用を確保し続けることが困難になっていると聞いております。

こういった状況を受けまして、今後、事業所の規模や雇用者数などに応じたスライド式の給付制度等、検討されているか教えてください。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

議員がおっしゃるスライド式の給付制度による事業者支援についてでございますけれども、国の持続化支援金等では、事業者の規模や雇用者数に応じた給付ではなく、事業者区分、法人、個人で上限を設定してございます。したがって、本市におきましても、長引く影響により厳しさを増す地域経済を支える市内事業者を切れ目なく支援するとともに、申請の煩雑さを解消し、また迅速に支給するために、収入をベースにした事業者区分で上限を設定することとしております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

現在の、なるべくスピードを重視していく、そういった多くの事業所にも行き渡らせていくという方針も大変重要かと思っております。

ただ一方で、今後も影響が続いていくような状況であれば、雇用の場を確保していくという観点からも、実態に応じた対応策が追加が必要になると考えられております。関係機関との連携も図りながら、不測の事態への備えとして、今後また検討していくことを要望いたします。

そして、続きましての質問で、現在発表されております事業継続対策支援金事業の給付方法について教えてください。

○経済観光課長（岩下栄一君） 事業継続対策支援金事業の給付方法についてお答えをいたします。

事業継続対策支援金につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、売上げが減少し、事業の継続に影響を受けている市内の中小企業及び小規模事業者を救済するため、事業全般に幅広く使える支援金を支給するものでございます。

具体的には、令和二年収入と令和元年収入を比較して二〇％以上減少している事業者を対象に、法人では五十万円、個人事業主では三十万円を上限として、減少額の八割を支給することとしております。

なお、申請に当たりまして、商工会を窓口といたしまして、また、給付につきましては口座振込で行うこととしております。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

こちらの開始の時期というのはいつでしたか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 新年度予算が可決されましたら、商工会を窓口にする予定でございますけれども、現在、確定申告の時期が四月十五日までとなっておりますので、そのことを踏まえますと、四月下旬までに市の広報紙等で告知を行いまして、早ければ五月中に申請の受付、それから、そういった支給というところの手順に進みたいというふうに思っております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。引き続き、どうぞよろしく願います。

続きまして、指定緊急避難施設、市民体育館の代替案について伺います。

昨年の台風十号では、高潮に対する警戒として、沿岸沿いの地域に住む市民に避難勧告が出されました。こちらは、つい最近ですね、防災マップとともに西之表市から配られた資料が手元にもあります。その中で、率先避難対象地域といたしまして、例えば、榕城校区では、西町、東町海側、洲之崎海側、池田、天神町、田屋敷、鴨女町、野首海側、城甲女川沿い、美浜町海側、中野甲女川沿い、小牧野甲女川沿い、朝日が丘甲女川沿いと、主に沿岸部、そして甲女川沿いの危険な箇所、そして同じく、それぞれの榕城校区以外の校区でも、海岸沿い、海側など指定されております。

こういった状況の中で、昨年、台風十号の際に、この体育館が使用できないという状況になりました。多くの市民、どこに避難した

らいいのか、それぞれの状況によって大変判断の困る事態となったと聞いております。

現在、この配布されております防災マップ、指定避難所で津波や高潮の影響を受けないと予測されている場所、例えば、市民会館やすこやかななどの収容人数を合計しても千二十名という現状です。こういった状況の中で、市民体育館の代替案としてどのような状況にあるのか、代替案があるのか、伺います。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 昨年の台風十号のときには、議員のおっしゃいましたとおり、通常ですと、台風ですと指定緊急避難場所だけを指定するんですけど、十五か所だけなんですけど、高潮による被害が想定されましたので、通常は指定をしない指定避難所まで拡大して指定をしました。十か所ほど指定をしたんですけども、応急の策として、私の記憶しているところでは、多分初めてじゃないかなと思います。指定避難所まで使ったのがですね。

そういったことで、本部のほうでも結構混乱といえますか、慌てて措置を行ったわけなんですけども、市民体育館が浸水想定区域の中にあるんですね。なので、高潮では使えませんでしたので、そういう措置を取りましたが、そういう指定避難所の活用をしながら、多分それ以外の活用方法、例えば、ホテルの活用ですとか、あるいは通常指定しないような避難所の活用ですとか、そういったことを各校区、あるいは地域と一緒に考える必要が出てきてると思います。

令和二年度である程度話は行いましたけれども、引き続き令和三年度でそういった活動を続けながら、避難対策を講じていくというふうな予定をさせていただきます。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） 令和二年度でのお話の中で、大分具体的な振り分けの仕方みたいなどころまでは話し合われたということでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 具体的な計画の策定まではいきませんでしたけれども、こういったときにどういうふうなものがあるかという議論はできたと思います。数日前の古田校区での防災施設の提案のお話を議員からいただきましたけれども、実は、その話も古田校区の校区長さんから出てきた話でございます。そういったことで、話を煮詰めていく一定のベースみたいな共通認識はできたと思っておりますので、これからということでも申し訳ないんですけども、そういったものを構築していくことになると思います。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

関連しまして、ちよつとこの新聞記事を出したいと思えます。こちらは先日、三月の二十三日の南日本新聞の記事なんですけれども、防災鹿児島というテーマで連日記載をされておりましたので、御覧になった方も多いかと思えます。この中でも、ちよつと要支援者避難についてこういったアンケートを取られておりました、それぞれ

の自治体がどれほど個別計画が策定されているかというところを伺っているようでした。こちらにもありますとおり、西之表市、未作成というふうになっております。この高齢者や障害のある方、乳幼児を抱える家族など、避難の際に特にケアの必要な方、こういった要支援者避難への個別計画について、こちら未作成ということも併せて、この次の二番の避難計画の内容についての現状をお知らせください。こちら、新聞オーケーです。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 要支援者に関しましては、現行の地域防災計画の中でも、要支援者への記述はしてございます。新聞記事で出てきました個別計画なんですけれども、実際のところは、我々のところは要支援者の把握をしてシステムの中に入れておりました、その中で、市内全体で三千四百五人ぐらいいるんですけども、そういった把握のところまで、個別で個別計画のところをしっかりとっていくところまでは、まだできてございません。そういったところを今後ですね、整備は考えていきたいと思えます。

現状の地域防災計画の中でもですね、事後の計画、こういうのが起きたときにはどうしようというのが書かれておるんですけども、事前のことがちよつと不足していると感じておりますので、今後整備をしていくということになるかと思えます。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

今の今後整備をしていくことなんですけれども、三番とい

たしまして、今の今後に対する、例えば、具体的なスケジュールですとか、これからすぐ、この夏もですね、また昨年のような台風十号並みの台風が発生することを考えられますので、そういったちょっとスケジュール等の具体案を教えてください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

災害時の市民の安全を守るということは非常に大きなテーマでございます。議員今御指摘の福祉避難所につきましても、それも含まれて総的に対応しなければいけないと思っております。令和三年度より、防災倉庫など防火関連商品の整備に加えて、地域防災支援員の設置によりまして、話し合い、活動がされることになっております。

それから、現在の自主防災組織に関しましては、既に校区長さんたちの努力で運営はされております。その防災備蓄の状況や避難訓練の方法、防災情報の周知なども課題が多いと認識しております。こうした中で、備品の整備をしながら、その地域に適した防災の在り方について検討をいただき、災害に強い地域づくりを推進したいと考えております。

具体的には担当のほうからお答えをいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

令和二年度の予算で、コロナの関係で大分予算を可決いただきました。備蓄が大分進んでおります。あと繰越しの事業になっておりますけれども、令和二年度予算を使いまして、令和三年度で繰越しの

予算の中で、防災備蓄倉庫を全校区に整備をすることにしておりますので、そういった意味で、物品のところは一定程度進んできているんだろうというふうに思います。

しかしながら、先ほどから出ておりますように、ソフト施策ですとか具体的な避難計画、あるいは避難訓練、そういったものをどういうふうにするのかというのは、やっぱり検討が必要でございます。そういう意味で、人の、マンパワーの充実を図る必要があると思いますので、集落支援員制度を活用しまして、地域の防災支援員という職員を一人置くこととなります。身分的には会計年度任用職員になります。ですけど、国の施策の集落支援員の制度を活用して行います。もう実際の想定もできておるんですけども、やっぱり専門の知識がないとできませんので、消防の経験者、消防OBにきていただきまして、そういったソフト事業の充実を図りたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

そういったマンパワーも加えることでスピードをよりアップし、そして内容を深めていくことですので、ぜひこの夏に向けて、市民が安心して台風シーズンを迎えられるように準備をお願いしたいと思います。

続きまして、四番、馬毛島活用事業の次年度の取組について、移らさせていただきます。

次年度の取組につきましては、同僚議員からも質問がありましたので、内容については承知しております。私のほうからは、この取組の経済的波及効果について、どのように予測されているのか伺います。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

次年度におきましても、引き続き、体験活動、あるいは市史編さん等に係る現地調査を予定して、本議会に予算計上させていただいてるところでございます。これにつきましては、教育、学術的見地からの事業実施でございます。経済波及効果を目的としたものではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○五番（宇野裕未さん） 経済的波及効果については考えていないということですが、予算をかけて実施する内容ですので、学術的見地からも、こういった価値があるという提言など、この活動の意義を多方面から検討し、工夫し、周知していくことも重要かと考えております。

関連して二番、現在の周知方法についての内容を教えてください。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

今現在、経済波及効果を考える段階ではございませんので、それ以外での周知につきましてはお答えさせていただきます。

市史編さんや文化財調査につきましては、その成果につきまして、研究結果がまとめられた段階でお示しできるものと考えております。

また、体験活動につきましては、これまでも、その後実施する学習会等で成果を発表してございまして、令和三年度も同様な活動を想定してるところでございます。

○五番（宇野裕未さん） ただいま研究結果がまとめられた段階というふうにお答えがございましたが、やはりたくさんの方がこの事業に注視しておりますので、まとめられる前の、そういった現段階ではこういった状況ですといったところも、ぜひ周知をしていただけたらと思っております。

そして、過去に庁内にて、この活用案について若手職員を中心とした検討チームが発足され、検討内容の報告も市のホームページに掲載がございました。

三番の質問といたしまして、今後、こういった馬毛島での活動内容についても、多くの市民が様々なアイデアを持って自発的に参加できるような、そういった市民参加型の話合いの場などを設ける計画はありますでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

市民参加型の討議の場という御質問でございます。

これまでも、本市におきましては、馬毛島活用計画のブラッシュアップや、より実現可能な具体案の策定のために、市民を交えて協議を重ねてきた経緯があります。議員御案内のように、今後も引き続き市民参加型の討議の場を設けながら、よりよい活用策を検討してまいりたいと思っております。例えば、これまで馬毛島学習会というよ

うなものもありましたけれども、そうしたものを発展させるとか、そういうような考え方もあるかと思えます。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） その学習会等について、令和三年度における具体的な計画というのがありますでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

例年、過去三年、体験活動を実施しました。体験活動が終わった後、参加された方、併せて参加できなかった子どもさん方、あるいは近年でいいますと、保護者であったり、本年度の例でいいましたら、市の職員も交えて体験を聞いて、こういう活動とかいいんじゃないかとか、そういう意見交換の場を設けてきた。そういう経緯がございます。

本年度も、これまでのやり方をちよつと踏まえながら、なるべく多くの方に参加していただいて、馬毛島のよさを知っていただくということと、市長が申しましたとおり、今後の活用についていろいろアイデアをお伺いしたいと考えてるところでございます。

○五番（宇野裕未さん） 既に、例えば、この夏休みと冬休みの二回であるとか、そういった具体的なスケジュールはありますか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

例年夏休み中に行っておりますので、その方向で考えております。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

そういった市民がなるべく参加しやすい環境というのも、ぜひつ

くっていただきたいと思います。

最後、通告書五番目の質問に移らせていただきます。

こちら、馬毛島に生息するマゲシカの調査研究内容についてとなります。

現在実施されております環境アセスメント方法書の中でも、確認できた動物の重要な種として、馬毛島に生息するシカのが記載されております。この分野の話になると、どうしても種子島での農作物へ被害を与える獣害としてのシカのイメージがあり、マゲシカが海を渡って種子島にきているという、そういう話をよく聞くことから、多くの市民は、マゲシカの保護については、批判的、または消極的な空気感を感じております。

しかし、このマゲシカについて長年研究されている、北海道大学、立澤史郎助教が編集されました馬毛島の生物相によると、馬毛島と約十キロ離れた最寄りの種子島間は、海流が早く、また遊泳して二島間を渡り切った個体を目撃した例もないことから、マゲシカの個体群としての独立性はかなり高いと言えると報告されております。

こちらも改めて確認をいたしたところ、例えば、北海道の洞爺湖や沖繩の慶良間諸島など穏やかな海域や湖ならば、日常的に泳いで往来する例があるようですが、種子島と馬毛島間の速い流れを自力で泳ぎ渡るほど、シカの脚力は強くありません。偶然流れ着く可能性はあるそうです。ただし、その偶然という程度であれば、別集団として進化の道を進むことになるということです。

では、よくこの島内で語られております泳いできたシカ、この目撃談は何かと聞くと、立澤先生が調査された中で、実際に種子島でお世話になった漁師さんが、住吉辺りで自分が追っていたシカが海に飛び込み、岬を回って戻ってくるところを見ていたという例もあり、シカに詳しい漁師さんの間では、犬に追われたシカが海に飛び込み戻ってくるという習性、こちらが比較的知られているようです。

なお、追われなくても、高密度になると、発情期の秋や食べ物が不足する冬には、特にオスジカが海に飛び込むこともあるそうです。

このことを前提に、マゲシカについて質問させていただきます。
モニターのほう、お願いします。

こちら、馬毛島の生物相という、ちよつとすいません、表紙をまづ紹介なんですけれども、この中ですね、このマゲシカの個体群に対して、調査をこの立澤先生が行っております。ここではですね、一九八七年からモニタリング調査を開始し、一九八六年の鳥獣保护区指定以降、急激にその数が増加。一九九二年以降は急速な死亡率の増加と出生率の減少による自律的密度抑制現象が生じ、その後、二〇〇〇年までの密度は五百頭から六百頭の間で推移していると記載されております。

画面は以上です。

こういったこの研究結果によりますと、馬毛島は野生ジカの個体群による自律的密度調節機構が実証できる貴重な場所だということです。この自律的密度調節機構を簡単に説明すると、肉食動物がい

ない環境でも、草食動物が密度に応じて死亡率や出生率を変化させ、適正な数が維持される現象のことをいうそうです。生物の個体群がある何らかの要因によって、自らその環境での種の拡大を自律的に調整する。こういうことはよほどの好条件が整わないと観察できないため、理論的には言われておりましたが、実証された例はほとんどないそうです。

野生ジカでは、世界を見渡してみても、馬毛島とイギリス、スコットランドにあるラム島の二か所しかありません。ラム島ではアカシカという在来種が存在し、そちらではオックスフォード大学と地元が連携して調査、保護し、世界中から研究者や環境問題を学ぶ学生たちが集まっているということです。

こういったことから、立澤先生は、馬毛島は種子島の、そして世界の子どもたちが地域の歴史を学び、未来を考える生きた学校、野外博物館とも言えると話しておりました。

この内容につきまして、種子島の人々は古くからこのマゲシカを資源、宝として活用してきたことも考えますと、市史編さんの中でも連携して取り扱うべきだと考えておりますが、現状の市としての考えを教えてください。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

今議員から御案内がありましたとおり、自律的密度調節機構につきましては、まさしく捕食者、例えば、オオカミとかそういったものがいなくても、生息環境が安定していればシカは激増しない、そ

ういった可能性というものを示唆しているものだと考えております。そうした意味でも、生態というのをしっかり把握、調査することは非常に大切なことだと捉えておりまして、本年一月十八日から二十二日の五日間にかけてまして、防衛省の入島許可を得て、市史編さんの現地調査を行ったところでございます。

引き続きの調査は必要だと捉えておりまして、市史に記録として残せるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えてるところでございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

この研究は世界的にも貴重な研究であること、また、ただいま森課長のほうからありましたとおり、この自律的密度調節機構は、言わば、オオカミがいなくても植生との関係でシカが激増しない可能性を示唆しており、将来的にはコストをかけずにシカ集団の密度を抑える技術開発にもつながる。全国的な獣害被害への貢献という意味でも重要であると立澤先生は教えてくださっております。

このような研究に対して、市としても協力をする必要があると考えております。いかがでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

しかるべき調査研究ができますよう、引き続き、関係機関、あるいは専門家等の御理解、御協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

種子島に住む人は、近年、さきに述べた獣害被害を与えるシカというイメージが強いことから、マゲシカへの理解にも誤解を与えていると考えております。この研究成果をもっと正しく市民へも広く周知する方法があるか、お答え願えますでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

馬毛島に係る調査は学識団体も注目してございます。今後、スムーズな入島ができ、本市が計画してございます現地調査が実施できれば、馬毛島の特異な自然や歴史・文化的な部分が明らかになっていくものと思われれます。そのためには、まず馬毛島の現地調査が必要ですので、引き続き、防衛省に対しまして現地調査をさせていただくよう要請してまいります。周知が必要であることは認識してございますが、何よりも調査することが大切でございますので、まずは、そこに注力しているところでございます。

なお、一月十八日から二十二日にかけて実施いたしました市史編さんに係る現地調査の結果につきましては、一部ではございますけれども、今月二十五日発行の編さん便りのほうに掲載して全戸配布してございますので、ぜひ御覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

引き続き、こういった周知のほうにも工夫をしていただけたらと思っております。

この研究内容をもっと広く知らしめていくことが、馬毛島が単な

る無人島ではなく、この地球上で暮らす私たちが生物多様性を存続させていくためにも重要な示唆を与えてくれるものであり、研究、観察においては世界に二か所しかない貴重な場所だということのを再度強調したいと思っております。

そして、今、世界は地球規模で新型コロナウイルスの脅威にさらされています。気候変動によって、コロナウイルスに限らず、極地の氷の中に閉じ込められていた人類にとってまだまだ未知のウイルスや細菌が、私たちの暮らす社会に広がるといふリスクも指摘されています。

この島を囲む海に漂うプラスチックごみも深刻であります。浜に打ち上げられるごみも多いですが、目に見えないほど細かく砕かれたマイクロプラスチックは、様々な汚染物質を吸着し、食用の魚介類を通して私たちの体内にも入ってきているといえます。

これら気候変動や環境汚染による私たちの生活への影響は、これまであまりにも人間中心主義的な考え方によって地球の資源を消費しながら経済活動を展開してきた私たちに対して、別の視座を突きつけているのだと思います。

地質学的な見地で言うと、現在、地球上のどこの地表を調査してみても、人類が地球に与えた影響を読み取ることができる、人新世、ヒト新世ともいう新しい地質年代に入ったと議論されております。コンクリートやアスファルトで覆われた地表だけでなく、一見自然のままのように見える山や森の地表でも、人間の経済活動によって

人工的に作り出された物質が世界の地表を覆い、地球のかつての姿を変えてしまったというのです。

このような大変大きな転換期に立たされている人類が、これからも地球上で暮らしていくためには、どのように地球環境を保つていったらいいのか。まさに持続可能な私たちの未来を考察していくためにも、マゲシカが馬毛島で教えてくれる自律的密度調節機構は、今後、大変大きな意味を持つ研究になると言えるでしょう。

今は先が見通せない、そんな世界です。だからこそ視座を変えて議論の多様化を図ることが、これからの世界を生き抜くためには必要であると考えております。例えば、私たちが、種子島西之表市が、馬毛島問題をきっかけとして、世界へ向けて人類が向かうべき未来を提示してはどうでしょうか。生産性のない話だと思おう方がいるかもしれませんが。しかし、地球規模、地球史的な視座での議論がローカルな課題として活発に行われている地域でしたら、環境系の国際会議の誘致につながっていくかもしれません。さらには、その過程が種子島のブランドをつくり、その魅力を世界に向けて発信するチャンスにもなり得ます。そうなれば、島の経済活動にもつながる有意義な政策になっていくでしょう。

諦めずにいきましょう。考えることをやめずに思考し続けましょう。知恵を出し合いましょう。貴重な環境を維持してきた馬毛島と共に暮らしてきた私たちには、世界へ誇れる価値があるのです。皆様とこのことをこの場で共有し、私の一般質問を終わりたいと

思います。ありがとうございます。

○議長（川村孝則君） 以上で宇野裕未さんの質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十一時五分頃より再開をいたします。

午前十時五十二分休憩

午前十一時五分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

「一番 長野広美さん登壇」

○一番（長野広美さん） それでは、今定例会最後の一般質問となります。よろしく願います。

最初の質問は、昨年十二月議会一般質問でも行いましたが、市民アンケートは、行政運営に対する評価が低く、組織力、行政運営力の強化が必要であると訴えました。その後、介護保険料及び後期高齢者医療費徴収において過誤が発生しております。しかも、今回は、長年その誤りに気づいていなかったことも明らかになりました。昨今の行政運営は、私たち行政を取り巻く環境が激変している中で、どう地方自治権を守るかという視点が何より重要であろうと考えます。

ここからは個人的な見解ですが、平成七年からの平成の大合併により、全国の市町村数は、三千二百三十二から千八百二十一に減少しています。また、平成十二年四月に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止など、国の関与の新たなルール化が図られました。これは、地方公共団体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことを目指した制度設計です。また、総務省によると、国と地方の関係において、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようとするための地方分権改革を政府一体として進めていますとあります。

しかし、このために、地方自治体は、むしろ国の下請業務に翻弄される側面、特に昨年来の新型コロナ対策においては顕著に出ています。さらに、会計任用職員制度の導入もあり、職員一人一人の業務内容は、随時変更や修正、さらには優先順位の見直しなど、難しい側面も多数増えているのではないかと思います。

前置きが長くなりましたけれども、職員ごと、部署ごとの課題解決とは別に、組織全体を見て課題解決を目指す行政運営の在り方を今回は主に問いたいと思います。

それでは、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納に係る延滞金徴収過誤について、昨年発見され、また今議会で提案された条例改正までの経緯等について御説明をお願いいたします。

以下は質問者席にて行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納に係る延滞金徴収過誤につきまして、経緯を御説明する前に、まず、このたびの延滞金につきまして、過徴収となっていました。被保険者の皆様、関係する市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしましたことを深くおわびを申し上げます。今後は両業務のチェック体制の在り方を見直し、再発防止に向けた取組に万全を期すことにより、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。本日に申し訳ございませんでした。

経緯につきましては、担当課長のほうで御説明をいたします。

〔税務課長 柳田さゆりさん〕

○税務課長（柳田さゆりさん） 現在、税務課で徴収している介護保険料及び後期高齢者医療保険料について、納期限までに納付されない場合に徴収する延滞金について、条例で定める割合ではなく、税と同じ割合で徴収していたことにより、延滞金を過徴収していた経緯について御説明いたします。

平成十二年、介護保険条例制定時、延滞金の割合が七・三％に満たない場合は特例基準割合とすることになっていました。そのときの特例基準割合が四・五％であり、特例基準を設けずに本則に四・五％と定め、基準割合が変更されるたびに条例改正をする予定とされていたようですが、条例改正はなされず、そのままの割合であった

ことから、税とは異なる割合となっていました。平成二十七年に徴収業務が税務課に移管される際にも、税とは異なる割合であることを認識せず、徴収してきたことによるものです。三月補正により返還のための予算が成立しましたので、過徴収となっている被保険者の皆様へ、おわび文とともに還付通知を送付し、還付を行っているところでございます。

また、介護保険条例と後期高齢者医療保険に関する条例を地方税と同じ割合にする条例改正も、現在上程中でございます。

関係する市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。

○一番（長野広美さん） ありがとうございます。

市長のおわびとともに御説明いただきましたけれども、いま一度、今回、この過誤の対象になる人数をお教えいただけますか。

○税務課長（柳田さゆりさん） 介護保険料におきましては百六十四名。現在の還付人数まで要らないですか。

○一番（長野広美さん） 人数で結構です。

○税務課長（柳田さゆりさん） 介護保険料が百六十四名、後期高齢者医療保険料が五十七名でございます。

○一番（長野広美さん） 今回ですね、この実情は、当然制度上の問題ですので、対象者が増えるというのはあったにしても、長年にわたって慣行的に見過ごされてきたということもありました。このような状況について、どのような見直しと再発防止について、その

後検討されたのか、その内容を御説明お願いいたします。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 検討の中身についてでございますけれども、事務ミスというのが昨年来頻発しておりましたので、業務ミスの改善委員会というのを定期的に開くということをやっております。今年度も二回ほど開きましたが、その後、今回の延滞金の問題につきましても、そのことだけを審議する機会を三回行いましたけれども、やはり法規のですね、法規をしっかり守るっていう心構えみたいなものが必要ないといけないということと、それと法規の情報の連絡体制ですね、そういった体制がしっかりできてくること、それと事務の引継ぎ、事務の引継ぎの場合に、しっかり論点を踏まえて引継ぎを行っていくこと、そういったことが出されました。

そういうことが具体の事例ではあるんですけども、やっぱりどうしても欠けているのが、欠けてるといいますか、もうちょっとどうかしたいなというのが当事者意識ですね。私がこの業務をしっかりとやらないといけないっていう当事者意識ということに関して、やっぱりみんなですっかりしていくという研修などもしないといけないのではないかなというふうな議論がなされたところでです。

以上です。

○一番（長野広美さん） 実際、特に三回、改善委員会等で今回の件についても協議がなされ、その間に、今ポイントとして当事者意識を含め四つほど課長の答弁がございましたけれども、これはその

委員会としての認識で、これをもって、いわゆるその再発防止というふうな位置付けで受け止めてよろしいですか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 委員会の中ではですね、研修を含めて、そういった議論がずっとなされておりました、おつきな意味での対策ということでは、そういうことでもいいかと思えます。個別具體的には、しっかり法令のチェックをすとかですね、そういったことがあるんですけども、おつきな流れの取組としては、今申し上げたようなことになろうかと思えます。

以上です。

○一番（長野広美さん） ちょっとよく分からなかったんですけども、今私が回答を求めているのはですね、組織として、今回の事件・事故を含めて、再発防止策を具体的に検討したかどうかということなんですが、今お答えいただいたの、いわゆる職員研修を含め、これまで業務上様々な、皆さんが通常やっておられる業務の内容にほぼ準じていると受け止めております。長年放置されてきた経緯も含めて、再発防止、具体的にどうしようといった部分については協議をなされたんでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えします。

すいません。ちょっと全般的な話になり過ぎたようです。

個別の協議の中ではですね、要因分析がなされまして、十項目ほど、その当事者意識の欠如ですとか法令遵守の認識不足、法令の確認不足、そういったものがありますが、じゃあ、これからどうしよ

うかということでも検討されたのが、所管課での取組として、職員間での事務の振り返りの場の設置、上半期、下半期関連研修への積極的参加、複数職員での多重チェック、こういったものが所管課での取組としてやるうということでも確認されました。全庁的な取組といたしましては、関連研修の充実、引継ぎの在り方の見直し、事案を共有し考える機会の場の提供、そういったことが議論がなされております。

以上です。

○一番（長野広美さん） エーとですね、もう一度お伺いいたします。

皆さん、今の課長のお答えいただいた部分で、管理職の皆さんの役割がここには回答に欠けていたと思います。皆さんそれぞれ管理職がどのように今後の未然防止に対してチェックするのかといった部分がちよつとよく分からなかったんですが、特に昨年ですね、報告されました案件で、健康保険課で国家資格証の発行手続で大変な過誤が発生し、長い時間をかけて、その際も調査検討、内部の調整等をされたと思っております。しかし、今回も類似してですね、国からの業務手続等の変更、もしくは一般的にいう法規、そういった部分がですね、変更を見落とされたといった部分のチェック体制が明らかにこれ不足していて、類似しているんですね、今回の部分もその部分について、具体的に必ずチェックをするんだっていった責任の所在はどのように検討されましたか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 個別の案件で具体的な方法というのは出てないんですけども、これまでもずっと、これだけに限らず、予算の計上のミスとかそういったこともありましたので、それぞれの段階で、例えば、予算の場合ではですね、予算要求書を出すときに、チェックしてるかどうかという点をつけさせて、それを管理職がチェックをするということをやりますけども、今回の事案のような専門知識が必要になってくるものに関しては、なかなかそこまではやりづらいというのは現実なんですけども、議会に提案する前で、全庁で庁議ですね、庁議の中でそういった報告をすることがあるんですけども、そういった機会も利用しまして、確認をするという機会を増やしたいと思っております。

以上です。

○一番（長野広美さん） エーとですね、もう少しまた今後でもですね、課題として提案したいんですが、通常業務のチェック体制といった部分と、法規が変わったり、条文の条件等が変わったり、条例に関わるような部分については、これは明らかに管理職の役割は明確化する必要があるかと個人は思います。そのチェックについても、今回、回答がいただけなかった部分は、ぜひ今後検討していただきたいと思えます。

また、組織力といった部分で、これ全庁的な体制の問題が、次の質問ですね、聞きたいと思うんですが、これまでも再三総務課長がお答えいただいたとおり、繰り返し述べられてるのがですね、職

員の当事者意識といった部分を回答されました。ほかの自治体の事例も調べましたけれども、まず一番最初に、職員の意識の維持向上、もしくは職員の当事者意識。それは、実はイロハのイの部分でありまして、通常皆さんがおっしゃってる、特に人事管理の部分で、職員の職員研修等ですね、そこはもう十分に対応すべきレベルではないかと思えます。

特にこれ、では、全庁的に組織してどうするかという部分では、副市長に少しお答えいただきたいと思いますが、まず、引継ぎマニュアルについては、これ徹底されて引継ぎマニュアルというのは行われているでしょうか。そのような認識でよろしいでしょうか。

「副市長 中野哲男君」

○副市長（中野哲男君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘の引継ぎの部分のマニュアルということですが、ざいまずけれども、特にマニュアルというものはございませんけれども、これまで担当者同士、担当係長、それぞれの事務担当者で行われていたものを、管理職立会いの下、チェックを行うようにというふうな指導をしているところでございます。

以上です。

○一番（長野広美さん） 明確な答弁をいただきたいんですが、マニュアルは、いわゆるそのチェックリストとかマニュアルはあるんですか、ないんですか。それから、これから管理職が立会いの下は、これ完全にそのように実施するということで受け止めてよろしいで

しょうか。

○副市長（中野哲男君） お答えいたします。

マニュアル、チェックシートにつきましては、各事務ごとについては、全てにあるということではございませんけれども、整備をするようにしておりますけれども、その管理職立会いの引継ぎについては、今後も引き続き徹底をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○一番（長野広美さん） まだまだ、まだいわゆる過誤をですね、再発防止に向けての組織的な取組つていう部分では、今後もぜひ引き続き検討していただきたいんですが、管理者のですね、最終責任を持ってチェックするといった部分は、これ必ず必要なことになります。冒頭から申し上げてるとおり、私たち行政の、特に現場の皆さんの取り巻く環境は相当変化してるんだろうと。そういった変化に対応するためにもですね、誰かがきちっと最終確認は必要であり、そのための組織のこれまでの管理者の、管理職の皆さんがいらつしやるんだろうと思うんです。その管理者がですね、業務が非常に多忙の中で、じゃ、どう徹底するかといったらですね、それは必ず引継ぎマニュアルを徹底させることになれば、皆さんの管理職の業務があまりにも煩雑で、とても現実的に対応できると思いません。あとそれからですね、他市です、行政運営の透明化、また事務処理のミス、再発防止のために、事務処理ミスと、それから事件・事故を月ごとに公表しているという取組もございます。このよ

うな公表するというのは、いわゆる職員を責めるとかですね、いうことではなく、再発防止という意味では大変有効だと思います。ぜひこういった部分も、今後、積極的に検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、次の質問に参ります。

農業振興について伺いたいと思います。

本市はですね、毎年いろいろな施策を持っておりますが、方向として、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に農業振興策というのを掲げており、具体的な指標を設定しております。そういった意味で、今の進捗状況について御回答をお願いいたします。

「農林水産課長 中野賢二君」

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

現在取組中の第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、令和二年度から令和六年度を実施期間としております。本年度が実施初年度であることから、進捗状況を示す数値をまだお示しできませんので、第一期の平成二十七年から令和元年度までの実績を基に、農業振興に係る分野の数値目標に対する実績値を報告いたします。

まず、農林水産業就業人口につきましては、二千九十人の目標に対し二千百十人で、達成率が一〇一％であります。また、一戸当たり農業粗生産額につきましては、四百九十六万二千円の目標値に対しまして、五百六十二万三千円の達成率一一三・三％となっております。

ます。

なお、具体的な施策における進捗状況を示す重要業績評価指標、KPIにつきましては、安納いもの生産量が目標値の比較して九四・一％の七千五百二十五トン、新規就農者数の累計が八四・二％の十六人となっております。

令和二年度の状況につきましては、御承知のとおり、さつまいも基腐病の影響や、あと台風によるさとうきびの反収減により、農業粗生産額が昨年度と比較し減少するのではないかと考えております。以上です。

○一番（長野広美さん） ありがとうございます。

目標値といえますか、就業人口ですとか粗生産額で、二〇一九年度の実績で目標値を上回ったというのは、大変皆さん努力を評価したいと思います。また一方で、今後のことについては、いわゆる安納いもの生産量ですとか、それから新規就農者数の関係では、これが、これから実はとても大事な指標になるんだろうと思います。今課長が答弁いただいたとおり、特にさつまいもに関しては、基腐病が大きく今後影響が及んでくるんだろうというところになるかと思えます。

さて、今年度以降、新年度に向けてなんですけど、昨年の農業振興予算額をちよつと比較したいと思います。令和二年度の三月、つい先ほどの三月補正の部分で、農業振興費の予算額は二億八千七百万円でした。令和三年度の予算は、これに比べて一億七千九百五十万

円。もちろんこれは、いわゆる基腐病対策といった大きな要因がございしますが、前年度より三七%ほど規模縮小の中で、今後、具体的に農家の所得向上に向けた取組が求められるところになります。

そこで、二つ目の質問になるんですが、安納いもに関しましてはですね、非常に大きなテーマでございまして、基腐れということもありまして、その部分の施策は、今回は除いております。それを除く、いわゆる園芸作物、花卉類ですね、こういった部分で、令和三年度の支援策というのは、特に後継者づくり、また、その収益力の向上に向けた取組といった部分が大変重要だろうと思います。何か特徴的な取組についてあれば御説明をお願いいたします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

本市における園芸作物及び花卉類の課題としましては、作物によって様々でございしますが、一般的に申しますと、やはり高齢化と後継者不足による作り手の減少、あと規模拡大が進む中での省力化への取組、あと離島であるがゆえの輸送コストの改善が課題となっております。

今年度の主な支援策としましては、現在、面積が拡大しているブルッコリーに対しての省力化対策を実施しております、あと花卉類に関しましては、フェニックスロベレニー等の育苗体制の整備充実を図ります。また、農産物については、海上輸送費の一部助成により輸送コストの削減を図っております。

具体的な内容としましては、現在、栽培面積が急激に増加してい

るブルッコリーでございしますが、近年、一戸当たりの栽培面積が増加して、省力化への対策が必要であることから、園芸品目増収省力化促進事業によって、ブルッコリー圃場での運搬作業における労力低減を図ることを目的とした台車導入助成を実施いたします。

また、花卉類につきましては、鹿児島ブランドに指定されているレーザーフアンのほか、ヒサカキやフェニックスロベレニーが面積拡大しております。今後の規模拡大及び新規栽培者の確保をする上で重要な育苗が課題となっていることから、令和三年度において、新規事業として園芸花卉優良品種育苗供給運営事業を構築いたしました。この事業は、フェニックスロベレニーやヒサカキといった枝物や葉物類の育苗及び苗供給事業を実施いたしまして、生産農家の育苗にかかる時間と、あと労力の削減を実現しまして、面積の拡大と新規栽培者の確保につなげていくものでございます。なお、育苗場所については市のフラワーセンターで行い、管理体制については業務委託しております。

以上です。

○一番（長野広美さん） ありがとうございます。御説明ありがとうございます。

その中で、一点最後提案したいと思うんですが、せっかくですね、花卉の育苗事業を新たにスタートさせるということで期待が膨らむわけですけれども、これ本市の農業作物の中でも比較的新しい分野で、しかも面積的にも拡大している状況にあるかと思いますが、こ

れ、やはり農業関係の施策って長い時間がかかります。そういった部分でも、新規就農の支援事業、これはですね、これまでのところ具体的な作物づくりと直結するわけではなく、課題であるというようなことも指摘されている中で、今回、育苗作業をするということと併せて、花卉生産グループの中に、具体的に新規就農者を育てる、そういった支援事業のワーキングチームとか、何らかの具体的な連携をして、育苗と同時に担い手もしっかり育てていくといったことを検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○農林水産課長（中野賢二君） 花卉のつきまちは、今年度ちょっとアンケートを取りまして、実際ののくらい新規でやりたいかという人数を取ったところ、やはり新規で、今現在の花卉農家が欲するとか、面積よりも、新たにやりたいという方のほうが四、五名おりました、そちらのほうにも、やはりこれから新規就農するに当たって、またこちらで提供できる支援をまた今後考えていきたいと考えております。

○一番（長野広美さん） ぜひ現場で具体的な連携をお願いしたいと思います。

次の質問では、小規模の農家さんに対しての質問を掲げました。これは、そもそも本市はですね、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目標に、農業集積及び規模拡大を推奨するということを大きな目標に掲げています。これによって、逆に、多様な農業の担い手といった部分では、いわゆる小規模、もしくは女性だったり

するわけですが、縮小して、具体的にはですね、数的にも減ってしまってるのではないかと危惧するわけです。こういった部分で、多様な担い手という位置付けで、この小規模農家に対する支援といった部分はどのように位置付けられているのか、答弁をお願いいたします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

本市におきましては、さとうきび、さつまいも、畜産等、規模で区分することなく支援をしております。ただ、国の支援を活用する場合なんですけれども、国の要件である三戸以上の農家でグループをつくるということがありますので、その部分はお願いをしているところがございます。

以上です。

○一番（長野広美さん） 今後ですね、多様な農業の担い手といった大変重要な施策でありますので、検討していただきたいと思えます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略等に掲げる農業、水産業の担い手、もしくは粗生産額など、このようなことを今後も引き続き目標を達成していくためには、実は、高収益性の作物といった部分は大変大事な視点の一つであります。また、農業の生きがいがづくりといった部分も、また一つ大事な観点であります。そういった部分でも、新年度に向けて、今回は問題提起とさせていただきます。

次の質問に移ります。

次は、商工支援策について伺いたいと思います。

昨年の港町再生事業の評価、また、新年度の取組について御説明をお願いいたします。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

まず、昨年の港町再生事業につきましては、平成三十年度に作成しました港町再生基本構想に基づき、目指す町の一つである歩きたくなるお散歩港町を具現化するため、商店街の主要な軸である国道五十八号の道路空間デザインについて、一方通行化の社会実験を実施いたしました。

この社会実験では、周辺道路も含めた通行に与える影響のみならず、まちづくりの観点や商店街のにぎわいづくりのため、商工会と連携したイベントも同時開催し、交通実態調査とアンケート調査を実施したところでございます。

商店街や地域住民、イベント参加者などを対象にしましたアンケートの結果からは、幅の広い歩行空間は歩行者の安全性や歩きやすさに貢献していること、その空間をイベント等で有効活用すること、商店街への来訪機会への増加が期待できることを確認したところでございます。

なお、一方通行化の回答につきましては、商店街及び車利用の地域住民では肯定的な意見が少なかったものの、イベント参加者及び徒歩での地域住民では肯定的な意見が多く、商店街の来訪手段によ

って意見が分かれてるところでございます。

また、自由意見でも様々な御意見をいただいております。駐車場整備等の環境整備とともに、多くの地域住民からは、商店街が変わることを期待する御意見等も多く出されてるところでございます。

評価でございますけれども、これまで商工関係者や議会からも御提案いただくなど懸案事項となっております一方通行化につきまして、社会実験として実施したこと、また、その実施によって地域の方々の商店街やまちづくりに対する意識を高め、商店街への期待を確認できたことは、今後の港町再生を進めていくためにも一定の効果があったものと考えております。

新年度につきましては、社会実験での交通実態調査及びアンケート調査で把握した意見に基づきまして、商店街を利用する自動車の交通流動形態を把握しつつ、商店街の方々の主体的な意見を醸成するための取組とともに、道路空間や中核施設整備も含めた商店街の環境整備について検討を進めていくこととしております。

以上です。

○一番（長野広美さん） 改めてお伺いいたします。

ちょうど、えーとですね、全戸配布の資料もございましたので、このように商店街の、特に港町再生事業が市民に広く知れ渡ることには大変よろしいかなと思います。その中で、ここで示されている部分で少し不明瞭だったんですが、一方通行化の社会実験の結果ですね。これはその可能性も含めて、また、これ改めてほかの案も含めて、

要するに、ゼロから検討するというふうな位置付けなのか。振出しに戻るのか。昨年の一方通行化の結果、一方通行化についてどのような方針を示しているのかがちよつと分からなかったのが一点、ございます。

あとそれから、具体的なイベント計画についても、これ今後も新年度でイベントというふうな計画があるのか、その点ちよつと御回答お願いいたします。

○**経済観光課長（岩下栄一君）** 一方通行化の今後の方向ですけれども、一点、今回の実証実験を踏まえまして、アンケート調査を行った結果の中でですね、先ほど商店街に来るいろんな手段によって御意見が分かれたというところもありまして、その中で、地元の商店街の方がですね、今後の一方通行化の実現についての御意見の中で、約六割ぐらいの方が、その一方通行化に対して少し御心配されているような御意見をいただいたところです。

先日、検討委員会も行われましたけれども、やはり日常のなりわいの中で、今まで両方の方向に行けたものが一方の方向しかいけないうことが、少し営業的などころでも少し不便さを感じるというところでしたので、今後の一方通行化の検討の中では、やはりそういったところの疑問等もですね、話し合いをすることによって、どういった形でまた解決できるか、最終的に商店街の魅力づくりにつながるかどうかと思っておりますので、そういったところも含めて検討したいと思っております。

また、イベントにつきましては、今後、商工会でも、今回につきましては商工フェスタ等、商工会が行っているものを町なかで行ったということがありますので、大きなイベントとしては、またそういった町なかで行うかどうかについては、また協議の上でしたいと思います。

小さなイベントにつきましては、商店街振興協同組合の中に委員会のほうを設けて、様々な町なかでのイベントというのをやっておりますので、引き続き、誘客につながるようなイベントというのは継続してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○**一番（長野広美さん）** 今後も詳細の内容については、また引き続き協議させていただきたいと思いますが、やはりその一方通行化に向けた社会実験がですね、あれほど大きな規模で行われて、それがどのように生かされるかという部分は、いま一つ、この新しい方向性には見えませんでしたので、ぜひ今後検討していただきたいと思えます。

もう一点こちらで掲げているのはですね、新型コロナウイルス対策事業者支援といった部分が掲げられておりまして、この新型コロナウイルス感染症の広がりで疲弊してしまつた地元経済対策という位置付けであれば、個別のそれぞれの事業者への支援と同時に、例えばですね、西町、東町、天神町、鴨女町といった各商店街を一つのみまとりにした事業化といった部分を提案したいと思えますが、

それについてはいかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

商店街が活気を持っていたらいいところですが、先ほどちょっと一方通行の問題もありましたけれども、一方通行そのものが目的ではなくて、この港町再生をどうやって果たしていくか。その商店街の活性化というものを考える中で、一方通行というものを一つのテーマにして、そこで何が必要なかということを探る上で、非常に重要な示唆があったと思います。それは先ほどの課長からのアンケート結果に出ていると思います。商店街の当事者そのもの、それ以外の訪れる方々の視点というのが明らかになってきた。それが非常に参考になると思います。

その上で、各商店街が自発的に地域の活性化等に取り組み際の支援策として、皆とまち再生支援事業補助金を整備しております。これまで、新たな店舗のオープンですとか回遊マップの作成等にも利用をされております。今後も商店街が積極的にまちづくりに参加していただけるよう周知をしながら、丁寧に対策を講じてまいりたいと思います。

なお、詳細については担当のほうから御説明をいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 新型コロナウイルス対策事業者支援についてのお答えをさせていただきます。

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症に対する市内事業者への支援策といたしまして、国や県の及ばない点につきまして、

これまでも事業持続化支援金を支給したほか、全市民への生活支援商品券配布やプレミアムつき商品券を発行するなどの支援策を実施しております。

また、国や県におきましても様々な対策を講じておりまして、資金繰りにつきましては、融資制度や信用保証制度の両面から支援を行うためのセーフティーネットや特別利子補給制度を本市のほうでも実施させていただいてるところです。

また、商店街との連携につきましては、市商店街振興協同組合内に、商店街活性化委員会とともに、これまでも景観に関するワークショップや先進地視察、昨年もまちづくりワークショップを実施しており、各商店街が自発的に地域の活性化等に取り組み際の支援策といたしまして、皆とまち再生支援事業補助金を整備してるところでございます。

この皆とまち再生支援事業補助金につきましては、対象のほう为中心の商店街で、西町、東町のほか、池田や天神町、それから鴨女町のほうもエリアとして入っておりますので、議員がおっしゃった、そういった鴨女町まで含めたところのエリアということに関しましては、こういった補助金を使うことによりまして、店舗等の改装にかかるような費用等もですね、助成して対策をしていけるのではないかとこのほうに考えております。

以上です。

○一番（長野広美さん） 商店街の活性化、特にエリアごとのとい

った部分では、鴨女町かいわいはですね、今後、公営住宅の建替問題等が新たに具体的に始まるうとしております。そういった部分でも、地域のまちづくりといった部分で、また広く参加を呼びかけていただいて、連携、もしくは活性化に向けた取組を進めていただきたいと思います。これは提案したいと思います。

続いて、次の質問に入ります。

耐震強化岸壁整備事業について伺いたいと思います。

現時点で事業概要が分かる範囲での御説明を求めます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

耐震強化岸壁についてであります。西之表港の耐震強化岸壁の整備につきましては、さきの施政方針で、その必要性と整備されることへの期待について述べさせていただいたところであります。県内に重要港湾は五港ありますが、耐震強化岸壁の位置付けがないのは西之表港のみになっております。全国の離島にある重要港湾、十か所ありますけれども、この中でも唯一、西之表港のみが整備されておりません。種子島・屋久島振興協議会で西之表港の整備充実に関する要望書を提出するなど、これまで地元選出の国会議員や国、政府への要望活動を展開してきましたところであります。

このたび、県の努力によりまして、西之表港湾計画の一部変更がなされたところであります。その内容につきましては、担当課長のほうから御説明をさせていただきます。

「建設課長 上妻敏男君」

○建設課長（上妻敏男君） 西之表港湾計画の一部変更について概要を御説明いたします。

この変更理由としましては、大規模自然災害が発生した場合の住民の避難、緊急物資等の輸送、経済活動の確保、幹線貨物輸送の維持等に対応するため、洲之崎地区に大規模地震対策施設を計画することです。また、貨物輸送形態の変化等に対応するために、公共埠頭計画や小型船だまり計画、臨港交通施設計画等を変更するためです。

変更点につきましては、洲之崎地区の土地造成計画の面積は、○・五ヘクタール減少をして十一・八ヘクタールとなっております。岸壁法線は、北西の風や静穏度を考慮し、航行、操船に必要な面積を確保する形で変更されております。耐震強化岸壁は、水深七・五メートル、延長二百メートルです。小型船だまりの岸壁は、水深四・五メートル、延長百メートルとなっております。臨港道路は、洲之崎集落の海沿いを回る動線で計画されておりまして、県道伊関国上西之表港線のバイパス機能を持つものとなっております。

整備につきましては、事業主体である県のほうで検討されると思われますが、具体的なものは承知しておりません。

現時点で把握していることを申し上げますと、耐震強化岸壁の整備につきましては、国の直轄事業で行うための準備として、洲之崎沖の地形を把握する深淺測量や土質調査、環境調査を行っております。新年度から本格的な事業展開が図られると思われれます。

以上でございます。

○一番（長野広美さん） まだ詳細な部分はこちらからないし、事業主体が県とか国であるといったお答えなので、分かる範囲で回答していただきたいんですが、この岸壁事業については、およそ工期をどれぐらいとするのか。また、事業を実施するに当たっては、国が直轄でこちらの種子島、もしくは西之表市に、この事業所、事業管理をするための場所を設けるという計画があるのか。それから三番目が、この工事についての市民への説明といった部分については、今の時点で結構ですので、どのように計画されているのか御説明お願いいたします。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

整備するに当たりますと、工期という御質問でございましたけども、具体的なこと等は申し上げられませんので、想定という形で申し上げますと、現在進めてる国の調査関係が新年度も行われると思えます。それに併せまして、漁業権とか補償関係の協議調整等も進められると思います。その後、埋立申請、免許が必要でございますので、これを県のほうに提出することになると思います。その免許申請の際には、具体的な計画というものが示されると思われまます。整備する期間につきましても、ちよつとどの程度を埋立範囲にするかとか、そういうことございますんで、お知らせすることはできませんけども、参考としましては、中央地区の整備につきましては、平成十二年から平成十九年まで八年間を要しております。そういう

た形で、今後、造成、埋立ての規模がどこら辺まで行われるのかによつて工期も定まってくると思われまます。

また、国のほうでは、事務所を、まずは合同庁舎の事務所に設置するという形で、今準備が進められておるようでございます。

以上です。

○一番（長野広美さん） 今の状況でお答えいただいて、ありがとうございます。

市民への周知についてはいかがですか。今後、国のほうから直接ということになるんでしょうか。

○建設課長（上妻敏男君） 事業の説明について、市のほうが説明するという機会は考えておりません。あと、国と県のほうでどういった説明をなされるかということも、今のところは承知していない状況でございます。

○一番（長野広美さん） これは改めてお伺いしますが、事業そのものは、新年度、令和三年度にスタートするというふうな受け止めてよろしいでしょうか。

○建設課長（上妻敏男君） 県の事業につきましては、まだ把握しておりません。国のほうの動きとしましては、既にもう調査等進めておりますので、令和三年度以降、引き続き事業を進めていくものと思われまます。

以上です。

○一番（長野広美さん） ありがとうございます。

それでは、これに関連する形で、市長はですね、実は、この耐震強化岸壁整備事業に絡む形で、施政方針等でも、今後の商工業振興、もしくはまた農林水産振興に対して活用できるのではないかと、いうふうなことをおっしゃっております。そういった部分で、今後具体的な方針というのはもう既に持つてらっしゃるのか、今後の見通しについて御説明お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

この西之表港の整備計画というのは、最初は平成四年に、もう二十、四半世紀以上に実施されて、それが止まっていたということでもあります。そういう長い期間の中で、各方面期待をしていた事業であろうかと思えます。

この耐震強化岸壁の整備に当たりまして、非常に大きな公共事業になりますことから、経済的な効果が期待されます。また、洲之崎地区の埠頭用地は、中央地区における海上及び陸上の人流、人の流れ、物流、物の流れの交錯といったものを解消して、国内の海上輸送網の拠点として機能する施設と位置付けされております。

こうしたことから、農林水産業の物流についても有効な活用が見込まれるところであります。既に、種子島森林組合からは、人工林の多くの杉が伐採の適齢期を迎えるのに合わせまして、出荷量の増加と作業の効率性から、洲之崎地区での活用を見込んでおります。林材出荷用の用地確保について要望を受けているところであります。

また、このほかの農水産品の集荷や加工、それから冷蔵・冷凍設

備を整備しての活用と販路拡大につながる展開なども関係機関に紹介しているところであります。

商工業振興策として港町再生を進めるためにも、この西之表港の利便性が向上して安心・安全な環境が整備されることは、地域産業全体の振興に結びつくものと思えます。地域経済の活性化を期待しているところであります。

それぞれの見通しについては所管課よりお答えをいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 商工業振興の見通しについてお答えいたします。

耐震強化岸壁整備事業により人流と物流が分離されることで、人の流れ等は変わることが見込まれることから、現在取り組んでおります港町再生構想におきましても、そういったものを前提として、関係機関や市民の方々と連携しながら、検討のほうを進めてまいりたいと考えております。

人流の入り口となる現在の西之表港につきましては、観光客等の利用者が明確になることから、一方通行化の社会実験における市民や商店街からのアンケート調査の様々な意見も参考としながら、港町再生との相乗効果を生み出す環境づくりに向け、具体的に検討を進めていくことで、商店街への誘客を図り、商工業の振興に寄与するような展開を期待してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川村孝則君） ここで議長からお願いをいたします。間も

なく正午となりますけれども、このまま長野広美議員の質問を続行いたします。

○農林水産課長（中野賢二君） 農林水産振興に対する見通しについてお答えいたします。

先ほど市長が述べられました。現在、種子島森林組合から、林材出荷用の土場、一時置場として四千平方メートルの確保について要望を受けております。現在、チップにつきましては天神地区から原木については中種子町の浜津脇港から出荷しております。人工林の多くの杉が、今伐採の適齢期を迎えているのに合わせまして、出荷量の増加と作業の効率性から、洲之崎地区での活用を見込んでおるところでございます。

また、農林水産品の集荷や加工、冷蔵・冷凍設備を整備しての活用策や販路拡大につながる展開ができないか、関係団体等へ声かけを行っているところでございます。

以上です。

○一番（長野広美さん） えーとですね、先ほどから耐震岸壁事業に関連する部分で、工事計画そのものが、まだ、県が主体ですので、工期も具体的に示されておりません。また一方で、商工業振興、もしくは農林水産振興といった部分で、再三市長のほうからは幾つかのコメントはいただいているんですが、これは具体的な事業策定の段階にある位置付けなんでしょうか。私たち市民に対しては、少なくともまだ具体的な、全体の方向性も具体的に聞いた記憶はございま

せんので、位置付けとしては、例えば、何か年ぐらいの先の話なのか、もう少しそういった部分で、系統だつてこの分野については御説明をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

具体的な事業、どういう事業を構築するのか。そのための意見を各関係のところに向っているようなところであります。工期、時間的なスケジュールにつきましても、来年度から段階を追って進めていくわけでありませぬけれども、何年かかるのかということもまだ確定しておりませぬので、県、あるいは国の計画を見ながらですね、判断してまいりたいと考えております。

○一番（長野広美さん） ぜひですね、大変大きな事業にかかりますし、私たちの物流の拠点というのは間違いないと思いますので、できるだけ速やかな情報共有を今後ともお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

定住促進策についてです。

これは、えーとですね、三つ掲げてありますけれども、できましたら、一番、二番についてまとめて御回答いただきたいんですが、実績、また今後の取組、特に空き家バンク対策等について御回答をお願いいたします。

「地域支援課長 松元明和君」

○地域支援課長（松元明和君） お答えします。

今年度における本市の移住実績は、令和三年本日時点で、三十六

世帯、六十一名となっております。うち、大字が十六世帯、三十一名です。昨年度の実績が三十四世帯、六十名ですので、昨年の実績を上回るようになってまいります。また、榕城、下西から他校区への定住実績は、二世帯、七名となっております。

来年度の主な取組としては、働く、住むという移住の要素に対応しまして、さらに移住者増を目指します。具体的には、各校区の資源、魅力を効果的に島外に伝え、大字で働ける場をモデル的に環境を形成した上で、ワーケーション、ローカルベンチャーという移住のキーワードを活用した施策の推進を図ります。また、既存の制度等を活用しながら、また情報発信等にも努めてまいります。

二番目の質問の空き家バンクの状況でございます。

こちらは、平成二十九年度から空き家バンク事業を展開してるところでございます。空き家バンクの登録数につきましては、平成三十年三月末で十四戸、平成三十一年三月末で三十五戸、令和二年三月末で五十戸、令和三年二月末で六十三戸となっております。うち、榕城校区と下西校区を除く大字地区の登録戸数は二十五戸となっております。

こちらのほうの充実に向けましては、五年以上の空き家バンク登録を条件としまして、リフォームや空き家整理の補助も行っております。その実績は、平成二十九年度が五件、平成三十年度が七件、令和元年度が六件、令和二年度が五件となっております。うち、大字分は、平成二十九年度が四件、平成三十年度が四件、令和元年度

が三件、令和二年度が一件で、総数の約半数を占めてるところです。内容につきましては、三十六自治体県内あるんですが、その中でも、リフォーム補助限度額百万円、家財処分限度額十万円というところで、ほかの自治体と比較しましても充実した内容となっております。引き続きこの制度を活用しまして、推進を図っていききたいというふう考えております。

○一番（長野広美さん） ありがとうございます。

大字地区にとってはですね、重要な施策だというふう認識しております。

一つ提案なんですけれども、この移住提案の情報の中に、今現在、例えば、宮農大学校、それから新規就農支援プログラム、さらに、しおさい留学、様々な島外の方たちにも利点がある取組をですね、この移住促進に向けた情報発信の中に位置付けていただいて、各課の情報を一元化するといった部分を提案したいんですが、いかがでしょうか。

○地域支援課長（松元明和君） 移住・定住施策は、市の全体的な力を示しながら、しっかりと情報発信していくものだと思います。ますので、他課としっかり連携をした上で取り組んでまいります。

○一番（長野広美さん） あと、空き家バンクの中でもですね、かなり市内の自治会ごとの情報、魅力を発信していただいて、非常に分かりやすくていいかなと思うんですが、その中で、種子島ってどんなことというようなタイトルの紹介する部分がございます。要は

ですね、定住促進ですとか、それから空き家バンク等を含めて、これ種子島、もしくは熊毛といった広域的な連携も非常に大事であるのではないかなというふうに感じております。これ、またそういった部分で、種子島というくくりではなく、西之表というのではなく、種子島・屋久島、そういった部分もぜひ検討していただきたいと思えます。これは要望ですので、また今後検討していただければと思います。

また、空き家バンクの登録の実数が、具体的に補助事業等含めて提案していただいて、実績上っていると御説明でしたけれども、これ住民への周知徹底といった部分については、十分に行き届いてるといふふうに認識してらっしゃるんでしょうか。

○地域支援課長（松元明和君） お答えします。

この御質問につきまして、三番の部分のところもちよつと重複してまいります。

○一番（長野広美さん） はい、そうですね。はい。

○地域支援課長（松元明和君） はい。まず、三番の御質問に沿ってお答えしますと、まず、この人口減少、高齢化により、本市の自治体を取り巻く現状というのは大変厳しく、特に大字地区の高齢化と担い手不足というのは非常に深刻で、早急の対策が必要というふうに感じております。

行政各分野で、まずそれぞれ対策を講じておりますが、行政だけではなく、大字地区をはじめ、団体・企業等、多様な主体との連携

が必要不可欠であると考えております。

人口増加及び地域活性化において連携して取り組んでいることとしましては、中割校区と民間企業との包括協定による移住対策、課題解決事業の構築、複数の校区で集落支援員を介し、助成団体を立ち上げた活性化事業の実施、また、令和二年度からモデル的に、下西校区、伊関校区、安納校区、さらに最近では古田校区と連携をしまして、幅広い空き家情報の入手に努めながら、集落や不動産事業者等の協力も得て、校区ごとに特色のある空き家の利活用や移住者呼び込み策の検討を進めてございます。

定例区長会におきましても、来年度から地域ごとのワークショップを順次行い、人口減少対策、課題解決事業の構築を進める協議を行っているところです。今後も連携した取組を推進しまして、地域課題解決に取り組んでまいります。

○一番（長野広美さん） 御説明ありがとうございます。

まさに今課長からの御説明があつたように、地域の参加とか、それから協力といったものが、実はとても大事だと思います。ぜひ、ワークショップを既に開始されているということですが、ぜひそういった方向ですね、住民参加も、この問題については理解を促進したり、参加をしていただく機会をこれからもつくっていただければと思います、要望いたしたいと思えます。

最後の質問に移りたいと思えます。

馬毛島の環境影響評価の手續が今も既に始まっております。それ

に絡む関係で幾つか質問したいと思います。

最初は、鹿児島県と防衛省が事前に協議をするという点についてです。

そもそも環境アセスメント法にはですね、都道府県知事に届ける書面の写しを送付し、三十日以上の間を指定して、その規定による環境影響その他の手続が行われる必要があるかについての意見及びその理由を求めなければならないという手続があるそうです。ですので、当然鹿児島県は事前に、この手続について防衛省と事前協議がなされたものというふうに認識しておりますが、市はこの点についてどのように認識されているのか、分かる範囲で御説明お願いいたします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

議員御案内の馬毛島に係る環境影響評価の防衛省と県との事前相談は、十二月十四日から行われたようで、その内容につきまして、県の担当課に直接出向き、確認をいたしました。しかしながら、あくまでも書式の確認などの形式的なものであったと説明を受けたところでございます。

環境アセスメントを実施する事業者によっては、既存データの収集の状況などが粗いものもあるようで、県が最低限のことを指導したりする。そういった場だということで説明を受けてきたところでございます。

○一番（長野広美さん） それでは、この次の質問ですね、掲げましたけれども、市長自身は、そもそもが防衛省に対し、この環境影響評価の手続そのものを中止するように要請されていまして。その理由、また、そうですね、まずはその要請した理由、背景等の説明をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

さきにも同様な御質問がございましたが、要約して申し上げたいと思います。

防衛省が二月十八日に環境アセスメントの方法書の送付をして、縦覧を開始いたしました。その折に私の考えを国に伝えるところでありますけれども、そのことを申し上げますと、まず、この施設案につきまして、地元の理解が得られていない中で、これ以上計画を進めるべきではないと再三にわたって伝えてまいりました。それから、国がやるべきことは、一度立ち止まって地元と真摯に向き合うことが必要であること、それから、地元の声にしっかりと耳を傾けて対話を重ね、実情を知るべきであるということというようなことで、少なくともこのタイミングで施設整備につながる環境影響評価を開始すべきではないということを申し上げました。その上で遺憾の意を示したところであります。

理由としては、中止の理由というのは、そういうようなことでございませぬ。

○一番（長野広美さん） このような要請を出すに当たって、鹿児島

島県に対して具体的に協議をされた点はございませんか。

○市長（八板俊輔君） 特にございませぬ。

○一番（長野広美さん） もう少しですな、県に対しても、この環境影響評価の手続等については、地元自治体としては重要な役割を担っているわけですので、またぜひ今後も協議を進めていただきたいと思いますが、今回の防衛省の地元への環境アセスメントについての説明会、市長が出ておられたとは認識しておりませんが、その場においては、実に多くの住民からですね、この基地計画そのものの説明不足であるとか、多くの意見が出されました。

このアセスメント方法書に記載されている内容では、まず、港湾計画、施設計画、施設運用について、もう当然市長も御存じと思われませんが、未定、今後詳細検討、今後の検討により変更が生じることがあるなど、基本的な、抜本的な情報が不足であるということは明らかであります。

また、個人的な意見ですけれども、外周道路の工事、建設工事ですね、この環境アセスメントのまだ開始したばかりなのに、もう既に環境アセスメントの対象から外し、工事着工に向けた作業が進められているというふうに認識しております。

こういったことを考え合わせるについて、今後、市長に求められてます意見書についてはですね、様々な市民から出されている意見、また、これまでの経緯を踏まえていただきたいというふうに思うんですが、今後どのように市長としての意見書は提出されるような手

続になつてゐるんでしようか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

今回のアセスメントについての国民の意見の提出期限は、四月一日となつてゐるようであります。これにつきまして、市長といたしましては、賛成、反対にかかわらず、大変重要な手続であると認識しております。制度に基づいて事業者に意見を提出された方もいらっしゃると思います。本市におきましても、住民の皆様や有識者の皆様から寄せられた意見等につきましては、今後、意見概要として県知事に提出する際、しっかりと反映させていきたいと考えております。

ただ、この現在の環境アセスメントは、事業者、すなわち防衛省が施設を造るための内容になっております。本来、環境アセスメントというもののあるべき姿は、造ることの是非を判断するための評価を行うべきではないかと考えております。

すなわち、前の御質問でも申し上げましたけれども、この環境アセスメントで取り上げられていない重要な点が幾つかございます。例えば、漁場への影響ですとか、それから外周道路などがございすけれども、私どもの歴史・文化遺産に対する考え方とか、そういうものが欠落しております。そういうことも踏まえて、環境アセスメントと別にですね、また考えなければいけないと思ひます。

○議長（川村孝則君） 市長、答弁を終了いたします。

○一番（長野広美さん） すいませぬ。ありがとうございます。

○議長（川村孝則君） 以上で長野広美さんの質問は終了いたします。

した。

ただいまの長野広美さんの質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

長野議員、自席のほうにお戻りください。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日三十日は午前十時から本会議を開きます。

日程は議案審議等であります。

△散会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後零時十六分散会

本會議第六号（三月三十日）

本会議第六号（三月三十日）（火）

◎出席議員（十三名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（一名）

一三番 田添 辰郎 君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	中野 哲男 君
教 育 長	大平 和男 君
会計管理者兼 会 計 課 長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬 浩一郎 君
企 画 課 長	森 真樹 君
市民生活課長	川 畑 利昭 君
財産監理課長	奥 村 裕昭 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	柳 田 さゆり さん
健康保険課長	長 野 望 君
高齢者支援課長	下川 昭代 さん
経済観光課長	岩 下 栄一 君

令和三年三月三十日午前十時開議

△開 議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第六号のとおりであります。

議事日程（第六号）

- | | | | |
|-------|---|-------|---|
| 日程第 一 | 諸般の報告 | 日程第 七 | 議案第一四号 種子島森林組合運営資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 二 | 議案第九号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について | 日程第 八 | 議案第一五号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 三 | 議案第一〇号 西之表市国民健康保険条例及び西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 日程第 九 | 議案第一六号 令和三年度西之表市一般会計予算 |
| 日程第 四 | 議案第一一号 西之表市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 日程第一〇 | 議案第一七号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 五 | 議案第一二号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | 日程第一一 | 議案第一八号 令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算 |
| 日程第 六 | 議案第一三号 西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について | 日程第一二 | 議案第一九号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計予算 |
| | | 日程第一三 | 議案第二〇号 令和三年度西之表市介護保険特別会計予算 |
| | | 日程第一四 | 議案第二一号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算 |
| | | 日程第一五 | 議案第二二号 令和三年度西之表市水道事業会計予算 |
| | | 日程第一六 | 議案第二三号 西之表市監査委員の選任について |
| | | 日程第一七 | 議案第二四号 西之表市議会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| | | 日程第一八 | 議案第二五号 和解及び損害賠償の額を定めることに |

ついて

日程第一九 閉会中の継続審査

△諸般の報告

○議長（川村孝則君） 初めに、日程第一、諸般の報告を行います。ただいま、地方自治法第八十条第一項の規定により、議会において指定されている事項についての専決処分について、同条第二項の規定による報告がありましたので、お手元に配付いたしております。以上で諸般の報告を終わります。

△議案審議

△議案第九号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二、議案第九号、西之表市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 竹下秀樹君登壇」

○総務文教委員長（竹下秀樹君） おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第九号、西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、身体障害者等に対する軽自動車税の種別割について、減免から課税免除に変更して、対象者の利便性の向上を図るため条例の一部を改正しようとするものです。

具体的には、第九十条の見出し中、「減免」を「課税免除」に、同条第一項中、「減免する」を「課さない」に改め、以下、同条各項においても同様に、「減免」を「課税免除」に改めています。

これにより、初回の申請のみで課税免除となり、車両の変更等がなければ、毎年度の申請が不要になることから、対象者の手続の簡素化が図られるとの説明を受けました。

附則として、施行期日を令和三年四月一日からとしております。

なお、今現在、軽自動車の登録台数は一万一千四百一台で、そのうち課税免除となる対象件数は百三十七件の見込みとのことでした。本委員会では、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） これより質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一〇号 西之表市国民健康保険条例及び西之表市国民

健康保険条例の一部を改正する条例の制

定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三、議案第一〇号、西之表市国民健康保険条例及び西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第一〇号、西之表市国民健康保険条例及び西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、関連する二つの条例の一部を改正しようとするものであります。

第一条は、西之表市国民健康保険条例の一部改正についてです。

附則第二条は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金についての規定ですが、ここに新型コロナウイルス感染症の定義を規定するものであります。

改正前の条例では、新型コロナウイルス感染症の定義を、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項に規定するものとしておりましたが、今回の特別措置法の改正で、附則第一条の二の規定は削除されましたので、附則第一条の二に規定されていた条文の規定を用いた表現に改めるものであります。

次に、第二条は、西之表市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

附則第十五項は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免についての規定ですが、ここにも新型コロナウイルス感染症の定義を規定し、第一条による国民健康保険条例の一部改正と同様の改正を行うものであります。

附則といたしましたして、この条例は公布の日から施行するものとします。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） これより質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一一号 西之表市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第四、議案第一一号、西之表市

後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました議案第一一号、西之表市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、西之表市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

後期高齢者医療保険料における延滞金の割合を、地方税における延滞金の割合と同様にするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容は、延滞金について定める第六条第一項及び附則第四条第一項において、地方税法の規定による税の延滞金の額との均衡を失しないことが適当であるとするとする行政実例に準じ、「年四・五％」を「年七・三％」に改正しようとするものであります。

附則といたしましたして、施行期日を定め、令和三年四月一日から施行することとしております。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） これより質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一二号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第五、議案第一二号、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました議案第一二号、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

西之表市高齢者福祉計画、第八期介護保険事業計画及び地域介護・福祉空間整備計画の策定に伴い、保険料の基準額を改定するため、また、延滞金の割合を地方税における延滞金の割合と同様にするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容は、令和三年度から第八期介護保険事業計画が開始になるため、第二条中、「平成三十年度から令和二年度まで」を、「令和三年度から令和五年度」に改めるものであります。

次に、第七期介護保険事業計画において、平成三十三年度から令和二年度までの基準額が、月額六千三百円でしたが、第八期介護保険事業計画においては、令和三年度から令和五年度までの基準額が、月額六千四百円と算出され、月額百円増となるものであります。

第二条第一号、第一段階の対象者は、本来は基準額に対する割合が〇・五で、三万八千四百円となるところ、同条第二項の規定により、基準額の〇・三に軽減され、二万三千元となります。これは、令和元年十月の消費税一〇％への引上げに合わせ、低所得者への保険料軽減強化策として、保険料第一段階から、第三段階である市民税非課税世帯に当たる人の年間保険料の軽減割合が拡大されたことによるものであります。

第二条第二号、第二段階の対象者は、本来は基準額に対する割合が〇・七五で、五万七千六百円となるところ、同条第三項の規定により、基準額の〇・五に軽減され、三万八千四百円となります。

第二条第三号、第三段階の対象者は、本来は基準額に対する割合が〇・七五で、五万七千六百円となるところ、同条第四項の規定により、基準額の〇・七に軽減され、五万三千七百円となります。

第二条第四号、第四段階の対象者は、基準額に対する割合が〇・九で、六万九千円となります。

第二条第五号、第五段階の対象者は、基準額が月額六千四百円で、年額七万六千八百円となります。

令和三年度から令和五年度までの各年度における基準所得金額に

ついては、公的年金等控除引下げもあり、第六から第九段階である市民税課税層に当たる人の基準所得金額を二百万円から二百十万円へ、三百万円から三百二十万円へ改正するものであります。

第二条第六号、第六段階の対象者は、基準額に対する割合が一・二で、九万二千円となります。

第二条第七号、第七段階の対象者は、基準額に対する割合が一・三で、九万九千八百円となります。

第二条第八号、第八段階の対象者は、基準額に対する割合が一・五で、十一万五千二百円となります。

第二条第九号、第九段階の対象者は、基準額に対する割合が一・七で、十三万五百円となります。

条文について、第五条につきましては、令和二年度税制改正において、個人が、令和二年七月一日から令和四年十二月三十一日までの間に、低未利用地の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から百万円を控除することができる旨とされました。これに伴い、所要の見直しを行うものであります。

延滞金について定める第九条、附則第六条において、地方税法の規定による税の延滞金の額との均衡を失しないことが適当であるとする行政実例に準じ、「年四・五％」を「年七・三％」に改正しようとするものであります。

附則第七条は、新型コロナウイルス感染症に関して、新型インフ

ルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症と規定していましたが、今回の特別措置法の改正により、附則第一条の二が削除され、他の法令の規定に合わせ、新型コロナウイルス感染症の定義を規定するものであります。

附則といたしまして、第一条で、施行期日を令和三年四月一日から施行するものであります。

ただし、第三条第二項の改正規定及び附則第七条第一項第一号の改正規定については、公布の日から施行することを定めるものであります。

第二条の経過措置として、改正後の第二条及び第五条の規定は、令和三年度以後の年度分の保険料について適用し、令和二年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によると定めるものであります。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） これより質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「三番 橋口美幸さん登壇」

○三番（橋口美幸さん） 議案第一二二号、西之表市介護保険条例の

一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

二〇〇〇年に介護保険制度が始まって二十一年目になります。この制度は、高齢化を社会で支えるとスタートしましたが、この間、自民党・公明党政権により介護報酬を繰り返し引き下げ、サービス内容も次々と改悪されています。

中でも、訪問時間の短縮です。一回二時間のサービス提供でしたが、制度の改悪で、一回一時間となったことで、移動や待機の時間が増え、その時間は無給となります。ホームヘルパーの皆さんは、収入が減少するなど、処遇が改善されるどころか、時給もほとんど上がっていません。介護現場の人材不足は、ますます深刻な状況となっていくのではないのでしょうか。

さらに、要支援の認定者を介護保険から外して、自治体独自の総合事業に移して、地域のボランティアに頼っています。予防行政をこのような形で進めておりますが、地域で介護を支える地域力が果たしてあるのでしょうか。今後、どう、この地域力、強力にしているかが課題だと思います。

予防行政の重要性も指摘されながら、保険料を払い続けても、いざ介護を受けようとしても受けられない制度が、ますますひどくなっています。

本市でも、在宅介護での認知症対策が、長年課題となっており、自民党・公明党政権は、様々な制度改悪を進めながら、特に医

療、介護などの社会保障費の削減を続けております。これ以上の負担増は、高齢者の生活、そして命を直撃しております。

介護保険料は当初二千円台からスタートしましたが、今回基準額で月六千四百円、年間七万六千八百円が提案され、影響額は五百万円となっております。

ほかの自治体では、基金を活用したり、予防行政の充実で、保険料値上げを回避する自治体も生まれております。

制度の矛盾である高い保険料を払い続けても、いざ介護が必要になっても使えない、今のような制度ではなく、社会保障として介護制度の充実を進めていくことを求めます。

介護制度の改悪は、施設の利用も困難にしております。そして、そういう中で、在宅介護を押しつけております。現役世代が離職をして、介護を担っている状況もあります。全国では、親が働いて、孫が介護をしている、そういう状況もたくさん生まれていると聞きます。

介護を自治体任せにせずに、リスクを抱える高齢者が安心して地域で暮らせる介護制度の充実を国に強く求め、反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありますか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありますか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありますか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押ししてください。

それでは、電子表決を開始します。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一三三号 西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正

する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第六、議案第一三三号、西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました議案第一三号、西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、西之表市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、平成三十年十月一日から、市町村民税非課税世帯の小学校就学前乳幼児を対象として、医療機関等における自己負担金の支払いを求めない、いわゆる「窓口負担無料（現物給付）」の給付方式を導入し、このたび同要綱の改正により、この現物給付の対象を、令和三年四月一日から市町村民税非課税世帯の高校生までに拡大しようとするものであります。

この条例は、当該改正を受け、子ども医療費助成の対象者の見直し及び字句の整理のため、条例を改正しようとするものです。

主な改正内容として、第二条は、用語の定義を規定しております。

第二項の、「助成対象の子ども」の定義中、西之表市重度心身障害者医療費助成条例及び西之表市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の対象者である子どものうち、市町村民税非課税世帯の子ども以外の子どもを、子ども医療費の助成対象から除くと規定することと、市町村民税非課税世帯の子どもを子ども医療費の対象に含め、現物給付を可能とするため、「乳幼児」を「子ども」に改正するものであります。

同条第七項は、「乳幼児」を定義する規定ですが、条例中「乳幼児」を定義する必要がなくなったため、同項を削る改正であります。第四条は、助成を規定しております。第一項のただし書は、市町村民税非課税世帯の助成対象の子どものうち、乳幼児が受けた保険給付に係る一部負担金を現物給付とする規定ですが、対象の拡大に伴い、「のうち乳幼児」の文言を削る改正であります。

附則第一項といたしまして、この条例は、令和三年四月一日から施行するものと規定しております。

附則第二項として、経過措置を規定し、施行の日前の診療に係る医療費については、改正前の条例の例によることとしております。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） これより質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一四号 種子島森林組合運営資金貸付条例の一部を改

正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第七、議案第一四号、種子島森林組合運営資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました議案第一四号、種子島森林組合運営資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、種子島森林組合運営資金貸付条例の一部を改正する条例

の制定についてであります。

種子島森林組合が、森林資源造成と林産事業の積極的な推進に向けた基盤整備を行い、また、資金繰りの軽減を図るため、種子島森林組合の運営資金の貸付けについて、短期資金貸付（一年）から、長期資金貸付（十年）に変更するものであります。

主な改正内容については、第一条は目的で、条文の「毎年度予算の範囲内で資金の貸付けを行い」の部分の「毎年度」を削除するものであります。

次に、第五条は、償還期限で、条文の「償還期限は、一年度を超えない範囲以内において」の部分の、「一年度」を「十年度」に改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は、令和三年四月一日から施行するものであります。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） これより質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一五号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型

サービスの事業の人員、設備及び運営に係る

基準に関する条例等の一部を改正する条例の

制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第八、議案第一五号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました議案第一五号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

国においては、三年に一度、介護報酬の改定と併せて、運営基準についても見直しが行われており、今回、国の省令改正を踏まえて、所要の改正が必要になったとところであります。

主な改正内容については、新型コロナウイルス感染症の拡大や、近年相次ぐ自然災害等を受けて、全ての介護事業者にその対策の取組を義務づけたこと、また、介護人材不足を背景に、人材の有効活用や生産性向上の観点から、人員配置基準等を緩和するものであります。

まず、第一条による改正は、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する

条例の一部改正であります。

この条例は、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村において、地域の実情に応じて提供されるサービスの基準を定めるものであり、今回の改正は、全体共通の改正項目のほか、地域密着型サービスに係る個別の改正を行うものであります。

全体共通の改正は、事業所における記録の保存や交付等について、電磁的な対応を認める規定を追加することに伴うものであります。

個別の改正内容については、認知症対応の強化の観点から、訪問系を除く介護サービス事業者において、医療や介護の資格を持つていない介護職員に対し、認知症介護の基礎研修受講を義務づけることを規定するものであります。

各サービスの内容については、「小規模多機能型居宅介護」のサービスにおいて、併設する施設や事業所があり、入所者の処遇や事業者の管理上支障がない場合は、管理者や介護職員等の兼務を可能とする配置基準の緩和や、過疎地域等におけるサービス提供の確保対策として、事業者の効率的運営のため必要であると、市が認めた場合に、介護保険事業計画の期間内、最大三年間に限り、登録定員、利用定員を超えてサービス提供を行うことを可能にする規定などが追加をされております。

「認知症対応型共同生活介護」のサービスについては、夜勤職員体制の見直しで、現行の「一ユニットごとに、夜勤一人以上の配置」から、「三ユニットで一定の要件を満たす場合は、三人以上から二

人以上に緩和する」規定や、居住スペースとなるユニット数を現行で「原則一又は二、地域の実情において必要と認められる場合は三」としているものを、「一以上三以下」とするなど、弾力化の規定を追加するものであります。

また、外部評価について、外部の評価機関による評価のほか、事業所の運営推進会議を活用できる旨の改正を行っております。

「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」のサービスについては、栄養ケアマネジメントの充実のため、入所者の栄養管理の計画的実施を求める規定や、口腔衛生管理の強化のため、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うことを求める規定を追加しております。

また、個室ユニット型施設の設備、定員等の見直しについては、一ユニットの定員について、現行の「おおむね十人以下」から、「原則として十人以下とし、十五人を超えないもの」とするなど、定員の基準緩和や感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、個室的多床室については、新たな設置を認めない改正を行うものであります。

次に、第二条による改正であります。第二条による改正は、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部の改正です。

こちら第一條による改正と同様、厚生労働省令の一部改正に伴うものですが、地域密着型の予防給付に係る部分ですので、要支援認定を受けた方を対象にしたサービスについて、第一條の改正と同様に、管理者等の配置基準の緩和やグループホームにおけるユニット数の弾力化、夜勤職員体制の見直しなどの規定を追加しております。

続いて、第三條による改正であります。第三條による改正は、西之表市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正であります。

この条例は、要支援認定者に対して自立支援等の介護予防ケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業者の事業についての基準を定めたものですが、こちらも厚生労働省令の一部改正に伴うもので、主な改正全体に共通する改正内容と同様になります。

対象となる事業所は、地域包括支援センターと委託を受けた居宅介護支援事業所を含め八事業所になります。

続いて、第四條による改正についてです。第四條による改正は、西之表市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正であります。

この条例は、介護を必要とする方が、適切にサービスを利用できるようにするため、利用者の依頼を受けてケアプランの作成を行う居宅介護支援事業者の事業についての基準を定めたもので、対象と

なる事業所は、市内に八か所あります。

この条例については、第三條において、「条例で定める基準は、厚生労働省令で定める基準の例による」と規定しており、基本的には改正を必要としないところではありますが、第四條の利用者に対する虐待の防止等に関する規定は、市独自で定めていたものであり、今回の改正において、厚生労働省令の中に、虐待防止の規定が盛り込まれたことにより、内容が重複することから削除するものであります。

最後に、この条例の施行期日については、附則第一條において、令和三年四月一日からの施行としておりますが、第二條から第十一條において、一部の改正規定については、三年間の経過措置を設ける旨を規定しております。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） これより質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「三番 橋口美幸さん登壇」

○三番（橋口美幸さん） 議案第一五号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基

準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

議案第一二号に関連するものも多いですが、全国の介護現場では、度重なる制度の改悪とコロナ禍の中で、人材不足はなお一層加速しております。

この条例は、特に、四月からのICT活用や、ケアマネジメントの緩和で、事務職員配置の条件を満たせば、報酬単価は下がらないというものです。

さらに、担当件数が五件増えれば、報酬は増えますけれども、ケアマネジャーの実態では、今でも膨大な業務にあえいでいるというのが実態だと聞きます。

利用者宅への月一回の訪問、状態把握とケアプランの作成など、日常会話も、認知症予防の観点からも大切な状況把握であり、よそにいる家族との会話も大事なケアマネジャーの役割だと聞きます。抱えられるケアプランは、一般的に三十五件が限度で、そこから二、三件増えてしまったら、負担感が一気に増して、へとへとになるということです。一人一人の状態に寄り添えるケアマネジャーは、専門職としての誇りを持ち、充実した業務をこなす、これがケアマネジャーの皆さんの誇りだということです。現場はますます混乱を招くのではないのでしょうか。

また、政府は四月からの改定に、ベッドの見守りセンサーを導入するなどの条件も盛り込んでおります。夜勤の仕事は、食事やお風

呂、おむつ交換が主な仕事であって、センサーは人に取って代われません。寝たきりや麻痺があって動けない利用者もいます。センサーが、入所者にとって監視装置になる、そういうことになれば、人間としてのその人らしさを大事にした尊厳や、家庭的に対応する雰囲気も壊されていくのではないのでしょうか。

政府は、夜勤職員体制の配置基準の緩和は、介護の人員不足の対策だと言っております。しかし、むしろ現場では、担い手不足を加速する改悪となるのではないかと不安の声が大きくなっております。度重なる国の介護制度改悪と、そして、広く高齢者の医療、介護の切捨てを許さない、この姿勢を明確に訴えます。

以上、委員長報告に、この理由をもって反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一六号 令和三年度西之表市一般会計予算

△議案第一七号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計予

算

△議案第一八号 令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会

計予算

△議案第一九号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計予

算

△議案第二〇号 令和三年度西之表市介護保険特別会計予算

△議案第二一号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計予算

△議案第二二号 令和三年度西之表市水道事業会計予算

○議長（川村孝則君） 次は、日程第九、議案第一六号、令和三年

度西之表市一般会計予算、日程第一〇、議案第一七号、令和三年度
西之表市国民健康保険特別会計予算、日程第一一、議案第一八号、

令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算、日程第一二、
議案第一九号、令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計予算、日
程第一三、議案第二〇号、令和三年度西之表市介護保険特別会計予
算、日程第一四、議案第二一号、令和三年度西之表市後期高齢者医
療保険特別会計予算、日程第一五、議案第二二号、令和三年度西之
表市水道事業会計予算の議案七件について、一括して議題といたし
ます。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 長野広美さん登壇」

○予算特別委員長（長野広美さん） それでは、新年度予算という
ことで、少し長くなりますが、よろしくお願ひいたします。

議案第一六号、令和三年度西之表市一般会計予算は、歳入歳出予
算の総額を、それぞれ前年対比〇・六％増の百六億五千五百万円に
定めるものです。

債務負担行為は、定住促進事業一件で、地方債は六件、合計八億
一千三百八十六万三千円と定めています。

それでは、委員会でも明らかになったことや、委員から出された主
な質疑などを中心に、歳出から御報告いたします。

一款議会費は、前年度に映像音響設備更新が完了したこと及び議
員定数削減により減額され、歳出に占める割合は一・五％から一・
一％に低下いたしました。

二款総務費では、一目一般管理費で、市町村総合事務組合退職手

当負担金の増加、また、二目人事管理費中、役務費の職員採用に係る費用について、前年度技術系職員募集に応募がなかったこともあり、広告費を予定しているということです。

移住促進に取り組む地域支援課との連携強化を図るよう、委員からの意見がありました。

一方、人事管理で、国土交通省への職員一名、二年間、内閣府総合海洋政策推進事務局への職員一名が、二年間派遣されるための費用が計上されています。

同款、十二目企画費、市史編さん事業では、令和五年度完成を目標に、令和三年度は、主に資料収集及び原稿作成を行い、編集業務を中心に、委託料などが計上されています。

また、馬毛島活用事業について、旧馬毛島小中学校跡地を現地調査の拠点として整備し、馬毛島体験事業とその発表会などの経費もそれぞれ計上されています。

なお、馬毛島に係る事業については、防衛省と調整しながら進め、また、馬毛島にある市道は、認定維持であるとの説明がありました。

そのほか高等教育機関等活用事業では、種子島高校の生徒に対するバイク通学助成、資格検定料助成、路線バス半額助成など、新たにスタートいたします。

二十三目地域振興費については、地域おこし協力隊パートナー事業は、協力隊の移住促進も目的の一つであり、これまで二十人終了した中で、九人が定住しているとの説明でした。

また、校区・集落支援事務のヨガ普及については、DVDの配布、一千人のヨガ教室参加など、前年実績について説明を求め、ヨガの聖地にふさわしくなるよう、地域住民の認知度を上げる努力がなされるよう、委員からの意見がありました。

三款民生費、八目障害者福祉費中、特に、障害者自立支援給付事業の予算の増額は、各種サービスの利用者増や単価見直しなどが要因です。

また、同款、三項生活保護費は、前年度実績を推計して計上していますが、今後、新型コロナウイルスによる影響で増額することも予想されることでした。

六款農林水産業費、三目農業振興費では、有害鳥獣捕獲報償金が計上されていますが、県の調査によると、年度末、シカの生息頭数は、平成三十年度は五千二百八十頭、令和元年度は三千四百六十頭とされ、昨年度捕獲頭数は二千九百六十四頭との報告でした。

同款、二項林業費では、種子島森林組合運営資金として長期貸付けを行うに当たり、経営改善策を求める意見が、委員から出されました。

七款商工費では、国庫補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大により、前年対比二〇%以上収入が減少した市内事業者を支援する事業継続対策支援金事業が含まれています。

港町再生検討推進事業や、たねがしまるブランド推進事業などの継続事業経費も計上されており、また、まちかどインフォメーション

ンセンター事業の説明では、スマホ教室などを開催し、平成二十八年度から令和二年度までの利用者数が約二万五千人に上るとのことでした。

一方で、島外からの誘致事業が目立つ地域支援をより充実するための取組強化、また、雇用促進の中に、市職員確保を含めることなどを求める意見が委員から出されました。

四目観光費では、浦田シーサイドハウス修繕事業のほか、地域おこし企業人派遣プログラムの実施を十月頃から予定しているとの説明でした。

八款土木費、三項都市計画費では、立地適正化計画策定事業のほか、都市下水道長寿命化対策が新たに計画されています。

また、同款、四項住宅費、二目住環境整備費には、継続して住宅耐震診断やリフォーム工事などへの補助費が計上されています。

十款教育費では、一項教育総務費、二目事務局費に種子島しおさい留学里親等支援補助金が、前年度に十六人に対し、二十八人を見込んで計上されています。

奨学資金貸与金は、前年度実績を見込んで減額していますが、必要に応じて柔軟な対応を予定しているとの説明でした。

同款、二項小学校費では、榕城小学校ほか三校の空調設備の設置のほか、安城小学校のプールろ過機等更新工事を計画しています。

なお、既に空調が整備された六校については、今後一校当たり、電気料が月三十万円となる見込みであることが説明されました。

同款、四項社会教育費、四目図書館費では、新たな取組として、毎月一回程度、図書館講座を開設すること、また、人口規模から算出される標準蔵書数より、本市の状況は依然として低いことなどが説明されました。

同款、十目文化保護費では、年次計画に沿って、旧上妻家住宅の保存活用計画を策定し、また、十一目文化財発掘費では、国上地区で七千年前の下野平遺跡の本格調査が予定されています。

十三款予備費では、前年度執行見込額と新型コロナウイルス感染症対策や災害対応などを考慮し、増額して計上しています。

続きまして、歳入について御報告いたします。

国が示した地方財政対策に基づき、十款地方交付税は、前年度対比三・四％増で計上。

十三款使用料及び手数料、六目土木使用料は、公営住宅の老朽化などから、管理戸数が減少し、前年度より減少する傾向にあることが説明され、また、同款、七目教育使用料は、前年度対比二・三％減少していますが、鉄砲館入館料は、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮して、令和元年度実績の七〇％程度を計上しているとのことでした。

また、市営プール使用料については、料金の値上げについて、委員から意見が出されました。

十四款国庫支出金、一目民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付事業など、各種サービスの利用増により、必要に応じて負担金が

増額され、また、二目衛生費中、国庫負担金に新型コロナウイルスワクチン接種対策費が計上されています。

十七款寄附金中、西之表市ふるさと応援寄附金は、前年度の二〇％増を見込んでおり、十八款繰入金、一目基金繰入金中、ふるさと応援寄附基金は、妊産婦・乳幼児健康診査事業、教育用コンピュータ導入事業、図書館整備事業など四十八事業に充当されます。

二十一款市債、一目臨時財政対策債は、国の地方財政対策に基づき、前年度予定額の七四・五％の伸び率を基に計上しています。

当委員会では、各課から必要に応じ追加資料の提出を求め、慎重審査を行いました。

審査の過程で、さつまいもの基腐病対策の充実や、新型コロナウイルス感染症対策が依然として求められているため、実現性が不透明な馬毛島活用事業をやめ、財源を有効活用すべきとの意見や、島外からの誘致事業よりも、島内支援を充実すべきであるなどの意見が出されています。

一方で、馬毛島に関しては、賛否にかかわらず、国民として、市民として関わるべきであり、今後も検討していくための予算化は必要であるなどの意見も出されましたが、賛成少数で否決するべきものとして決しました。

続きまして、議案第一七号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ二十一億八千八百万円と定めるものです。

歳出の主なものは、二款保険給付費、一項療養諸費及び三款国民健康保険事業費納付金であり、八款予備費で、大幅な増額を計上していますが、前年度決算余剰金の減少が見込まれていることによるものです。

歳入の主なものは、一款国民健康保険税で、現年課税分と滞納繰越分について、それぞれ前年度見込み数などを基に計上し、四款県支出金、一目保険給付費等交付金は、普通交付金のほかに、保険者努力支援分など、特別交付金を加算して計上しています。

本委員会では、慎重審査の結果、県全体の広域化によって、きめ細かな地元独自の事業ができないこと、また、国の財源負担を増やすべきであるとの意見が出されましたが、賛成多数で可決すべきものとして決しました。

続きまして、議案第一八号、令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ百六十五万八千円と定めるものです。

歳出の主なものは、一款事業費で、報酬など必要経費のほかに、見舞金を基本額十五件分と、入院や通院費分として計上しています。歳入の主なものは、一款共済会収入で、加入者数五千五百人分は、新型コロナウイルス感染症の影響で、前年当初七千四百人よりも減少することを見込んでいます。

審査の過程で、令和元年度の基金残高が三千三百八十万円であるが、大型バス等の事故発生の可能性も排除できず、基金高を引き続

き維持するとの説明を受けました。

本委員会は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

議案第一九号、令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ四十六万一千円と定めるものです。

歳出の主なものは、一款総務費、一項総務管理費で、施設管理のための需用費、積立金と一般会計への繰出金などです。

令和三年度末基金残高は三百七十万二千円を見込んでいます。

歳入の主なものは、市場使用料です。

本委員会は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続きまして、議案第二〇号、令和三年度西之表市介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ二十二億六千四百万円と定めるものです。

歳出の主なものは、三款総務費、三項介護認定審査会費、二款保険給付費、一項介護サービス等諸費及び二項介護予防サービス等諸費は、第八期介護保険事業計画に基づいて、給付見込額を計上しており、四項高額介護サービス等費及び五項特定入所者介護サービス等費は、利用者数の見込み及び利用者負担の見直しなどの影響を見込んで計上しています。

三款地域支援事業費、一項介護予防・生活支援サービス事業費は、

要支援認定者の通所や訪問サービス利用者数の増加を見込み、二項一般介護予防事業費は、地域での介護予防活動支援を目的に増額しています。

四款基金積立金は、年度末基金残高を二千九百二十五万円と見込んでいます。

歳入の主なものは、一款介護保険料で、過去三年間の平均収納率から算出し、低所得者の保険料軽減措置等を加味して、前年度比マインス二・六三%を計上しています。

三款国庫支出金、四款支払基金交付金、五款県支出金、七款、一項一般会計繰入金は、それぞれ負担額を計上しています。

本委員会は、慎重審査の結果、委員から、国からの頻繁な制度改正に問題があり、使いやすい制度とは言えず、高齢者の負担は増えているとの意見がありました。賛成多数で可決すべきものとして決しました。

続きまして、議案第二一号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ二億四千八百万円と定めるものです。

歳出の主なものは、二款、一項後期高齢者医療広域連合納付金、及び三款保健事業費、一項健康保持増進事業を計上しています。

歳入の主なものは、一款後期高齢者医療保険料、また、三款繰入金、二目保険基金安定繰入金は、低所得者に係る保険料軽減分を一般会計から繰り入れるものです。

本委員会は、審査の結果、健康リスクが高くなる七十五歳以上を国民健康保険制度から切り離した制度設計が問題であるとの意見がありました。賛成多数で可決すべきものとして決しました。

最後になります。議案第二二号、令和三年度西之表市水道事業会計予算は、第二条で、給水件数、総配水量などを定め、第三条で、収益的収入及び支出を、また、第四条で、資本的収入及び支出を定めるものです。

給水件数は前年度より五百六十六件減少し、十万二千七百三十件を予定し、収入の事業収益を四億七千八百七十一千円、支出の事業費四億六千五百七十九万五千円、また、資本的収入三千九百万八千円、資本的支出は、建設改良費及び企業債償還金で、合計三億一千八百三十八万一千円を見込み、不足する額は、過年度損益勘定留保資金及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものです。

本委員会では、審査の過程で、水利権に関する減価償却方法などについて追加説明を求め、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 予算特別委員長の報告は終わりました。

予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略いたします。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十一時二十分頃より再開

をいたします。

午前十一時七分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第一六号から議案第二二号の七件は、議案ごとの採決をいたします。

初めに、議案第一六号、令和三年度西之表市一般会計予算の討論に入ります。

予算特別委員長報告は、否決ということでありましたので、まず、原案に対して賛成の討論はありませんか。原案に対して賛成の討論です、原案に対して。

〔四番 渡辺道大君登壇〕

○四番（渡辺道大君） 議案第一六号、西之表市一般会計予算、原案に対して賛成、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

委員長報告では、馬毛島活用事業三百九十一万円の予算をやめるべきとのことですが、これは、馬毛島における学術的な調査や、今後、この問題について幅広く議論を深めるためにも有効活用できる予算だと考えております。

そして、何より本予算を否決することにより、新型コロナウイルス感染症対策として、新規で計上されております商工業者への支援、また、農林漁業者への支援、そして、子育て支援においては、子ども

も医療費の窓口負担なしが、非課税世帯の高校生まで拡充されたことや、給食費の一部無償化、子育て応援券など継続して行われる事業があります。しかし、これがストップすることになりかねません。教育や福祉へのさらなる予算拡充をとる立場は変わりませんが、市民生活に支障を来さないよう、本予算を執行し、また、円滑な事業継続をすべきとの立場から、原案について賛成の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 次に、原案に対して反対の討論はありませんか。

「一〇番 下川和博君登壇」

○一〇番（下川和博君） 議案第一六号、令和三年度西之表市一般会計予算について、原案に対して反対、委員長報告に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

本案は、歳入歳出それぞれ百六億五千五百万円を、とするものがあります。

先ほど討論もありましたけれども、本予算には、さつまいもの基腐病対策や新型コロナウイルス対策など、市民生活に密着した予算が計上されております。

しかし、この予算には、馬毛島活用事業費として三百九十一万一千円が計上されております。これは、令和二年度予算にも計上されましたけれども、防衛省の許可が下りず、執行されませんでした。計にもかかわらず、令和三年度も同じ予算が計上されております。計

上するのであれば、防衛省としっかり交渉をし、ある程度目途が立った時点で計上するべきではないかと思えます。

本市の財政は大変厳しい状況にあると思えます。であるからこそ、限りある予算を適材適所に活用する必要があると思えます。

さきの市長選挙、市議会議員選挙において、市民の意見は拮抗した状況であります。馬毛島関連の予算については、細心の注意を払い、計上することを求めます。

最後に、今回一般会計当初予算に反対するということは、市民の皆様に対して本当に申し訳ない思いでありますけれども、執行できる可能性が低い予算を二年続けて計上していることに對し、賛成することはできません。市民の皆様にもどうか御理解をいただきたいと思えます。

以上、委員長報告に賛成、原案に反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに、原案に対して賛成討論はありませんか。

「五番 宇野裕未さん登壇」

○五番（宇野裕未さん） 令和三年度西之表市一般会計予算、原案に対して賛成の立場、委員長報告に対して反対の立場で討論をいたします。

私、昨日の一般質問におきましても、こちらの馬毛島に関しては、世界に二か所しかない大変貴重な環境であるということを強調させていただきました。そういった観点から見ましても、今回、西之表

市が、企画課が計上しております、この馬毛予算が、決して無駄になるとは考えておりません。

二年続けて執行されないかもしれないという御指摘ございましたが、この議場でありまして、防衛省とのやり取りは継続しているという説明がありました。決して許可が下りないということではなというということを、企画課長からも答弁がありましたとおり、今年度に関して、引き続きこの事業がスムーズに行われるよう、当初予算からの計上が妥当であると考えております。

こういった観点からも、そして、先ほど同僚議員の指摘もありましたとおり、本予算が執行されないことによる市民生活への影響を考えますと、この原案に対して賛成、そして、委員長報告に対して反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（川村孝則君） 原案に対して反対討論はありませんか。原案に対して賛成、反対討論ですか。原案に対して反対討論ですか。

「一一番 遠藤建次郎君登壇」

○一一番（遠藤建次郎君） 委員長報告に賛成、原案に対して反対の立場から討論させていただきます。

令和三年度西之表市一般会計予算書四二ページ、十四節活動拠点施設設置工事費及び関連事業費三百九十一万一千円については、令和二年度も活用されておらず、令和三年度も計上はされておりますが、国からの許可も下りていない現状から、反対といたします。

自然の保護研究が大切なことは十分理解できておりますが、今一番市民が望んでいることは何かと考えたとき、基腐病をはじめとした様々な要因による農業所得減少、人口減少、コロナなど、影響をもろに受けた飲食店をはじめとした商工観光業など、様々な業種への支援が第一ではないかと考えます。

自然を守るのももちろん人間です。しかしながら、人が元気ななければ何も始まり、何も生まれません。輝きを、活力、活気を取り戻すこと、経済の回復、それこそが市民が一番望んでいることではないかとの思いから、反対討論とさせていただきます。

○議長（川村孝則君） 原案に対して賛成討論はありませんか。

「一四番 橋口好文君登壇」

○一四番（橋口好文君） 議案第一六号、令和三年度西之表市一般会計予算について、委員長報告に反対、原案について賛成の立場で討論いたします。

昨年発生した新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息することなく、日本経済、世界経済に深刻な大打撃を与えており、本市においても、商工業、農業の発展に厳しい影響が出ております。

特に、飲食業、観光業を中心に厳しい経営が続いており、今回上程されている一般会計予算には、商工費に新規事業として、事業継続対策支援事業一億一千九十二万円が計上されております。これは、市内の中小企業及び小規模事業者を救済するための貴重な事業であると理解し、原案について賛成するものでございます。

が、しかし、消防費、常備消防費の中に、指揮車購入事業負担金九百万円が計上されており、消防車両購入について、高価格で購入されている状況であり、少しでも安く購入できる工夫が必要であることを強く要望し、賛成討論いたします。

○議長（川村孝則君） 原案に対して反対討論はありませんか。

〔九番 濱島明人君登壇〕

○九番（濱島明人君） 議案第一六号、令和三年度西之表市一般会計予算について、原案に反対、委員長報告に賛成の討論をさせていただきます。

一般会計予算、二款総務費、一項総務管理費、十二目企画費の継続事業、馬毛島活用事業三百九十一万一千円の予算計上に反対です。市長も、施政方針演説で、市民の生命と健康、安心・安全な生活を守るとともに、地域経済の活性化を目指さなければなりませんと演説していました。このような中、馬毛島において、市史編さんのための自然調査、文化財調査のための活動拠点整備に三百九十一万一千円を予算計上することは、私としては理解できません。

自然調査、文化財調査を否定しているわけではありません。今回配付された市史編さんだよりも読まさせていただきました。しかし、このような状況の中に、このような予算を回すのはいかがかと思っております。

昨日の一般質問の中でも、馬毛島活用事業は、学術調査、子どもたちの体験活動であって、経済効果はないと答弁がありました。せ

めて経済効果があつて、コロナ対策等に充てることができるのであれば、少しは理解できますが、このような状況下、また、市の財政状況の中で、このような予算を計上するのでしょうか。

三月は、農家の方はさとうきびの収穫、出荷、田植、種まき、また、ほかの市民の方も移動、転勤による引継業務、確定申告等、また、新年度に向けた準備等で大変忙しく、事細かに市の予算を確認することができないと思っております。

市民に、馬毛島活用事業の詳細予算をよく見ていただいて、また、説明していたら、間違いなく、このような状況下で、このような予算計上するのはおかしいと思うと思いますし、実際私もそのような声を多数聞いております。

馬毛島活用事業ということで、馬毛島基地建設賛成、反対の議論と混同されている方も多数いらっしゃいますが、ここは、基地賛成、反対の問題を持ち込んではいけない、そのことを抜きにして、上陸許可が下りるか、下りないか分からない馬毛島に、調査の拠点整備に三百九十一万一千円を充てるのか、私は市民にもう一回聞いてみたいと思います。

三月末から四月初めにかけて、転入・転出で、人の動きが一段と活発になります。まだまだコロナの状況は予断を許さない状況となっております。

一般会計の予算の中にある馬毛島活用事業予算ですので、市民の方には本当申し訳ない気持ちでいっぱいですが、原案に反対、

委員長報告に賛成討論とさせていただきます。

○議長（川村孝則君） 原案に対して賛成討論はありませんか。

「三番 橋口美幸さん登壇」

○三番（橋口美幸さん） 原案に対して賛成の立場から、委員長報告には反対の立場で討論を行いたいと思います。

今、原案に反対論者が、馬毛島問題、持ち込んではいけないと言いましたけれども、持ち込んでいるのは当事者のほうでは、反対論者の方ではないでしょうか。

馬毛島問題は、大きな争点にはなりませんでしたけれども、私たち住民の暮らしがしないがしろにされるような、本年度予算を否決するということのようなことがあつてはならないと思います。

この馬毛島の根拠、学術調査であります。そしてまた、そのほかにも大きな予算の柱としては、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて売上げが減少している地域経済の問題、市内八百八十事業所が、今本当にあえいでおります。また、国や県からの補助金を活用した農業支援、農家の皆さんの原案に対する反対論者もおりました。農家の人たちが、本当に一刻でも早く支援を求めているというのは、私たち市議会、重々承知しているのではないのでしょうか。

私たち日本共産党市議団は、地方自治法第一条、住民の福祉に寄与するという、私たち地方自治体の議員の観点から、非課税世帯の高校生まで、窓口無料で医療が受けられるようになること、そして、給食費の無償化制度、子育て応援券など、子育て支援は、日本の全

国でも、この自治体は進んでいると評価をされております。

そしてまた、私たち日本共産党市議団も、一貫して求めてきた住環境整備四百八万円も、また、継続して予算化されております。これも経済効果が大変大きいものであります。

住民の安心・安全な暮らしを保障する大事な予算が提案されていることを評価して、賛成の立場で、私たちは討論したいと思います。

市民生活が第一であれば、予算を通して、早く住民の暮らしを安心させる方向に導くことではないでしょうか。それが私たち議員の役割だと思えます。

馬毛島の学術調査予算は、防衛省と協議をした上で、今年度予算、そして、来年度予算も計上しているという当局の説明が何回もありました。皆さんも議場で一緒に聞いているのではないのでしょうか。むしろ、防衛省が、この地方自治体の自尊心、権利を阻害していることのほうが、私たちは議員として、国に交渉していかなければいけないのではないのでしょうか。これこそ馬毛島問題と、私たち暮らしの問題、分けて考えなければいけない問題だと思えます。

馬毛島の学術調査、国としても本当に貴重なものがいっぱいあります。問われるべきは、当初の約束をほごにした防衛省の側です。

馬毛島には貴重な文化財の宝庫があります。トーチカや石塔群など、文化財保護法などで現状変更が禁じられているものがあります。国の指定天然記念物はオカヤドカリ、これはムラサキオカヤドカリ、ナキオカヤドカリ、オカヤドカリ、こういうものが、私たちの馬毛

島に住んでいます。そして、西之表指定文化財では、ソテツの自生群落、北の北東部葉山周辺一帯に自生するソテツは、私たち種子島の住民が、かつて、昔に植えたソテツだそうです。このソテツは、住民の飢えもしいでくれたという歴史的な話もあります。埋蔵文化財包蔵地、椎ノ木遺跡があります。島の南西部に位置する、昭和五十四年に発掘調査が実施されて、人骨、男性人骨一体、貝製品、土器片、石器、水晶片などが出土しております。

反対する皆さんは、これが経済的に効果があるかどうか、これを判断に、基準にしております。私たちは、この歴史を大切に、そして、今まで祖先が歴史を大切にしたからこそ、私たちは営みができているのではないのでしょうか。

これからも子どもや孫たちに、馬毛島の自然、そして、種子島のこの暮らしを、子どもや孫たちに引き継ぐためには、私たち地方議員が力を合わせ、どうすれば、この種子島、熊毛、西之表の経済発展が進んでいくか、このことをこそ考えていくべきではないでしょうか。

国に対してものを言うべきときは言う、だからこそ、私たちはこの議会に出てきているのではないのでしょうか。

子どもや孫たちに、今の種子島の豊かな暮らしを引き継ぐために、私たちは、馬毛島の問題も一緒に、賛成、反対問わず、考えていきたいと思えます。

今回の予算、暮らしを支える大事な予算となっております。可決

をするように、皆さんに力強く訴えたいと思います。
以上で終わります。

○議長（川村孝則君） 原案に対して反対討論はありませんか。

「六番 杉 為昭君登壇」

○六番（杉 為昭君） 議案第一六号、令和三年度西之表市一般会計予算について、原案に対して反対、委員長報告について賛成という趣旨から、反対討論を行わせていただきたいと思えます。

ただし、全体的には、予算枠組みについてはなく、一項総務管理費、十二目企画費の中に出ております、継続事業の馬毛島活用事業三百九十一万一千円についてでございます。

この予算については、昨年度も予算計上され、防衛省からの立入許可について返事もなく、予算の執行がなされず、来年度も引き続き計上された予算でございます。

この予算について、私は、四つの理由で反対討論をさせていただきます。

まず一つ目は、基本的な国有地への立入りの許可の可能性の低さというところでございます。原則的に、国有地への立入りは禁止です。その中で防衛省は、環境アセスメントに関する調査を始めていく予定でございます。調査への支障を来すおそれがある他者の立入りを、果たして許可するのだろうかという疑問が大いにございます。

二つ目は、旧馬毛島小中学校跡の建物についてでございます。校舎については、昭和二十八年建築ということで、およそ築七十年た

とうとしております。維持管理も行っていない建物は、傷みも激しく、当時の鉄筋コンクリートは、川砂が乏しく、海砂を使用しているのにつくりになっているため、内部の鉄筋の腐食が激しく、大変危険であると聞いております。校舎を見た職員にお話を伺いましたが、ぼろぼろで非常に危険な状態であると申しました。貴重な植物、昆虫等々を調査するために、馬毛島に調査に入ると申しましたが、環境破壊につながりかねない、この問題こそが、一番重要ではないかという論点でございます。この馬毛島小中学校の校舎を、今後どうするのかという議論が先決であると、私は思っております。

そして、三つ目、市が行おうとしている調査拠点を通行する道路についてでございます。この認識についてでございますけれども、市側は、以前の聞き取り調査の際、市道としての認識を強調しております。そして、強調しております。

それでは、この市道の維持管理はどうしているのかという問題でございます。市は、独自に市道と認識し、市道に関わる国からの交付税をもらっているわけでございます。これは、建設課にも確認を取っておりますが、ここで疑問です。市は国からの市道に対しての管理も伴う交付税をもらっているのに、馬毛島の市道の維持管理は全く行っていない。これは、非常に重大なことではないでしょうかということです。馬毛島の各種調査のための通行に非常に重要な、安全を確保を取らなければいけない道路という観点からは、この道路の維持管理もしっかりやっていかなければならない、これが、先

に行われなければならないのじゃないかという疑問も抱かれます。

そして、最後の四つ目は、馬毛島に渡って、子どもたちの体験活動、及び今回行われようとしている環境調査のための立入りによる人間の排せつ物の処理の疑問でございます。担当課にも伺いましたが、今までは用を足すためには、トイレはないことから、ブルーシートで囲い、用を足していたという事実でございます。そして、男性においては、道路脇又は草むらで用を足しているという現実でございます。

先日行われました私の一般質問の中で、市長が触れられました、今日もつけておられますけれども、私の胸にもついておりますピンバッジ、いわゆるSDGsのバッジでございます。このバッジの意味は、皆様も御存じのとおり、持続可能な社会実現に向けた開発目標に向けての取組でございます。

この中には十七のゴール目標があり、その中の一つ、ゴール六の中の①の中で、人間の基本的ニーズを満たすものとした中で、安心、安価な飲料水のアクセスの確保、下水、衛生施設の整備とアクセスの確保という項目がございます。つまり人間の排せつ物は適正に処理し、自然環境に悪影響を与えてはならないということでございます。環境調査に行こうと、環境調査を行おうという者が、自ら出る排せつ物によって、環境を悪化させかねないということをお分かっていないということでございます。

社会通念上、これは真剣に考えなければなりません。ただ単に、

簡易トイレを持っていけばよいという簡単なことではございません。設置、管理、くみ取り、改修、これをどうするのかということも非常に重要な課題となつてきます。あくまでも行政が行うことですから、市民の模範、見本となることを、責任を持って行わなければならないと思います。具体的な人間による排せつ物の適正な処理も考えずに、予算を執行しようとする考えはおかしいと、私は思います。この映像は世界中に流れます。西之表市が間違つた方法により、やりたいことを無理やりやる前に、原点に戻り、立入調査の前に、このことを最初に議論をし、適正な予算を確保していくことが大事ではないでしょうか。

よって、本予算については、私は反対であり、市民の代表である私は、持続可能な社会実現に取り組み、その意識を幅広く推進していく者としても、トイレの問題、それから老朽化した小中学校の校舎の問題、これを先決して解決していくことが重要であると認識し、委員長報告に賛成、原案に対して反対という立場から反対討論いたします。

以上でございます。

○議長（川村孝則君） 原案に対して賛成討論はありませんか。

「二番 鮫島市憲君登壇」

○二番（鮫島市憲君） 原案に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

前年度、防衛省から許可がなかったという御意見がございます。

既に子どもたちを含む馬毛島体験活動、また、市史編さんのための調査が、実際防衛省職員と共に実施されております。

行政というものは、やはり予算の執行団体であります。予算なきところに、活動も行動も許されるはずはありません。市長が提案しているのは、予算を組んで、あえてそこから動き出すわけですね。取り下げなさい、その部分だけ取り下げなさいではなくて、やはり予算あり、ゆえに実行ありなんです。事業が生まれてくるわけです。そのことをもう一度考えていただきたいと思えます。

以上の理由をもって、原案に賛成との意見とさせていただきます。

○議長（川村孝則君） 原案に対して反対討論はありませんか。

「八番 河本幸男君登壇」

○八番（河本幸男君） 議案第一六号、令和三年度の西之表市一般会計予算であります。討論はやめとこうかなと思っておりますけれども、やらないわけにはいかなかったような気がしております。

賛成、反対、それぞれ意見を述べておりますけど、やはりこの馬毛島の問題が一番引つかかるところであります。確かに、この予算を通さないということはですね、一般の市民にですね、多大な迷惑をかけるということは十分承知をしております。修正も考えました。しかしながら、この後、採決が行われるであろう部分ですね、恐らく賛成多数で可決されるものと思っております。

しかしながら、この馬毛島の問題についてはですね、やはり、今の市民の状況からすると、やっぱり意見が拮抗しているというよう

なことを考えて、やはり、この部分を通すわけにはいかないという苦渋の決断をしてくすね、反対ということにいたしました。

そういうことも含めてすね、今後、執行部にあつては、この予算の執行についてすね、十分配慮し、今後の提案についてもすね、十分配慮した形での御提案をお願いして、反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに、原案に対して賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。
本案に対する委員長報告は否決です。したがって、原案について採決いたします。

議案第一六号、令和三年度西之表市一般会計予算については、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成者は六名であります。議長を除いた、ただいまの出席議員は十二名でありますので、可否同数であります。

よつて、地方自治法第百十六条第一項の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は可決と裁決をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十三時頃より再開をいたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第一七号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第一八号、令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第一九号、令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計予算の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第二〇号、令和三年度西之表市介護保険特別会計予算の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔三番 橋口美幸さん登壇〕

○三番（橋口美幸さん） 議案第二〇号、令和三年度西之表市介護保険特別会計予算について、委員長報告に反対の立場から討論をいたします。

先ほどの議案第一二号の趣旨により反対といたします。

加えまして、担当課からの報告資料によりますと、居宅介護費用が増え、地域密着型介護費用が減っています。相対的に総費用が増えています。これは、菅政権が言う自助、共助で、居宅での介護を押し進めることによるものではないでしょうか。介護を個人の責任にしてしまえば、現役世代に負担が重くのしかかり、経済活動や地域経済にも大きく影響するのではないのでしょうか。介護サービスを自治体に押しつける総合事業ではなく、国の役割を、さらに充実させるべきと考えます。

当初予算では八百万円余りの増額予算を計上しております。地域住民に寄り添う制度の充実と、介護現場で働く労働者が、健康で生き生きと働ける条件の改善を強く求めて、反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

〔一二番 竹下秀樹君登壇〕

○一二番（竹下秀樹君） それでは、議案第二〇号、令和三年度西之表市介護保険特別会計予算について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

令和三年度予算については、委員長報告でもありましたように、第八期介護保険事業計画に基づいて、給付見込額や事業費を計上しており、また、低所得者への保険料軽減分も勘案されています。

市で特徴的なことと言えば、例年実績確定後の補正予算で対応してきた、国、県及び支払基金への介護給付費等の精算返納金を、支払基金の関係から、今回当初予算での計上となったぐらいですので、本予算は、当然可決すべきものと考えます。

先ほど来、国の制度改正の方向性に問題があるという指摘もございましたが、増大していく介護ニーズを支えられるサービス提供体制を持続させるためには、一定のスパンの中で、実態ニーズに対応したサービス供給と体制がどうかの見直しは、運営上必要なものと考えます。

ただ、昨今は、改正の方向性が、介護費用、財政が逼迫している現状を踏まえ、市町村に対して介護予防などの取組を促すため、財政インセンティブ制度を設けるなど、要支援介護状態の維持改善を期待する自立支援介護を強化する流れになってきております。もちろん一定の利用者にとりましては、生活の質を高めることにつながりますので、この方向性は、歓迎すべきものかもしれませんが、加齢に伴う要介護状態を社会連携で支え合うという介護保険法の名目

からすれば、地域支援事業の規模拡大は、直接的には対価性のない事業に保険料財源を充当することになり、反対給付を原則とする保険原理からすると、その妥当性を疑問視する民間シンクタンクの研究レポートもあります。ただ、そのように部分的には批判的なレポートにおいても、総論としては、認知症ケアや医療福祉連携など、課題は残されていても、もし介護保険制度がなければどうなっていたのかという状態をイメージすると、介護保険制度が一定の成功を収めたのは間違いないと評価しているところでもあります。実際、本市が以前実施しました在宅要介護者の介護サービスに対する意向の調査でも、サービスの利用者の約九割が満足をしていると回答しているところですよ。

高齢化社会になった今、既にもう制度自体はなくてはならないものになっていることを申し上げ、また、所管課の三年前の制度改正の対応については、その労を多とし、賛成の討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の

方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第二一号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「四番 渡辺道大君登壇」

○四番（渡辺道大君） 議案第二一号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

昨年十二月、七十五歳以上の高齢者の医療費窓口負担で、本人二割負担の導入が閣議決定をされております。その中で、二割負担の対象を、単身世帯で年収二百万円以上、夫婦とも七十五歳以上の世帯で、年収三百二十万円以上と、約三百七十万人が該当するのとこのとおりであります。

また、この開始時期を二〇二二年の十月から二〇二三年三月までとし、始まった途端、対象となる年収の方は、七十五歳以上全員が

窓口負担増となります。

やはりこの制度の仕組み、七十五歳以上の高齢者を後期高齢者として、七十四歳以下と切り離し、別枠の医療保険に加入させ、医療費の負担増と医療の格差を押しつけるものになっているという点、そして、高齢者の人口が増えると保険料が上がっていく、二〇〇八年の制度導入以降、五回以上の保険料値上げをしているという問題を厳しく指摘しなければなりません。

今、特に新型コロナウイルス感染症拡大の下で、高齢者の命と暮らしに関わる重大な時期にあります。病気を発症することが多く、受診回数が増える傾向にある七十五歳以上のほとんどは収入が少なく、暮らしも不安定であり、病院に行けなくなるという事態が起ると大変なことであります。

こういった様々な問題点から、やはりこの問題については、同意できないとの立場で、反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「一二番 竹下秀樹君登壇」

○一二番（竹下秀樹君） 議案第二一号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

本予算につきましても、後期高齢者医療広域連合納付金の増加に伴い、歳出全体は、前年度予算額より増加しているものの、全体の予算構成に大きく変わるものではなく、低所得者に係る保険料軽減分

も予算措置されていることから、さきの特別会計同様、可決すべきものと考えます。

その上で、制度設計に対する指摘について触れますと、反対論者の御指摘とは、また別な視点で、高齢者といいますが、生活や健康状態、所得や資産等は様々であり、医療ニーズが高い人に対する配慮は、自己負担を抑えられる高額療養費で、一定担保できていますので、一律に年齢で区切る制度は合理性を持たないという議論があること、また、この制度のネーミングも含め、制度発足以来いろいろ批判が多いことも承知しております。

一方で、厚生労働省から出される統計資料を基にした分析では、制度発足以後の全体的な傾向として、高齢化の進展に沿って後期高齢者医療制度の医療費が増加していますけれども、それぞれの負担の伸び率を見ると、七十五歳以上高齢者の保険料自己負担よりも、国自治体の税金と、七十四歳の人から支払われる支援金のほうが大きいという報告もあります。

医療費の増額が避けられない後期高齢者世代において、現状、原則一割の自己負担で済んでいるのは、実は、現役世代が支援金という形でその財源の少ない部分を支えているからであり、後期高齢者世代はマクロ的には、むしろこの制度設計の恩恵を受けているという見方があることも申し上げ、もって賛成の討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第二二号、令和三年度西之表市水道事業会計予算の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案追加上程・審議

○議長（川村孝則君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま市長から議案第二三号、西之表市監査委員の選任についてと、議案第二五号、和解及び損害賠償の額を定めることについてが、市議会会議規則第十四条第二項の規定により議会運営委員会から、議案第二四号、西之表市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての議案三件が提出されました。

この際、議案第二三号から議案第二五号の議案三件を、追加上程し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。
「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第二三号 西之表市監査委員の選任について

○議長（川村孝則君） 初めに、日程第一六、議案第二三号、西之

表市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第一百七七条の規定により、鮫島市憲君の退席を求めます。

〔二番 鮫島市憲君退席〕

○議長（川村孝則君） 議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

追加議案書一ページをお開きください。

議案第二三号、西之表市監査委員の選任についてであります。

地方自治法第九十六條第一項の規定により、監査委員を選任したいところから、議会の同意を求めるところであります。

住所、西之表市現和六千二百八十二番地三。氏名、鮫島市憲。昭和二十四年六月二十日生まれ。履歴に関しましては、次のページを御覧いただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三條第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。これより投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（川村孝則君） ただいまの表決を有する出席議員は十一名であります。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（川村孝則君） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意
されない方は反対と記載の上、順次、投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び
賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定によ
り否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願い
します。

〔議会议務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一 番 長 野 広 美 議 員
- 三 番 橋 口 美 幸 議 員
- 四 番 渡 辺 道 大 議 員

五 番 宇 野 裕 未 議 員

六 番 杉 為 昭 議 員

八 番 河 本 幸 男 議 員

九 番 濱 島 明 人 議 員

一〇番 下 川 和 博 議 員

一 一 番 遠 藤 建 次 郎 議 員

一 二 番 竹 下 秀 樹 議 員

一 四 番 橋 口 好 文 議 員

○議長（川村孝則君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 投票漏れなしと認めます。
以上で投票を終了いたします。
議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（川村孝則君） これより開票を行います。
会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に長野広美さん、
橋口美幸さんを指名いたします。

〔開票・点検〕

○議長（川村孝則君） 投票の結果を報告いたします。
投票総数十一票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。
そのうち
有効投票十一票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十票

反対一票

よつて、議案第二三号、西之表市監査委員の選任については、これに同意することに決しました。

ここで、鮫島市憲君の着席を求めます。

〔二番 鮫島市憲君着席〕

△議案第二四号 西之表市議会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一七、議案第二四号、西之表市議会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔議会運営委員長 河本幸男君登壇〕

○議会運営委員長（河本幸男君） 議案第二四号、西之表市議会議規則の一部を改正する規則の制定について、西之表市議会議規則第十四条第二項の規定により提出いたします。

令和三年三月三十日。

提出者、議会運営委員会委員長、河本幸男。

今回の改正は、欠席事由の明文化及び請願への押印の見直しにつ

いて、全国市議会議長会標準市議会議規則検討会で検討が行われ、令和三年二月十二日付で、標準市議会議規則の一部改正に関わる通知があったことから、西之表市議会議規則の一部を改正しようとするものです。

それでは、規則の内容について御説明いたします。

配付してあります新旧対照表も参考に御覧ください。

西之表市議会議規則の一部を改正する規則。

西之表市議会議規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第九十一条第一項中、「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため」に改め、同条第二項中、「日数を定めて」を「出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改めるものです。

第三十九条第一項中、「請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印しなければならぬ」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中、「請願を」を「前二項の請願を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に、第二項「請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印を

しなければならぬ。」を加えるものです。

附則として、この規則は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。議員各位の賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、議会運営委員長報告のとおり決することに賛成の

方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二五号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一八、議案第二五号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

追加二の議案書一ページを御覧ください。

議案第二五号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。

議案書の一番下、提案理由でございますが、令和三年三月一日発生の本市公用車を起因とする交通事故により与えた損害について、損害賠償の額を決定し、和解するため、地方自治法第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により、議会の議決を求めるもので

でございます。

内容を御説明いたします。

一、相手方につきましては、議案書に記載のとおりでございます。
二の事故の概要でありますけれども、令和三年三月一日月曜日十六時五十五分頃、公務により、市内事業所に向かうため、市役所構内道路から市道街路中央線を横断し、直進しようとして、市役所構内交差点に進入した際、左方向から直進してきた相手方車両が、本市公用車の側面に衝突したものでございます。

三の損害賠償額につきましては、車両損害賠償額五十五万二千百八十六円。

四の和解の内容といたしまして、(一)西之表市は相手方に対し、車両損害賠償金を支払う。

(二)相手方は、上記条件に関し、一切異議、請求の申立てをしない。

以上で説明終わります。

○議長(川村孝則君) 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(川村孝則君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託をいたします。

ここで、総務文教委員会開催のため、休憩をいたします。

総務文教委員会は直ちに委員会を開催し、議案審議をお願いいたします。

再開時間につきましては、庁内放送でお知らせいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後一時三十五分休憩

午後二時十分開議

○議長(川村孝則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 竹下秀樹君登壇〕

○総務文教委員長(竹下秀樹君) それでは、本委員会が付託を受けた議案第二五号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、審査の結果を御報告いたします。

本案は、本市公用車を起因とする交通事故により与えた損害について、損害賠償の額を決定し、和解するため、地方自治法第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本事故は、令和三年三月一日月曜日十六時五十五分頃に発生し、公務により市内事業所に向かうため、市役所構内道路から市道街路中央線を横断し、直進しようとして、本市公用車が交差点に進入した際、左方向から直進してきた相手方車両が、本市公用車の側面に衝突したとの説明を受けました。

損害賠償の額は、車両損害賠償として五十五万二千百八十六円で、

和解につきましては、一つ目、西之表市は相手方に対し、車両損害賠償金を支払うこと。二つ目、相手方は、この条件に関し一切異議、請求の申立てをしないことという内容になっております。

本委員会の審査におきまして、今後視角を遮る看板の撤去など、物理的に講じれる工夫を施すことを確認し、また、ドライバーとしての自覚を、職員一人一人がしっかり持つようにとの意見も委員から出され、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

ここで、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△閉会中の継続審査

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一九、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会において審査、調査中の事件につき、会議規則第百十一条の規定に基づき、継続審査、調査の申出がありました。

委員長の申出のとおり継続審査、調査に付することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することを決しました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（川村孝則君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 令和三年第一回西之表市議会定例会の閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、本日までの二十八日間、長きにわたり熱心に御審議を賜り、誠にありがとうございました。

今議会におきまして、議員各位からいただきました御意見、御指摘等につきましては、十分に留意し、今後の市政運営に当たってまいります。

さて、当面の重点課題としまして、新型コロナウイルス感染症への対応が挙げられます。ワクチン接種につきましては、供給状況を見ながら、不安や混乱を招くことがないように、確実かつ丁寧な対応に努めてまいります。

また、本定例会で議決いただきました事業継続対策支援金や、専決処分を予定しています子育て世帯に対する特別給付金など、経済対策につきましても、迅速に対応をしてまいります。

引き続き、国や県、医療機関をはじめとする関係機関等との連携を図り、新型コロナウイルス感染症への対応を的確に実施してまいりますので、議員各位並びに市民の皆様方の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

さて、間もなく令和三年度がスタートいたします。新たな出会いに胸が高まる一方、進学や就職で多くの若者が島を離れていきます。この若者たちが、いつでも安心して帰ってくるができる西之表市をつくっていかねばなりません。

新年度、第六次長期振興計画、後期計画の策定を行いますので、市民の皆様方の御意見も伺いながら、私の具体的施策を盛り込んでまいりたいと考えております。

今議会での一般質問におきましても、多くの意見が出されましたように、馬毛島問題に関して、市民の間には、なおも熱気が残っているように感じております。いずれも、市の発展を願う気持ちの表れであると受け止めております。

お互いの意見に耳を傾け、語り合い、まちづくりのために英知を集集するときであります。本市の宝を未来につないでいくため、粉砕身取り組んでまいります。今後とも御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本会議場には、本日で最後となる方がいらっしやいます。大瀬浩一郎総務課長兼選挙管理委員会書記長でございます。長年にわたり、市政発展のため御尽力をいただきました。これまでの御貢献に対しまして、心より感謝を申し上げます。そしてまた、体には十分に御自愛をいただき、引き続き市民の立場で、市政発展に御協力いただくよう期待するものでございます。

結びになりますが、議員各位並びに市民の皆様方の御健勝と御発

展を御祈念申し上げまして、閉会に当たつての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

△議長閉会挨拶

○議長（川村孝則君） 閉会に当たりまして、私からも一言御挨拶を申し上げます。

一月の改選後、初めての三月定例議会は、新しい十四名という議会構成の下で、三月三日開会され、二十八日間という長きにわたる会期でしたが、議員、理事者各位、真摯に御議論いただき、本日無事閉会の運びとなりましたことに感謝を申し上げます。

また、本定例会に上程された議案全て可決されました。議員、理事者各位、大変御苦労さまでございました。

これらの議決を踏まえ、当局におかれましては、令和三年度の円滑な市政運営を望む次第であります。

本定例会で特徴的だった事案が三点あります。

一つは、産業厚生委員会が独自に発議したさつまいも基腐病対策に係る要望書を、市長に提出したことであります。生産農家の方々が大変苦労されている中で、再度行政として、その支援策を講じる必要があります。一日でも早く、元の作付面積に回復できるように、誠意を持って対応していただくよう、私からもお願いいたします。

二点目は、先ほど市長も触れましたが、新型コロナウイルス対策であります。商店街の事業者の方々が、現在厳しい経営環境にある

中で、支給要件に該当する事業者に対し、支援策としての予算も計上されており、早期対応をお願いします。また、今定例会でワクチン接種の予算も計上されており、六十五歳以上の高齢者の方々、基礎疾患のあるの方々へ接種事業が開始できる予定となっております。他の市民の方々への接種事業につきましても、国や県との連携の下、早期に行われることを要望しておきます。

三点目は、馬毛島に係る予算であります。先ほど、令和三年度一般会計予算に対して、討論の中で、原案に反対する立場から厳しい御意見がございました。当局として、これらの懸念される事案については、国に対し、しっかりと地元自治体としての考えを述べて、予算執行できるように強く要望をしておきます。

さて、先ほど市長からも御紹介がございましたけれども、明日をもって、大瀬総務課長が退職をされます。長きにわたり課長職を務められ、市政発展に御尽力いただいたことに、私からも感謝を申し上げます。今後は、一市民として市政発展に御協力いただきますようお願いいたします。

また、内教育委員会学校教育課長が、今回の人事で御栄転と伺っております。在任中、本市の学校教育の充実のために御尽力いただきましたことに感謝を申し上げ、赴任地でも、ますますの御活躍を祈念申し上げます。

最後に、いよいよ春の花々が咲き誇り、過ぎしやすい季節となってきました。コロナ禍において、各地の地域行事等、ままならない

状況でもありますけれども、議員各位、御自愛の上、御活躍されることを祈念申し上げて、閉会の挨拶いたします。

△閉 会

○議長（川村孝則君） 以上をもちまして、令和三年第一回西之表市議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午後二時二十二分開会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

三 番 議 員

四 番 議 員